

# 高等教育の修学支援新制度と私立大学

(2023年3月)

私学高等教育研究叢書

日本私立大学協会附置  
私学高等教育研究所



## はじめに

高等教育の修学支援新制度は、対象者が限られるとはいえ、授業料のみならず入学金も減免し、生活費に相当する奨学金も給付するという、公的学生支援としては画期的なものである。2019年10月に税率を上げた消費税を財源とし、少子化対策の一環との位置づけで実施されている。初年度である2020年度は4,882億円、2021年度は5,840億円、2022年度は6,211億円が予算計上された。

これまでに例をみない規模であるが、支援対象となる学生に厳しい成績要件を課し、個人補助であるにも関わらず高等教育機関にも要件を課すなど、制度上の課題もみられる。新制度に係る事務処理上の負担も大きく、通常の大学業務に支障が生じているとの声もある。新制度は施行後4年経過時の見直しが法定されており、2022年12月には高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議から見直しについての報告が公表されているが、新制度が学生および高等教育機関に及ぼした影響を踏まえた見直しが求められるところである。

私学高等教育研究所では、新制度開始前の2019年11月に「私立大学の財務に関するアンケート調査」を実施し、私立大学が新制度にどのように臨もうとしているかを分析したが、このたびは新制度開始後の実情を把握するために「奨学金等に関する現況調査」として全私立大学を対象にアンケート調査を実施した。本書はその報告書として、調査で得られたデータを多角的に分析した論考を取りまとめたものである。

間もなく4年目を迎える修学支援新制度が高等教育を受ける機会の均等に寄与し、高等教育の発展に貢献するものとなる上で、本書に示された知見が活かされれば幸いである。

2023年3月

日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所  
「私立大学の財務・財政に関する研究プロジェクト」  
プロジェクトリーダー・桜美林大学教授 浦田 広朗

「私立大学の財務・財政に関する研究プロジェクト」

プロジェクトリーダー

小林 雅之（客員研究員・桜美林大学大学院国際学術研究科 教授）

浦田 広朗（研究員・桜美林大学大学院国際学術研究科 教授）

プロジェクトメンバー

丸山 文裕（客員研究員・広島大学 名誉教授）

西井 泰彦（私学高等教育研究所 主幹）

白川 優治（研究員・千葉大学大学院国際学術研究院 准教授）

川崎 成一（プロジェクト研究協力者・名古屋産業大学 教授

／東京大学大学院教育学研究科 教育学研究員）

堺 完（研究協力者・大分大学 IR センター 講師）

宮里 翔大（研究協力者・桜美林大学リベラルアーツ学群 特任助教

／帝京大学教育学部 助手）

坂下 景子（私学高等教育研究所 職員）

中山 隼登（研究所特別研究協力者・帝京大学教育学部 助手）

橋本 侑樹（プロジェクト研究協力者・桜美林大学大学院修士課程在学）

# 目 次

はじめに	浦田 広朗	
序章 調査と調査結果の概要	小林 雅之	1
第1章 私立大学における修学支援新制度の実情と課題	西井 泰彦	13
第2章 修学支援新制度実施後の私立大学学納金と入学者	丸山 文裕	51
第3章 修学支援新制度による私立大学への影響	橋本 侑樹	61
第4章 修学支援新制度と学納金改定・独自の学生支援制度の構築 —ブロック別分析と財務比率の分析—	川崎 成一	85
第5章 私立大学における修学支援新制度の受給状況の現状と課題	白川 優治	95
第6章 修学支援新制度が大学財務と学生生活・家計に及ぼす影響	浦田 広朗	107
基礎集計		117
	担当：西井 泰彦・坂下 景子・堺 完・宮里 翔大・ 中山 隼登・橋本 侑樹・高山 亜弓	
調査票		151



## 序章. 調査と調査結果の概要

小林 雅之 (桜美林大学)

### 1. 調査の概要

私学高等教育研究所では、2019年11月に「私立大学の財務に関するアンケート調査」を実施した。この調査結果は、『高等教育政策と私立大学の財務』（2020年10月）として刊行されている。前回の調査は、修学支援新制度の開始前に各大学がどのような対応を取ろうとしているか、また、新制度に対する評価を尋ねるものであった。とりわけ、新制度の機関要件については、各大学の対応や評価を詳細に分析した。本調査はこれに続き、2022年9月から11月に、新制度が実施された後の大学の対応を尋ねた。ただ、2020年3月からいわゆる「コロナ禍」と新制度の開始が重なったため、両者の影響を分離することができない。とりわけ、学生支援については、文部科学省（日本学生支援機構）や各大学でもコロナ禍に対する学生の支援も実施されている。この点に留意する必要がある。

調査の概要は以下の通りである。

調査日時：2022年9月30日（金）～11月4日（金）

調査方法：Webフォームによるアンケート調査

調査対象者：全私立大学（株式会社立を含む）627大学の理事長・学長・事務局長

回答大学数及び回収率：410大学（65.4%）（11月4日の集計時点）

#### 回答校の特性について

回答校410校のうち、学生総数について、未回答9校を除く401校の平均は3,301.0人となっている。文部科学省「学校基本調査」2022年度によると、私立大学620校の学生数の平均は、3,318.7人で、本調査の平均とほぼ等しくなっていると見ていい。その分布は、表1の通りである。1,000人未満の小規模校が29.2%、2,000人未満では56.1%と半数以上となっている。これに対して、8,000人以上の大規模校は9.2%と1割以下となっている。2,000人以上8,000人未満の中規模校が34.7%となっている。

表1 学生総数別回答校数

	度数	回答総数	無回答を除く
0-999人	117	28.5	29.2
1000-1999人	108	26.3	26.9
2000-3999人	79	19.3	19.7
4000-7999人	60	14.6	15.0
8000人以上	37	9.0	9.2
合計	401	97.8	100.0

表 2 地域別回答校数と学校基本調査 2020 年度学校数

	回答校		学校基本調査2022年度	
北海道	20	5.0%	24	3.9%
東北	23	5.7%	33	5.3%
北関東	14	3.5%	25	4.0%
南関東	129	32.2%	206	33.2%
中部(愛知県を除く)	35	8.7%	56	9.0%
愛知	32	8.0%	45	7.3%
京都・大阪・兵庫	64	16.0%	109	17.6%
近畿(京都・大阪・兵庫を除く)	10	2.5%	20	3.2%
中国	28	7.0%	36	5.8%
四国	5	1.2%	9	1.5%
九州	38	9.5%	53	8.5%
沖縄	3	0.7%	4	0.6%
計	401	100.0%	620	100.0%

回答校の地域別分布は表 2 の通りで、学校基本調査 2020 年度の地域別学校数と比較してもほとんど差は見られない。これらの点からみると、回答校は母集団である全国の私立大学とほぼ同一の特性を持ち、回答は全国の私立大学の状況をほぼ反映しているものと見ることができる。

## 2. 調査結果の概要

本調査の結果は、巻末の「基礎データ」に単純集計と回答校の規模別に詳細に示されている。ここでは、主な調査結果の単純集計のみ示す。

### 学納金の改定について

図 1 のように、学納金の改定の予定について、回答校の約 4 分の 3 (78.2%) が改定の予定はないとしている。これに対して、明確に改定の予定がある回答校は約 1 割(12.0%)に留まっている。

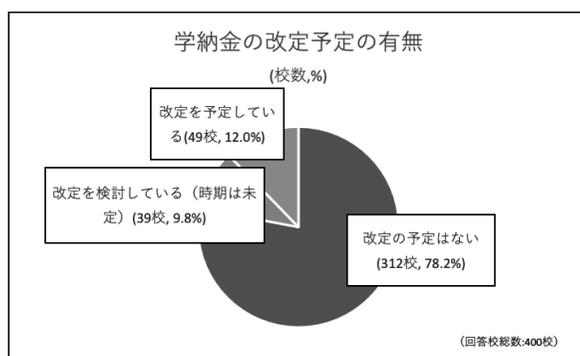


図 1 学納金の改定予定

学費改定の要因について3つ順をつけて尋ねた。第1の要因については、図2のように、「施設・設備の拡充」(18.0%)が最も多く、次いで「消費税の引き上げ」(15.4%)となっている。修学支援新制度については「国の高等教育無償化や奨学金の充実」として尋ねたが、2.6%ときわめて少ない。新制度は学費改定にはあまり影響していないと見られる。

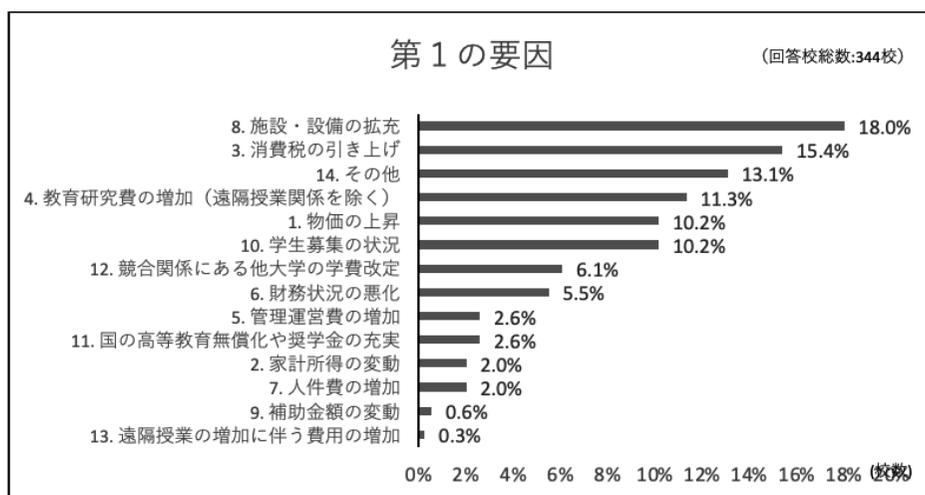


図2 学費改定の要因

### 修学支援新制度による入学者数への影響

修学支援新制度による入学者数への影響については、図3のように、「ほぼ変わらない」が約8割(81.7%)を占め、次いで「入学者数が増加した」(10.9%)、「入学者数が減少した」(7.4%)と、相反する影響が見られるが、全体としては影響を受けた回答校は多くないとみられる。

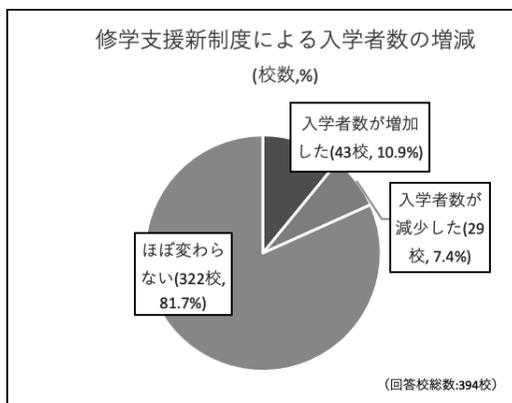


図3 修学支援新制度による入学者数の増減

## 大学独自奨学金制度への影響

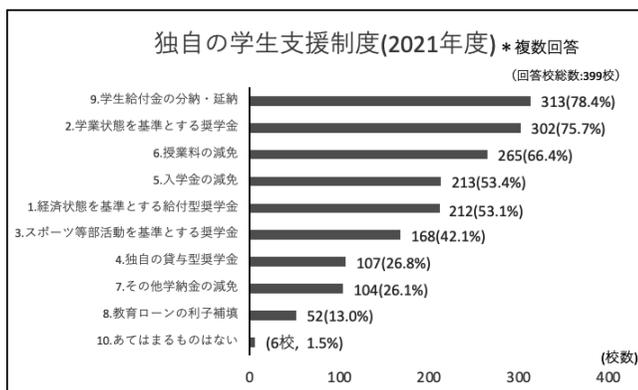


図 4 大学独自の学生支援制度

大学独自の学生支援制度について、複数回答で、最も多くの回答があったのは、図4のように、「学生給付金の分納・延納」(78.4%)で4分の3以上の回答校が実施している。次いで、「学業状態を基準とする奨学金」(メリットベース奨学金)(75.7%)も4分の3の回答校が実施している。さらに、「授業料の減免」(66.4%)、「入学金の減免」(53.4%)と続き、「経済状態を基準とする奨学金」(ニードベース奨学金)(53.1%)も半数以上の回答校が実施している。

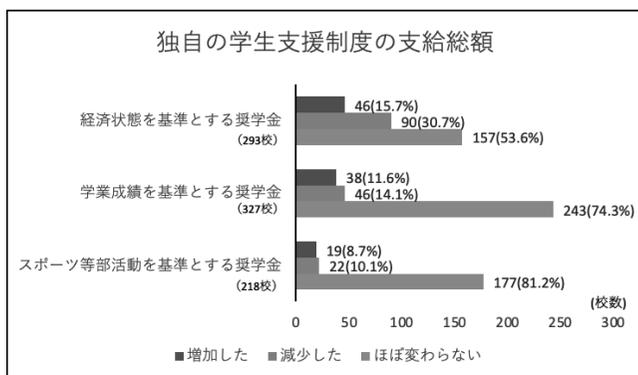


図 5 大学独自奨学金の支給総額

修学支援新制度によって大学独自奨学金がどのような影響を受けたのか、総額の変化を見ると、図5のように、「経済状態を基準とする奨学金」(ニードベース奨学金)について、回答校の約半数(53.6%)は、「ほぼ変わらない」としているが、約6分の1(15.7%)は「増加した」としているのに対して、3割(30.7%)は「減少した」としている。減少した回答校は、修学支援新制度によって、大学独自のニードベース奨学金制度を肩代わ

りすることができたと見ることができる。他方、「学業成績を基準とする奨学金」（メリットベース奨学金）については、回答校の4分の3（74.3%）が「ほぼ変わらない」としており、「増加した」（11.6%）や「減少した」（14.1%）と、影響は限定的とみられる。さらに、「スポーツ等部活動を基準とする奨学金」については、「ほぼ変わらない」が約8割（81.2%）で、さらに影響は少ない。しかし、回答校によって相反する対応が見られることも注目される。

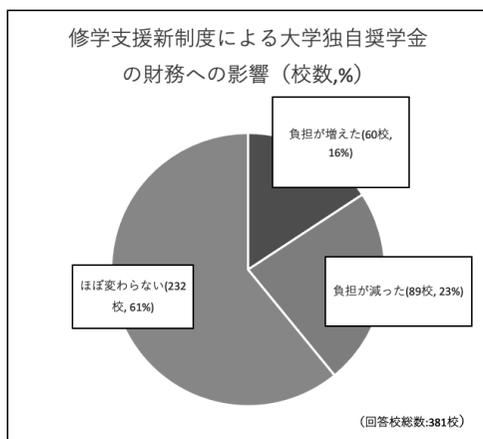


図 6 修学支援新制度の大学独自奨学金の財務への影響

修学支援新制度の大学独自奨学金の財務への影響について、図6のように、「ほぼ変わらない」が約6割（61.0%）と最も多いが、「負担が減った」も約4分の1（23.0%）で、大学独自奨学金の支出を削減することができたとみられる。他方、「負担が増えた」とする回答校も6分の1（16%）となっており、回答校の間でも相違が見られる。

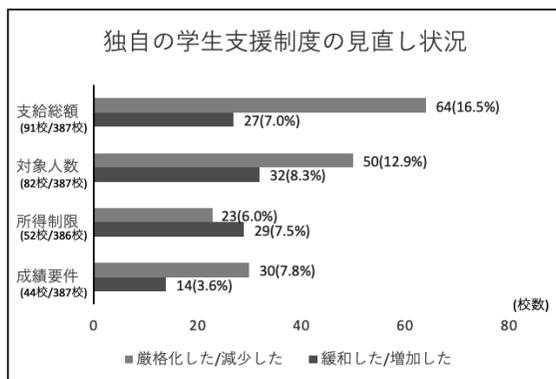


図 7 大学独自の学生支援制度の見直し状況

さらに、修学支援新制度による大学独自の学生支援制度の見直しについて見ると、図7のように、「支給総額」について「支給の条件を厳格化した／支給総額が減少した」が6分の1(16.5%)と、「支給の条件を緩和した／支給総額が増加した」(7.0%)を倍以上上回っていて、ここからも修学支援制度が大学独自の学生支援を肩代わりしたことが窺われる。「対象人数」についても、「支給の条件を厳格化した／対象人数が減少した」が約1割(12.9%)と、「支給の条件を緩和した／対象人数が増加した」(8.3%)より多く、同じような傾向がみられる。同様に「成績要件」についても、「支給の条件を厳格化した／対象人数が減少した」(7.8%)に対して、「支給の条件を緩和した／対象人数が増加した」(3.6%)と同じような傾向がみられる。これに対して、「所得制限」については、「支給の条件を厳格化した／対象人数が減少した」が6%に対して、「支給の条件を緩和した／対象人数が増加した」(7.5%)と、相異なる対応をする回答校の割合がほぼ等しくなっている。

### 3. 大学聞き取り調査の概要

大学聞き取り調査は、アンケート調査の参考にするとともに、アンケート調査では把握しにくい個々の大学の状況を明らかにするために2022年8月から9月に5大学に実施した。お忙しい中、調査に協力していただいた大学の関係者に改めて御礼申し上げる。

以下の概要は、全国の大学の状況を表しているのではなく、あくまで個々の大学のケースであることに留意する必要がある。しかし、新制度実施以降の大学の状況を端的に示しているばかりでなく、これまで気がつかれていなかったケースもあることが明らかになった。また、県外進学が増減など、まったく相反する状況も示されており、それだけ私立大学の置かれている状況が多様であることがわかる。

#### 修学支援新制度の大学財務への影響について

修学支援新制度によって大学独自奨学金を肩代わりしたり、大幅に減少したりして大学財務に対しては好影響を受けているという大学が多い。

この制度によって、これまで大学独自奨学金受給者であった者が新制度の受給者になったため、財務的には大学の奨学費を従来の10分の1以下に大幅に削減することができるようになった(A大学)。

予算は前年度の学生数をもとに立てている。修学支援制度が始まって学納金収入が増えたとはいえないが、授業料減免分が確実に国から振り込まれるので未収入金が減った。自前の制度で修学支援新制度と自前の奨学金は併用できないようにしている。国の制度のほうがいい形になっているためそちらを使っている。1億3,000万円くらい国からくるようになっている。3億以上も大学の奨学金を減らすことができた(B大学)。

会計上は、授業料減免費用は奨学費で計上するので、教研比率は上がり、経常費補助金の額が増えており、減免制度の恩恵を受けたといえる(C大学)。

新制度が発足したことで、独自奨学金は若干減った。国のほうを優先することに

しているため。また、銀行の提携ローンは、保証料は大学が負担することになっているが、銀行の借り入れ残高が若干減り、借入金利息も減ったため (D 大学)。

自大学の奨学金は逆に増やしている。コロナ禍で経済的負担が増えている学生がいるため (E 大学)。

新制度の導入と独自奨学金の関係について、経済的に困難な学生は新制度でサポートすることになったが、独自奨学金への申請者数はあまり変わっていない (E 大学)。

## 機関要件について

機関要件について、緩和を望む意見や全国一律の基準の改正を求める意見が見られる。

機関要件として3年連続で定員充足率が8割以下の場合、確認大学と認定されない。これに対して、定員を減らすことで対応する (A 大学)。

定員充足率は地方によって大きく異なるし、18歳人口の減少率も地方の方が大きい。また、コロナ禍の影響もある。こうした点に配慮していただきたい (B 大学)。

今は問題ないが、条件を緩和してもらいたい。大学によっては、学生が奨学金をもらえなくなることで、入学者が来なくなり、負のスパイラルに陥りかねないため (D 大学)。

充足率80%を満たすため、学部学科を整理するように誘導されかねない。特に資格を取れない学科は地方では厳しいが、失くすと地方で学ぶ学生たちの学びの幅が狭くなってしまう。27学科があるが収容定員を満たせないというだけで潰すわけにはいかず、全部大事だ。むしろそこを応援してほしい (D 大学)。

補助金や認証評価とはぼイコールなので、通常の経営をしていけば問題はないが、要件の意味は疑問だ。イコールである意味もわからない。なぜ必要なかを明確にしてほしい (E 大学)。

## 世帯年収について

世帯年収が変化することによって、受給資格が変化する者があることはすべての大学で見られた。しかし、それに対する大学の対応は大学によってまちまちである。

世帯収入が変化して、該当しなくなったケースはある。喪失した場合、本学の特待制度を使ってもらうことができる。特待制度が使えない場合は、JASSOの有利子に申し込んでもらうようにしている。1種は後期に申し込めないし、給付とは併用できなくなっている (B 大学)。

定期的に支援区分の見直しがあり、収入条件によって区分が変わるなどの事例はある。特にその際に学校としての配慮はしない (C 大学)。

いったん採用された学生が所得が増えたなどで該当しなくなったケースは、前期は少なかったが、後期は多かった (D 大学)。

新制度の始まる前に学生のご自宅にアンケートのハガキを出して、任意で世帯収入がどれくらいかを取った。2割近くの学生が該当することがわかった (B 大学)。

対象なのに申請していない学生はいるであろう。以前であればある程度実態を頭に入れながら指導できたが、今は所得証明書を得られないため難しい。入学後の相談でもそこが困っている部分だ (D 大学)。

### 学生や保護者への対応について

学生や保護者からの問い合わせに対する対応や新制度の周知について、学生の経済状況が把握できないため、限界があることが示されている。

独自奨学金を含め、奨学金を出しても、学生の学業に渡るとは限らない。線引きは必要だ (C 大学)。

保護者からの問い合わせが多いのでそのときにしている。経済要件や成績要件があるので、継続するためには勉強を頑張らなければいけないことを伝えている。しかし、学生はあまりピンと来ていないところがある (D 大学)。

1/4 への対応は、大学のポータルシステムで注意喚起を促す。斟酌すべき事情は 3 月中旬に成績発表が行われるときに全対象者に事情があるなら申し出るように掲示を行い、事情を証明する書類を提出させ、審議を行う委員会にかける (E 大学)。

該当しているが申請していない学生は把握していない。学生の個人の経済状況は把握できていないので、声をかけることは行っていない (E 大学)。

### 学生のプライバシーとの関連

学生のプライバシーとの関連で、世帯年収の把握が難しいことは多くの大学で見られる。先に見たように、今回聞き取りをした大学のうち、1 大学のみ、独自の調査を行って世帯年収を把握することに努めていた。

なにかあったらまずは教員のところに話が入ると思う。欠席や成績は指導しているが、主体的な学びの観点からも家計困窮への対応は対応が難しい (C 大学)。

経済状況を聞いていいのかどうか、難しい。自営業の家庭もあり、サラリーマンと違って所得を低く見せるところもあり、区別がつきづらい (C 大学)。

### 成績要件について

成績要件については、厳格に実施している大学が多かったが、大学の裁量で「斟酌すべき事情」を考慮している大学も見られた。また、例外規定を望む意見もあった。成績要件を満たさなかった受給者への対応は大学によって相違が見られた。

成績要件を満たさない学生は学生課がサポートしているため、中退していない。ただし、大学独自奨学金以外には特別の救済はしていない (A 大学)。

自然災害やコロナ禍で出席できない学生について公欠はあるが限界がある。また精神的疾患等で出席できなくなり辞める学生がいるため、例外規定があるとよい。

大学を辞める学生に理由を聞くと就職したいというケースが多く、職を見つけるところまで世話をするように努力している (B 大学)。

公欠などで救済できる学生は救済。特別な配慮をしたという例はない (D 大学)。

1/4に入ってしまう学生の中には、学科のGPAのつき方で成績が悪くないのに入ってしまうことがある。そういう学生にどう指導するか教員から聞かれることがあり、難しい。よほど厳しい場合はJASSOに相談し、斟酌すべき条件として進めることもある (D 大学)。

制度に採用されたあとに所得が上がって要件から外れる事例は何人か毎年いるが、別の奨学金などでの対応はしていない。奨学金の紹介など在学の支援はするが、全員に対応はできていないと思う (E 大学)。

この制度で認定されなかったから除籍だったという結果は得られていないが、制度が入ったことで経済的な理由での退学者は減っていると思う (E 大学)。

### 学生の進学動向について

修学支援新制度によって自宅外通学の費用負担が減少した。これによって大学進学動向に大きな変化は起きていないとみられるが、自宅外通学が増加し、地方から学生が流出する傾向もあるという大学と、そうした傾向は見られないという大学など、大学によって状況は異なっている。

修学支援新制度によって、学生の進学動向が変わったとは思わない (A 大学)。

学部によって差がある。X 学部は中間層向け支援がなくなり、打撃を受けている部分があるが、残りの学部はそうではない。全体で見ると助かっている学生が多い (B 大学)。

この制度で自宅外の進学が強く推進されると考えており、むしろ都市部維持法だと感じられる。B 大学に進んでくれる学生が県外に流出することを危惧している。自前の奨学金を出さないと学生は残らない (B 大学)。

この制度1つで東京など県外への進学が増えるとは考えづらい (C 大学)。

この制度で県内進学が減り、外に出て行ってしまうという現象は見受けられる。公的資金とその他の資金を併せて今までにない動きが出ている (D 大学)。

地元への教育の機会を与えたいと考えているが、沖縄からの進学者が増えるなど、給付型の第一区分を受給した学生が増えているという事実もある (D 大学)。

地方からの志願者がコロナ禍で減るかと思ったが、そうでもない。新制度の影響があったのかもしれない (E 大学)。

### 従来の授業料減免制度と修学支援新制度の相違

修学支援新制度によって、従来の私学振興・共済事業団による学生への経済的支援に対する補助金が廃止された。この点について、受給の対象となる所得層が変化し、新制度の受給の対象からもれた学生について、大学独自奨学金で対応している大学も見られた。

新制度ができる前は経済特待という枠で国の制度で支援してきたが、額が違う。

以前は700万くらいまで支援できた。実際は以前支援していた学生には独自奨学金で継続して支援している(B大学)。

### 情報公表について

確認大学の要件としての大学の情報公表については、任意項目があり必ずしもすべての情報が公開されているわけではない。

確認大学となるための機関要件の一つとして、大学の情報公表があり、確認申請書を公表する必要がある。しかし、受給者の人数が少ない場合には公表義務がないため、公表していない(A大学)。

### 事務負担について

事務負担が増加した大学がほとんどだが、新制度による奨学費支出が削減されたこともあり、やむをえないという意見も見られた。

確認大学になるための申請にかなり事務負担がある。聞き取りをした多くの大学では、事務作業はギリギリの人数でやっているため、増やすことは難しい。これ以上、事務負担を増やすような要件などは増やさないで欲しい。他方、修学支援新制度によって学生支援や大学財務はおおいに助けられているため、やむをえない(A大学)。

給付奨学金は在席報告があり、年に3回学生に入力してもらわなければいけないのだが、入力しない学生が多く、管理をするのが負担だ(B大学)。

学生が期限を通常通り守ればいいが、守らなかったり、書類のやり直しが必要な学生もいるからだ。学生の自己責任でもあるが、学生が不利にならないようフォローをしているが業務負担になっている(C大学)。

修学支援新制度の業務負担について、私学事業団に報告をすることが一番大変だ。学生一人一人の管理を基に作るので負担だ。特にJASSOの通常業務と重なり、年度末が大変だ(D大学)。

### 国への要望について

高校については事務負担に補助金があるが、大学については補助金がないことに対して要望があった。また、適格認定や機関要件や受給対象者の条件についても意見が見られた。さらに、制度の複雑化に対して、わかりやすいシンプルな制度を望む声も聞かれた。

高校の就学支援金制度には事務負担に県から補助金が出るが大学はないので、なにかあるとよい。高校は、公立は無償化で事務量が減り、私学は増えている。この考察を大学にも生かしてほしい(C大学)。

少子化対策で始まり親の家計とは切り離して負の連鎖を断ち切ることにあったはずだが、適格認定などは、そもそも違うと考えている(D大学)。

理系女、出世払いが独り歩きしている。中所得者向けについても関心が高い(D大学)。

適格認定の基準の違いや成績の厳しさなど、学生にもわかりやすいようにしてほしい。年度の途中で区分が変わるといのが理解されづらい。小さなことが積み重なって負担になっていることを考えていただきたい。制度自体は学生にはありがたい制度だが、シンプルでわかりやすくできれば、より良いものになるだろう(D大学)。

#### 4. 調査結果のまとめ

修学支援新制度の大学に対する影響は、大学によって異なり、多様である。中には相反する結果も見られる。この点はアンケート調査の結果にも聞き取り調査にも示されていた。私立大学の特徴である多様性がこの問題でも示されている。修学支援新制度は、機関要件や成績要件など、全国一律の要件が多いが、よりきめの細かな対応が求められていると言えよう。



## 第1章. 私立大学における修学支援新制度の実情と課題

西井 泰彦 (私学高等教育研究所)

令和2(2020)年度から施行された高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)は3年目を迎えている。「大学等における修学の支援に関する法律」の附則では、法律施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じて見直しを行うこととされている。これに先立って、教育未来創造会議の第一次答申(令和4年5月10日)等を受けて「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」が8月に設置され、機関要件の厳格化等に関する検討が行われ、令和4年12月14日に報告がまとめられた。教育未来創造会議の工程表では新制度の見直しは令和6年度から開始されることとなっている。

慌ただしく導入されたこの新制度について、私学高等教育研究所(以下「当研究所」という。)では、私立大学における実施状況や問題点等についてアンケート調査を実施し、今後の見直しと改善に向けての要望や意見を410校の私立大学の事務責任者から集約した。全部で38項目に関する調査の概要については既に速報(奨学金等に関する現況調査、以下「基礎集計」という。)としてまとめ、調査協力校に配付し、令和4年12月23日に研究所のHPに公開している。

本稿では、調査結果の中から私立大学の経営管理にとって特に重要と考えられる事項を取り上げ、調査内容の分析を加え、新制度の私立学校における実情と課題を示すことにしたい。

### 1. 修学支援新制度の対象者数と割合

2021年度と2022年度の更新確認申請書の対象者数と学生総数(いずれも前年度の学生数)に対する割合について、大学を学生数規模ごとに区分して後添の別表1にまとめている。

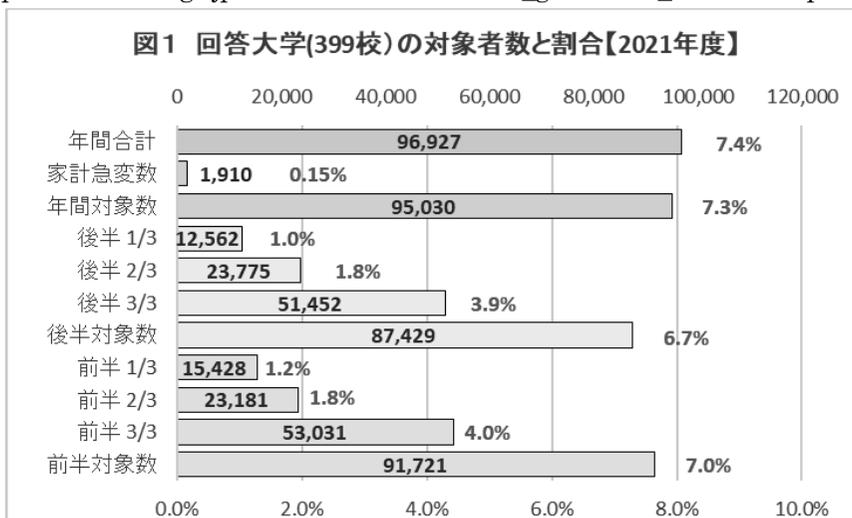
2021年度については次の図1のとおりである。調査集計した399大学の学生総数1,309,522人に対して、前半期の対象者数は91,721人で、その割合は7.0%であった。第1区分(標準額の支援)、第2区分(標準額の2/3支援)、第3区分(標準額の1/3支援)の割合はそれぞれ4.0%、1.8%、1.2%であった。後半期の対象者数は87,429人で、学生総数に対する割合は6.7%と、前半期に比べて多少減少した。第1区分、第2区分、第3区分の割合は、それぞれ3.9%、1.8%、1.0%となった。各区分の構成比は、前半が58%、25%、17%前後で、後半が59%、27%、14%前後であった(図3)。各区分の人数の合計と対象数の報告数は一致しない場合もある。

年間対象者数は96,927人となり、学生総数に対する割合は7.4%となった。そのうち、家計急変対象者数は1,910人であり、学生総数に対する割合は0.15%であった。

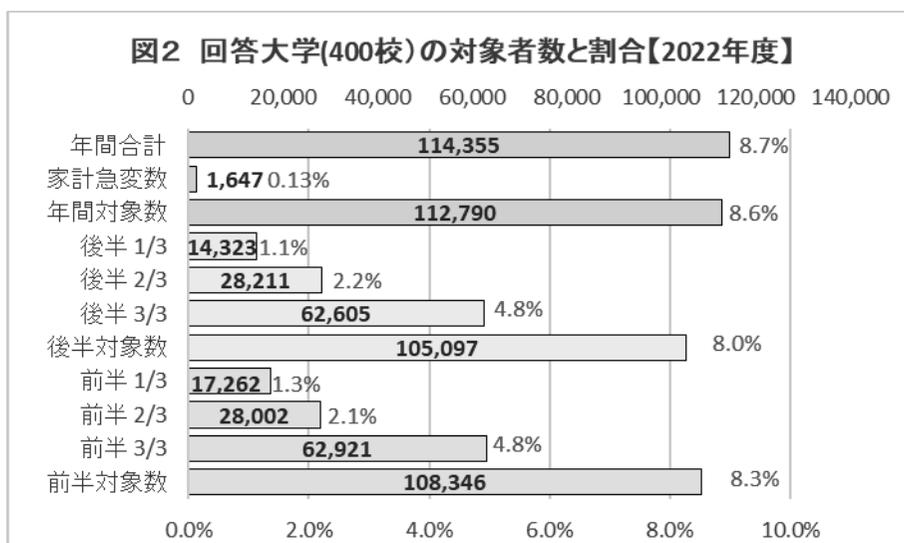
なお、この制度の発足に際しては、全学生の2割程度を対象とすることが想定されていたが、要件の厳格化により調査した私立大学の対象割合は7%程度に止まった。

【高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答 (Q&A) /A4 - 1 - 4】

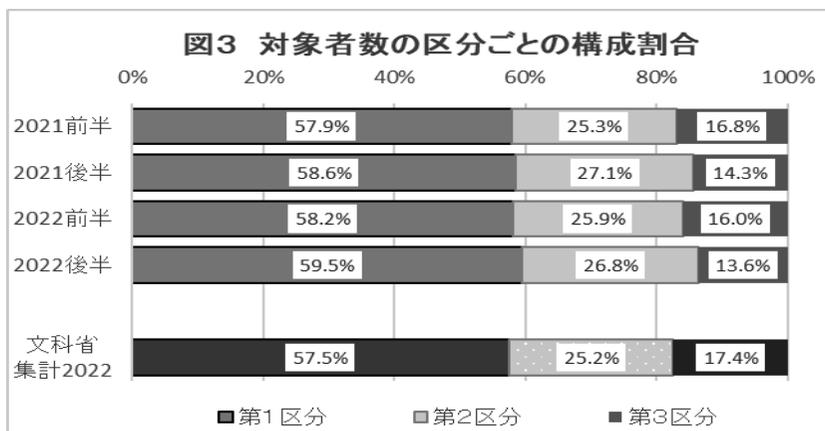
[https://www.mext.go.jp/content/20220221\\_mxt\\_gakushi60\\_100001055.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220221_mxt_gakushi60_100001055.pdf)



2022年度については、図2のとおりである。400大学の学生総数1,310,213人に対して、前半期の対象者数は108,346人で、その割合は8.3%と、いずれも前年度より増加した。第1区分、第2区分、第3区分の割合はそれぞれ4.8%、2.1%、1.3%となった。後半期の対象者数は105,097人で、学生総数に対する割合は8.0%と、前半期により下降したが、前年度よりは上昇した。第1区分、第2区分、第3区分の割合は、それぞれ4.8%、2.2%、1.1%となり、第3区分がやや減少した。

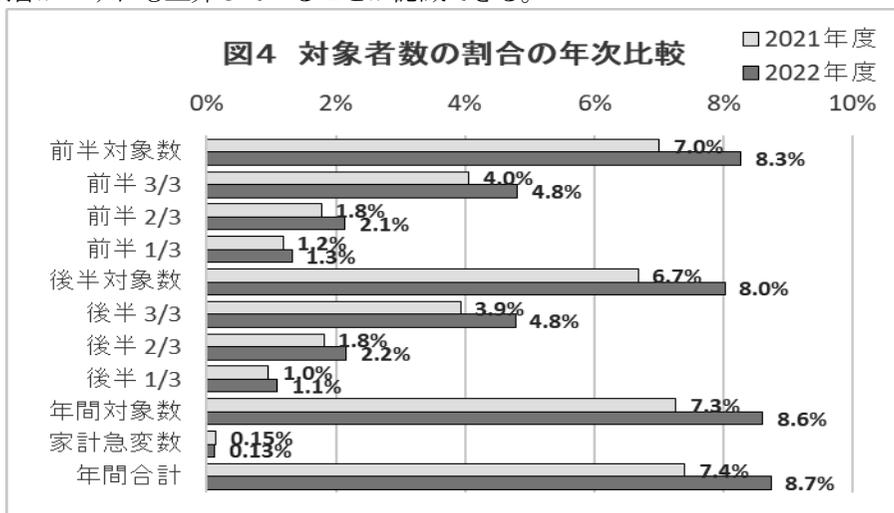


各区分の構成比は、前半が58%、26%、16%前後で、後半が60%、27%、14%前後であった(図3)。年間合計数は114,355人となり、前年度に比べ18%ほど増加した。学生総数に対する割合は8.7%となり、前年度から1.3ポイント上昇した。そのうち、家計急変対象者数は1,647人であり、学生総数に対する割合は0.13%であった。

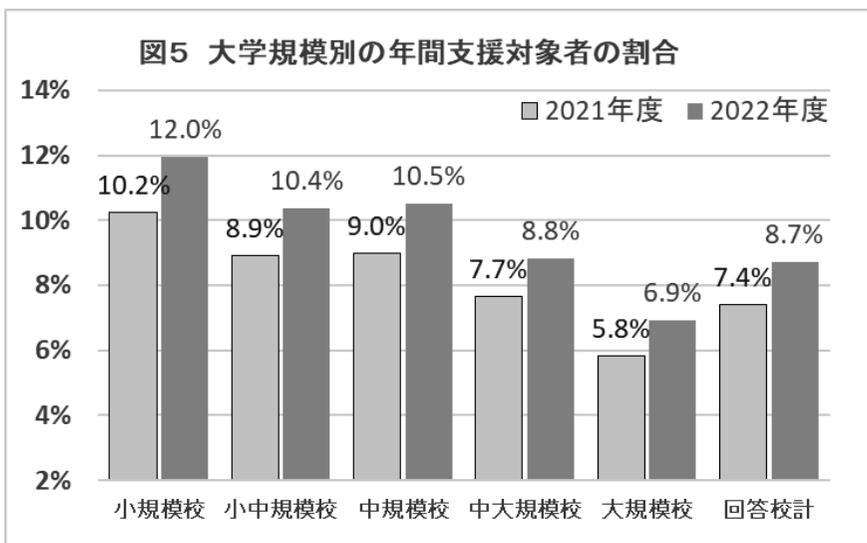


なお、文部科学省の新制度の私立大学の支援者数の令和3(2021)年度の実績値は、第1区分101,195人、第2区分44,298人、第3区分30,612人、合計176,105人で、うち家計急変数が953人となっている(令和4年12月14日高等教育の修学支援新制度在り方検討会議報告書/参考資料12頁)。当研究所の集計校数は400校程度で集計率が65%程度であり少なく表示されているが、年間合計の対象者数も全体集計の64.9%である。ただし、家計急変者の数は多く報告されていることに注目される。区分ごとの構成比を取ると、当研究所の調査結果と文科省の2022年度の私立大学の全体の合計値の第1区分から第3区分の構成割合とほぼ同様な率になっている。

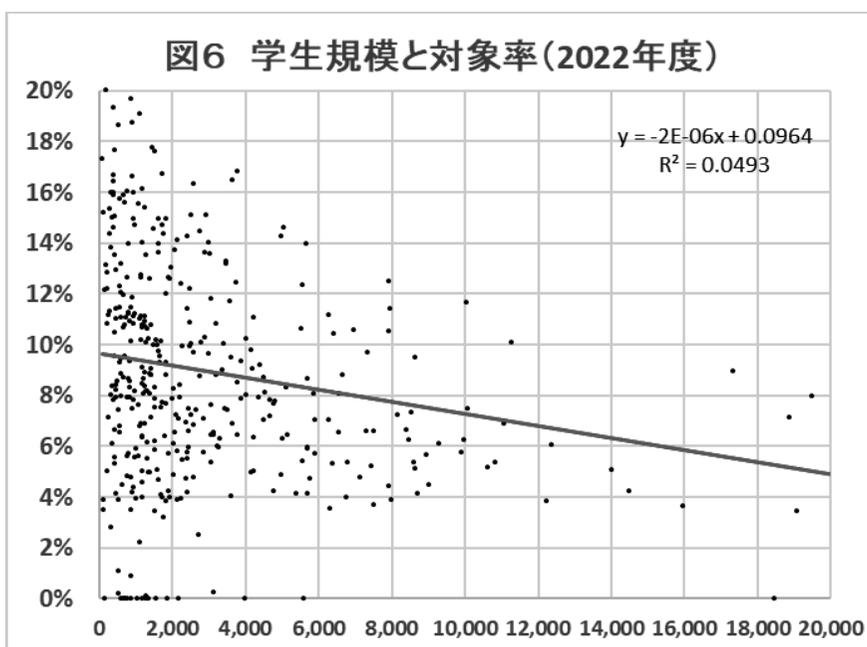
対象者の割合の年次推移を比較すると次の図4のようになっており、2022年度の対象割合がいずれも上昇していることが認識できる。



次に、別表1の大学の学生規模ごとの対象者数とその学生総数に対する割合の中から特に年間対象者数の割合を取り出すと図5のようになっている。支援対象者の割合は各年度とも、大規模な大学は低く、小規模な大学になるほど高くなっている。2022年度について、8,000人以上の大規模校においては6.9%であるが、1,000人未満の小規模校は12.0%である。大学の規模ごとに相当な対象率の差異があることが認められる。



参考までに、学生規模と対象率の散布図(図6)を取ると、同規模でも大学ごとの差異は大きいですが、学生規模が大きくなるにつれて対象率が下がってくるのが分かる。



このような支援対象率が大学ごとに差異が生じる要因を探るために大学の所在地域ごとの対象者数と割合を取り出すと次の表7、図7のようになっている。

対象率が最も低いのは東京都の5.6%である。岐阜、石川、山梨、愛知の各県が6%台で低い。大都市圏の近郊県も8%前後で、相対的に低くなっている。一方、対象率が高いのは高知29.6%、沖縄24.5%、奈良19.5%、青森19.3%、長崎18.8%、和歌山16.5%、大分16.0%、佐賀15.5%、鳥取15.0%などの県が続く。

ただし、都道府県ごとの私立大学の数には大小の差が大きいので、学校数が少ない県にあっては個別大学の影響が強く現れてくる。大都市圏以外では大学数は1、2校から5校以下の県もあるので注意する必要がある。

これらの状況を見ると、地域ごとの支援対象率には都道府県ごとの大学への進学状況や学生の家計の所得水準の差異が総じて影響していると考えられ、地域格差を生じることとなる。この点について、集計対象数が一部異なっているが、本書に収録された白川優治氏の論考においても、都道府県ごとの平均賃金と修学支援新制度の受給率についての有意な相関関係が示されており、地域ごとの同様な差異が現れている。

表7 私立大学所在地域ごとの対象者数等

番号	校数	県	学生数 2021	年間対象 者数	対象率
1	20	北海道	43,444	5,811	13.4%
2	5	青森県	4,734	916	19.3%
3	3	岩手県	3,016	228	7.6%
4	8	宮城県	28,364	2,756	9.7%
5	0	秋田県	0	0	
6	2	山形県	2,578	336	13.0%
7	5	福島県	3,864	393	10.2%
8	1	茨城県	3,068	311	10.1%
9	6	栃木県	18,238	1,536	8.4%
10	7	群馬県	13,266	1,317	9.9%
11	16	埼玉県	47,987	3,788	7.9%
12	19	千葉県	45,164	4,048	9.0%
13	75	東京都	415,654	23,455	5.6%
14	19	神奈川県	50,188	3,773	7.5%
15	7	新潟県	4,424	462	10.4%
16	1	富山県	231	27	11.7%
17	5	石川県	10,544	694	6.6%
18	3	福井県	4,160	380	9.1%
19	3	山梨県	5,569	375	6.7%
20	4	長野県	3,614	307	8.5%
21	6	岐阜県	10,646	695	6.5%
22	6	静岡県	13,696	1,208	8.8%
23	32	愛知県	113,105	7,696	6.8%
24	5	三重県	7,724	730	9.5%
25	2	滋賀県	1,373	201	14.6%
26	13	京都府	77,607	6,878	8.9%
27	32	大阪府	140,459	17,891	12.7%
28	19	兵庫県	76,283	7,148	9.4%
29	2	奈良県	5,551	1,082	19.5%
30	1	和歌山	230	38	16.5%
31	1	鳥取県	326	49	15.0%
32	0	島根県	0	0	
33	11	岡山県	17,665	2,137	12.1%
34	12	広島県	28,469	2,967	10.4%
35	4	山口県	3,746	481	12.8%
36	2	徳島県	6,632	863	13.0%
37	1	香川県	1,149	160	13.9%
38	2	愛媛県	5,934	796	13.4%
39	2	高知県	538	159	29.6%
40	19	福岡県	52,066	5,655	10.9%
41	1	佐賀県	1,974	305	15.5%
42	3	長崎県	2,521	474	18.8%
43	5	熊本県	12,068	1,705	14.1%
44	2	大分県	4,556	730	16.0%
45	4	宮崎県	3,771	554	14.7%
46	4	鹿児島	6,054	897	14.8%
47	3	沖縄県	7,963	1,950	24.5%
	403	全国	1,310,213	114,362	8.7%

図7 大学所在地域ごとの対象率



## 2. 修学支援新制度の開始による入学者への影響

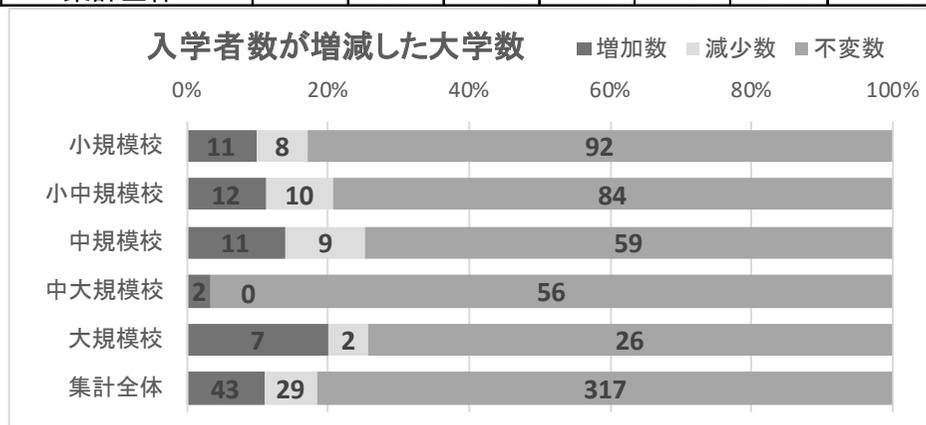
開始された修学支援制度が大学の入学者数にどの程度の影響を与えたのかをまとめたものが次の図表 8 - 1 である。大学の規模ごと及び収容定員充足率ごとにクロス集計を行ったために基礎集計（速報）と総数が異なっている。

なお、入学者の増減には志願者側と大学側等の様々な状況が影響するものであり、修学支援新制度だけで決まるものではない。しかし、新制度が低所得層の大学への進学促進の効果があることによって、大学への入学者数にも一定程度の影響が生じることになると見られる。

本調査によると、389 校の集計全体で、入学定員が増加した大学が 43 校、11.1%で、減少した大学が 29 校、7.5%であり、変わらなかった大学が残りの 317 校、81.5%という結果であった。1 割以上の大学で増加、1 割未満の大学で減少という回答である。増加は理解しやすいが、減少という影響は解釈が難しい。大学間の競争が激化しており、様々な要因で入学者の確保ができなかったと考えられる。

図表8-1 大学規模別の入学者数への影響(学校数と割合)

区分	増加校		減少校		不変校		小計
	増加数	割合	減少数	割合	不変数	割合	
1 小規模校	11	9.9%	8	7.2%	92	82.9%	111
2 小中規模校	12	11.3%	10	9.4%	84	79.2%	106
3 中規模校	11	13.9%	9	11.4%	59	74.7%	79
4 中大規模校	2	3.4%	0	0.0%	56	96.6%	58
5 大規模校	7	20.0%	2	5.7%	26	74.3%	35
集計全体	43	11.1%	29	7.5%	317	81.5%	389



しかし、これだけでは、どのような大学で増加又は減少したのか不明であるので、まず、大学を学生規模ごとに小規模校から大規模校まで区分して、それぞれのグループでの増減状況を示したものが図表 8-1 のグラフである。

小規模から中規模の大学においては、増加校が1割前後であり、減少校よりもわずかに多くなっており、増加校及び減少校を合算した割合も高くなっている。中大規模の大学においては増減の割合が最も少なく、入学者の影響が最も少なかったことを示している。大規模校においては減少校よりも増加校が多く、増加校の割合も最も高くなっていることに注目される。小規模校が特に増えたとは言えない。修学支援新制度は必ずしも入学者数の増加につながるものではなく、減少する場合もあることが認識できる。

次に、それぞれの私立大学の収容定員の充足状況に応じて入学者数にどのような影響があったのかを見るために、各大学を収容定員充足率に応じて一定の範囲に区分して、各々の増減状況を分析した。調査校全体の収容定員充足率の分布と増減状況は次の表8-2のとおりとなった。

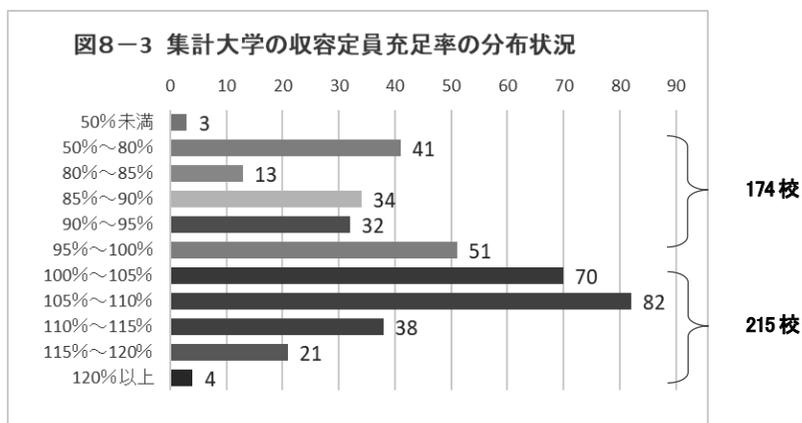
**表8-2 収容定員充足率ごとの入学者数の増減状況**

No	範囲	増加校		減少校		不変校		集計校計
		校数	割合	校数	割合	校数	割合	
1	50%未満	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	3
2	50%～80%	3	7.3%	5	12.2%	33	80.5%	41
3	80%～85%	0	0.0%	3	23.1%	10	76.9%	13
4	85%～90%	7	20.6%	7	20.6%	20	58.8%	34
5	90%～95%	5	15.6%	1	3.1%	26	81.3%	32
6	95%～100%	8	15.7%	6	11.8%	37	72.5%	51
7	100%～105%	8	11.4%	1	1.4%	61	87.1%	70
8	105%～110%	6	7.3%	5	6.1%	71	86.6%	82
9	110%～115%	2	5.3%	1	2.6%	35	92.1%	38
10	115%～120%	3	14.3%	0	0.0%	18	85.7%	21
11	120%以上	1	25.0%	0	0.0%	3	75.0%	4
13	集計校合計	43	11.1%	29	7.5%	317	81.5%	389

14	定員未充足校	23	13.2%	22	12.6%	129	74.1%	174
15	定員充足校	20	9.3%	7	3.3%	188	87.4%	215

表8-2のうち、集計した私立大学の収容定員充足率の状況を示すと図8-3のとおりである。

389校中174校、44.7%が定員未充足、215校、55.3%が定員充足となっている。



このような状況の私立大学において、新制度が入学者数に及ぼした影響を以下のとおり図8-4（充足率5%刻みで区分）と図8-5（定員充足・未充足で区分）で示した。

注目すべき点として第一に、充足率が85%未満の大学のグループでは、定員未充足校だからと言って入学者数が一概に増加した訳ではない。増加3校、減少8校で、減少した大学の方が多い。減少した理由を更に分析する必要がある。第二に、85%から90%の大学群では、増加と減少の学校数が最も多く、新制度の中で相反する影響が最も大きく現れている。学校数は少ないものの、その他の100%未満の大学でも増加と減少に分かれている。第三に、定員を充足している100%以上の大学においては、学校数は多いものの、減少校はわずかで、増加校も少なくなっている。第四に、115%以上の高い充足率の学校では更に入学者が増えている大学もある。

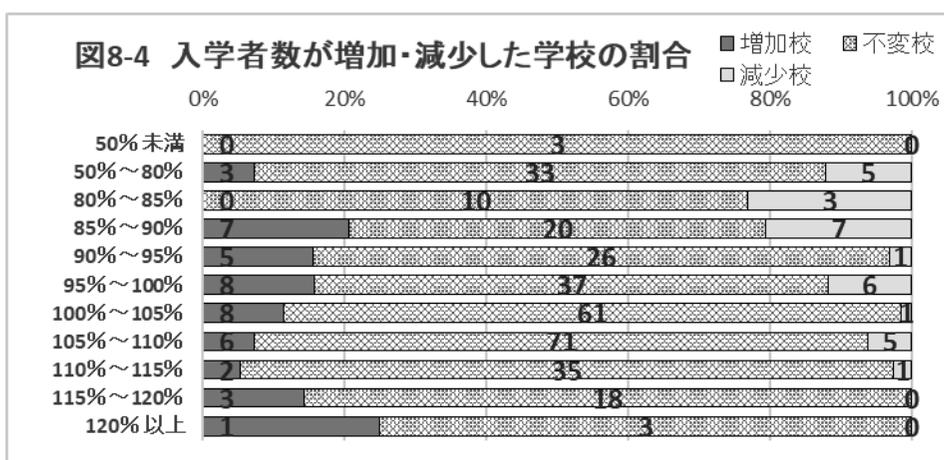
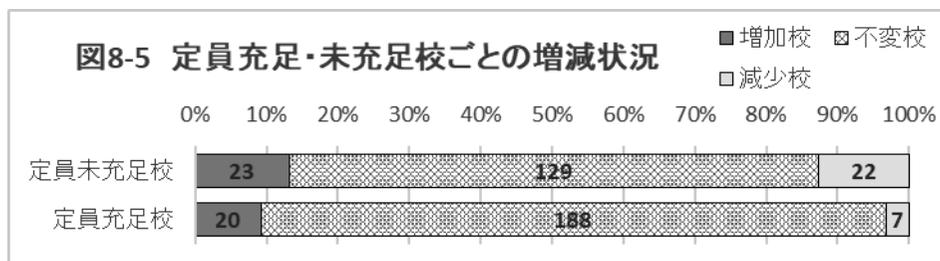


図8-5では、集計学校を定員充足校と未充足校に分けて、それぞれ入学者数の増減を見た。定員未充足校（174校）では、入学者数が増加又は減少した大学がそれぞれ20校余りあり、各13%程の割合を占めている。定員未充足が改善する大学と更に悪化する大学に二極化していると考えられる。定員充足校（215校）においては、入学者数が増加した大学が20校で、減少した大学が7校であった。全数に対する割合は小さいが、定員充足校の中では入学者数が減少した大学よりも増加した大学が多く、新制度による入学者増は定員充足校にも寄与したと見られる。ただし、定員を大幅に超過してまで入学者を多く受け入れられる訳ではない。



### 3. 認定取消等の対象となった学生数の状況

新制度では、支援対象学生世帯の家計の経済状況（所得・資産）の制限とともに、支援の対象となる学生の学業・人物に係る要件を定めている。特に、大学等への進学後の学習状況について次のような厳しい厳格な要件を課し、これに満たない場合には支援が打ち切られることとなる。

#### ○ 学業成績の判定

【廃止】 次のいずれかに該当する場合には、直ちに支援を打ち切る。

- ① 修業年限で卒業できないことが確定した場合
- ② 修得単位数が標準単位数の5割以下の場合
- ③ 出席率が5割以下であるなど学習意欲が著しく低い状況にあると大学等が判定した場合
- ④ 次の「警告」の区分に連続して回答した場合

【警告】 ① 修得単位数が標準の6割以下の場合

② GPA（平均成績）等が下位4分の1に属する場合

（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合には「警告」を行わない。）

③ 出席率が8割以下であるなど学習意欲が低い状況にあると大学等が判定した場合

#### ○ その他

- ① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合
- ② 大学等から退学・停学（無期限又は3カ月以上のものに限る。）の懲戒処分を受けた場合

アンケート調査ではこれらの要件に該当して支援が打ち切られた学生がどの程度であったかを回答してもらい、後添の別表2のとおりまとめた。

修学支援新制度における2021年度及び2022年度の更新確認申請書の別紙は各大学のHPで公表することとなっているが、支援対象者数等については該当する人数が1人以上10人以下の場合には人数を記載しないでも良いことになっている。本調査では10人以下の場合であっても記載していただいた。実情の分析が可能となって大いに感謝している。

2021年度の更新確認申請書の集計大学数は399校であり、年間合計対象者数の総数は96,927人であった。これは全学生数1,309,522人の7.4%であった。このうち、認定取消等に該当した学生数は15,529人で、対象者数の16.0%の割合の学生が取消又は警告となった。全学生数に対する割合は1.19%である。

認定取消等の内訳は次の図9-1（学生数）及び図9-2（支援対象者数に対する割合）のとおりである。人数的に最大の取消要件は、GPA（平均成績）等が下位4分の1に属する場合であり、2021年度は10,964人、対象者総数に対する割合は、11.3%であった。

図9-1 認定取消等の学生数(2021年度全体)

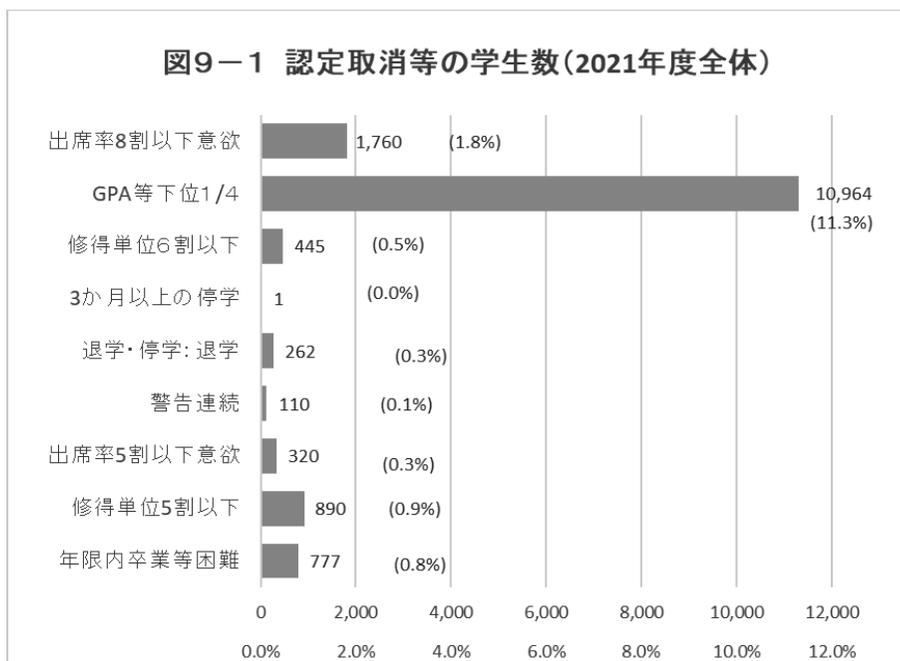
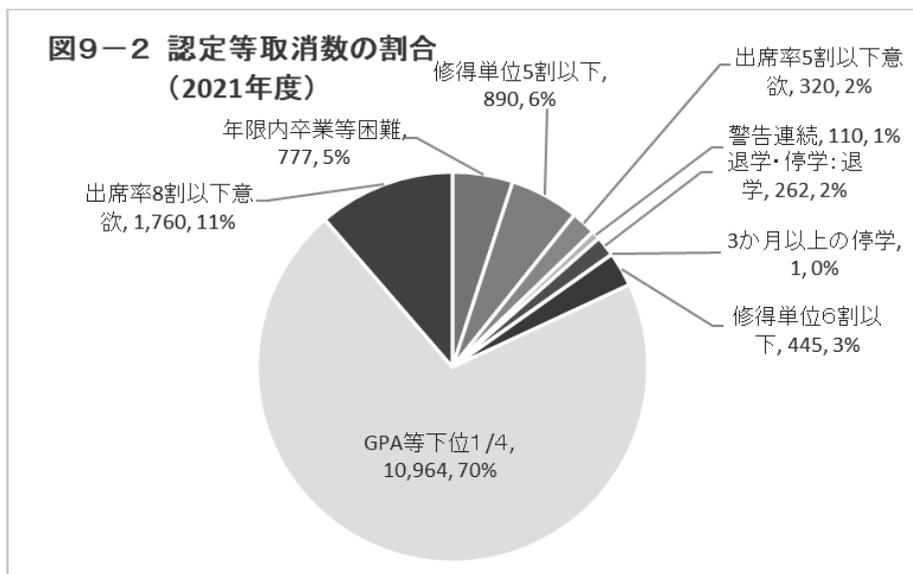
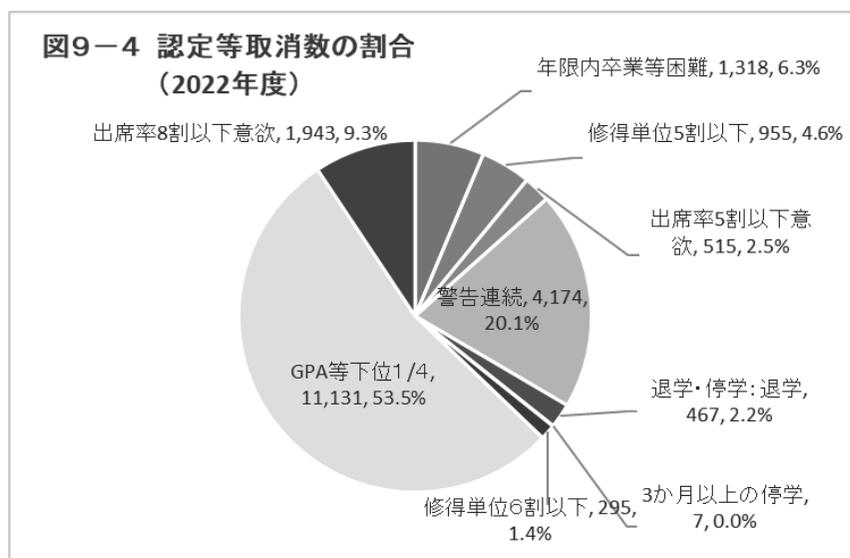
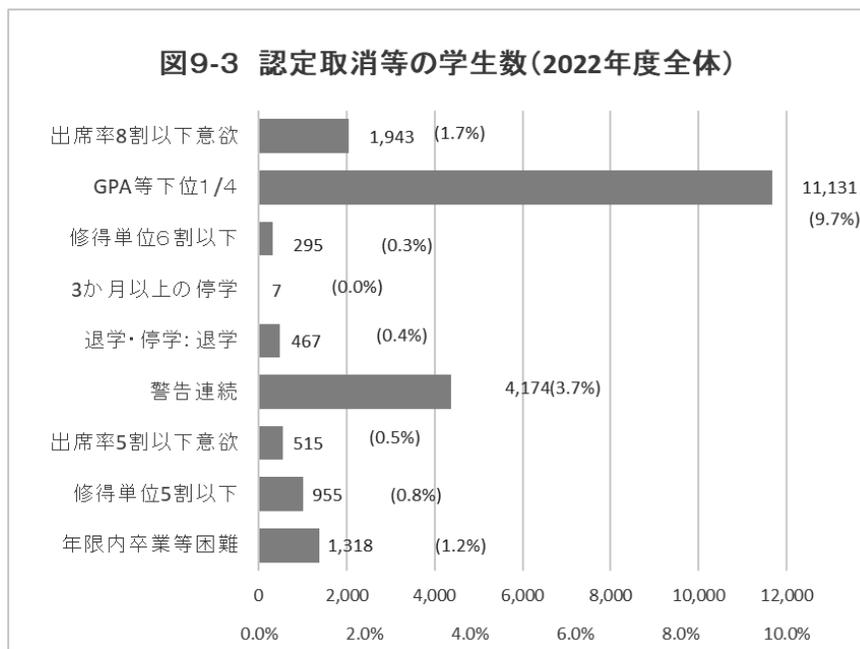


図9-2 認定等取消数の割合(2021年度)



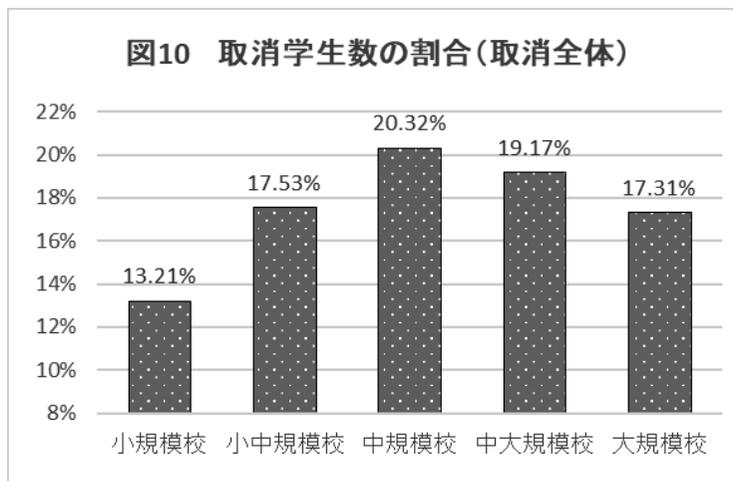
2022年度に認定取消等に該当した学生数は20,805人で、対象者数の18.2%の割合であった。全学生数に対する割合は1.59%と上昇した。内訳は次の図9-3(学生数)と図9-4(割合)に示している。そのうち、GPA(平均成績)等が下位4分の1の要件に該当して対象外となった学生は11,131人で、その人数は増加したが、割合は9.7%に下降している。警告が連続したために支援が打ち切られることとなった学生数は4,174人とな

り、2021年度の110人から大幅に増加し、対象者総数に対する割合は0.1%から3.7%に急上昇した。その他の要因では、出席率が8割以下で意欲がないと大学が判定した人数は2022年度は1,943人で、対象者総数に対する割合は1.7%と、前年より人数は増加したが、割合は1.8%から下がった。



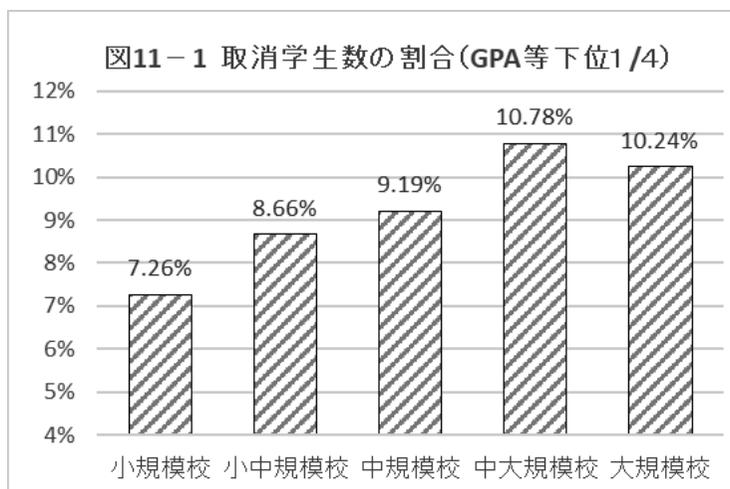
次に、2022年度において、大学を学生規模ごとに区分して、認定取消の要因ごとに取消となった学生の割合を小規模校から大規模校ごとに比較することとした。

第一に、全ての要因を合計して学生規模別の取消割合を示すと図10のとおりである。取消しの割合が最も高いところは中規模校（2,000人～3,999人）であり、20.3%となっている。大規模校（8,000人以上）は17.3%、最も少なかったのが小規模校（1,000人未満）の13.2%であった。大学の学生規模により相当な差異が生じている。



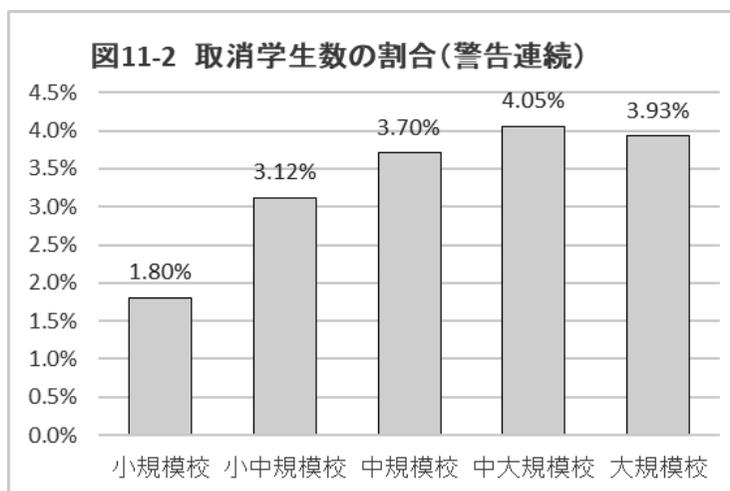
そこで第二に、認定取消 20,805 人のうち最大の部分を占めるとされる GPA 等下位 1/4 の要件により取消となった学生数の支援対象者に対する割合を取り出して示したものが次の図11-1である。

取消の割合は少ないものの図10と似たようなグラフとなった。4,000人以上から8,000人未満の中大規模校の取消数の割合が10.8%と最も高く、それ以上の大規模校10.2%、中規模校9.2%、小中規模校8.7%と続き、小規模校が7.3%と最も低い。



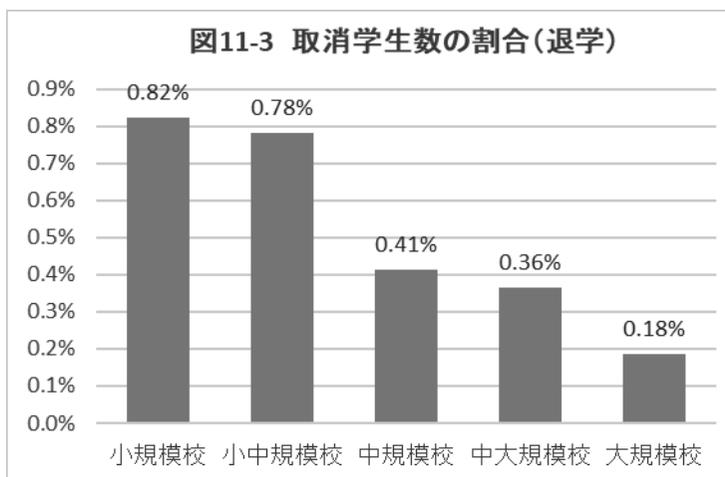
そもそも GPA（平均成績）等が下位 4 分の 1 に属する学生の割合は大学の規模には関係ないが、この警告を連続して受けて取消となった学生の属する大学は規模によりかなりの差異が生じている。これは、この取消要件に該当しても斟酌すべきやむを得ない事情がある場合には各大学は「警告」を行わないことができるため、大学ごとの判断によって警告数が異なり、特に小規模の大学の認定取消の割合が少ない結果となったと言える。大規模校もやや少なめに抑えている。各大学においてこの要件による評価を一律に厳しく適用するのが良いのか、斟酌すべき事情をどう扱うのが良いのか、などの判断と対応が分かれていると見られる。小規模校では成績認定や警告処理などの事務負担が大きいため十全な対応ができ難い。この要件が真に適切であるのか、公正な評価ができるのか、などの見直しが必要であると思われる。

第三に、連続警告により取消処置となった学生数の割合を見たものが次の図 11 - 2 である。このグラフも先の図 10 と同様なグラフとなっている。小規模校が 1.80% と最も低く、以下、中大規模校の 4.05% をピークに、学生規模が拡大するにつれ取消の割合が上昇しているが、大規模校では 3.93% と多少下がっている。大学の規模により GPA 判定の基準と同様な事情があると考えられる。



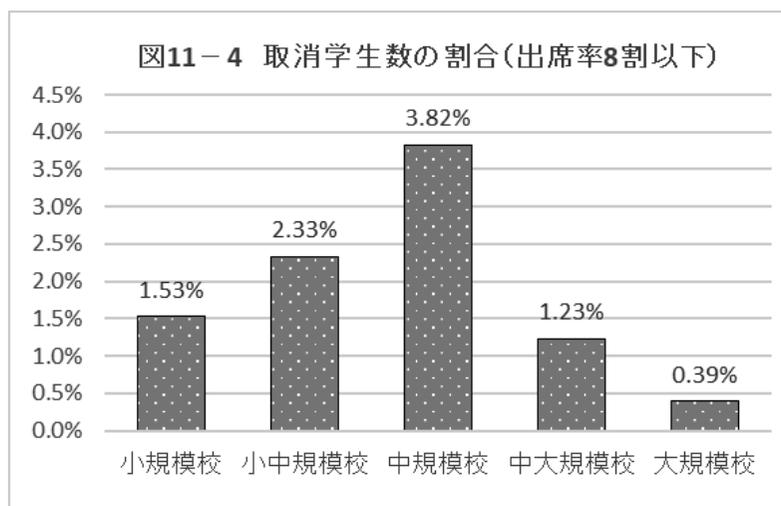
第四に、退学等による取消の割合について、大学規模ごとの状況を示したものが図 11 - 3 である。このグラフは、前の図 10 のグラフとは異なった様相となっている。退学等による認定取消の割合が最も高いのは小規模校の 0.82% であり、以下、大学規模が拡大につれて、割合は下降し、大規模校で 0.18% と、小規模校の 4 分の 1 以下になる。

本アンケート調査では、私立大学の退学等の事例数は少ないが、中退等による認定取消等の割合を比較すると、明らかに大規模校の割合が低く、小規模校が高い結果が現れている。小規模校においては、上記に掲げた理由、例えば経済的理由や学力状況などの一つ又は二つ以上の理由が複合して、大規模校よりも退学等が多く発生していると考えられる。



第五に、警告の要件の一つである「出席率が8割以下であるなど学習意欲が低い状況にあると大学等が判定した場合」に該当する割合を大学規模ごとに比較したグラフが図11-4である。この要件では、最も高い割合を示したのは3.82%の中規模校(2,000人以上4,000人未満)である。以下、小中規模校2.33%、小規模校1.53%となっており、中大規模校は1.23%とやや低く、大規模校は0.39%と特に低い。

出席率が8割以下ということは授業に出られない事情があり、アルバイト、修学意欲低下、学力不振などの相当な事情が学生側にあると見られるが、一方では、この要件での取消を抑制する大学側の姿勢による場合も考えられる。中規模校と大規模校で著しい差異が出ているが、本調査ではその理由にまでは踏み込んでいない。



#### 4. 認定取消等となった学生への特例措置の適用と取消後の対応

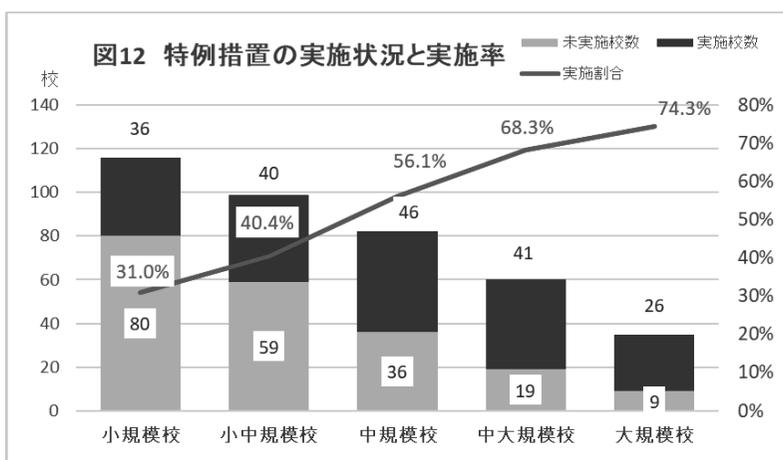
修学支援新制度の支援対象者に対しては大学進学後の学習状況について厳しい個人要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることになっているが、斟酌すべきやむを得ない事由がある場合には警告又は廃止の区分に該当しない旨の特例が定められている（高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領（第3版）30頁）。

すなわち、① 傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合、② 社会的養護を必要とする者の場合、③ 資格等を十分に取得できる水準にある場合である。①の場合には警告と廃止が非該当となり、②及び③は警告のみ非該当となる。判断が難しいのが③の特例要件であり、資格等と教育課程との関連、職業との結び付き、合格できる水準の判定の三条件が満たすことが求められている。

この特例を使えば警告等を行わないことが大学に可能となっている。今回のアンケート調査では、認定等が警告又は取消となる学生に対して特例措置を適用して救済したかどうかを質問した。

その結果は392校中189校（48.2%）が特例を実施し、203校（51.8%）が実施していないとの回答があった。大学の取扱いは半々に分かれている。大学数は基礎集計（速報）と若干異なっているが、大勢は変わらない。

次いで、回答した大学を学生数の規模で区分して、それぞれの回答を示したものが次の図12のグラフとなる。



集計大学全体の平均実施率は48.2%であるが、大規模校の特例実施率は74.3%であり、以下、規模が小さくなる順に下がり、小規模校は31.0%となっている。大規模校は特例を使って警告数をかなり減らしており、小規模校は基準通りの判定を行って認定を取り消したところが多いことが分かる。

学生の努力や大学の救済姿勢によって取消や廃止を極力避けることが学生にとって望ましいと考えられるが、大学の判断によって警告や取消の取扱いが分かれるような曖昧な特例が適切であるのかどうかについて検討する必要がある。

次に、認定取消等に至った学生への大学としての対応である。

2022年度における認定取消、退学、警告等に該当する学生数は、別表2のとおりで、調査集計した400校の年間対象者数114,355人のうちの18.2%に当たる20,805人である。そのうち、警告を除いて7,436人が認定取消、退学等になった。

支援が打ち切られたこれらの学生に対する取扱いに関して、アンケートでは様々な意見等が学校関係者から寄せられており、その一部は基礎集計（速報）に取り上げられている。非常に厳しい深刻な実情が報告されている。私立大学の現場の担当者から出されている多くの意見や課題のうち、特に特筆すべきと考えられる幾つかの指摘事項を箇条書きで紹介する。

### (1) 学生への対応

- 予約時の基準が甘いため入学後の成績不振や進級困難が生じて廃止に至る。
- 経済的支援が必要な学生はアルバイトも不可欠であり、学業だけに専念できない。
- 学生の成績が同レベルであるためGPAの上昇は容易でなく警告後に廃止となる。
- 学生には成績分布や順位は明確でないので、目標設定や指導が困難である。
- 学生は単位取得と学業成績の維持に追われ、充実した大学生活が送れなくなる。
- 対象者の増加やコロナ禍などで学生指導ができず、孤立、退学に追い込まれ易い。
- 支援が打ち切られると経済的困難が倍加し、退学に追い込まれざるを得ない。

### (2) 大学の対応

- 廃止予定の学生への個別面談と今後の丁寧なフォローが不可欠で、負担が大きい。
- 学生支援機構の貸与奨学金や他のローンの紹介を可能な限り行うが、限度がある。
- 学生及び保証人への事前の周知、面談、廃止後の処理が困難である。
- 成績基準で警告や廃止となった学生については貸与奨学金への切替えが難しい。
- 学費の延納制度や大学独自奨学金により支援しているが、十分でない。
- 廃止確定後の学費納入までの日数の余裕がなく、学生と大学の対応が厳しい。
- 元々経済的に厳しい学生には廃止による返還は困難である。
- 給付奨学金の遡及取消が発生するが、回収ができず大学の負担となる。

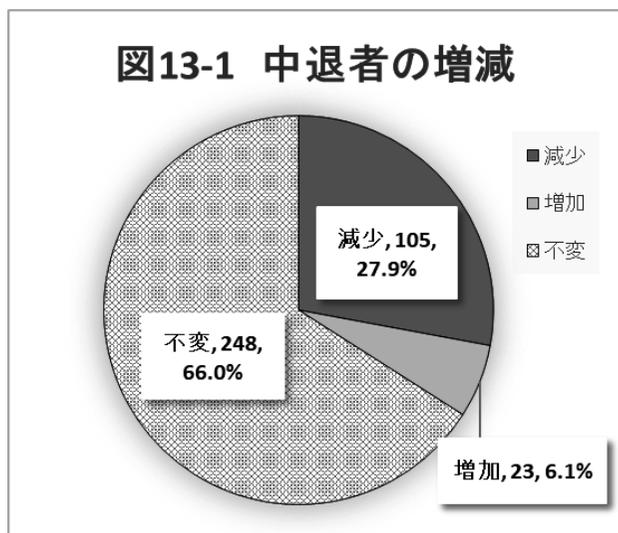
### (3) 制度の適切な運営

- 廃止の可能性の高い学生や保証人への連絡が遅れることも少なくない。
- 廃止通知は廃止の1、2か月前までに出さなければ適切な対応ができない。
- GPAや単位取得が良くても出席率が低い学生がおり、救済措置が必要である。
- 単位をとり卒業認定されれば良いので過度の成績基準は修学支援には不要である。
- 斟酌すべきやむを得ない事情についての判断基準や手続きを明確にしてほしい。
- 廃止後の復活や一時停止も可能とする仕組みを工夫してほしい。

## 5. 経済的な理由による中退者の増減

私立大学の学生の修学完遂には経済的な条件は欠かせないので、修学支援新制度の開始に伴って中退率がどのように変化しているのかは重要な分析テーマであるので、本アンケート調査では、修学支援新制度の開始に伴って各大学における経済理由による中退者数の増減の状況を収集した。

結果は、図 13 - 1 のとおりで、中退者が減少した大学が 105 校で 28%の割合であり、変わらなかった大学が 248 校で、3分の2を占めた。増加した大学は 23 校で 6%であった。



参考までに、文部科学省の「学生の修学状況（中退者・休学者）等に関する調査（令和3年度末時点）」を見ると、次の図 13 - 2 のとおり、2021 年度の学生数に占める中退者の数と割合は、5 万 7 千人、1.95%となっており、2020 年度とほぼ同様であるが、2019 年度に比べると大きく減少・下降している。退学等の内訳（理由）として、① 転学等 16.3%、② 学生生活不適応・修学意欲低下 15.7%、③ 就職・起業等 14.3%、④ 経済的困窮 13.5%、⑤ 学力不振 7.7%などが示されている。

このほか、大学の中退に関しては、文系理系・資格系などの学部の種別、男女差、入学難易度、教育方針など、様々な要因に影響されているため、経済的理由だけで中退率の増減を一概に決め付けることはできない。

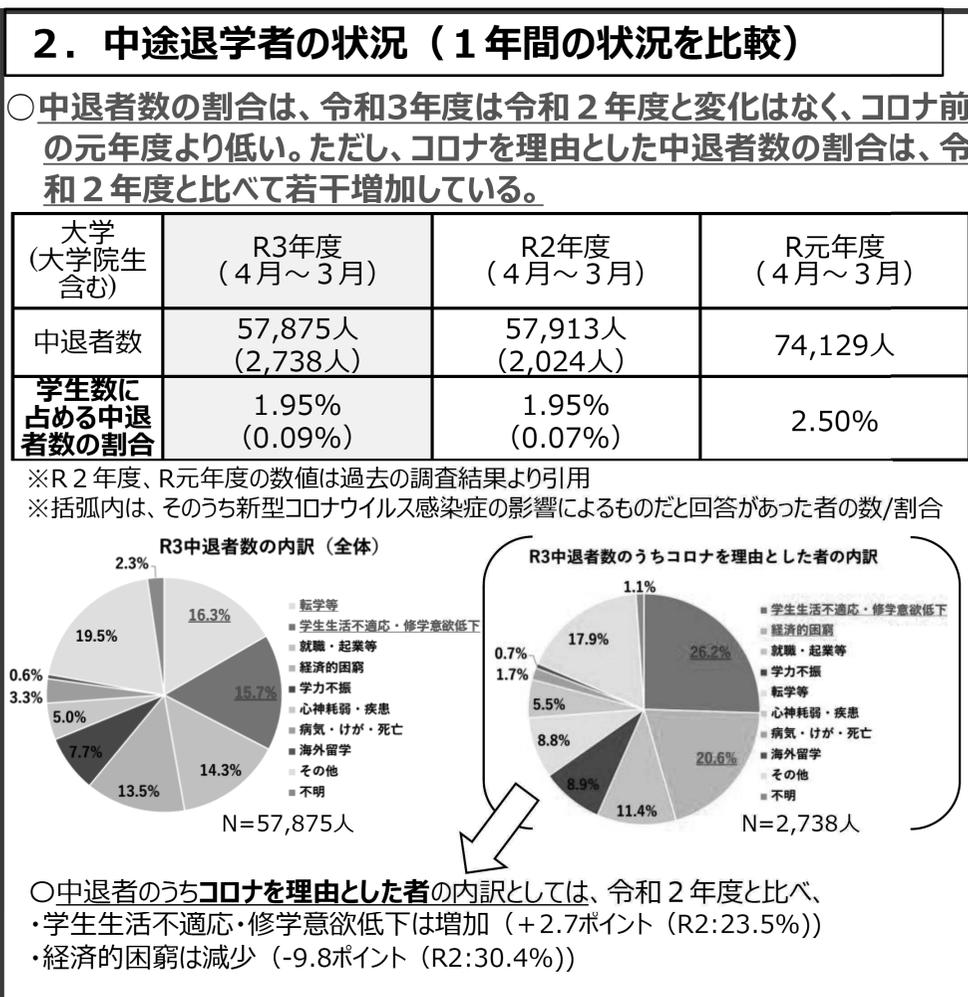
しかし、学生の家計収入が厳しければ学費支弁が困難となり、経済的な理由による退学に至ることは認めざるを得ない。修学支援新制度による大幅な学費減免と給付奨学金が開始されることによって、支援対象者にとっては修学上の勘案が軽減され、中退率が減少することが予想される。今回のアンケート調査においても、中退者が減少するという結果が現れている。一方で、中退率が増加した大学も数%もあることに注目される。

この調査は修学支援新制度の開始後の 2021 年度からの中退者の増減を対象としていた。他方で、2020 年以降には新型コロナウイルス感染症の流行と拡大が進んでおり、経済活動が停滞して、修学を可能にする経済条件がかなり悪化していたことも、このことが中退の増減にも影響を与えたと考えられる。

日本学生支援機構の令和2年度学生生活調査結果（R4年3月）によると、私立大学の学生世帯の家計収入は2020年には前年を再び3.8%も下回っている（同頁）。このため経済的な理由で中退者が増加する要因になったことにも留意しなければならない。

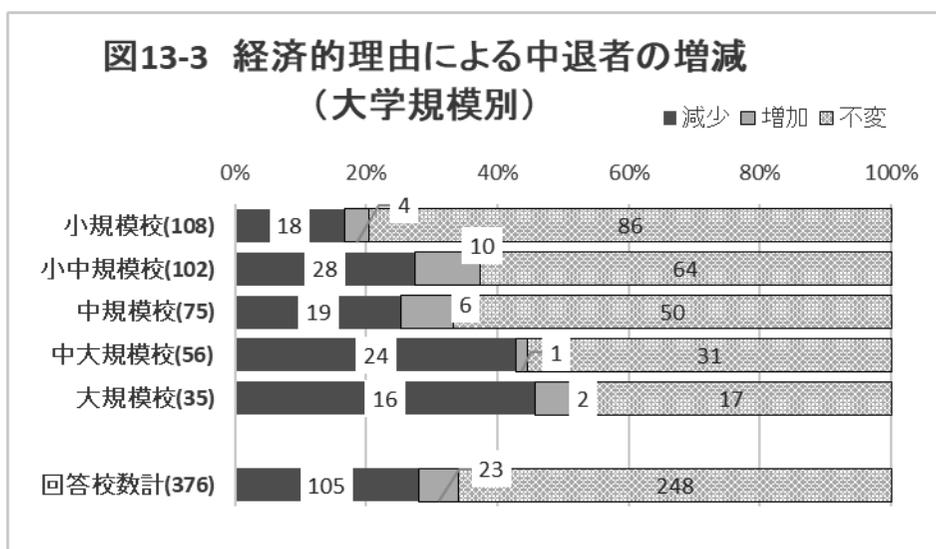
図13-2 文部科学省「学生の修学状況（中退者・休学者）等に関する調査」から

[https://www.mext.go.jp/content/20220603\\_mxt\\_kouhou01\\_000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220603_mxt_kouhou01_000004520_01.pdf)



本調査では大学の学生規模ごとに中退率の増減を分析した。結果は図13-3のようになった。

大規模（8,000人以上）から中大規模校（4,000人以上）の91校中40校の4割以上の大学で中退者が減ったと回答している。小規模校（1,000人未満）は108校中18校で17%、小中規模校から中規模校（1,000人以上、4,000人未満未満）は177校中47校で26%前後である。大規模校の学生は多いので、中退者数も相対的に多くなるが、新制度によって、経済的な理由による退学者を抑制する効果は大規模校の方が大きく現れたと見られる。一方で、中退者数が逆に増加したのは小中規模校と中規模校の177校中の16校であり、他の規模と比較すると学校数も多い。これらの大学においては、新制度が始まったものの低所得層又は中所得層の家計の学生の中には経済的条件により退学に追い込まれるケースが多くあったことが分かる。



なお、中退者の増減はそれほど変わらなかったとする大学が5割から8割程度もある。これはこれで問題がないとは言えない。これまでの十数年間で中退率は3%弱から2%以下に長期的に下降しており、中退者数は大きく減少している。この全体的な傾向の下で中退者数が減らずに横ばいとなっていることは、中退の増加要因が続いており中退の抑制が進んでいないことを意味している。つまり、低所得の家計の学生への修学支援が開始されているものの、修学上の経済的な困難な事情は未だ継続していること、対象者への減免・給付額が差別化されていること、対象とする個人要件が厳しく支援の対象範囲と支援額が限定されていること、中所得層の学生は対象外とされていること、私大独自の奨学金の支援も十分でないことなどにより、経済的理由による中退の減少が進まない結果となっている。

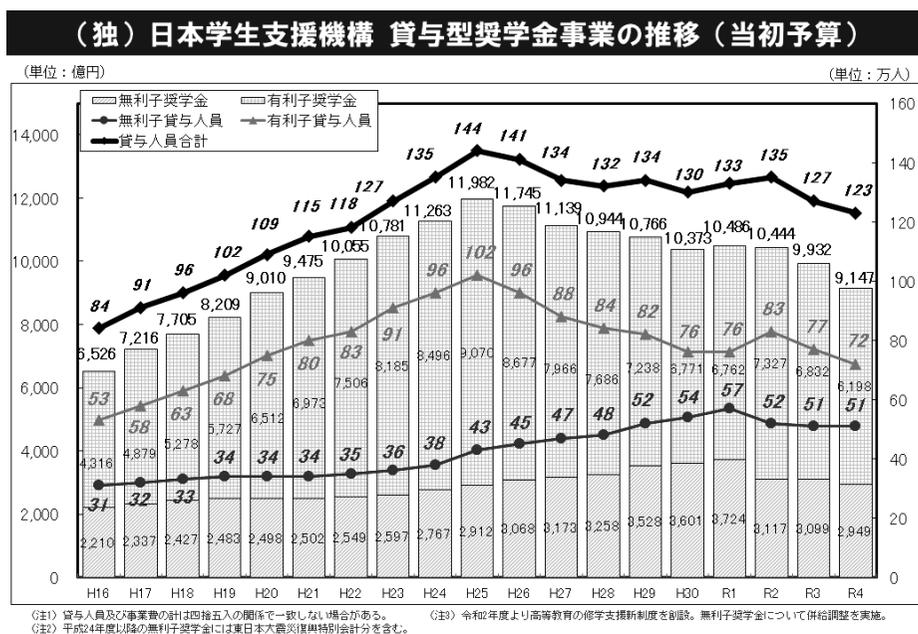
## 6. 日本学生支援機構の貸与型奨学金の推移と影響

本調査では、修学支援新制度が2020（令和2）年度から開始されることによって日本学生支援機構の従来の貸与型奨学金がどう変化するかを調査した。同支援機構の第一種（無利子）奨学金と第二種（有利子）奨学金についての採用決定者数と当該大学の学生総数に対する割合の推移を調査した。

まず、支援機構の貸与型奨学金についての文科省の資料（図14）を見ると、有利子奨学金の貸与額と貸与人員は2013（平成25）年度をピークとして減少に転じる一方、無利子奨学金の金額と貸与人員が2019（令和元）年度まで年々増加してきた。新制度が開始された2020（令和2）年度においては、貸与人員は、有利子奨学金が増加、無利子奨学金が減少した。2021年度以降は減少又は横ばいとなっている。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shougakukin/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm))

図14 貸与型奨学金事業の推移

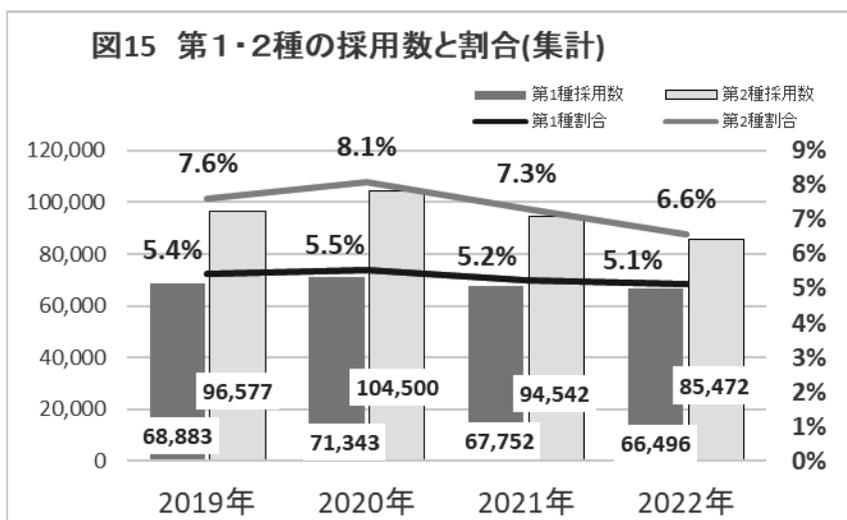


当研究所の調査では、上記の全体動向と同様な推移を示している（図15）。

有利子奨学金の採用者数については2020年度が104,500人と最も多く、学生総数に対する割合も8.1%に上昇した。これは2020年からの新型コロナウイルスの感染症拡大による経済不況などの要因が影響していると見られる。2021年度以降については年1割ずつ人数は減少に転じている。学生総数に対する割合も7.3%、6.6%と下降した。

無利子奨学金の採用者数は有利子と同じく 2020 年度が 71,343 人と最も多くなって  
いたが、以降は減少している。学生総数に対する割合も 5.5%から 5.1%までに下がって  
いる。

修学支援新制度による低所得世帯の者に対する授業料等減免制度と給付型奨学金の  
給付が 2020 年度以降に実施されることによって、返済が必要な貸与型の奨学金の需要  
が抑制されることになり、特に有利子の奨学金の減少が進んでいる。



次に、第一種（無利子）奨学金と第二種（有利子）奨学金について、大学を学生数規  
模ごとに区分し、それぞれの私立大学でどの程度の割合の学生が貸与型奨学金を受けて  
いるのかを集計すると次の表9のとおりである。

表9 貸与型奨学金の採用決定者数と割合(大学規模別)

① 無利子	採用決定者数				学生総数に対する割合			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2019年	2020年	2021年	2022年
小規模校	4,453	4,924	4,711	4,504	7.3%	7.6%	7.1%	7.1%
小中規模校	8,402	9,107	8,741	9,451	6.4%	6.7%	6.1%	6.3%
中規模校	14,911	15,595	14,574	15,054	6.4%	6.5%	6.2%	6.6%
中大規模校	17,709	16,686	18,435	17,778	5.7%	5.5%	5.4%	5.3%
大規模校	23,408	25,031	21,291	19,709	4.4%	4.6%	4.2%	3.8%
回答校数計	68,883	71,343	67,752	66,496	5.4%	5.5%	5.2%	5.1%
② 有利子								
区分	2019年	2020年	2021年	2022年	2019年	2020年	2021年	2022年
小規模校	5,678	6,635	5,903	5,286	9.3%	10.3%	8.9%	8.3%
小中規模校	12,069	13,707	12,825	12,715	9.1%	10.0%	9.0%	8.4%
中規模校	22,152	23,361	20,535	19,390	9.5%	9.7%	8.8%	8.5%
中大規模校	24,772	24,555	25,946	22,572	8.0%	8.0%	7.6%	6.8%
大規模校	31,906	36,242	29,333	25,509	6.0%	6.7%	5.8%	4.9%
回答校数計	96,577	104,500	94,542	85,472	7.6%	8.1%	7.3%	6.6%

第一種の無利子奨学金の採用者割合の推移を示すと図 16 - 1 のとおりである。

小規模大学 (1,000 人未満) の奨学金採用割合は 2022 年度 (春) においては 7.1%となっている。小中規模 (1,000 人以上 2,000 人未満) の大学の割合は 2022 年度には 6.3%に上昇している。一方、大規模大学 (8,000 人以上) の割合は 3.8%と下降しており、小規模校の半分程度の割合となっている。中大規模 (4,000 人以上 8,000 人未満) ないし大規模の大学にあつては第一種奨学金の奨学金の比重が明らかに低下しているが、小規模校から中規模校 (2,000 人以上 4,000 人未満) の大学の学生にあつては、無利子の貸与型奨学金の割合が依然として高い。

第二種 (有利子) 奨学金の採用割合は図 16 - 2 のとおりである。

大規模校の割合が特に低く、2022 年度には 4.9%まで下降している。中大規模校は 6.8%とやや高い。中規模校から小規模校までの大学はこれまでほぼ同様の割合で推移してきたが、2022 年度時点では 8.5%前後であり、かなり高い割合となっている。

図16-1 第一種奨学金採用者割合

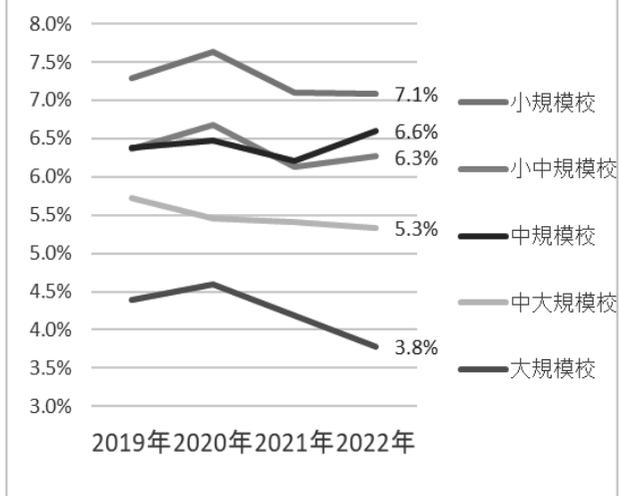
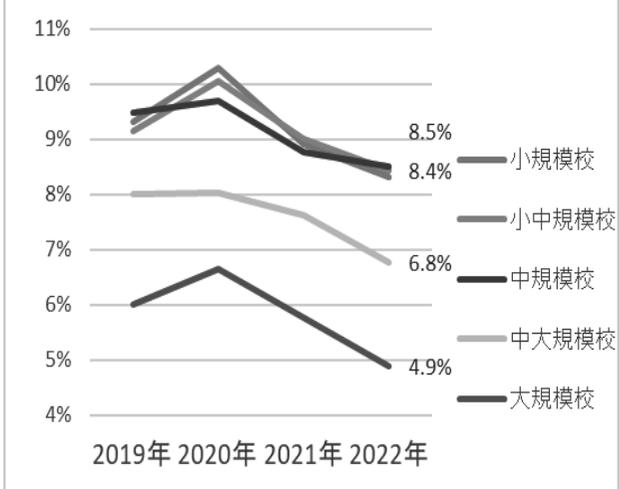


図16-2 第二種奨学金採用者割合



以上のとおり、貸与型奨学金の採用割合を大学規模ごとに見ると、大規模校は貸与型の奨学金の比重が無利子、有利子ともかなり低下しているが、小規模から中規模までの大学にあつては、修学支援新制度が開始されているにもかかわらず無利子奨学金への依存度がなお高い。それぞれの大学に進学する学生の家計の所得状況が影響していると考えられる。

## 7. 奨学金事務に関する事務の状況

私立大学では、学生支援のために各種の奨学事業を実施している。修学支援新制度が2020年度から開始されることに伴って、既存の事業を含めて奨学金に関する事務負担の実情がどの程度かを本アンケートで回答してもらった。その概況については基礎集計（速報）で報告しているかについて、その状況を補足して説明していきたい。

### (1) 奨学事業全体

表10は、奨学事業の種別に応じて業務上の負担を生じやすい領域ごとに、負担であると回答（複数回答可）した大学数と回答校総数に対する割合を示した。基礎集計を組み替えている。

表10 奨学事業区分ごとの業務負担の状況

区分	回答総数	奨学事業区分	対象数多	申請項目	短期間	要件把握	担当者少	不精通	業務停止	その他
回答校数	386	1. 新制度	296	237	231	287	308	295	212	20
	383	2. 支援機構	316	274	225	245	285	277	187	18
	264	3. 自治体等	33	68	152	128	150	152	71	3
	239	4. 大学独自	102	38	92	82	142	113	74	3

回答割合			76.7%	61.4%	59.8%	74.4%	79.8%	76.4%	54.9%	5.2%
回答割合	386	1. 新制度	76.7%	61.4%	59.8%	74.4%	79.8%	76.4%	54.9%	5.2%
	383	2. 支援機構	82.5%	71.5%	58.7%	64.0%	74.4%	72.3%	48.8%	4.7%
	264	3. 自治体等	12.5%	25.8%	57.6%	48.5%	56.8%	57.6%	26.9%	1.1%
	239	4. 大学独自	42.7%	15.9%	38.5%	34.3%	59.4%	47.3%	31.0%	1.3%

この表から、業務事業別にどのような業務負担が発生しているかを示したものが図17-1である。数字は負担となっている大学の割合であり、大半が負担となっている。各種奨学事業のうち修学支援新制度と日本学生支援機構の奨学金事務の負担が特に大きいことが分かる。奨学金の申請対象の学生数が多いこと、奨学事業の事務担当者が少ないこと、修学金事務に精通したスタッフが少ないこと、要件把握が大変であること、などの問題を指摘している大学が6割以上に上っている。

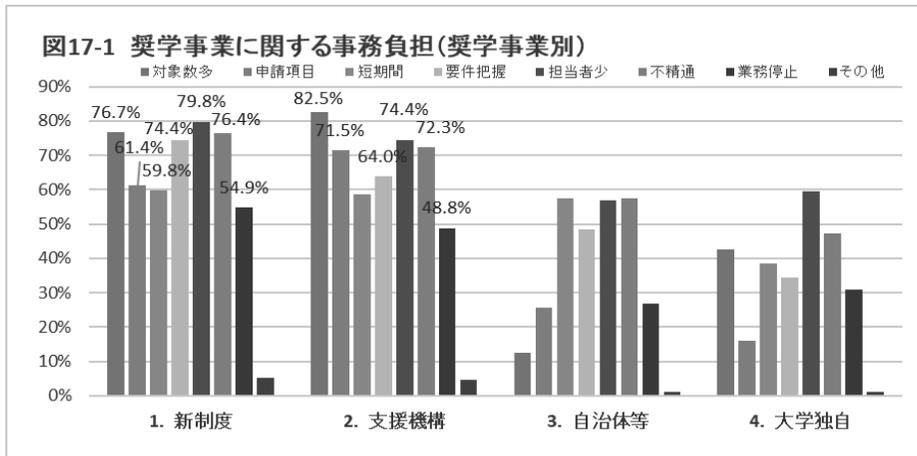
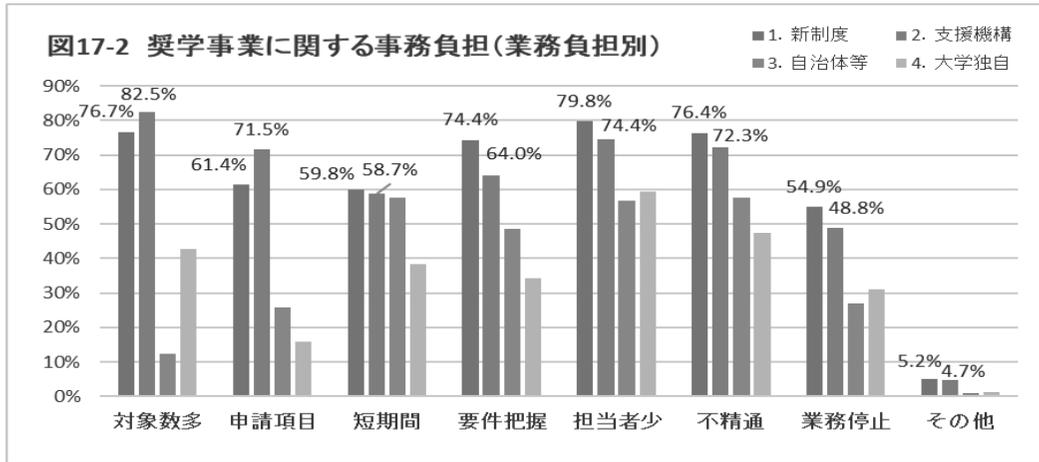


図 17 - 1 を業務負担別に組み替えたものが図 17 - 2 である。



新制度では、担当者少、対象数多、精通者少、要件把握困難、申請項目多、短期間処理の順で各私立大学で事務上の負担が生じている。学生支援機構の場合でも、対象数多、担当者少、精通者少、申請項目多、要件把握困難、短期間処理などの負担が大きい。自治体等の奨学金、大学独自の奨学金の事務については、担当者や精通者が少なく、短期間での処理が必要であることなども示されている。

従前からの奨学事業に加えて新制度が開始されたことによって奨学金事務を担う体制とスタッフの負担が相当程度増しており、組織の拡充や事務処理能力の向上が必要となっている。

(2) 新制度の事務負担の状況

奨学事業のうち特に新制度に関して、各私立大学を学生規模ごとに区分して、小規模校から大規模校までの大学での事務負担の状況を詳しく見ていきたい(表 11)。

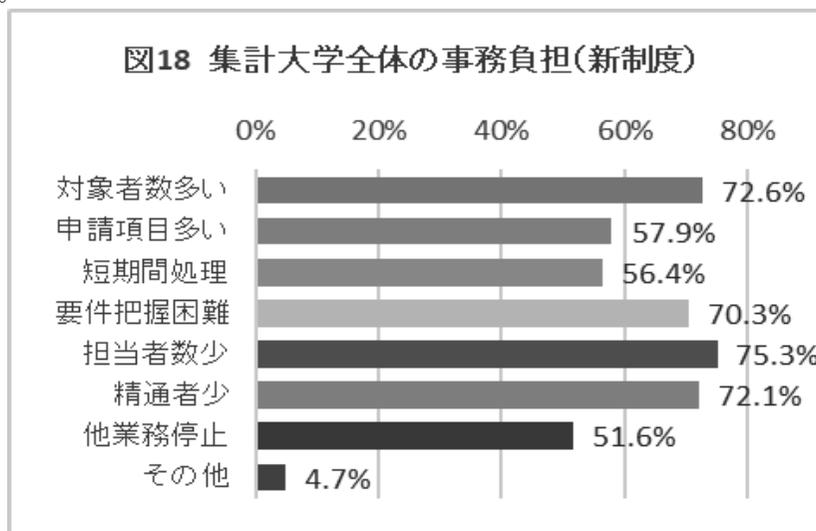
表11 大学規模ごとの事務負担の状況(回答数と割合) 回答学校数

No	集計校数	区分	対象者数多い	申請項目多い	短期間処理	要件把握困難	担当者数少	精通者少	他業務停止	その他
1	117	小規模校	72	52	63	71	84	82	57	6
2	108	小中規模校	72	49	55	68	82	77	59	2
3	80	中規模校	63	59	51	63	64	68	45	7
4	60	中大規模校	51	43	38	51	45	45	34	3
5	36	大規模校	33	29	19	29	27	17	12	1
計	401	集計全体	291	232	226	282	302	289	207	19

集計校に対する回答割合

1	117	小規模校	61.5%	44.4%	53.8%	60.7%	71.8%	70.1%	48.7%	5.1%
2	108	小中規模校	66.7%	45.4%	50.9%	63.0%	75.9%	71.3%	54.6%	1.9%
3	80	中規模校	78.8%	73.8%	63.8%	78.8%	80.0%	85.0%	56.3%	8.8%
4	60	中大規模校	85.0%	71.7%	63.3%	85.0%	75.0%	75.0%	56.7%	5.0%
5	36	大規模校	91.7%	80.6%	52.8%	80.6%	75.0%	47.2%	33.3%	2.8%
計	401	合計	72.6%	57.9%	56.4%	70.3%	75.3%	72.1%	51.6%	4.7%

表 11 のうち、小規模校から大規模校までの集計校全体における新制度の事務負担の状況について示したものが次の図 18 である。本図は基礎集計に基づいた先の図 17 - 1 の新制度のグラフと同様であるが、大学の学生規模とのクロス集計を行っており、表 11 では集計数が異なっている。このため図 18 の割合も僅かに違っているが、大勢は変わらない。

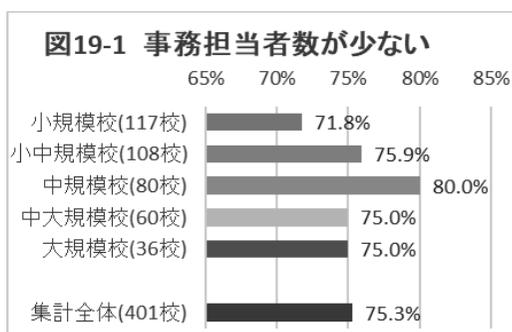


新制度では、① 担当者数が少ない、② 申請対象数が多い、③ 精通者が少ない、④要件把握が困難、などの業務遂行上の問題点が7割以上の大学で認識されている。それ以外でも、⑤ 申請項目数が多い、⑥ 短期間で処理が必要、⑦ 他の学生支援業務の停滞を招いていると回答している大学も半数を超えている。このように、修学支援新制度の開始に伴って私立大学は過大な事務負担を招いている実情にある。

### (3) 大学の学生規模ごとの事務負担の状況

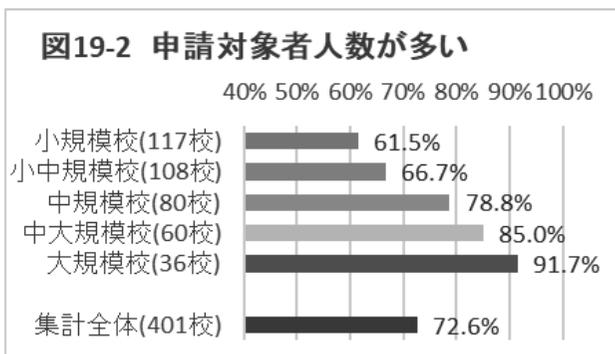
次に、大学を学生数規模の一定の範囲に区分して、それぞれの規模の大学でどのような事務上の負担が生じているのかを調査した。

第一に、事務担当者が少ないかどうかについて示したグラフが図 19 - 1 である。小規模校は職員数も多くないため新制度に関する事務担当者数が少ないと答える大学が最も多いと想定していたが、結果は最も少なかった。少ないと答えた大学は中規模大学が最多という結果であった。しかし、7割以上の大学が少ないと認識している状態は正常ではない。

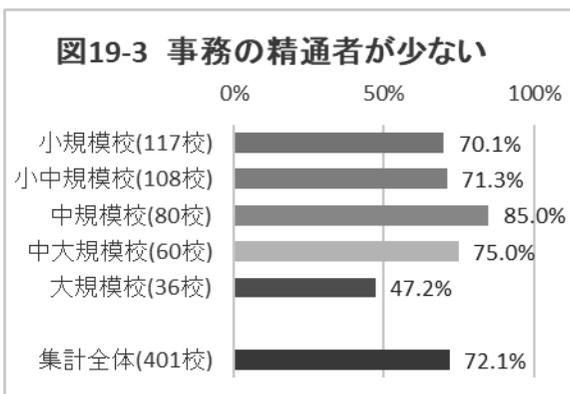


第二に、申請対象となる学生数が多いと答えた大学は、図19-2のとおりで、予想通り大規模校が最大で、学生数の規模に応じて負担が大きいとする順となっている。

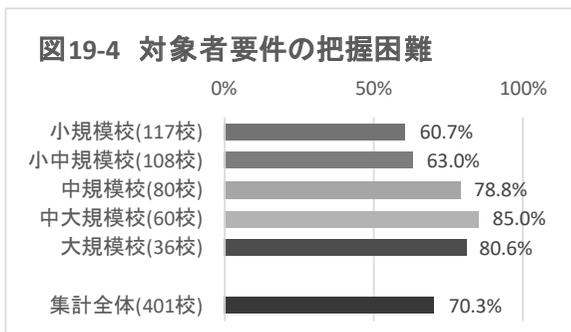
ただし、大学の規模によって、どの程度が多いとするのかは異なってくる。そこで、大学の規模別に学生支援業務及び奨学金事務に携わっている担当者数と担当者一人当たり学生数を比較した（後記8参照）。



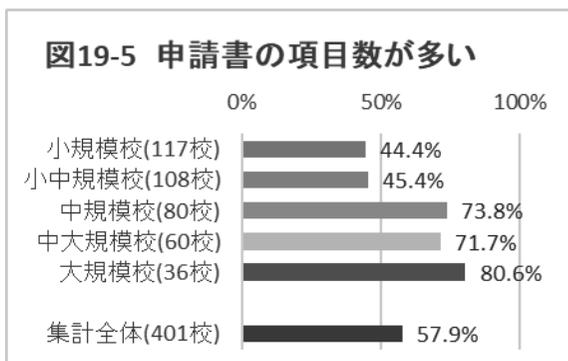
第三に、奨学金業務に精通したスタッフが少ないかどうかを聴取した結果が図19-3である。平均は72%程度であるが、大規模校が47%と、半数を割っている。大規模校では一校当たり平均して22人の学生支援スタッフと7人程度の奨学金担当者がある（表12）ので、勤務年数が長く、奨学事務等の業務に長けた専門的なスタッフが確保できる可能性が高い。大規模校以外では中規模校をピークに精通者は少ないと答える大学が7~8割もある。小規模校は元々担当人数が少ないので、担当者は幅広い業務を総合的かつ専門的に対応しなければならず、相対的に低い回答の比率となっている。



第四に、奨学事業の対象となる要件が困難であるという点についての質問では、図19-4のとおりとなっている。新制度と学生支援機構の奨学事業にあっては特に詳細な個人要件の確認が求められるため、確認を要する学生が多い大学が困難であるとする割合が高い。把握が困難ということは、場合によっては把握できない場合や正確に把握できない場合も考えられる。確認、精査ができなければ当該の学生及び大学の責任又は負担とされることになる。十分に注意しなければならない。

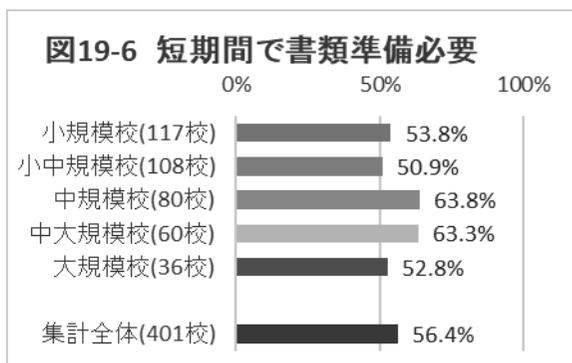


第五に、新制度で必要な申請書等において、学生又は大学が記載すべき事項が多いため大学の事務負担となっていないかを調査したところ、図19-5のとおり、特に大規模校において項目数が多いという回答が8割を越えた。奨学金の担当者数は多いものの、申請する学生数が多く、学生の個人要件等の確認事項が手間取るなどのためである。中規模校以上の大学でも同様な事務負担が少なくないことが分かる。



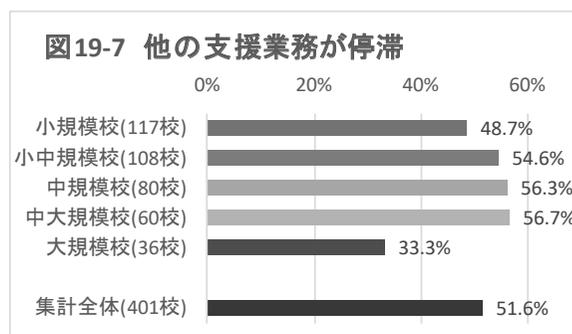
第六に、短い期間で書類を準備しなければならないと認識している大学の割合を図19-6に示している。これについては、小規模校から大規模校まで同じ5割程度の回答割合であった。

大学の各々の事務体制の中で、申請書類等の提出までの期間の評価が分かれているが、短いという回答が半数以上もあることは好ましい状態ではない。学費処理に係る取扱いの誤りや提出漏れを発生させる原因となり、受けられる奨学金が受けられず、返還が必要となる結果を招く。提出までの時間的な余裕と提出後の補正や再確認の機会が保証されることが望まれる。



第七に、新制度の始まりに伴って、その他の学生支援業務に停滞が生じているかどうかを調査した。結果は、図19-7のようになっている。

大規模校以外では半数程度の大学で停滞が見られると回答している。組織体制や事務分担等が確立していると思われる大規模校では、他の学生業務で支障を生じているところは3分の1程度であった。



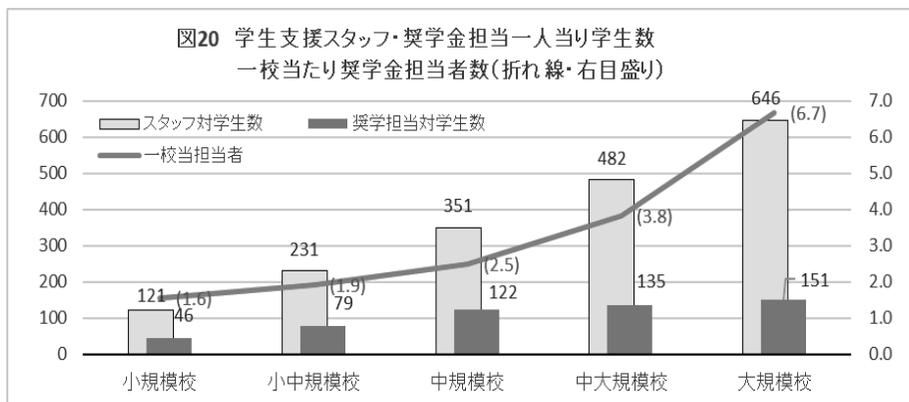
大学の学生支援業務には多様な取組みがある。学生及び学生団体の調査指導、学生生活の管理、学生参加の行事や活動の支援、アルバイト斡旋、学生寮や下宿対応、奨学金の紹介などである。学生の各種の相談を受けることも多々ある。大学生活を支障なく充実して送るための学生支援の取組みは大学に不可欠な基幹業務である。修学支援新制度が始まることによって、奨学金対応の事務が学生支援業務の相当な比重を占めることになり、他の業務を圧迫する結果となっている。新制度への対応も重要ではあるが、全ての学生の大学生活に係る学生サポートの業務が圧迫されることは決して望ましいことではない。

## 8. 学生支援担当スタッフと奨学金担当者数と一人当たり担当学生数

本調査では学生支援と担当するスタッフの総数と奨学金の担当者数を調査し、報告してもらっている (Q21)。このデータを使って、学生支援スタッフ一人当たり学生数と奨学金担当者一人当たり学生数を算出して、大学を学生規模ごとに区分して比較してみると、次の表 12 と図 20 のようになる。

表12 学生支援スタッフ総数・奨学金担当者数・一人当学生数

区分	校数	学生総数	学生支援者数	一校当学生数	スタッフ対学生数	年間修学対象数	奨学担当者数	一校当担当者	奨学担当対学生数
小規模校	110	66,146	546	5.0	121	7,864	171	1.6	46
小中規模校	105	155,744	676	6.4	231	16,066	203	1.9	79
中規模校	80	228,589	652	8.2	351	24,312	199	2.5	122
中大規模校	58	342,598	711	12.3	482	29,872	222	3.8	135
大規模校	36	517,136	800	22.2	646	36,241	241	6.7	151
集計校計	389	1,310,213	3,385	8.7	387	114,355	1,035	2.7	111



一校当たりの学生支援スタッフ数は、小規模校が 5 人程度、大規模校が 22 人程度である。奨学金担当者数は、小規模校が 1.6 人、大規模校が 6.7 人となっている。兼担者は 0.5 人としてカウントしている。図 20 の折れ線が一校当たりのスタッフ数である。棒グラフが学生支援スタッフと奨学金担当者がそれぞれ一人当たりどれだけの学生数を対応しているのかを示したものである。

この人数によって増大した奨学金事務を円滑に遂行できるかが各大学の課題である。学生課等の学生支援部門の職員一人当たり学生数は、平均が 387 人、小規模校が 121 人、大規模校が 646 人となる。奨学金事務担当者一人当たりでは、平均が 111 人、小規模校が 46 人、大規模校が 151 人となる。後者の奨学金事務には新制度の事務だけでなく支援機構やその他の団体及び自大学独自の奨学金事務も含まれている。奨学金担当事務職員が、一人当たり 50 人から 150 人の奨学生の相談にのり、各種の資格要件を精査し、複雑な事務処理を間違いなく遂行することは容易ではない。

このような状態の中で、小規模から大規模までの大半の大学が学生支援事務の担当者数が少ないと認識することは非常に良く理解できる。事務負担の軽減のためには、事務処理の簡略化と担当職員の増員等が不可欠であるが、私立大学の近年の財政状況から簡単に実現できることではない。

## 9. 修学支援新制度に関連する事務負担

修学支援新制度において支援対象となる学生の学業・人物などの個人要件の審査等に係る事務上の負担について、学生の成績管理、申請書類の作成、会計上の処理、個人情報の取扱いの四つの観点で、その負担の程度を報告してもらった。

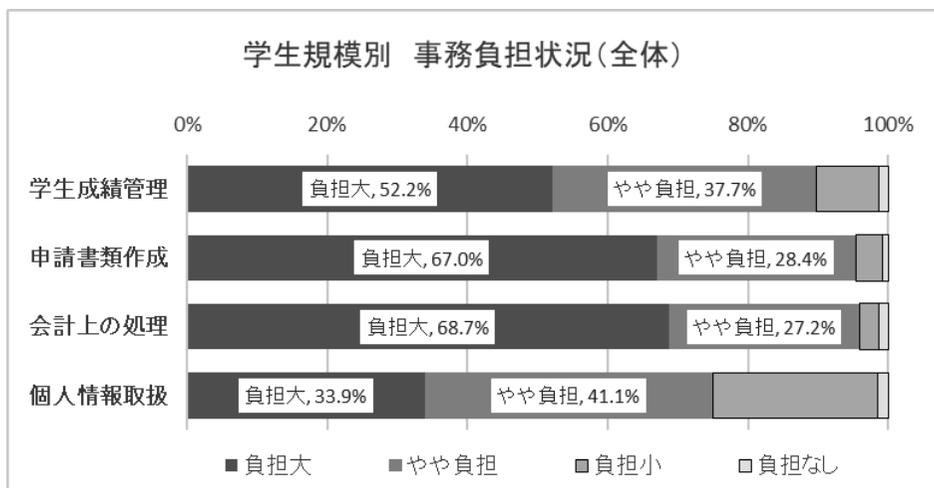
その全体的な調査結果については基礎集計（速報）で既にまとめている（Q20）。

また、自由記述の部分では、事務管理体制の整備、会計処理の見直し、学生の理解の徹底、学生支援機構の事務の簡素化、支援業務のシステム化、事務処理の簡素化など、意見の要点が掲載されている。これらを踏まえて、以下のとおり新制度に関連する事務負担の状況を補足し、整理したい。

第一に、集計校を合計した事務負担の状況をまとめたものが図表 21 - 1 である。集計した大学の 95%以上の非常に高い割合で、殆どの大学から申請書類の作成と会計上の処理について「とても負担」と「やや負担」という回答が報告されている。新制度の事務処理が極めて煩雑であり、担当者の負担が過大となっていることを理解してほしい。

図表21-1 学生規模別 事務負担状況【集計校全体】

区分	回答校数					回答割合				
	負担大	やや負担	負担小	負担なし	計	負担大	やや負担	負担小	負担なし	計
学生成績管理	205	148	35	5	393	52.2%	37.7%	8.9%	1.3%	100%
申請書類作成	264	112	15	3	394	67.0%	28.4%	3.8%	0.8%	100%
会計上の処理	270	107	11	5	393	68.7%	27.2%	2.8%	1.3%	100%
個人情報取扱	133	161	92	6	392	33.9%	41.1%	23.5%	1.5%	100%



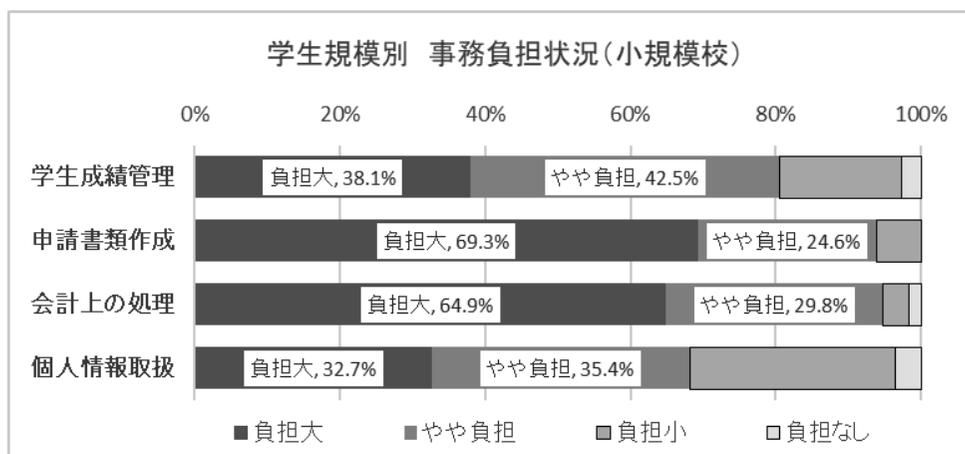
第二に、大学を学生規模ごとと区分して、同規模ごとに上記の四つの項目での事務負担の程度をまとめている。学生規模で区分しており、総数が基礎集計と若干異なっているが、傾向は把握できる。ここでは、小規模、中規模、大規模の大学群について取り上げた。

まず、小規模校の状況は次の図表 21 - 2 のとおりである。

一見すると図表 21 - 1 の全体平均と同様であるが、学生の成績管理の項目が、「とても負担」が減少し、「やや負担」が増加している。「余り負担ではない」も増加している。学生規模が小さいため、学生の成績の把握が容易であるためであろう。それでも「負担」とする大学が6～7割もあることを認識しなければならない。

図表21-2 学生規模別 事務負担状況【小規模校】

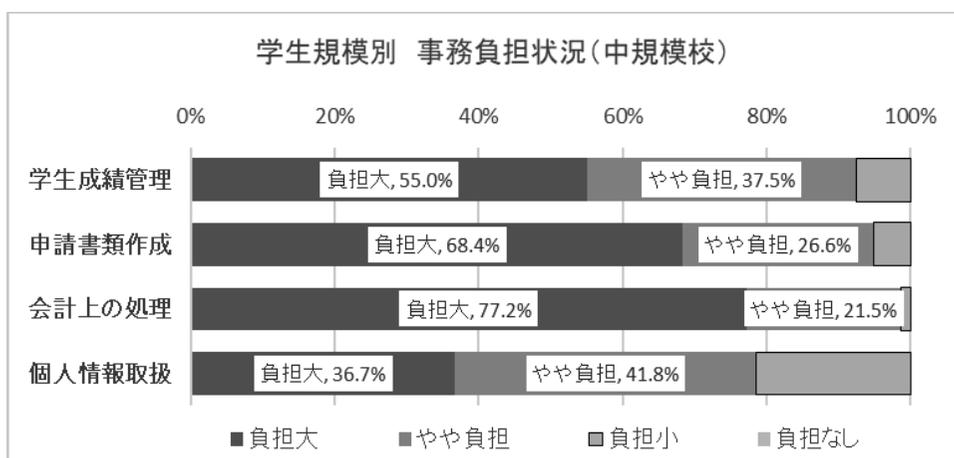
区分	回答校数					回答割合				
	負担大	やや負担	負担小	負担なし	計	負担大	やや負担	負担小	負担なし	計
学生成績管理	43	48	19	3	113	38.1%	42.5%	16.8%	2.7%	100%
申請書類作成	79	28	7	0	114	69.3%	24.6%	6.1%	0.0%	100%
会計上の処理	74	34	4	2	114	64.9%	29.8%	3.5%	1.8%	100%
個人情報取扱	37	40	32	4	113	32.7%	35.4%	28.3%	3.5%	100%



次に、中規模校の事務負担の状況をまとめたものが図表 21 - 3 である。その割合は全体平均の図 21 - 1 と最も似た分布となっている。会計処理上の負担がやや高い。

図表21-3 学生規模別 事務負担状況【中規模校】

区分	回答校数					回答割合				
	負担大	やや負担	負担小	負担なし	計	負担大	やや負担	負担小	負担なし	計
学生成績管理	44	30	6	0	80	55.0%	37.5%	7.5%	0.0%	100%
申請書類作成	54	21	4	0	79	68.4%	26.6%	5.1%	0.0%	100%
会計上の処理	61	17	1	0	79	77.2%	21.5%	1.3%	0.0%	100%
個人情報取扱	29	33	17	0	79	36.7%	41.8%	21.5%	0.0%	100%

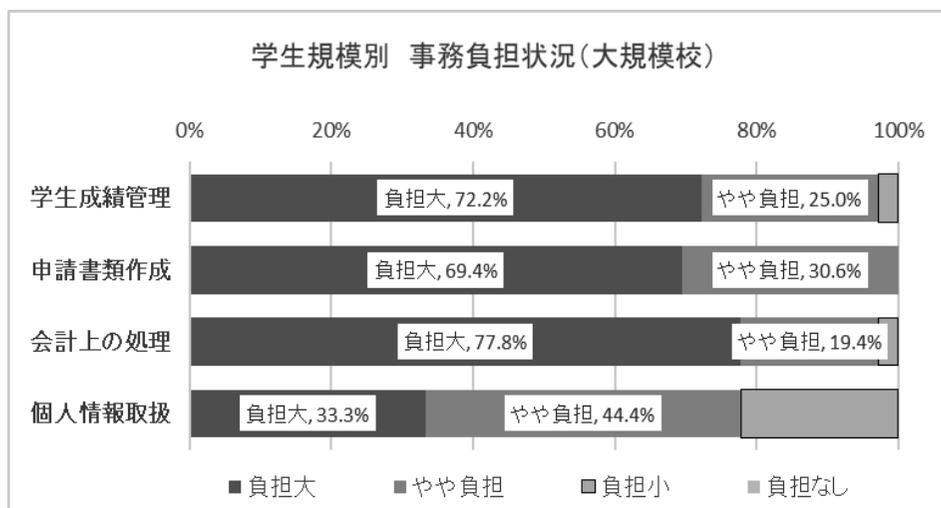


引き続き、大規模校の分布図は図表 21 - 4 となる。学生の成績管理、申請書類の作成、会計上の処理の 3 項目について、他のグループよりも「とても負担」とする割合が最も高かった。学生支援の組織や奨学金の担当者数の余裕が最もあると考えられる大規模大学の方が、今回の新制度に伴う事務負担が最も大きいという意外な結果が示されている。

修学支援の対象学生数が多いということ、個々の学生の奨学事務が多様であること、学籍管理、書類作成、奨学金給付事務が定型的に実行できず、スケール・メリットが発揮されないことがこのような結果をもたらしていると思われる。

図表21-4 学生規模別 事務負担状況【大規模校】

区分	回答校数					回答割合				
	負担大	やや負担	負担小	負担なし	計	負担大	やや負担	負担小	負担なし	計
学生成績管理	26	9	1	0	36	72.2%	25.0%	2.8%	0.0%	100%
申請書類作成	25	11	0	0	36	69.4%	30.6%	0.0%	0.0%	100%
会計上の処理	28	7	1	0	36	77.8%	19.4%	2.8%	0.0%	100%
個人情報取扱	12	16	8	0	36	33.3%	44.4%	22.2%	0.0%	100%



第三に、本アンケート調査では、奨学金の事務を円滑に処理する上での課題に関して、修学支援新制度を担当する責任者や現場の担当者から自由記述の形で意見を聴取した。私立大学では新制度が開始されることに伴って学生支援業務の遂行と事務処理が困難となっている。事務負担の軽減や課題克服に向けた提起された意見等については分量も膨大であり、内容も多々であり、本稿ではまとめ切れないが、その中から特に次の四項目に関して、意見や要望の要点を紹介する。

#### (1) 学生の成績管理

- 成績管理や出席管理システムの見直しが必要である。
- 教務部門と学生・奨学セクションとの相互の連携と内部調整が重要である。
- 対象学生への連絡、照会を遅滞なく行い、面談等を実施する必要がある。
- 数次の在籍報告や適格認定には手間がかかり、その必要性が理解できない。
- 年度末の忙しい時期に詳細な認定作業の負担は大きく、整理してほしい。

#### (2) 申請書類の作成等

- 文科省、支援機構、事業団に提出する書類を整理、統合、簡略化してほしい。
- 提出時期や方法を見直し、添付書類を省略し、補正等の余裕が必要である。
- 事務処理上での質問や照会に対する迅速、的確な回答を期待する。
- 大学に判断を全て任せるのではなく一定の基準を明示してほしい。

#### (3) 会計上の処理

- 減免金額等の算定を明確にし、支援金の確定と納付のズレを解消してほしい。
- 支援金額の区分の変更の処理や過不足への対応を簡潔にほしい。
- 他の奨学金との併給調整の必要性はない。
- 支援対象となる個々の学生の所得状況等の把握は大学では困難である。
- 奨学金や学費に係る会計システムを改修・統合の必要があるが、財政上で困難。

#### (4) 個人情報の管理とリスク対応

- 学生の学業成績を含む個人情報の収集管理が大変である。
- 学生の家計の所得情報の収集と管理が難しい。
- 学生の成績や所得の情報共有と情報管理が困難である。
- 情報漏洩、流出事故、ウィルス対応などのリスク管理が必要である。

## 10. 私立大学の支援の必要性

私立大学の修学支援新制度は学費の支弁者を日本学生支援機構や私学事業団を介して国が支給する形に変えたものである。これらの団体に対しては法改正や事務体制の整備などの必要な手当てがなされている。幼児教育の無償化や専門学校への支援に際しても国の分担という形で都道府県への配慮がなされた。高等学校等に対する就学支援金の場合には都道府県に対する修学支援事業費補助金が措置された。

しかし、大学、特に私立大学に対しては、文部科学省の局長通知や新制度説明会で適切な周知と事務処理、学費の値上げの抑制と納付の猶予などの留意事項が指示されるだけで、大学が円滑に実施するために必要な支援措置は講じられていない。個人補助の代行をする私立大学への事務費補助が出ている訳ではない。

学費減免や給付奨学金は個人補助であり機関補助ではない。私立学校の機関にはプラスとなるものではない。新制度の開始に伴って、国立大学においては大学独自の奨学支援については一定程度配慮されたが、私立大学においては補助金は増額されておらず、授業料等の減免に関する特別補助が全額削減された。新制度の対象から外れた奨学金については取りやめるか自己負担の増額が必要となっている。私立大学の収入は全く増えていない。むしろ財政的な負担が増している。

私立大学では学生納付金の収受について、従前から入学金や授業料等の前受金を収受し、入学意思の確認に役立ててきたが、この前受処理が抑制され、納付期限の延期が求められ、学費の収受が遅れることになった。この結果、入学辞退者からの未納入学金の徴収は困難となった。新制度による認定取消が遡及されることになると、困難な回収作業が発生するが最終的には回収不能となり財政を圧迫する。事務負担の増大は事務費や人件費の増加を招く結果となる。負担を放置すれば問題は更に増幅する。修学支援新制度の適正かつ有効な遂行のためには、審査の手続きと事務処理の体制を見直し、私立大学の事務費補助などの適切な配慮と支援を国に望みたい。

真に支援が必要な低所得者世帯の者で、かつ、特に優秀な者に限定して支援するという修学支援新制度の目的はそれなりに理解できる。しかし、そのために新制度において厳格な個人要件が定められ、複雑な事務処理と審査条件が付加されることになった。修学支援の対象を厳格に選定することは一見聞こえが良いものの、対象者を過度に限定すればするほど、支援が真に必要な者に支援の手が届かなくなる。

2020年度に新制度が開始されたが、当初51万人の利用を想定して約4,881億円が計上されていた。しかし、実際の利用者数は27万人にとどまり、執行額は2,789億円となって2,092億円が未執行となった。予算上の不用が生じて止むを得ない場合もあるかもしれないが、このような執行率の状態では十分な財政効果も発揮できず、少子化の急速な進展に対処するための有効な成果が生み出されることにならない。

修学支援新制度の要件と審査の仕組みを見直すとともに、事務手続きを可能な限り簡素化してワンストップで処理できる体制の確立を期待している。

別表1 修学支援新制度による支援対象者数と学生総数に対する割合

対象者数(2021年度)			学生総数(20年度)		2021年度更新確認申請書の対象者(2020年度分の人数)										
区分	学生数規模	校数	学生数	前半対象数	前半3/3	前半2/3	前半1/3	後半対象数	後半3/3	後半2/3	後半1/3	年間対象数	家計急変数	年間合計	
1	小規模校	0-999人	120	68,375	6,675	3,812	1,709	1,110	6,330	3,607	1,783	927	6,911	113	6,992
2	小中規模校	1000-1999人	98	139,797	12,050	6,909	3,107	2,026	11,574	6,679	3,193	1,730	12,387	84	12,467
3	中規模校	2000-3999人	86	240,908	20,753	12,017	5,222	3,485	19,615	11,550	5,239	2,739	21,314	279	21,612
4	中大規模校	4000-7999人	56	315,706	22,544	12,837	5,818	3,889	21,342	12,402	5,830	3,183	23,328	826	24,158
5	大規模校	8000人ー	39	544,736	29,699	17,456	7,325	4,918	28,568	17,214	7,730	3,983	31,090	608	31,698
回答校数計		計	399	1309522	91,721	53,031	23,181	15,428	87,429	51,452	23,775	12,562	95,030	1,910	96,927
					構成比	57.8%	25.3%	16.8%	構成比	56.1%	25.9%	13.7%	2.0%		

対象者割合(2021年度)			学生総数(20年度)		2021年度更新確認申請書の対象者(2020年度分の人数)の割合										
区分	学生数規模	校数	学生数	前半対象数	前半3/3	前半2/3	前半1/3	後半対象数	後半3/3	後半2/3	後半1/3	年間対象数	家計急変数	年間合計	
1	小規模校	0-999人	120	68,375	9.8%	5.6%	2.5%	1.6%	9.3%	5.3%	2.6%	1.4%	10.1%	0.17%	10.2%
2	小中規模校	1000-1999人	98	139,797	8.6%	4.9%	2.2%	1.4%	8.3%	4.8%	2.3%	1.2%	8.9%	0.06%	8.9%
3	中規模校	2000-3999人	86	240,908	8.6%	5.0%	2.2%	1.4%	8.1%	4.8%	2.2%	1.1%	8.8%	0.12%	9.0%
4	中大規模校	4000-7999人	56	315,706	7.1%	4.1%	1.8%	1.2%	6.8%	3.9%	1.8%	1.0%	7.4%	0.26%	7.7%
5	大規模校	8000人ー	39	544,736	5.5%	3.2%	1.3%	0.9%	5.2%	3.2%	1.4%	0.7%	5.7%	0.11%	5.8%
回答校計		計	399	1309522	7.0%	4.0%	1.8%	1.2%	6.7%	3.9%	1.8%	1.0%	7.3%	0.15%	7.4%

対象者数(2022年度)			学生総数(21年度)		2022年度更新確認申請書の対象者(2021年度分の人数)										
番号	区分	学生数規模	校数	学生数	前半対象数	前半3/3	前半2/3	前半1/3	後半対象数	後半3/3	後半2/3	後半1/3	年間対象数	家計急変数	年間合計
1	小規模校	0-999人	120	70,004	7,983	4,590	2,090	1,303	7,623	4,488	2,077	1,061	8,201	202	8,375
2	小中規模校	1000-1999人	101	145,768	14,275	8,167	3,776	2,307	13,955	8,159	3,832	1,914	14,855	116	15,099
3	中規模校	2000-3999人	83	234,499	23,793	13,942	6,080	3,679	22,761	13,621	6,006	3,071	24,574	268	24,655
4	中大規模校	4000-7999人	61	350,722	29,259	16,870	7,620	4,725	28,538	17,002	7,747	3,941	30,558	442	31,005
5	大規模校	8000人ー	35	509,220	33,036	19,352	8,436	5,248	32,220	19,335	8,549	4,336	34,602	619	35,221
回答校計		計	400	1,310,213	108,346	62,921	28,002	17,262	105,097	62,605	28,211	14,323	112,790	1,647	114,355
					構成比	58.1%	25.8%	15.9%	構成比	57.8%	26.0%	13.2%			

対象者割合(2022年度)			学生総数(21年度)		2022年度更新確認申請書の対象者(2021年度分の人数)の割合										
番号	区分	学生数規模	校数	学生数	前半対象数	前半3/3	前半2/3	前半1/3	後半対象数	後半3/3	後半2/3	後半1/3	年間対象数	家計急変数	年間合計
1	小規模校	0-999人	120	70,004	11.4%	6.6%	3.0%	1.9%	10.9%	6.4%	3.0%	1.5%	11.7%	0.29%	12.0%
2	小中規模校	1000-1999人	101	145,768	9.8%	5.6%	2.6%	1.6%	9.6%	5.6%	2.6%	1.3%	10.2%	0.08%	10.4%
3	中規模校	2000-3999人	83	234,499	10.1%	5.9%	2.6%	1.6%	9.7%	5.8%	2.6%	1.3%	10.5%	0.11%	10.5%
4	中大規模校	4000-7999人	61	350,722	8.3%	4.8%	2.2%	1.3%	8.1%	4.8%	2.2%	1.1%	8.7%	0.13%	8.8%
5	大規模校	8000人ー	35	509,220	6.5%	3.8%	1.7%	1.0%	6.3%	3.8%	1.7%	0.9%	6.8%	0.12%	6.9%
回答校計		計	400	1,310,213	8.3%	4.8%	2.1%	1.3%	8.0%	4.8%	2.2%	1.1%	8.6%	0.13%	8.7%

別表2 認定取消等の大学規模ごとの人数と割合

2021年度		小規模校		小中規模校		中規模校		中大規模校		大規模校		大学計		
区分	認定取消等要件	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	構成比
認定取消	年限内卒業等困難	27	0.4%	102	0.8%	153	0.7%	201	0.8%	294	0.9%	777	0.80%	5.0%
	修得単位5割以下	29	0.4%	111	0.9%	167	0.8%	336	1.4%	247	0.8%	890	0.92%	5.7%
	出席率5割以下意欲	22	0.3%	59	0.5%	88	0.4%	63	0.3%	88	0.3%	320	0.33%	2.1%
	警告連続	13	0.2%	44	0.4%	26	0.1%	25	0.1%	2	0.0%	110	0.11%	0.7%
退学等	退学・停学：退学	43	0.6%	59	0.5%	77	0.4%	37	0.2%	46	0.1%	262	0.27%	1.7%
	3か月以上の停学	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	1	0.00%	0.0%
警告	修得単位6割以下	23	0.3%	36	0.3%	93	0.4%	227	0.9%	66	0.2%	445	0.46%	2.9%
	GPA等下位1/4	447	6.4%	1,326	10.6%	2,222	10.3%	2,706	11.2%	4,263	13.4%	10,964	11.31%	70.6%
	出席率8割以下意欲	85	1.2%	399	3.2%	734	3.4%	248	1.0%	294	0.9%	1,760	1.82%	11.3%
計	認定取消等総数	689	9.9%	2,136	17.1%	3,560	16.5%	3,844	15.9%	5,300	16.7%	15,529	16.02%	100%
													1.19%	総数比
年間対象者数	対象者数（年間合計）	6,992	100%	12,467	100%	21,612	100%	24,158	100%	31,698	100%	96,927	100%	399

1,309,522 学生総数

2022年度		小規模校		小中規模校		中規模校		中大規模校		大規模校		大学計		
区分	認定取消等要件	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	構成比
認定取消	年限内卒業等困難	79	0.94%	133	0.88%	273	1.11%	383	1.24%	450	1.28%	1,318	1.15%	6.3%
	修得単位5割以下	25	0.30%	129	0.85%	242	0.98%	271	0.87%	288	0.82%	955	0.84%	4.6%
	出席率5割以下意欲	30	0.36%	89	0.59%	171	0.69%	121	0.39%	104	0.30%	515	0.45%	2.5%
	警告連続	151	1.80%	471	3.12%	913	3.70%	1,256	4.05%	1,383	3.93%	4,174	3.65%	20.1%
退学等	退学・停学：退学	69	0.82%	118	0.78%	102	0.41%	113	0.36%	65	0.18%	467	0.41%	2.2%
	3か月以上の停学	0	0.00%	4	0.03%	0	0.00%	0	0.00%	3	0.01%	7	0.01%	0.0%
警告	修得単位6割以下	16	0.19%	43	0.28%	100	0.41%	77	0.25%	59	0.17%	295	0.26%	1.4%
	GPA等下位1/4	608	7.26%	1,308	8.66%	2,267	9.19%	3,342	10.78%	3,606	10.24%	11,131	9.73%	53.5%
	出席率8割以下意欲	128	1.53%	352	2.33%	943	3.82%	382	1.23%	138	0.39%	1,943	1.70%	9.3%
計	認定取消等総数	1,106	13.21%	2,647	17.53%	5,011	20.32%	5,945	19.17%	6,096	17.31%	20,805	18.19%	100%
													1.59%	総数比
年間対象者数	対象者数（年間合計）	8,375	100%	15,099	100%	24,655	100%	31,005	100%	35,221	100%	114,355	100%	400

1,310,213 学生総数

## 第2章. 修学支援新制度実施後の私立大学学納金と入学者

丸山 文裕 (広島大学名誉教授)

2020年4月1日から、高等教育の修学支援新制度が実施され始めた。2022年度にも5,000億円以上が投入されている巨大プロジェクトである。授業料等の減免と給付型奨学金支給により、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生の修学支援を行うものである。少子化対策も目的の一つで、消費税率が引き上げられた際、一部をこのプロジェクトに充当することになった。制度施行前には、日本学生支援機構の給付型奨学金の受給学生数は、2019年度3.6万人であったが、新制度発足後の支援対象学生数は、2020年度で27.1万人、2021年度で31.9万人と大幅に増加した。文部科学省によれば、住民税非課税世帯の進学率は、制度施行前の2018年度40.4%、制度開始後の2020年度51.2%、2021年度54.3%と上昇を示している。

中央教育審議会の教育振興基本計画部会では、2023年度からの5年間の次期計画を策定中であるが、この高等教育の修学支援新制度による、教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進が確認されている。また2024年度からの給付型奨学金と授業料減免について、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間所得層への拡大にも触れられ、次期の方向性も示されている。

以前から日本はOECD諸国に比べて、高等教育への公財政支出が少なく、家計がそれを補っていることが問題となっている。高等教育費の家計負担の重さは、進学意欲を減少させ、少子化を招き、経済社会の衰退を招く。この修学支援新制度の実施は、高等教育の機会拡大、機会均等実現、経済活性化、社会の福利厚生促進などの問題解決への第一歩と考えられる。このプロジェクトの目的は、社会的正義の実現および経済成長に係り、成功が望まれる。その継続には大きな政府財政負担と、実施上の課題解決が条件である。

私学高等教育研究所では、私立大学627校の理事長、学長、事務局長を対象にしたアンケート調査を2022年9月30日～11月4日まで実施した。質問内容はこの修学支援新制度を中心とした各大学の奨学金制度の実情と問題点に関するものである。410大学から回答を得、回収率は65.4%の高率であった。本稿ではアンケート調査結果データによって、修学支援新制度が、私立大学の学納金水準や財務、入学者及び在学者の動向に与えた影響を明らかにする。そして修学支援新制度の課題について検討を行う。

### 1. 可能な効果

日本では国立大学へは運営費交付金が酒賦され、また私立大学には経常費補助金が助成されている。これらの機関補助によって、各大学は学生の教育コストをある程度カバーできる。もしこれらの助成が減額ないし停止されれば、教育コストを学生に転嫁し、学生納付金の増額を行う大学も出てこよう。私学振興助成法にも家計の負担軽減が、この法律の一つの目的であるとされている。

この機関補助に加えて日本学生支援機構では、奨学金という個人補助によって、学生

の経済負担の軽減を図ってきた。さらに修学支援新制度が施行され、給付型奨学金が大幅に用意され、経済的理由によって進学を断念してきた若者に、高等教育機会を与えようとしている。

高等教育における修学支援新制度の主たる目的は、個人補助である奨学金によって高等教育機会の拡大である。その直接効果は、経済的理由によって進学を断念していた学生への修学支援が考えられる。また自宅通学では高等教育進学は可能であるが、自宅通学範囲に希望する専門分野がない学生にとっても、自分の希望する学部学科に進学できる可能性を与えるという恩恵がある。さらに新制度は在學生にも影響を与えられられる。家計の経済的悪化などによって、在学継続に苦勞していた学生への修学支援を行うことによって、中途退学を減少させることができよう。

以上の直接効果に加えて、間接効果も考えられよう。それは近隣効果と呼ばれるもので、奨学金を受給する学生の周りに与える効果である。進学をしたくてもできなかった学生に、将来の選択肢の一つとして進学を含め、そして実際に進学の道を開くことによって、それが進学意思を持たなかった別の学生への進学を促進する効果である。

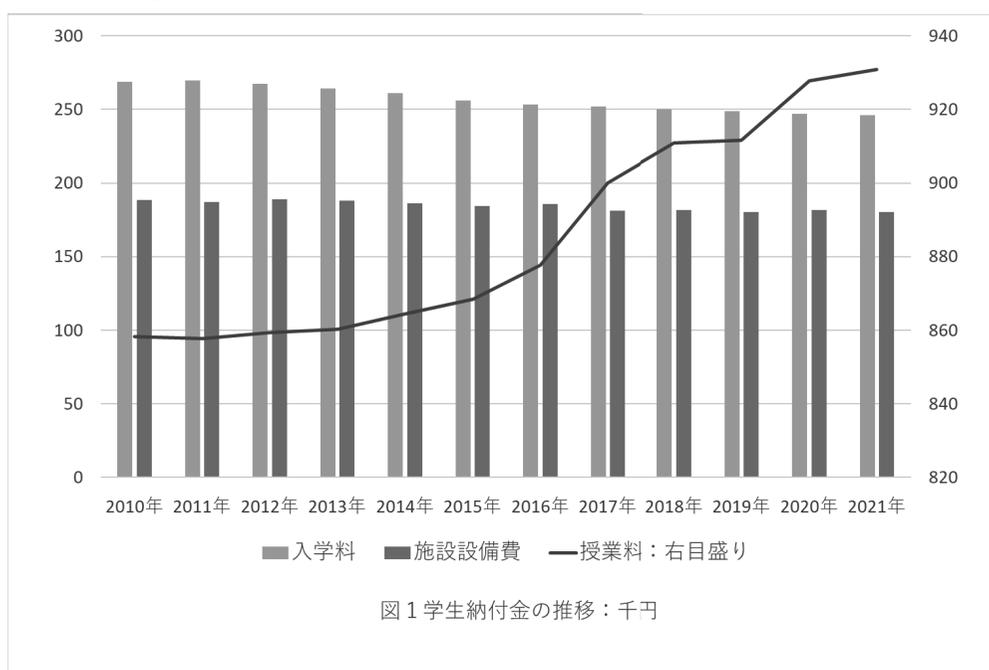
これらの効果は、受給者個人だけではなく、社会にもポジティブな効果を持つ。高等教育の機会均等、高等教育進学所得格差縮小、機会拡大に係るものである。それによってさらに進学率が上昇すれば、高等教育投資が拡大することにもなる。高等教育を通じた人的資本投資の拡大効果である。人口減少社会においては、一人当たりの生産性向上は、社会の福利厚生維持の基礎となる。それに対しても効果を期待できる。また日本における低出生率の原因の一つとして、教育費の高負担が挙げられている。奨学金による家計負担の軽減が可能であれば、「少子化対策」としても有効であろう。後に触れる「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」においても、その検討課題として「少子化対策」として修学支援が位置づけられている。

修学支援新制度は、実施前からマスコミによって大きく報道され、特に大学進学希望者、大学関係者、高等学校関係者に関心を呼んだ。奨学金への関心向上は、機関にも影響する。奨学金が注目されることによって、これまでの奨学金への取り組みを見直す大学も出てくる。多くの大学で、経済的に困窮する学生や、成績や特別な業績をあげた学生に対して独自奨学金を提供している。修学支援新制度はこの独自奨学金にも影響を与えている可能性もある。大学によっては、新制度の施行をきっかけに、独自奨学金の提供増加するところもあろう。または新制度によって、それが肩代わりするということで、独自奨学金を減少させるところも出てこよう。独自奨学金を増額させる大学は、財務の負担が増加し、減少させるところはその逆が考えられる。

新制度が大学に与える影響は、定員を満たす大学とそうでない大学とでは、異なることが予想される。定員を満たす大学では、支援新制度が施行後には、受験者数の増加が見込まれる可能性がある。しかし入学者数は入学定員によって増員できる限度があるため、数自体は変わらず財務への影響もない。定員割れの大学の場合では、受験者数が増加し、入学者数も増えれば、定員割れの問題と財務へポジティブな影響があると考えられる。

## 2. 学納金への影響

図1の折れ線は、私立大学の年間授業料平均(右目盛り：単位千円)を、各年度左側棒線は、入学料(左目盛り)と右側棒線(左目盛り)を、2010年度から12年間の推移を見たものである。これに示したように、私立大学の授業料は2010年度から2014年度までは、85万円前後で推移しそれほど変化はない。2015年度以降は徐々に値上がりし、2021年には93万円ほどに達している。他方入学金は25万円ほど、施設・設備費は約18万円と12年間に、一定ないし若干値下がりしている。これらを合計した毎年の学生納付金は、図には示していないが、2015年度から値上がり傾向にあり、2021年度には約135万円になる。図1は私立大学の平均値であるが、アンケートでは学生納付金についての個々の大学の見方を伺っている。以下の質問内容は、本書末尾の「奨学金等に関する現況調査(基礎集計)」にある質問番号に対応している。参照していただきたい。



Q1の結果に示されるように、2020年度2021年度に36.4%の大学が学納金改定を行っている。2019年度には32校であったが、2020年度は80校と倍以上の伸びである。これは図1に示されている2020年度の授業料平均の急激な上昇と一致している。

Q2では学納金改定理由について尋ねている。それによれば、「施設・設備の拡充」「消費税の引き上げ」という回答が、1番目2番目となっている。施設・設備の充実、どこの大学でも学生募集の上で重視しており、充実が課題となっているので、回答はそれを反映している。2019年に消費税が、8%から10%に引き上げられたので、それを理由に挙げた大学が多い。

Q3の回答では、学納金改定の科目を詳しく知ることができる。値上げを行った科目は入学金9.9%、授業料48.1%、施設・設備費36.4%、初年度納付金53.6%、その他23.0%、

在学期間の納付金 61.1%である。在学期間の納付金、初年度納付金や授業料の値上げが多くで大学で行われ、他方入学金や施設・設備費の値上げを行った大学の割合は、比較的少なかったことがわかる。これは図 1 の入学金や施設・設備費の 12 年間の据え置き傾向を示した私立大学の平均値とも一致する。

Q4 に見るように、今後学納金の改定を予定している大学は 12.3%であり、時期は未定ながら改定を検討している大学は 9.8%である。他方学納金の改定を予定していないと回答した大学は、78.0%と多数を占める。この先、学納金改定を行うのは難しいと判断したと推察できる。このアンケート調査を実施した期間は、2022 年 9 月 30 日～11 月 4 日であり、光熱費をはじめ諸物価上昇が、まだ実感できなかつたとも推測できる。

Q5 に見るように、今後の学納金の改定状況についても、過去と同様の傾向があることがわかる。すなわち初年度納付金や、授業料の値上げを検討している大学が、それぞれ 45.3%と 63.0%となっている。在学期間の納付金は 63.6%である。他方入学金や施設・設備費の値上げを予定している大学は、それぞれ 12.3%、40.4%である。特に入学金の据え置きが顕著である。

Q6 の回答では、学納金の値上げを検討する大学が、その要因として挙げるのは、「物価の上昇」を 1 番目としている。「財務状況の悪化」(第 2 番目の回答)を要因としている大学もあるが、それは「物価の上昇」と関連していると思われる。他方「施設・設備の拡充」(第 3 番目)という回答も多いが、「教育研究費の増加」(第 4 番目)および「学生募集の状況」(第 5 番目)という回答と関連していると思われる。これらもまた「財務状況の悪化」を招く要因である。

コロナウイルス感染症に対する対策として、各大学ではオンライン授業等、遠隔授業が行われた。そのためのハード面やソフト面での整備については、各大学とも学納金値上げの要因とはならないと回答している。コロナ感染症対策がすでに進み「遠隔授業に伴う費用の増加」が、それほど大きな負担になっていないことがうかがえる。

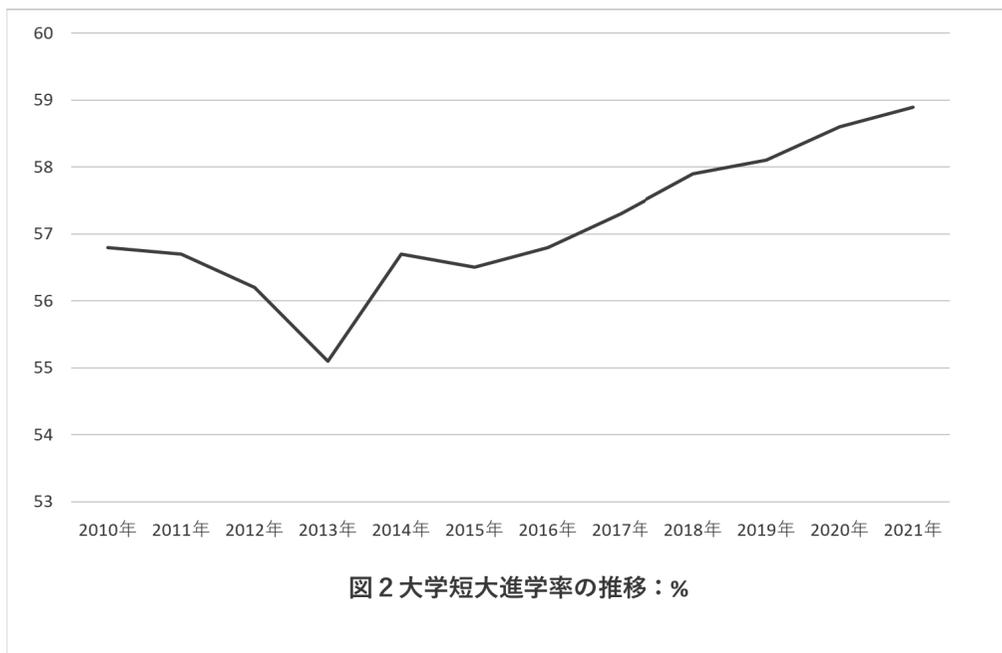
### 3. 入学者数への影響

Q7 では、修学支援新制度の入学者数への影響を聞いている。10.9%の大学が、新制度によって入学者数が増加したと回答している。81.7%が「ほぼ変わらない」と回答しており、入学者数自体には大きな影響を及ぼしていないと判断できる。

修学支援新制度は、経済的理由によって大学進学を断念していた学生に恩恵を与える制度である。一方大学側では、学納金の支払者が、入学者や保護者から国に替わるだけで、納付金全体の収入が増加するわけではない。よってこれまで入学定員を満たしていた大学にとっては、新制度の入学者数や財務面での恩恵は直接的には少ない。入学者数は、定員によってある程度受け入れ人数が決まっている。新制度によって進学を希望する学生が増加したとしても、そのまま入学者数が増えるわけではない。新制度によって入学者数が増えた場合は、これまで定員に満たなかつた大学である可能性がある。定員割れ状態であったが、支援新制度によって進学が可能となり、入学者数の増加に結びついた場合である。

図 2 は大学短大の進学率の推移を、2010 年から 2021 年までを見たものである。これ

によると 2010 年度に 56.8%であった進学率は、2013 年度 55%にまで低下する。しかしその後は 2021 年度に 59%近くまで順調に上昇傾向にある。修学支援新制度は 2020 年度に開始されている。修学支援が進学率を上昇させたことは否定できないが、進学率は 2015 年以來、同程度の上昇傾向にあるので、2020 年以降の上昇をすべて新制度に帰することはできない。



新制度では、自宅と自宅外学生に対して支給額に差を設けている。新制度が学生に与える影響として、自宅外学生の増加が考えられるが、Q24 に見るように、17.4%の大学が自宅外学生の増加を報告している。他方減少したとする大学は 22.9%ある。新制度が自宅通学者と自宅外通学者の行動に与える影響については説明が簡単ではない。

Q25~Q26 に見るように支援対象者数は、2021 年度より 2022 年度の方が増加している。制度自体が進学希望者や保護者、および高等学校の進学担当者や大学の奨学金担当者に共有され、その利用が増加していると考えられる。利用者の増加は、すべての規模についてもいえる。0~999 人の小規模校では、2021 年度年間 10.1%から 2022 年度に年間 12.3%と対象者数増加であるが、8,000 人以上の大規模校ではそれらの値は 6.1%から 7.2%である。大規模校の方が、対象者の割合が少ない。

Q35 では経済的理由によって、中途退学する学生数を聞いている。その結果 27.7%の 105 校が減少したと回答しており、新制度が中途退学を回避する効果がある可能性を示している。そうであるとしても、それがどのようなメカニズムで効果を持つのか、今後検討する必要がある。

Q12 では、2019 年度と 2021 年度を比較して、新制度が財務に与えた影響を伺っている。その結果 60.9%が「ほぼ変わらない」と回答している。「独自の学生支援制度の負担

が増えた」が 15.7%、「独自の学生支援制度の負担が減った」が 23.4%である。負担が増えたと回答した大学は、小規模校より大規模校の方が多い。負担が増えたとするのは小規模校では 12.6%であるが、大規模校では 22.2%である。修学支援新制度の実施に伴って私立大学等経常費補助金の「授業料等減免制度」が廃止され、中間所得層への経済的支援が手薄になっている。学生支援新制度が引き金になって、財務状況に余裕のある大規模校が、中間所得層に向けて独自奨学金の提供を増やしたのも一因であると思われる。これに対して財務に余裕がない小規模校では、独自奨学金によって負担を増やすわけにはいかないと考えられる。

支援新制度によって独自奨学金への影響は、奨学金への関心の高まりによって、独自奨学金を増加させる場合と、他方新制度が実施されるため、それが独自奨学金の肩代わりをするという理由により、減少するという 2通りの予測が可能である。Q13 では見直し状況を聞いている。その結果「見直さなかった/変更しなかった」という回答が 76.5%あり、多くの大学で見直さなかったことがわかる。同じく Q14 および Q15 に見るように、新制度の実施に伴って、大学が独自に用意する奨学金についても、今後さしたる変化は見られないと判断できる。Q16 に示されるように、独自奨学金を拡充できるのは、同窓会、後援会、個人、企業からの寄付金が期待できる大学である。

#### 4. 事務負担

Q18 では、奨学金に関する事務の状況を聞いている。その回答によると新制度導入が、各大学の事務負担を重くしていることがわかる。「事務担当者の人数が少ない」、「申請対象者の人数が多い」、「奨学金業務に精通したスタッフが少ない」、「対象者の要件を把握するのが大変である」、「申請書の項目数が多い」、「短い期間で書類を準備しなければならない」、「その他の学生支援業務が停滞する」これらの質問に対する選択肢に 54.9%～79.8%の高い率で、そうであるとの回答が寄せられている。

自由記述意見においても私立大学関係者からは、修学支援新制度のもつ様々な問題点が指摘された。ここでも指摘された事務負担の重さは、新制度の利用割合が小規模大学でより多いということを考慮すると、このような大学でより深刻であることが推察されよう。

各大学の利用可能な奨学金には、これまでの日本学生支援機構の奨学金と、自治体や民間の提供する奨学金および大学独自の奨学金がある。これにさらに修学支援新制度の奨学金が加わることになった。Q19 が示すように既存の奨学金制度と、修学支援新制度の奨学金の区分が負担であることがわかる。「とても負担である」、「やや負担である」を合わせると 94.2%にも達する。各奨学金で申請様式や学生の受給要件、機関要件が異なるので事務の負担が重くなると思われる。

Q20 では修学支援新制度に限って、事務の負担状況を尋ねている。「学生の成績管理」、「申請書類の作成」、「会計上の処理」、「個人情報の取扱い」についていずれも「とても負担である」、「やや負担である」と回答した大学の割合が多い。

このように私立大学では奨学金関連業務について、事務負担の重さが指摘されている。それへの対応について、Q22 に示すように奨学金担当事務職員を増加させたと回答した

大学は、21.3%に過ぎない。新制度導入以前の2019年度と導入後の2021年度で、事務部門での奨学金担当者数を変更していないとする大学は、75.0%に及ぶ。管理経費の増額も見込めない状況で、さらに業務が負担になることが危惧される。

新制度では各機関は、機関要件を満たしていることを「確認」する手続きが組み入れられている。そして次年度以降この「確認」を更新し、「更新確認申請書」を文部科学大臣等に提出および公表することとなっている。しかしこの更新確認申請書は法令要件であっても、「前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数等」の情報が公開されていない機関もある。法令通り指定様式での情報公開がなされている割合は、国公私立のうち56.4%であった(白川)。公開されていない理由はいくつか考えられるが、事務の負担が重すぎるため、そこまで作業が進まない大学もある可能性も否定できない。

## 5. 課題

修学支援新制度の実施に伴って、その課題も明らかになりつつある。文部科学省では「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」を発足させ、課題が議論されている。検討会議は、政府の「教育未来創造会議第1次提言」および「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)」を受けたもので、その主な検討テーマは、中間所得層への支援強化の在り方、学生の学びの充実に向けた機関要件の活用、学生を保護する視点からの機関要件の厳格化、である。検討会議では、2022年12月12日までに5回の会議を開催し、12月14日「在り方検討会議報告」をまとめ公表している。

修学支援新制度の対象は、年収380万円未満の世帯の学生である。しかし年収が380万円を超えても、扶養する子どもの数が多ければ、世帯負担も大きい。これに対して第3回会合では、世帯収入が380万円を超えても、子どもの数が3人以上の家庭出身や、授業料が相対的に高い理工農系の学生を中心に支援することを検討している。現行の世帯の形と子どもの数による支援3区分に加え、新たに第4区分を設け、該当する学生を支援する。所得基準や支給額については、財源と併せて政府で検討することとしている。

アメリカの高等教育の連邦政府奨学金制度は、ニード・ベースの奨学金が中心となるが、種類が複数あり目的や支給額も異なり複雑である。その理由の一つは、一つの奨学金プログラムが法制化され実施されると、その奨学金制度でカバーされない所得層の不満が増し、その解消に新たな奨学金制度が設定されるためである。この繰り返しによって制度自体が複雑化してきた。奨学金制度がわかりにくいため、アメリカの高校には利用できる奨学金やその申請方法や、その他大学進学費用調達の説明を行う専門のカウンセラーが存在する。また大学進学後にも、奨学金の継続手続きや大学院やプロフェッショナル・スクール進学用の奨学金情報や、貸与奨学金の合理的な返済方法の相談を行うコンサルタントも各大学に配置されている。

日本の高等教育の修学支援新制度は発足して間もないが、すでにアメリカに似たように、区分によっては恩恵を受けない所得層が表面化してきた。それに対する対策として、新たな仕組みを構築するということが起きている。検討会議の中間所得層の支援についての議論はこれを反映している。この対策について財源が可能であるならば、特に問題はない。しかし制度が複雑化し申請様式が異なり、利用者要件や扱い機関要件を新たに

用意しなければならないことが発生することも考えられる。進学希望者や高等学校の進学担当者に、わかりやすいように制度を周知することが必要となる。また先に見たように新制度の大学側の負担は大きく、さらに事務部門の負担が増えることは避けなければならない。

修学支援新制度では、奨学金受給の対象校となるために機関要件が設定されている。

「実務経験のある教員等による授業科目」、「外部役員の採用」、「厳格かつ適正な成績管理の実施・公表」、「教育活動に係る情報の公表」、である。これについては新制度施行以前から修学支援の目的と、機関要件とは相いれないという意見が出されていた(丸山)。しかし文部科学省の「高等教育における修学支援新制度の在り方検討会議」第2回会合では、さらに厳格化を検討している。例えば収支差額や外部負債がマイナスの場合は対象とはならない案である。直前3年度のうちいずれか1年度分だけでも、収容定員充足率が8割以上であれば、経営要件を満たすことへの厳格化も議論されている。ただし対象外となった大学・短大・高専の場合、直近の「収容定員充足率」が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取り消しを猶予することも検討されている。

第4回会合では、「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」を独立させ、厳格化を図る案が示され、大学等の関係団体にヒアリングも実施された。ヒアリングでは大学等の関係団体のほとんどが、機関要件の特に経営要件の厳格化に反対を表明している。私立大学協会でも「学生の経済的支援を狙いとする修学支援新制度(個人補助)においては、機関要件は設けられるべきではなく、むしろ撤廃されるべきである」という意見を明らかにしている。

「収容定員充足率8割」であるとか、「進学・就職率9割」とかいう基準自体は、若年人口規模が小さく、高等教育進学希望者の絶対数が少なく、また就職希望者を受け入れる労働市場が限定的な地方では、難しい基準となる場合もあろう。進学志願者や労働市場の規模は、個々の大学が解決できる課題ではないので、地方の小規模大学には何らかの策が必要となろう。

文部科学省の「高等教育における修学支援新制度の在り方検討会議」において、機関要件の厳格化については、学生を保護するという目的が示されてはいる。定員充足率を満たし、財務状況を改善することを促すことと解釈できるが、これが学生保護とどのように結び付くのかは疑問が残る。経営困難校の学生を保護することは別途方策を見出し、修学支援、機関要件、学生保護とは別個に検討すべきであろう。

以前から私学助成を巡っては、定員充足率を満たしていない大学は、社会的機能を果たしてはいないとして、補助金の無駄遣いとして、経常費補助の対象から外す議論がなされてきた。今回も機関要件の厳格化は、それと延長線上にあると考えられ、高等教育財政問題や私学助成問題と関連していると想像できる。よって個人助成に機関要件が関連付けられ、機関の経営問題が絡んできていると考えられる。

## 参考文献

白川優治「修学支援新制度における情報公開の現状と課題」日本学術新聞 2022年8月

17 日号

丸山文裕「高等教育の修学支援新制度の意義と課題」『高等教育政策と私立大学の財務』  
私学高等教育研究所 2020 年 10 月 pp35-42.



### 第3章. 修学支援新制度による私立大学への影響

橋本 侑樹 (桜美林大学大学院)

#### 1. はじめに

修学支援新制度が2020年度から開始した。非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、授業料減免及び給付型奨学金の支援対象者・支援額の大幅拡充をおこなった。この制度の基本的な施策理由・方向性は、貧困の連鎖を断ち切り格差の固定化を防ぐこと、少子化対策に資することである。この制度によって、大学進学のための費用が軽減され、家庭の経済状況にかかわらず、大学進学できるチャンスを確保することができるというものである。支援の原資としては、2019年10月1日から施行された消費税の税率が8%から10%に増税された増収分の一部を割り当てている。

修学支援新制度の発端は第二次安倍政権時、2017年5月3日に安倍首相が憲法改正案に高等教育の無償化を盛り込むと宣言し、10月の衆議院選挙で給付型奨学金の大幅拡充を公約したことである。その後、12月「新しい経済政策パッケージ」の中で授業料減免と給付型奨学金の拡充が閣議決定された。その後、「人づくり革命基本構想」、「高等教育の負担軽減の具体的方策について」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を経て、施策された。修学支援新制度は上記にある「高等教育の無償化」ではなく、部分的な高等教育の無償化になっている。しかしメディアでは「高等教育の無償化」として報道されたため、「高等教育の無償化」の注目が集まった。高等教育無償化は以前から多くの先行研究があるが、市川(2021)は、高等教育の無償化について歴史的にまとめ批判し、小林(2019, 2020)は課題や問題点を指摘しているなどそのほかにも多く議論がなされてきた。

修学支援新制度については、すでいくつか先行研究がある。制度開始前では、私立大学協会がおこなったアンケート調査を基に分析をした水田(2020)、浦田(2020)があげられる。修学支援新制度開始後については、小林・濱中(2021)は、ウェブモニター調査で修学支援新制度によって低所得家庭において大学進学促進に一定の効果があったとしている。しかし、修学支援新制度が私立大学に与えた影響について分析が十分にされてきていない。今回は「私学高等教育研究の奨学金等に関する現状調査」のデータからどのような影響があったのかを分析していきたい。

#### 2. 仮説設定

今回の分析についての以下の仮説を設定する。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 確認大学の対象外である大学は、財務に関する影響を受けた。</li><li>② 経営の厳しい大学は、奨学金に対する支出が少ない。</li><li>③ 大学の規模と財務に関する影響に関連がある。</li><li>④ 日本学生支援機構奨学金の受給率が以前から高い大学は、修学支援新制度の受給率が高くなる。</li></ol> |
|---|

規模の小さい大学について、今回の分析では、999人以下と1,000人から1,999人以下、2,000人以上の学生数の大学に区分してみていく。経営の厳しい大学については、2022年度東洋経済データサービスの経常収支差額のデータを利用していききたい。確認大学については、次の節で説明をする。独立行政法人日本学生支援機構(以下、JASSO)の奨学金の受給率と修学支援新制度の受給率について分析をし、上記の仮説について、分析・検証を通じて明らかにしていきたい。

### 3. 確認大学に関する分析

修学支援新制度には機関要件があり、それらの条件をクリアした大学が文部科学省から承認を得て、確認大学となる。令和3年度全国大学一覧で私立大学数を確認すると621校あり、令和5年1月20日更新の高等教育の修学支援新制度の対象機関リストで確認大学の私立大学数が596校である。したがって、現在全国の私立大学の約9割以上が確認大学になっている。確認大学ではない大学は、そもそも確認大学に申請していない大学と確認大学から取り消しを受けている大学、制度開始後に申請をした大学に分かれるがここではそれらをまとめて確認大学対象外大学として表記する。今回のアンケート調査では確認大学対象外大学が19校ある。規模としては1,000人以下の大学が12校、1,000人を超える大学が7校である。1,000人以下の規模の小さい大学に関しては、開校して新しい大学や医科、芸術系の単科大学が多い。1,000人を超える大学は医科・福祉系や文系の総合大学が多い。

確認大学と対象外大学別と大学独自奨学金の財務への影響のクロス表を表3-1で作成した。多くの大学がほぼ変わらないとしているが、変化があった大学のなかでは確認大学対象外大学において増加した大学が多くなっている。したがって、確認大学ではない大学にとっては修学支援新制度によって大学独自奨学金について、財務的な影響があったことがわかる。しかし、財務的な負担が減少している大学が1校ある。これはすでに学生募集を停止している大学で、学生数が減少傾向であるため財務の負担が減少したと考えられる。

表3-1 確認大学区分と大学独自奨学金の大学財務への負担のクロス表

	2019年度と2021年度の大学独自奨学金の 財務への負担			合計
	増加した	減少した	ほぼ変わらない	
確認大学	55 15.0%	88 24.0%	224 61.0%	367 100.0%
確認大学対象 外大学	5 35.7%	1 7.1%	8 57.1%	14 100.0%
合計	60 15.7%	89 23.4%	232 60.9%	381 100.0%

注)  $p < .1$

(出典) 筆者作成

表 3-2～3 で確認大学と対象外大学別と経済状態を基準とする大学独自奨学金(以下、ニードベース奨学金)総額増減と対象人数増減のクロス表を作成した。確認大学対象外大学は総額と対象人数ともに、回答した9校中2校がともに減少し、それ以外の7校はともに変更していなかった。修学支援新制度によって対象となるような学生がいる場合やこれから進学する学生のことを考えて、それらを補填するために新たな奨学金制度が設置されることや既存の奨学金制度の金額・対象人数の増加が予想される。しかし、現状としては奨学金制度を減少するような状況となっている。

表 3-2 確認大学区分とニードベース奨学金総額増減のクロス表

	ニードベース奨学金総額の増減			合計
	増加した	減少した	ほぼ変わらない	
確認大学	46	88	150	284
	16.2%	31.0%	52.8%	100.0%
確認大学対象外大学	0	2	7	9
	0.0%	22.2%	77.8%	100.0%
合計	46	90	157	293
	15.7%	30.7%	53.6%	100.0%

注)  $p > .1$

(出典) 以下筆者作成

表 3-3 確認大学区分とニードベース奨学金対象人数増減のクロス表

	ニードベース奨学金対象人数の増減			合計
	増加した	減少した	ほぼ変わらない	
確認大学	48	85	149	282
	17.0%	30.1%	52.8%	100.0%
確認大学対象外大学	0	2	7	9
	0.0%	22.2%	77.8%	100.0%
合計	48	87	156	291
	16.5%	29.9%	53.6%	100.0%

注)  $p > .1$

表 3-4 で確認大学と対象外大学別と経済的理由による中退者数増減のクロス表を作成した。同じ確認大学対象外大学において、経済的理由による中退者増減は回答した15校中2校が減少し、1校が増加、それ以外の12校は変わりがなかった。修学支援新制度の対象外となることで経済的理由による中退者数が増加されると予想されるが、1校のみとなった。増加した大学は約5,000人規模の歯学部と複数文系学部を設置する大学であった。逆に減少した大学は、修学支援新制度に一年後に申請している大学であった。

表 3-4 確認大学区分と経済的理由による中退者数増減のクロス表

	経済的理由による中退者			合計
	減少した	増加した	ほぼ変わらない	
確認大学	103 28.3%	22 6.0%	239 65.7%	364 100.0%
確認大学対象外大学	2 13.3%	1 6.7%	12 80.0%	15 100.0%
合計	105 27.7%	23 6.1%	251 66.2%	379 100.0%

注)  $p > .1$

(出典) 筆者作成

上記のような分析から修学支援新制度による確認大学対象外大学の財務の影響はあったことがわかった。しかし、多くの大学はあまり変化が無かったことも考慮しなくてはならない。制度が開始して短い期間のためこのような結果になったと予想される。より長期的に観察を続ければより大きな負担になってくるのではないかと。

#### 4. 大学独自奨学金に関する分析

##### 寄付金の設置種類・数について

この節では、大学で設置している独自奨学金の種類や個数から分析をしていきたい。表 4-1 でそれぞれの大学の規模別にどのような奨学金を設置しているのか多重回答のクロス表を作成した。小規模大学のほうがニードベース奨学金の割合が少なく、規模が大きいほど大きくなっていることがわかる。「独自の貸与型奨学金」、「教育ローンの利子補填」も同様の割合になっている。修学支援新制度はニードベース奨学金制度のため、そもそもニードベース奨学金制度を設置していない小規模大学には財務的には影響がなく、学生にとっては良い影響があったことが考えられる。

表 4-1 大学規模区分と奨学金設置種類クロス表

	区分全体の奨学金設置種類の割合				合計
	経済状態を 基準とする 給付型奨学 金	学業状態を 基準とする 給付型奨学 金	スポーツ等 部活動を基 準とする給 付型奨学 金	独自の貸与 型奨学金	
999人以下	35.9%	74.8%	25.2%	19.4%	
1,000-1,999人	52.5%	74.3%	44.6%	28.7%	
2,000人以上	70.5%	86.7%	56.1%	32.4%	

	区分全体の奨学金設置種類の割合				合計
	入学金の減 免	授業料の減 免	その他学納 金の減免	教育ローン の利子補填	
999人以下	64.1%	68.9%	29.1%	7.8%	103
1,000-1,999人	60.4%	69.3%	24.8%	13.9%	101
2,000人以上	49.1%	70.5%	28.3%	17.3%	173

(出典) 筆者作成

次に先ほどの表にある大学独自奨学金をどれほど設置しているのかを表4-2で作成した。規模別でみると意外なことに、設置数4つがどの規模でも最大値になった。しかし、999人以下の大学は、4つ以下で8割程度になり、2,000人以上の大学では5つ以上が4割程度あることがわかる。やはり、小規模大学のほうが大学独自奨学金の設置数が少ないことがわかる。

表4-2 大学規模区分と大学独自奨学金設置数クロス表

大学独自奨学金設置数					
	0	1	2	3	4
999人以下	12.7%	8.5%	16.1%	23.7%	25.4%
1,000-1,999人	6.5%	11.1%	13.0%	15.7%	26.9%
2,000人以上	1.7%	8.0%	6.8%	19.3%	23.3%
合計	6.2%	9.0%	11.2%	19.7%	24.9%

大学独自奨学金設置数					
	5	6	7	8	合計
999人以下	11.9%	.8%	.8%	0.0%	100%(118)
1,000-1,999人	14.8%	7.4%	2.8%	1.9%	100%(108)
2,000人以上	19.9%	15.9%	4.5%	.6%	100%(176)
合計	16.2%	9.2%	3.0%	.7%	100%(402)

注)  $p < .01$

(出典) 筆者作成

### 大学独自奨学金の財源について

表4-3で大学独自奨学金の原資をどこから捻出しているのかを多重回答のクロス表を作成した。小規模大学より大規模大学のほうが大きくなっている項目は、「個人・企業からの寄付金」、「資産運用等の収益」、「学内の基金等からの補填」である。これらの項目をみると大規模大学である程度資産や歴史、知名度があるために原資があることがわかる。逆に大規模大学より小規模大学のほうが大きくなっている項目は、「経常費補助金(一般補助)」、「学生支援制度以外の支出の抑制」である。小規模大学では、一般補助を奨学金の原資にしていることから補助金額を上昇させることで学生の支援につながっていることがわかる。また、支出をしぼることで原資にしていることもわかった。このような結果から小規模大学において奨学金の原資を豊かにしていくには、補助金の増加と経営の改善が考えられる。

表 4-3 大学規模区分と奨学金原資のクロス表

	独自奨学金財源					
	個人からの 寄付金	企業等から の寄付金	同窓会・後 援会等から の寄付金	経常費補助 金（一般補 助）	経常費補助 金（特別補 助）	地方公共団 体の補助金
999人以下	31.4%	23.5%	45.1%	31.4%	23.5%	2.0%
1,000-1,999人	27.7%	25.5%	40.4%	19.1%	23.4%	6.4%
2,000人以上	51.5%	43.3%	68.0%	16.5%	22.7%	4.1%

	独自奨学金財源					
	資産運用等 の収益	学納金の改 定	学生支援制 度以外の支 出の抑制	学内の基金 等からの補 填	収支上の余 裕資金	合計
999人以下	5.9%	7.8%	25.5%	5.9%	27.5%	51
1,000-1,999人	14.9%	6.4%	19.1%	10.6%	27.7%	47
2,000人以上	29.9%	4.1%	14.4%	20.6%	25.8%	97

(出典)筆者作成

### 大学独自奨学金に関する回帰分析

大学独自奨学金の延べ人数に 2022 年度経常収支差額と学生総数、東京 23 区ダミーを投入した重回帰分析をおこなった。分析結果は巻末に掲載しているが、経常収支差額の単回帰分析では正の影響になったが、学生総数で統制した場合、経常収支差額が負の影響に変わり、学生総数は正の影響、東京 23 区ダミーは負の影響になった<sup>i</sup>。大学独自奨学金の延べ人数に学生総数で割った大学独自奨学金の受給率を従属変数にし、先ほどの重回帰分析の説明変数を投入した。その結果が表 4-4 である。表の通り、3 つの説明変数で負の影響となる結果になった。憶測の域を超えないが、経営状態の良い大学や大規模大学においては、自校の大学独自奨学金以外の地方自治体や企業、卒業生が設立した奨学金など多様な奨学金が設置しているために受給率が低くなっているのではないかとみられる。また大学のブランドや歴史によって多くの学生が志望するため、奨学金制度で学生の誘致をせずに学生募集が十分にできていることも考えられる。

表 4-4 2021 年度大学独自奨学金受給率を従属変数とする重回帰分析

2021年度大学独自奨学金受給率			
2022年度 経常収支 差額	-3.704E-05 **	-2.345E-05 *	-1.622E-05
学生総数		-5.371E-06 *	-4.504E-06
東京23区 ダミー			-.098 **
$R^2$	.034 **	.043 **	.064 **
Adj. $R^2$	.031 **	.038 **	.056 **
N	355	355	355

注) \*\* $p < .01$  \* $p < .05$

(出典)筆者作成

最後に Y 軸に一人当たり独自奨学金金額、X 軸に大学独自奨学金受給率にした散布図の図 4-5 を作成した。左上にあれば一人当たり大学独自奨学金金額が高く、受給率が低い一人に手厚く支援する大学の傾向にある。逆に右下にあれば一人当たり大学独自奨学金金額が低く、受給率が高く多くの学生に少ない金額で支援している大学の傾向であることがわかる。作成した散布図をみると、多くの大学が右下側にあり、多くの学生に少ない金額で支援している大学が多くを占めていることがわかる。しかし、一人に手厚く支援する大学もいくつかあることがわかる。上位 4 校をみると、規模は 1,000 人程度で医科・看護・薬科・芸術系の大学であった。

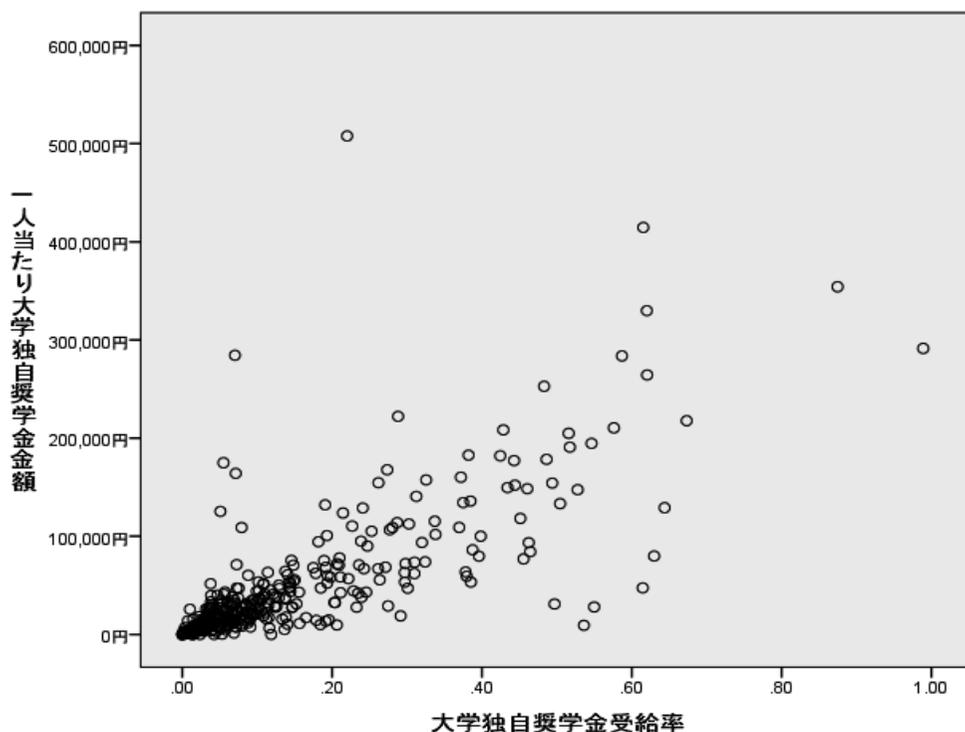


図 4-5 一人当たり大学独自奨学金金額と大学独自奨学金受給率の散布図  
(出典)筆者作成

## 5. 大学規模別の影響

### 学費の上昇について

修学支援新制度によって奨学費支出が増加した大学は、学費の増加でそれらを賄っていることが予想される。この調査では、学納金改定にどのような要因が影響を与えたのかを尋ねた。どのような要因が直近の学納金の改定の要因になったのか、第一の要因から第三の要因まできいている。表 5-1 は第一の要因をまとめたものである。第一の要因の中で修学支援新制度や奨学金の充実を要因としているのは、学生総数が 1,999 人以下の大学で合計して 6 校が要因としてあげていた。表の掲載は割愛するが、第二の要因と

しては、1校、第三の要因としては0校であった。この結果から、修学支援新制度を学費改定の要因として多くの大学が選択していないことがわかる。しかしアンケート結果の通り、学納金改定の要因として修学支援新制度をあげている大学があるために、完全に修学支援新制度が影響を与えていないとは言いきれない。また、学納金収入を大学独自奨学金の原資としている大学があることもこのアンケートからわかる。

表 5-1 直近の学納金改定の一歩目の要因表

	直近の学納金改定の要因（1歩目）							
	物価の上昇	家計所得の変動	消費税の引き上げ	教育研究費の増加（遠隔授業関係を除く）	管理運営費の増加	財務状況の悪化	人件費の増加	施設・設備の拡充
999人以下	8 9.9%	1 1.2%	9 11.1%	3 3.7%	5 6.2%	7 8.6%	0 0.0%	6 7.4%
1,000-1,999人	8 8.5%	4 4.3%	11 11.7%	11 11.7%	2 2.1%	5 5.3%	2 2.1%	20 21.3%
2,000人以上	19 11.0%	2 1.2%	32 18.6%	25 14.5%	1 .6%	7 4.1%	5 2.9%	36 20.9%
合計	35 10.1%	7 2.0%	52 14.9%	39 11.2%	9 2.6%	19 5.5%	7 2.0%	62 17.8%

	直近の学納金改定の要因（1歩目）							合計
	補助金額の変動	学生募集の状況	国の高等教育無償化や奨学金の充実	競合関係にある他大学の学費改定	遠隔授業の増加に伴う費用の増加	その他		
999人以下	1 1.2%	12 14.8%	4 4.9%	6 7.4%	0 0.0%	19 23.5%	81 100%	
1000-1999人	1 1.1%	8 8.5%	2 2.1%	6 6.4%	0 0.0%	14 14.9%	94 100%	
2000人以上	0 0.0%	15 8.7%	3 1.7%	9 5.2%	1 .6%	17 9.9%	172 100%	
合計	2 .6%	35 10.1%	9 2.6%	21 6.0%	1 .3%	50 14.4%	348 100%	

注)  $p < .01$

(出典) 筆者作成

### 大学財務への影響

修学支援新制度によって大学独自奨学金の大学財務への負担が増減したのかについて、大学規模別に表 5-2 を作成した。結果をみると負担が増加した割合は大学の規模が大きいほうが大きくなっている。また、減少についても同様な傾向がみられる。したがって、大学規模が大きいほうが大学独自奨学金の財務に対して修学支援新制度の影響を受けたと考えられる。しかし、今回のアンケートでは金額ベースでどれほどの財務の影響を受けたのかをきいていない。そのため、負担が増えたとしても、すでに財政的に厳しい状態なのかどうかで大学全体として受けるマイナスの影響は異なると考えられる。表の通り、大学規模とは有意な関連がみられない。

表 5-2 大学規模区分と大学独自奨学金の財務負担増減のクロス表

2019年度と2021年度の大学独自奨学金の 財務への負担				
	増加した	減少した	ほぼ変わらない	合計
999人以下	12.5%	19.2%	68.3%	100%(104)
1,000-1,999人	14.7%	20.6%	64.7%	100%(102)
2,000人以上	18.6%	26.7%	54.7%	100%(172)
合計	15.8%	23.0%	61.2%	100%(379)

注)  $p > .1$

(出典)筆者作成

修学支援新制度の開始により入学者数がどう変化しているのかを尋ねている。表 5-3 が規模別に入学者が増減したのかを示したものである。多くの大学が「ほぼ変わらない」としているなかで、各区分で約 1 割程度の大学が修学支援新制度によって入学者数の変化を受けている。入学者数が増加した大学数と比べ、同程度またそれより少ない大学数で入学者数が減少している。表の通り、大学規模とは有意な関連がみられない。

表 5-3 大学規模区分と入学者増減のクロス表

修学支援新制度開始の影響				
	入学者数が 増加した	入学者数が 減少した	ほぼ変わらない	合計
999人以下	9.8%	7.1%	83.0%	100%(112)
1,000-1,999人	11.3%	9.4%	79.2%	100%(106)
2,000人以上	11.6%	6.4%	82.0%	100%(172)
合計	11.0%	7.4%	81.6%	100%(391)

注)  $p > .1$

(出典)筆者作成

2019年度から2021年度の大学独自奨学金が、どのように変化したのか大学数を単純集計した結果が表 5-4~5 である。多くの大学がニードベース奨学金について、総額・対象人数ともに減少している大学が多くあることがわかる。以前から設置していた大学独自奨学金に関して、対象者を修学支援新制度に乗り換え、大学独自奨学金を止めることで自校の支出を抑えることが可能となった。したがって、修学支援新制度は経営の厳しい大学にとっては、財務の負担が軽減するため救済措置となっていることがこの表からわかる。そのため、前節で分析した確認大学対象外大学にとっては、財務的な負担が大きくなり、大学の経営がより厳しくなることが予想される。

表 5-4 大学規模区分とニードベース奨学金総額増減のクロス表

ニードベース奨学金総額の増減				
	増加した	減少した	ほぼ変わらない	合計
999人以下	12.7%	22.5%	64.8%	100% (71)
1,000-1,999人	13.0%	24.6%	62.3%	100% (69)
2,000人以上	18.4%	36.8%	44.7%	100% (152)
合計	15.8%	30.5%	53.8%	100% (292)

注)  $p < .05$

(出典) 以下筆者作成

表 5-5 大学規模区分とニードベース奨学金対象人数増減のクロス表

ニードベース奨学金対象人数の増減				
	増加した	減少した	ほぼ変わらない	合計
999人以下	14.3%	21.4%	64.3%	100% (70)
1,000-1,999人	11.6%	24.6%	63.8%	100% (69)
2,000人以上	19.9%	35.8%	44.4%	100% (151)
合計	16.6%	29.7%	53.8%	100% (290)

注)  $p < .05$

修学支援新制度導入後、経済的理由による中退者がどのように変化したのかをまとめたものが表 5-6 である。区分全体で変わらない大学が多くあるが、変化があった大学の中で減少が多いのがわかる。修学支援新制度が経済的理由での退学者を減少させる影響があったと予想される。また、増加したと回答した大学では単科医学大学や芸術大学が多く回答していた。おそらく以前までの授業料減免制度から対象がはずれ、経済的に厳しくなった学生が増えたと予想される。

表 5-6 大学規模区分と経済的理由による中退者数増減のクロス表

経済的理由による中退者				
	減少した	増加した	ほぼ変わらない	合計
999人以下	16.5%	3.7%	79.8%	100% (109)
1,000-1,999人	27.5%	9.8%	62.7%	100% (102)
2,000人以上	35.5%	5.4%	59.0%	100% (166)
合計	27.8%	6.1%	66.1%	100% (378)

注)  $p < .01$

(出典) 筆者作成

入学者数の増減と経済的理由による中退者のクロス表が表 5-7 である。入学者数が増加した大学において中退者が減少している大学が多くある。そのため、修学支援新制度によって入学者数が増加した大学の半数において中退者数が減少しているの、学生数の増加によって財務的にはプラスの効果になったのではないかと考えられる。そして、中退者数が減少した大学では多くが入学者数に変化が無かったこともわかる。

表 5-7 入学者増減と経済的理由による中退者増減のクロス表

		経済的理由による中退者			合計
		減少した	増加した	ほぼ変わらない	
学納金改定 の影響	入学者が 増加した	22 51.2%	4 9.3%	17 39.5%	43 100.0%
	入学者が 減少した	8 29.6%	3 11.1%	16 59.3%	27 100.0%
	ほぼ変わ らない	75 24.6%	16 5.2%	214 70.2%	305 100.0%
	合計	105 28.0%	23 6.1%	247 65.9%	375 100.0%

注)  $p < .01$

(出典) 筆者作成

上記のクロス表に大学規模区分を加えた多重クロス表を表 5-8 で作成した。小規模大学において、入学者数が増加し、中退者数が減少した効果があったことがわかる。しかし、1,000 人から 1,999 人規模の大学においては、いくつかの項目に校数がばらついていることが特徴的である。2,000 人以上の大学でも校数にばらつきがあるが、入学者数が増加し、中退者数が減少した大学が多くあることがわかる。

表 5-8 大学規模区分と入学者増減と経済的理由による中退者増減のクロス表

		経済的理由による中退者			合計
		減少した	増加した	ほぼ変わらない	
999人以下	入学者数が 増加した	7 63.6%	0 0.0%	4 36.4%	11 100.0%
	入学者数が 減少した	0 0.0%	1 14.3%	6 85.7%	7 100.0%
	ほぼ変わら ない	11 12.4%	3 3.4%	75 84.3%	89 100.0%
	合計	18 16.8%	4 3.7%	85 79.4%	107 100.0%
1,000-1,999 人	入学者数が 増加した	3 25.0%	3 25.0%	6 50.0%	12 100.0%
	入学者数が 減少した	3 33.3%	0 0.0%	6 66.7%	9 100.0%
	ほぼ変わら ない	22 27.5%	7 8.8%	51 63.8%	80 100.0%
	合計	28 27.7%	10 9.9%	63 62.4%	101 100.0%
2,000人以上	入学者数が 増加した	12 60.0%	1 5.0%	7 35.0%	20 100.0%
	入学者数が 減少した	5 45.5%	2 18.2%	4 36.4%	11 100.0%
	ほぼ変わら ない	42 31.3%	6 4.5%	86 64.2%	134 100.0%
	合計	59 35.8%	9 5.5%	97 58.8%	165 100.0%

999人以下 \*\*  
1,000-1,999人 †  
2,000人以上 \*

注)\*\* $p < .01$  \* $p < .05$  † $p < .1$

(出典)筆者作成

ニードベース奨学金の総額と対象者数の増減と経済的理由による中退者数増減のクロス表が、表 5-9~10 である。多くの大学が奨学金の総額と対象数、経済的理由による中退者数ともに減少していることがわかる。したがって、奨学費の支出を抑え、減少するはずだった学生数を保つことができたために一部の大学では財務的には良い影響があった。

表 5-9 ニードベース奨学金総額増減と経済的理由による中退者数増減のクロス表

		経済的理由による中退者			合計
		減少した	増加した	ほぼ変わらない	
ニードベース奨学金総額の増減	増加した	32.6%	8.7%	58.7%	100%(46)
	減少した	36.9%	9.5%	53.6%	100%(84)
	ほぼ変わらない	21.6%	5.2%	73.2%	100%(153)
	合計	27.9%	7.1%	65.0%	100%(283)

注)  $p < .05$

(出典) 以下筆者作成

表 5-10 ニードベース奨学金対象人数増減と経済的理由による中退者数増減のクロス表

		経済的理由による中退者			合計
		減少した	増加した	ほぼ変わらない	
ニードベース奨学金対象人数の増減	増加した	33.3%	8.3%	58.3%	100%(48)
	減少した	37.5%	10.0%	52.5%	100%(80)
	ほぼ変わらない	20.9%	5.2%	73.9%	100%(153)
	合計	27.8%	7.1%	65.1%	100%(281)

注)  $p < .05$

経済的理由による中退者数増減とニードベース奨学金制度の総額増減、大学規模区分の多重クロス集計表が、表 5-11 である。表を見ると、増減をした大学の中では経済的理由による中退者と奨学金の総額とも減少した大学が、多いのがわかる。この結果から、独自の奨学金制度を修学支援新制度に移行させ、奨学費を減少させて支出を減らしていることが確認できる。規模別でも、どの規模でもほぼ同じような割合で、上記のような動きをしている。そのため、多くの大学が上記のような動きをしているわけではないが、一部の傾向としてこのような動きをしていることが確認できる。奨学金対象人数の場合でも同じような傾向があったため、多重クロス表の掲載は割愛する。

表 5-11 大学規模区分とニードベース奨学金総額増減と経済的理由による中退者数増減のクロス表

	ニードベース奨学金総額	経済的理由による中退者			合計
		減少した	増加した	ほぼ変わらない	
999人以下	増加した	1 11.1%	1 11.1%	7 77.8%	9 100.0%
	減少した	4 25.0%	1 6.3%	11 68.8%	16 100.0%
	ほぼ変わらない	8 17.8%	1 2.2%	36 80.0%	45 100.0%
	合計	13 18.6%	3 4.3%	54 77.1%	70 100.0%
1,000-1,999人	増加した	2 22.2%	1 11.1%	6 66.7%	9 100.0%
	減少した	5 31.3%	4 25.0%	7 43.8%	16 100.0%
	ほぼ変わらない	9 20.9%	3 7.0%	31 72.1%	43 100.0%
	合計	16 23.5%	8 11.8%	44 64.7%	68 100.0%
2,000人以上	増加した	12 42.9%	2 7.1%	14 50.0%	28 100.0%
	減少した	22 43.1%	3 5.9%	26 51.0%	51 100.0%
	ほぼ変わらない	16 24.6%	4 6.2%	45 69.2%	65 100.0%
	合計	50 34.7%	9 6.3%	85 59.0%	144 100.0%

注)  $p > .1$

(出典) 筆者作成

この節での分析では、小規模大学において財務的な影響があったことがわかった。この影響というのは、財務的に負担になったというものと軽減になったという両面の意味である。また、小規模大学にかかわらず大規模大学にも同じような影響があることがそれぞれのクロス表からもうかがえる。しかし、財務的な負担率としては、学生数が少ない小規模大学のほうが財務的な影響は大規模大学よりも大きいものであると予想される。

## 6. JASSO 奨学金と修学支援新制度の回帰分析

アンケートでは修学支援新制度の年間の対象者数と JASSO の貸与奨学金、第一種・第二種それぞれの対象者数を尋ねている。貸与奨学金について、JASSO が、多くの学生に奨学金を貸し出している。JASSO 奨学金の貸与奨学金には 2 種類ある。一つ目は、第一種奨学金である。第一種奨学金は無利子で借りられる奨学金である。二つ目は、第

二種奨学金である。第二種奨学金は有利子で借りられる奨学金である。JASSO の「令和三年度貸与実績」によると、第一種奨学金は大学で約 34 万人、総額約 2 億円を貸し出しており、第二種奨学金は大学で約 52 万人、総額で約 4 億円の貸し出しをしている。

JASSO 奨学金の貸与奨学金受給基準には、家計基準があり具体的な基準は JASSO ホームページから確認していただきたい。一例として、第一種奨学金の進学前(予約採用)世帯人数が 4 人の場合、給与所得が 747 万円以下または給与所得以外 349 万円以下が基準となっている。このように、第一種奨学金は収入・所得の上限が低く、低・中所得層に向けた奨学金である。また第一種奨学金では、特例として非課税世帯や生活保護受給世帯にも受給基準を満たすものになっている。第二種奨学金は、第一種奨学金と比べて収入額が高く設定されており、受給しやすいことが特徴である。しかし、第二種奨学金の進学前(予約採用)世帯人数が 4 人の場合、給与所得が 1,100 万円以下または給与所得以外 692 万円以下となっており、第二種奨学金を受給している学生の世帯の多くは必ずしも世帯収入が低いとは考えにくい。修学支援新制度と JASSO 第一種奨学金はともに、低所得層の世帯が受給していることが予想される。つまり、JASSO 奨学金の受給率が高い大学ほど、修学支援新制度の受給率が高いことが考えられる。他方、第二種奨学金については、新制度との相関は低いことが考えられる。

そこで、今回の修学支援新制度の対象者数と各大学の学生総数で割った 2021 年度修学支援新制度の受給率と同様の方法で算出した 2019 年度 JASSO 奨学金の受給率の回帰分析をすることで、どのような影響があったのかをみていく。最後に、2022 年度修学支援新制度と 2022 年度 JASSO 奨学金について分析する。それぞれ最新年度の変数にすることで、上記までの分析とどのような変化があったのかをみていく。

## 2021 年度修学支援新制度受給率と 2019 年度 JASSO 奨学金受給率の分析

はじめに 2021 年度の修学支援新制度の受給率を従属変数に、2019 年度 JASSO 奨学金の第一種と第二種奨学金を独立変数として重回帰分析をおこなった。第一種奨学金の分析結果は下記の表 6-1 と図 6-2 である。調整済み決定係数が、15.5%と低いながらも正の影響となっている。したがって、第一種奨学金受給率が高い大学は修学支援新制度の受給率も高くなることがわかった。しかし下記の散布図の通り、修学支援新制度と第一種奨学金の受給率がほぼ同じになっているグループと第一種奨学金の受給率が高いグループの 2 つに分かれている。第一種奨学金の受給率が高いグループをみると多様な大学があるが、規模としては 4,000 人以下で地方の単科大学が多くあった。修学支援新制度の受給率が高い大学は、規模が 1,000 人以下で地方の大学が多くあった。この結果からも、小規模大学に対して修学支援新制度が影響を与えていることがわかる。

上記の単回帰分析に各大学の学生総数を独立変数に加えた重回帰分析をおこなった。調整済み決定係数は 19.2%であり、0.1%水準以下で有意である。結果としては、受給率が正の影響で、学生総数が負の影響になっている。したがって、大学の規模が小さい大学のほうが修学支援新制度の受給率が高くなることがわかる。

上記の重回帰分析に大学が設置している都道府県が東京都 23 区の合計 50 校の東京 23 区ダミーとその他の都道府県ダミーを加えた分析をおこなった。その他の都道府県ダミーは前述の分析結果と同じになったが、東京都 23 区ダミーは負の影響になってい

ることがわかる。この結果から、多くの都道府県では第一種奨学金受給率が高い大学は修学支援新制度も高い傾向にある。しかし、東京23区においては修学支援新制度の受給率が低くなる傾向にあることがわかった。

表 6-1 2021 年度修学支援新制度受給率を従属変数とする重回帰分析

2021年度修学支援新制度受給率			
2019年度 第一種奨 学金受給 率	.376 **	.358 **	.327 **
学生総数		-2.011E-06 **	-1.536E-06 **
東京23区 ダミー			-.029 **
$R^2$	.157 **	.196 **	.185 **
Adj. $R^2$	.155 **	.192 **	.179 **
$N$	377	377	377

(出典) 以下筆者作成

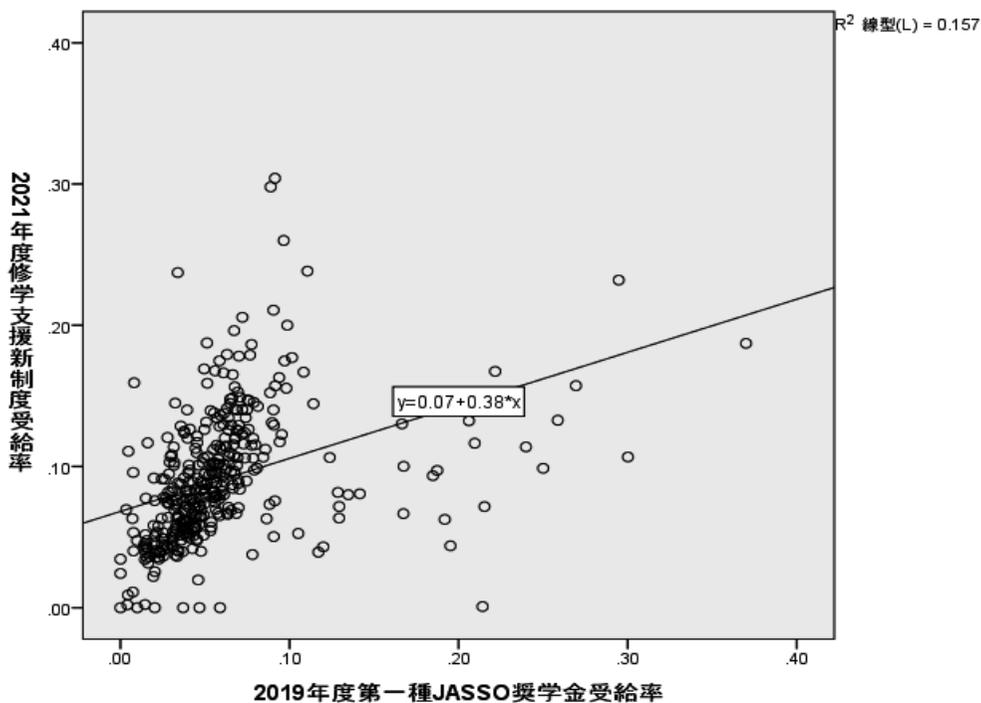


図 6-2 2021 年度修学支援新制度受給率と 2019 年度第一種奨学金受給率の散布図

次に2021年度の修学支援新制度の受給率を従属変数に、2019年度第二種奨学金を独立変数として重回帰分析をおこなった。分析結果が表6-3と図6-4である。調整済み決定係数が約6%で正の影響となっている。しかし、散布図から第一種奨学金とほぼ同じような分布の仕方をしており、2つのグループに分かれていることがわかる。受給条件としては、修学支援新制度と近いものとなっているが、有利子であることから小林(2009)が指摘するローン回避のため、2つのグループ間でのばらつきが大きいいため調整済み決定係数が低いと考えられる。

上記までの単重回帰分析に第一種奨学金と同様に、学生総数を加えた重回帰分析をおこなった。結果は、調整済み決定係数は約10%であり、0.1%水準以下で有意、受給率が正の影響、学生総数が負の影響になっている。したがって、大学の規模が小さい大学のほうが修学支援新制度の受給率が高くなることがわかる。

上記の重回帰分析に第一種奨学金と同様に、東京23区ダミーとその他の都道府県ダミーを加えた分析をおこなった。分析の結果、東京23区は負の影響になっていることがわかる。したがって、多くの都道府県では、第二種奨学金受給率が高い大学は修学支援新制度も高い傾向にある。しかし、東京23区においては修学支援新制度の受給率が低くなる傾向にあることがわかった。

表6-3 2021年度修学支援新制度受給率を従属変数とする重回帰分析

2021年度修学支援新制度受給率			
2019年度 第二種奨 学金受給 率	.180 **	.167 **	.149 **
学生総数		-2.161E-06 **	-1.595E-06 **
東京23区 ダミー			-.034 **
$R^2$	.067 **	.112 **	.164 **
Adj. $R^2$	.065 **	.107 **	.157 **
$N$	378	378	378

(出典) 以下筆者作成

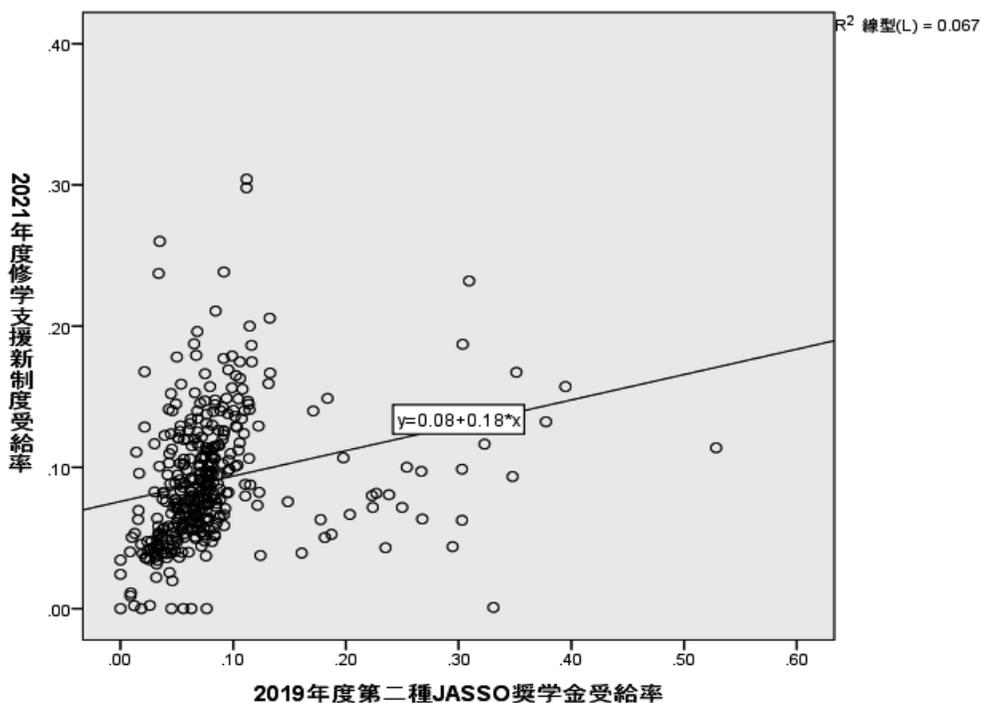


図 6-4 2021 年度修学支援新制度受給率と 2019 年度第二種奨学金受給率の散布図

### 2022 年度修学支援新制度受給率と 2022 年度 JASSO 奨学金受給率の分析

最後に、2022 年度の修学支援新制度の受給率を従属変数に、2022 年度 JASSO 奨学金の第一種奨学金と第二種奨学金を独立変数として回帰分析した。まず、2022 年度の修学支援新制度の受給率を従属変数に、2022 年度 JASSO 第一種奨学金に回帰分析した結果が表 6-5 と図 6-6 である。調整済み決定係数が 15.3%と数値は低いが、2019 年度と比べると正の影響であることがつづいている。第一種奨学金は今後規模の小さい大学は修学支援新制度の受給率が高くなり、規模の大きい大学は第一種奨学金の受給率が高い大学が増えていくと予想される。

上記までの単回帰分析に第一種奨学金と同様に、学生総数を加えた重回帰分析をおこなった。第一種奨学金受給率の結果と同様に、調整済み決定係数は 19.3%であり、0.1%水準以下で有意である。結果としては、受給率が正の影響で、学生総数が負の影響になっている。したがって、大学の規模が小さい大学のほうが修学支援新制度の受給率が高くなるのがわかる。

上記の重回帰分析に、第一種奨学金に東京 23 区ダミーとその他の都道府県ダミーを加えた分析をおこなった。分析結果から、東京 23 区ダミーは負の影響になっていることがわかる。上記の分析結果と同様、多くの都道府県では第一種奨学金受給率が高い大学は修学支援新制度も高い傾向にある。しかし、東京 23 区においては修学支援新制度の受給率が低くなる傾向にあることがわかった。

表 6-5 2022 年度修学支援新制度受給率を従属変数とする重回帰分析

2022年度修学支援新制度受給率			
2022年度 第一種奨 学金受給 率	.356 **	.327 **	.294 **
学生総数		-2.213E-06 **	-1.735E-06 **
東京23区 ダミー			-.032 **
$R^2$	.155 **	.197 **	.240 **
Adj. $R^2$	.153 **	.193 **	.234 **
$N$	386	386	386

(出典) 以下筆者作成

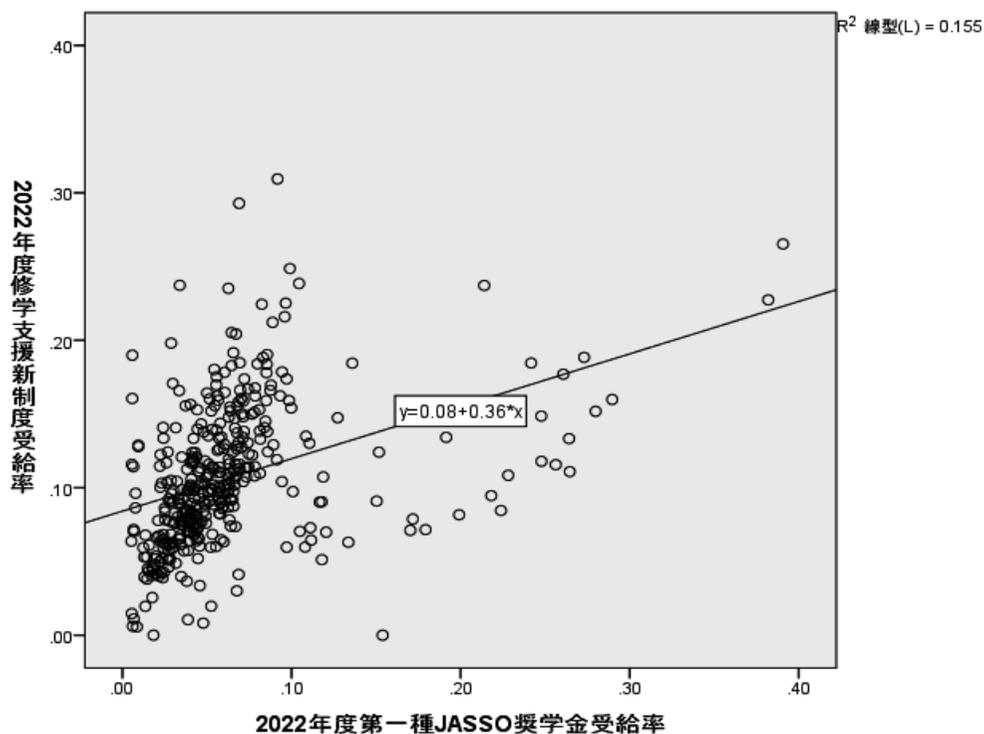


図 6-6 2022 年度修学支援新制度受給率と 2022 年度第一種奨学金受給率の散布図

2022 年度の修学支援新制度の受給率を従属変数に、2022 年度 JASSO 奨学金の第二種奨学金を独立変数に回帰分析した結果が表 6-7 と図 6-8 である。正の影響で調整済み決定係数が 7.9% となり、2019 年度と比べると高くなっている。前述の 2022 年度の第一種奨学金の散布図と見比べるとばらつきはあるものの散布が近づいているのがわかる。

また、2019 年度と比べると第二種奨学金の受給率が高いグループの大学数が増加している。修学支援新制度の対象外になった家庭で、以前までの授業料の減免制度を利用していた学生が、第二種奨学金に移行したことが考えられる。今後の分析においてこれらの精査をすすめていきたい。

上記までの単回帰分析に第一種奨学金と同様に、学生総数を加えた重回帰分析をおこなった。第一種奨学金受給率の結果と同様に、調整済み決定係数は 12.5%であり、0.1%水準以下で有意である。結果としては、受給率が正の影響で、学生総数が負の影響になっている。したがって、大学の規模が小さい大学のほうが修学支援新制度の受給率が高くなることがわかる。

上記の重回帰分析に、東京 23 区ダミーとその他の都道府県ダミーを加えた分析をおこなった。分析結果から、東京 23 区は負の影響になっていることがわかる。上記までの分析結果と同様、多くの都道府県では第一種奨学金受給率が高い大学は修学支援新制度も高い傾向にある。しかし、東京 23 区においては修学支援新制度の受給率が低くなる傾向にあることがわかった。

表 6-7 2022 年度修学支援新制度受給率を従属変数とする重回帰分析

2022年度修学支援新制度受給率			
2022年度 第二種奨 学金受給 率	.219 **	.193 **	.171 **
学生総数		-2.378E-06 **	-1.814E-06 **
東京23区 ダミー			-.037 **
$R^2$	.081 **	.129 **	.185 **
Adj. $R^2$	.079 **	.125 **	.179 **
$N$	387	387	387

(出典) 以下筆者作成

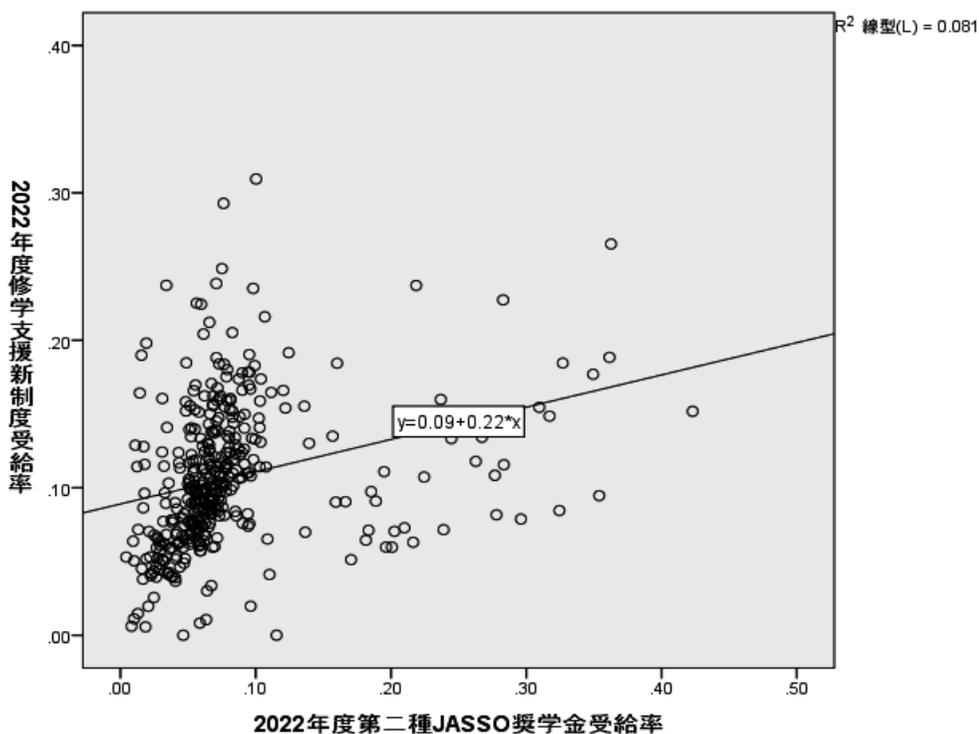


図 6-8 2022 年度修学支援新制度受給率と 2022 年度第二種奨学金受給率の散布図

この節の分析結果をまとめたい。JASSO 奨学金受給率の高い大学は修学支援新制度の受給率が高くなることが予想できる結果になった。また、学生総数と東京 23 区ダミーが負の影響となったため、学生総数が低く、東京 23 区に設置している大学は修学支援新制度受給率が低くなることがわかった。また、変数を数年が経たものに変更すると回帰係数が高くなったことから、これからも上記のような傾向は強くなっていくことが考えられる。

## 7. 考察と今後の課題

今回は、大学の財務を中心に分析を進めてきた。まず、確認大学対象外大学については、財務的な影響を受けていることがわかった。奨学金の種類・個数について大学規模区分でみると、小規模大学と大規模大学でいくつかの差があることがわかった。大学の財務についてはそもそも多くの大学にあまり変化が無かったとしながら、小規模大学と大規模大学においては財務に対して影響があったことがわかった。最後に、修学支援新制度受給率を従属変数に JASSO 奨学金受給率を説明変数で回帰分析をした結果、正の影響で学生総数と東京 23 区ダミーで負の影響になることがわかった。

修学支援新制度は、経済的に困難な家庭が金銭的な理由で大学進学のを奪われなように支援する制度であるため、学生目線では良い制度に感じられる。しかし、大学側にとっては機関要件や財務的な問題点などが多くあることが以前から指摘されてきた。

今回の分析を通じて財務的な影響が強くなることがわかった。特に学生数が少ないため大学経営が厳しいことが予想される小規模大学にとっては、財務の影響は大きなものになる可能性が大きい。

奨学金の財源のクロス表にあったように、小規模大学では財源として補助金を選択していることがわかった。小規模大学にとって補助金が大学の経営だけではなく、奨学金の財源になるなど様々な財源になっている。現在補助金は年々減少しており、また競争的補助金が増加し、より小規模大学にとっては補助金が獲得しにくい状況になっている。小規模大学がより健全な経営をしていくためにはより補助金を増加していくことが必要である。

修学支援新制度の確認大学になるための条件に機関要件があることを説明した。修学支援新制度は見直しをされることが決まっており、「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」によって、機関要件がより厳しくなることが決定した。確認大学になるためには、直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であることが必要になった。したがって、現在確認大学である大学も今後新しい機関要件になった場合確認大学から取り消しを受ける大学が増加することが予想される。すなわち、確認大学から対象外となった大学は今回の分析結果のように財務的な影響を受けるということである。

修学支援新制度のみの理由によって大学の財務がひっ迫され、大学の倒産や消滅に繋がるとは考えられない。しかし、長期的に考えて大学経営・財務ひっ迫の理由の一つになると予想される。政府は、大学の財務に影響を受けないような機関要件や確認大学から取り消しを受けた場合に経営改善の指導や補助金の増加などの支援をしていく必要があるのではないかと。修学支援新制度が家庭・学生目線の支援だけではなく、それらを受け入れる側である大学が良い経営・環境であるための支援や制度作りを改めて見直していただきたい。

## 参考文献

- 市川昭午, 2021, 『教育改革の終焉』教育開発研究所
- 浦田広朗, 2020, 「第3号基本金の形成と学生支援への活用」『高等教育政策と私立大学の財務』: 75-81.
- 小林雅之, 2009, 『大学進学の世界 均等化政策の検証』東京大学出版会
- 小林雅之, 2019, 「高等教育無償化」『IDE』607:51-56
- 小林雅之, 2020, 「高等教育の「無償化」を問う」『IDE』618:4-11
- 小林雅之・濱中義隆, 2021, 「修学支援新制度の効果検証」『桜美林大学研究紀要』2:52-68
- 水田健輔, 2020, 「新たな修学支援制度への期待・対応と法人の財政状況」『高等教育政策と私立大学の財務』: 83-92.
- 文部科学省, 2022, 『高等教育の修学支援新制度の見直しについて(報告)』([https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt\\_gakush\\_000024565\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_gakush_000024565_2.pdf), 2023.02.03)
- 文部科学省, 2022, 『令和3年度全国大学一覧』

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ichiran/mext\\_01856.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_01856.html), 2023. 01. 03)

文部科学省, 2022, 『高等教育の修学支援新制度の対象期間リスト』

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1421838.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838.htm), 2023. 02. 03)

独立行政法人日本学生支援機構, 2021, 「令和3年度貸与実績」

([https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihochien/sosei/\\_icsFiles/afielddfile/2022/09/16/r3kyufuzisseki.pdf](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihochien/sosei/_icsFiles/afielddfile/2022/09/16/r3kyufuzisseki.pdf), 2023. 01. 03)

独立行政法人日本学生支援機構, 2022, 「貸与奨学金案内」

([https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/tebiki/\\_icsFiles/afielddfile/2022/03/23/taiyoannai\\_1.pdf](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/tebiki/_icsFiles/afielddfile/2022/03/23/taiyoannai_1.pdf), 2023. 01. 03)

<sup>i</sup> 計算結果は以下の通りである。

表 2021年度ニードベース奨学金対象人数を従属変数とする重回帰分析

2021年度独自の経済支援対象人数			
2022年度 経常収支 差額	.138 **	-.114 *	-.087 *
学生総数		.100 **	.103 **
東京23区 ダミー			-372.806 **
$R^2$	.026 **	.214 **	.232 **
Adj. $R^2$	.024 **	.209 **	.225 **
$N$	356	356	356

注) \*\* $p < .01$  \* $p < .05$



## 第4章. 修学支援新制度と学納金改定・独自の学生支援制度の構築 —ブロック別分析と財務比率の分析—

川崎 成一 (名古屋産業大学・東京大学)

### 1. はじめに

本章は、2020年4月から開始された高等教育の修学支援新制度の実施に伴い、各私立大学がどのような視点から学納金改定を検討・予定し、独自の学生支援制度を構築しようとしているのかを、2022年9～10月に日本私立大学協会附置私学高等教育研究所が実施した「奨学金等に関する現況調査」の回答結果を踏まえて分析を行う。

当該調査結果については、速報版として、既に「奨学金等に関する現況調査（基礎集計）」が発表されているが、本章では、私立大学をブロック別に分け、学校法人の財務データと関連付けながら、学納金の改定や、独自の学生支援制度の構築を図ろうとする私立大学の財務的な特徴を明らかにすることを目的とする。

### 2. 使用する私立大学財務データとブロック分け

本章で使用する私立大学財務データは、東洋経済新報社が毎年発行する「私立大学財政データ」である。当該データは大学・短期大学を設置する学校法人単位のデータであることから、個別大学の財務状況を表すものではない。よって、同一法人が複数の大学を設置している場合には、同一の法人財務データを使用する。なお、使用するデータは、2021年版（2020年3月期）と2023年版（2022年3月期）の二期間のデータである。2021年版（2020年3月期）は高等教育の修学支援新制度が開始された前年度のデータであり、2023年版（2022年3月期）は直近で入手可能な、最も新しいデータとなる。特に、ことわりがない限り、使用する財務比率の数値は2020年3月期から2022年3月期までの各財務比率の変化率（差分）を使用していることに留意が必要である。

また、ブロック分けは、日本私立学校振興・共済事業団が毎年発行している『今日の私学財政 大学・短期大学編』に準拠している。すなわち、北海道ブロック（北海道）、東北ブロック（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）、北関東ブロック（茨城・栃木・群馬）、南関東ブロック（埼玉・千葉・東京・神奈川）、甲信越ブロック（新潟・山梨・長野）、北陸ブロック（富山・石川・福井）、東海ブロック（岐阜・静岡・愛知・三重）、近畿ブロック（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）、中国ブロック（鳥取・島根・岡山・広島・山口）、四国ブロック（徳島・香川・愛媛・高知）、九州ブロック（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）の11のブロックであり、以下で行っているブロック別の集計・分析はすべて同様の方法に基づいて行っている。

### 3. 学納金改定に大きな影響を与えた要因（ブロック別）

最初に、私立大学にとって最も重要な収入源である学納金についてみてみよう。中でも、その水準の決定は大学の極めて重要な経営戦略の一つであり、新たなポジション

グを探るメルクマールになるものである。その意味で、高等教育の修学支援新制度が始まったことにより、低所得世帯の教育費負担の軽減が図られ、これまで教育機会の均等という理念を支えてきた低位な学納金水準の維持が後退し、今後は新たな学納金水準を模索する動きが出てくる可能性がある。

「奨学金等に関する現況調査」では、Q2において学納金改定に大きな影響を与えた要因を尋ねている。しかし、「奨学金等に関する現況調査（基礎集計）」では、第1の要因、第2の要因、第3の要因の回答結果が、それぞれ個別に集計されている。そこで、本章では、第1の要因から第3の要因までを、その序列の影響度合いを加味し合算したかたちで再集計を行った（図表1）。具体的には、第1の要因には3、第2の要因には2、第3の要因には1を便宜的に加重して集計を行う。

図表1. 学納金改定に大きな影響を与えた要因（ブロック別）

学納金改定に大きな影響を与えた要因	北海道 (n=20)	東北 (n=23)	北関東 (n=13)	南関東 (n=131)	甲信越 (n=14)	北陸 (n=9)	東海 (n=49)	近畿 (n=69)	中国 (n=28)	四国 (n=7)	九州 (n=41)	全国 (n=404)
1. 物価の上昇	8.7%	11.7%	3.6%	5.5%	12.5%	20.0%	12.3%	13.5%	7.0%	11.5%	12.1%	9.5%
2. 家計所得の変動	0.0%	3.9%	0.0%	3.2%	0.0%	6.7%	0.0%	0.3%	0.0%	3.8%	1.7%	1.7%
3. 消費税の引き上げ	5.8%	7.8%	7.3%	10.9%	18.8%	26.7%	11.9%	12.2%	13.2%	30.8%	12.6%	11.9%
4. 教育研究費の増加（遠隔授業関係を除く）	13.0%	9.7%	1.8%	15.4%	0.0%	23.3%	11.5%	12.9%	15.5%	0.0%	10.9%	12.7%
5. 管理運営費の増加	0.0%	1.0%	3.6%	5.4%	6.3%	6.7%	5.5%	4.2%	4.7%	0.0%	6.9%	4.7%
6. 財政状況の悪化	10.1%	6.8%	7.3%	5.7%	16.7%	0.0%	4.7%	3.9%	6.2%	7.7%	3.4%	5.6%
7. 人件費の増加	2.9%	5.8%	7.3%	3.0%	0.0%	0.0%	4.3%	3.9%	4.7%	0.0%	5.2%	3.8%
8. 施設・設備の拡充	20.3%	5.8%	12.7%	22.6%	10.4%	3.3%	20.4%	18.6%	14.7%	0.0%	21.3%	18.6%
9. 補助金額の変動	4.3%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	1.3%	1.6%	0.8%	11.5%	0.0%	1.0%
10. 学生募集の状況	8.7%	20.4%	20.0%	8.9%	16.7%	10.0%	8.5%	9.6%	10.9%	11.5%	9.8%	10.5%
11. 国の高等教育無償化や奨学金の充実	4.3%	2.9%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%	1.9%
12. 競合関係にある他大学の学費改定	4.3%	16.5%	10.9%	6.4%	0.0%	3.3%	8.1%	11.6%	5.4%	0.0%	12.6%	8.4%
13. 遠隔授業の増加に伴う費用の増加	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
14. その他	17.4%	7.8%	21.8%	11.0%	18.8%	0.0%	5.1%	6.8%	11.6%	23.1%	3.4%	9.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）濃い網掛けは最も影響の大きい要因、薄い網掛けは2番目に影響の大きい要因を示す。

それによると、全国レベルでは「施設・設備の拡充」（18.6%）が「奨学金等に関する現況調査（基礎集計）」と同様に、学納金改定の最も大きな要因となった。2番目には「教育研究費の増加（遠隔授業関係を除く）」（12.7%）が浮上し、それと入れ替わるかたちで、「奨学金等に関する現況調査（基礎集計）」で、第1の要因の2番目に挙げられていた「消費税の引き上げ」が順位を下げた。これは、消費税の引き上げはあくまでも学納金改定の一つの大きなきっかけで、学納金改定の本質的な要因は「施設・設備の拡充」と「教育研究費の増加」にあり、それらの背景には、「学生募集の状況」（10.5%）と「競合関係にある他大学の学費改定」（8.4%）にあることを示しているものと考えられる。

さらに、ブロック別に詳しくみると、学納金改定に影響を与えた要因に、次のような差異が生じているのがわかる。「施設・設備の拡充」は北海道や南関東、東海、近畿、九州ブロックで最も大きな影響を与えているが、東北や北関東ブロックでは「学生募集の状況」の要因が最も大きくなっており、甲信越、四国ブロックでもその影響は大きい。特に、東北ブロックでは「学生募集の状況」（20.4%）と併せて、「競合関係にある他大学の学費改定」（16.5%）が2番目に挙げられており、九州ブロックでも同様の

要因が12.6%となっている。東北、九州ブロックでは、大学進学時の学生が同一ブロック内に留まり、とりわけその流入県が特定の県に集中しがちであることから（東北ブロックは宮城、九州ブロックは福岡）、他大学の動向をより強く意識せざるを得なくなっているものと推察される。

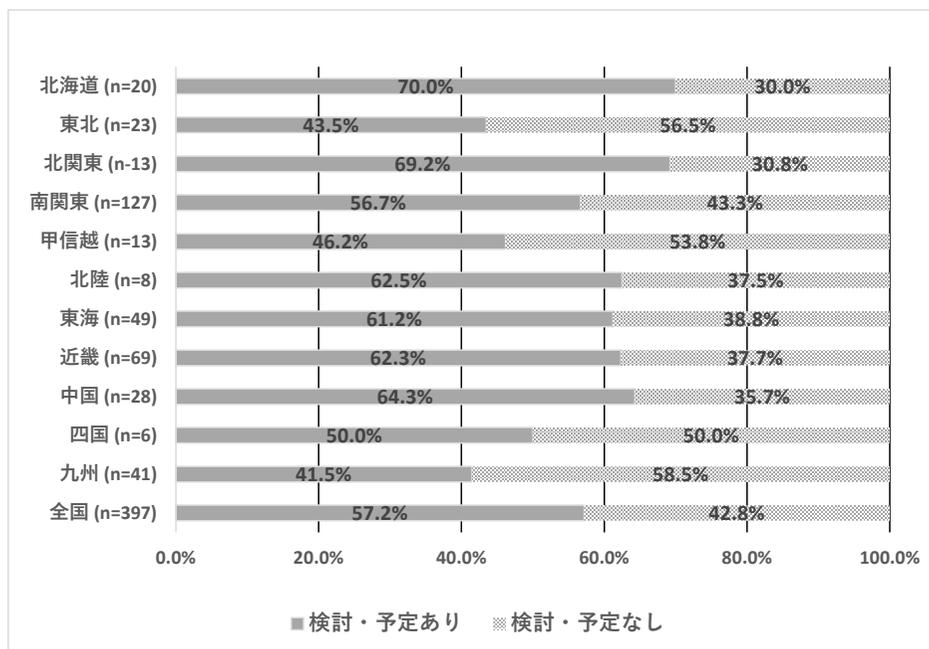
しかし、この質問の回答結果から示唆される重要なことは、少なくとも、現段階では学納金を「財政状況の悪化」を直接的な要因として改定した大学がまだ少数派に属するということである。甲信越、北海道ブロックで、その回答は10%を超えているが、それ以外のブロックでは一桁台に留まっていることは注目に値する。

#### 4. 学納金改定の検討・予定（ブロック別）

それでは、今後、学納金改定の意向についてはどのように考えているのであろうか。「奨学金等に関する現況調査」では、Q4の質問項目に該当する。ここでは、ブロック別に調査結果をみるが、修学支援新制度開始後の学納金改定の実質的な検討・予定状況をみるため、既に2020-2022年に学納金改定を実施した大学も「検討・予定あり」に含めて再集計を行った（図表2）。

図表2によれば、「検討・予定あり」とした大学は57.2%と過半を超えており、学納金改定を検討・予定している大学が、決して少数派でないことがわかる。むしろ、地域によっては多数派になっているところもある。実際、ブロック別では、北海道（70.0%）、北関東（69.2%）、中国（64.3%）、北陸（62.5%）、近畿（62.3%）の各ブロックでは6割を超えており多数派に属している。一方で、九州（41.5%）、東北

図表2. 学納金改定の検討・予定（ブロック別）



(43.5%) ブロックのように、「検討・予定あり」としている大学が50%を下回るブロックもある。これは、まさに、前記で指摘をしたように、同一ブロック内での競合大学同士が、お互いを牽制し合っているような経営行動と整合的な結果となっており、止むを得ず横睨みの経営を行わざるを得ない状況がうかがえる。

## 5. 学納金の値上げを検討する要因（ブロック別）

ところで、前記の学納金改定の検討・予定は、値上げ、値下げ、科目振替、据え置きなど、必ずしも、値上げをすることだけを前提とした改定ではない。しかし、「奨学金等に関する現況調査」のQ6では、学納金の値上げを前提とした質問を投げかけている。これについて、ブロック別にみると、以下の通りとなる（図表1と同様に、選択された序列の影響度合いを加重して合算の上、再集計を行った）。

図表3によれば、北海道、北関東ブロックを除いたすべてのブロックで、「物価の上昇」が最も大きいか、もしくは2番目に影響の大きな要因となっている。これは、「奨学金等に関する現況調査（基礎集計）」の回答で得られた第1の要因の結果と同様の結果となっており、特に、消費者物価指数の上昇が顕著になったのが2022年以降だとすれば、今後、物価の上昇を起点とした教育研究費の増加や管理運営費の増加など、様々な経費に影響を与え、財務状況の悪化につながる懸念がある。全国レベルでみれば、「財務状況の悪化」は学納金の値上げを検討する主要な要因とはなっていないが、北海道や四国ブロックではその傾向が強まっており、学生募集の状況と併せて注視していく必要がある。また、南関東、北関東、東海ブロックでは「施設・設備の拡充」が上位の要因となっており、これらも必要な財源確保を怠れば将来の財務を圧迫する可能性がある。

図表3. 学納金の値上げを検討する要因（ブロック別）

学納金の値上げを検討する要因	北海道 (n=20)	東北 (n=23)	北関東 (n=13)	南関東 (n=131)	甲信越 (n=14)	北陸 (n=9)	東海 (n=49)	近畿 (n=69)	中国 (n=28)	四国 (n=7)	九州 (n=41)	全国 (n=404)
1. 物価の上昇	17.0%	31.9%	11.5%	16.8%	18.8%	26.2%	19.7%	23.6%	26.1%	18.5%	21.8%	20.3%
2. 家計所得の変動	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	7.1%	0.0%	1.7%	0.7%	3.7%	2.3%	1.3%
3. 消費税の引き上げ	1.0%	8.5%	6.4%	6.9%	10.9%	4.8%	11.3%	6.3%	3.6%	18.5%	4.2%	6.8%
4. 教育研究費の増加（遠隔授業関係を除く）	19.0%	11.7%	15.4%	15.8%	7.8%	9.5%	10.5%	15.1%	13.0%	3.7%	14.4%	14.1%
5. 管理運営費の増加	4.0%	0.0%	6.4%	5.4%	6.3%	9.5%	2.5%	2.3%	6.5%	0.0%	6.0%	4.4%
6. 財政状況の悪化	18.0%	5.3%	7.7%	8.6%	10.9%	0.0%	12.2%	7.4%	12.3%	18.5%	12.0%	9.8%
7. 人件費の増加	2.0%	7.4%	5.1%	4.3%	1.6%	2.4%	4.6%	4.5%	2.9%	0.0%	5.6%	4.3%
8. 施設・設備の拡充	15.0%	6.4%	25.6%	18.9%	10.9%	0.0%	14.3%	13.9%	10.9%	0.0%	12.5%	14.9%
9. 補助金額の変動	3.0%	2.1%	6.4%	1.3%	0.0%	7.1%	1.3%	1.1%	1.4%	11.1%	1.9%	1.9%
10. 学生募集の状況	13.0%	14.9%	5.1%	8.3%	21.9%	11.9%	10.9%	10.8%	12.3%	22.2%	8.3%	10.4%
11. 国の高等教育無償化や奨学金の充実	0.0%	1.1%	0.0%	0.7%	1.6%	0.0%	2.9%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%
12. 競合関係にある他大学の学費改定	6.0%	10.6%	9.0%	7.5%	6.3%	14.3%	7.1%	10.2%	7.2%	3.7%	10.2%	8.4%
13. 遠隔授業の増加に伴う費用の増加	0.0%	0.0%	1.3%	0.4%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.7%	0.0%	0.9%	0.5%
14. その他	2.0%	0.0%	0.0%	3.4%	3.1%	7.1%	1.3%	0.9%	2.2%	0.0%	0.0%	1.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 濃い網掛けは最も影響の大きい要因、薄い網掛けは2番目に影響の大きい要因を示す。

## 6. 学納金改定に対する財務状況の比較

それでは、学納金改定の検討・予定をしている大学と、そうではない大学との間で、財務的な状況の差異はみられるのであろうか。学納金の改定は、前記の通り、必ずしも、値上げ一辺倒ではなく、入学金は値下げするものの、授業料や施設・設備費は値上

げするケース、あるいは入学金や授業料は値上げするものの、施設設備費のみ値下げするケースなど、いくつかのパターンが存在する。しかしながら、「奨学金等に関する現況調査（基礎集計）」によれば、文系学部、理系学部とも、入学金および授業料双方の値下げを検討・予定している大学は、それぞれ3校、2校のみであり、逆に半数以上の大学では授業料の値上げを検討している。その意味で、物価の上昇が鮮明となっている現状では、学納金改定とは、むしろ値上げを前提とした改定と考えるのが妥当であろう。

このような中で、「学納金改定の検討・予定あり大学」と「検討・予定なし大学」との間の財務的な差異を、以下の財務比率指標（図表4）によって、t検定（平均値の有意差を検定）を行った。

図表4. 比較対象とした財務比率指標（学納金改定の検討・予定）

教育研究経費比率	人件費依存率	基本金組入後収支比率	外部負債比率
管理経費比率	経常収支差額比率	経常補助金比率	運用資産余裕比率
人件費比率	事業活動収支差額比率	有形固定資産構成比率	収容定員充足率

（注）比較対象とした財務比率指標は、主に「奨学金等に関する現況調査」のQ2・6の選択肢に対応する指標を選んだ。また、上記の財務比率指標に加えて、収容定員充足率を加えた。

図表5. 学納金改定の検討・予定と財務比率

財務比率	大学群	n	平均値	標準偏差	t 値	有意確率
管理経費比率	検討・予定あり	226	-0.83%	0.019	-1.998	0.047**
	検討・予定なし	163	-1.30%	0.025		
経常補助金比率	検討・予定あり	226	2.26%	0.028	2.313	0.021**
	検討・予定なし	163	2.92%	0.028		
運用資産余裕比率	検討・予定あり	226	9.57%	0.539	-1.734	0.084*
	検討・予定なし	164	-5.63%	1.156		
収容定員充足率	検討・予定あり	226	99.51%	0.127	-1.739	0.083*
	検討・予定なし	168	96.95%	0.157		

（注1）「検討・予定あり」大学群には、2020-22年に学納金改定を行った大学を含む。

（注2）\*\*は5%水準で有意、\*は10%水準で有意を表す。

図表4に記載の財務比率でt検定を行った結果、有意な差が認められた財務比率指標は図表5の通りである。財務比率を2020～2022年度の短期間での変化率（差分）として捉えたこともあり、平均値の有意差を確認（5%水準）できたものは、4つの財務比率のみであった（そのうち、運用資産余裕比率、収容定員充足率は10%水準で有意）。学納金改定の意向がない大学では、管理経費比率の低下が相対的に大きく、また、管理経費比率と人件費比率の相関係数も0.337であることから、管理経費と併せて人件費の削

減も相応に進んでいるものと考えられる。それゆえ、学内のコスト削減、とりわけ固定費削減が学納金改定の意向を抑制させる方向に働き、さらに、経常補助金比率の上昇もそれを後押ししているように見受けられる。

一方、10%水準での有意性とはいえ、運用資産余裕比率が低下し、収容定員充足率が相対的に低い大学において学納金改定の意向がみられないのは（通常、財務上の悪化が懸念されるのであれば、学納金改定を検討する大学が増えるであろう）、学納金の改定（特に値上げ）が学生募集の点でマイナスに働く可能性があることを懸念し、他大学との競争上、横並び意識をなかなか払拭できずにいることが背景にあるものとみられる。

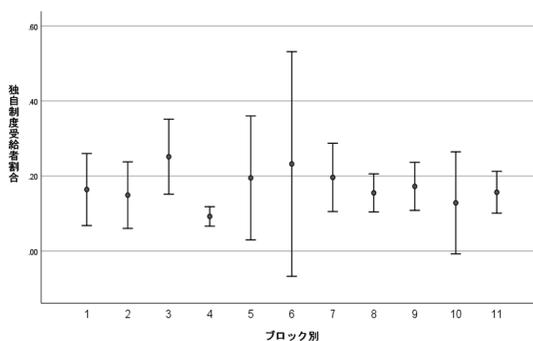
## 7. 独自の学生支援制度の実施状況（ブロック別）

次に、独自の学生支援制度の実施状況をみてみよう。「奨学金等に関する現況調査」のQ10では、独自の学生支援制度にかかった費用の総額と対象人数（延べ）を質問している。そこで、各大学の学生総数をもとに、一人当たりの独自の学生支援制度の金額を算出した（図表6）。それによると、全国平均では38万円弱の水準であるが、特に、甲信越、中国、北陸ブロックで平均値が40万円を上回り、大規模大学の多い南関東ブロックでは35万円程度となっている。

また、受給者割合（学納金の分納・延納を除いた学生支援制度受給者数（延べ）／学生総数）は全国平均では14.7%であるが、北関東、北陸ブロックでは20%を超えている。学生募集に際し、奨学金等の学生支援制度を活用し、それが割合を高めている可能性がある。一方で、南関東ブロックでは9.2%であり、そのばらつきも小さいことがわかる。

図表6. 独自の学生支援制度の実施状況（一人当たり金額・受給者割合）

	独自の学生支援制度 (一人当たり金額)		独自の学生支援制度** (受給者割合)	
	n	平均値(円)	n	平均値
1 北海道	19	267,192	20	16.4%
2 東北	19	390,497	23	14.9%
3 北関東	12	375,320	13	25.2%
4 南関東	117	351,546	128	9.2%
5 甲信越	11	601,703	14	19.5%
6 北陸	8	422,472	9	23.2%
7 東海	47	379,626	49	19.6%
8 近畿	65	374,451	69	15.5%
9 中国	24	516,876	28	17.3%
10 四国	5	397,196	7	12.9%
11 九州	35	358,268	40	15.7%
全国	362	379,120	400	14.7%



(注) \*\*は5%水準で有意。

## 8. 独自の学生支援制度の取り組み方針（ブロック別）

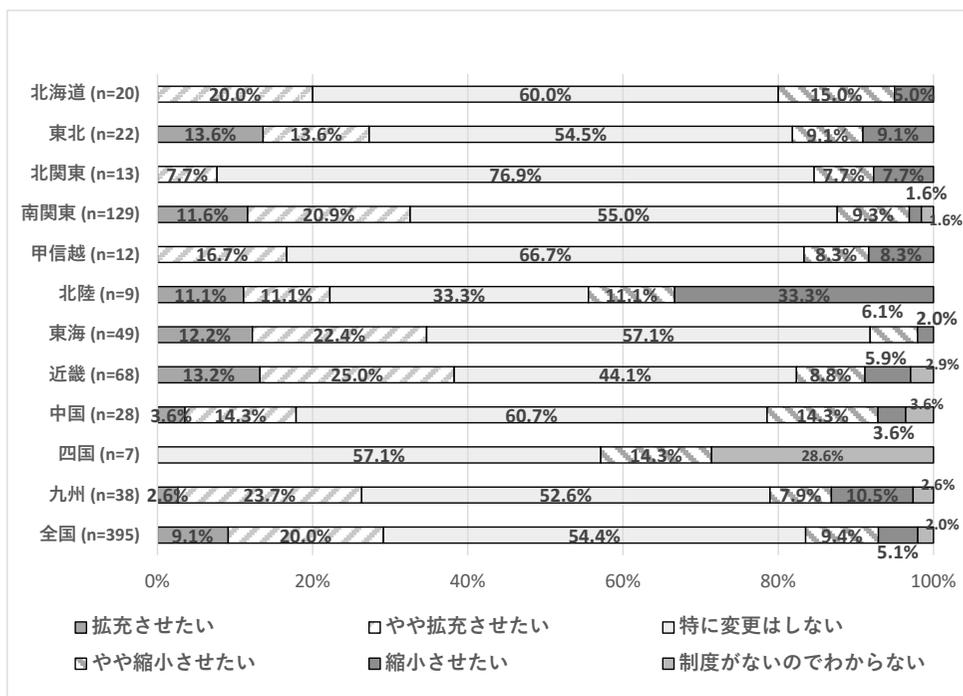
このように、独自の学生支援制度の実施状況（一人当たり金額・受給者割合）は、ブロック別によって少なからず差異もみられるが、現在、各大学では独自の学生支援制度に対して、どのような取り組みを考えているのであろうか。「奨学金等に関する現況調査」では、Q15でこの質問を行っているが、調査結果によれば、「特に変更はしない」

とする大学が過半数を超えているものの、「拡充方向」（「拡充させたい」＋「やや拡充させたい」）で考えている大学はほぼ全体の30%程度を占めている。反対に、「縮小方向」（「縮小させたい」＋「やや縮小させたい」）に考えている大学も15%程度存在している。その意味で、修学支援新制度の開始により低所得者層向けの奨学金負担は和らいだともいえるが、中間所得者向けの奨学金支援などは、残された課題としてそれぞれの大学での取り組み姿勢が問われ始めているといえる。

実際、これをブロック別にみると、取り組み方針に差異がみられる。「縮小方向」>「拡充方向」（「特に変更はしない」、「制度がないのでわからない」とする大学を除いたウェイト比較）の関係にあるのは、北関東、北陸、四国ブロックの大学であり、とりわけ四国ブロックでは、「拡充方向」に取り組もうと考えている大学が一つもみられない。そして、北陸ブロックでは、「拡充方向」に考えている大学が22.2%に対して、「縮小方向」に考えている大学が44.4%も占めている。

一方、その他のブロックでは、「拡充方向」>「縮小方向」となっており、特に、近畿、東海、南関東ブロックでは、「拡充方向」で取り組みを考えている大学は30%を超えている。このように、独自の学生支援制度のさらなる拡充を考えている大学と、そうではない大学との二極化が進んでいるが、これは独自の学生支援制度の拡充にはある一定の財政負担を負わざるを得ないことがその背景にあると考えられる。

図表7. 独自の学生支援制度の取り組み方針（ブロック別）



## 9. 独自の学生支援制度の取り組み方針に対する財務状況の比較

そこで、以下では、なぜ独自の学生支援制度の取り組み方針に差異が生じるのか、図表4に記載の財務比率指標に、新たに8つの指標(図表8)を加えて、独自の学生支援制度の取り組み方針と財務状況との関係を分析した。

ここで新たに加えたいいくつかの指標について、若干の説明を加えておこう。

- ・「経常収支差額の赤字回数」…高等教育の修学支援新制度の機関要件の一つとなっている「直前3年度全ての収支計算書の経常収支差額がマイナスであること」に対応した独自の指標。
- ・「教育活動資金収支差額の赤字回数」…大学の経営困難性を判断するには、企業会計的な損益ベースの事業活動収支差額(ここでは教育活動収支差額)よりも、より本質的なキャッシュベースの教育活動資金収支差額に着目した方が望ましいのではないかと判断し採用した独自の指標。
- ・「学生支援担当SA比」…独自の学生支援制度に取り組んでいる大学の事務負担の影響度合いをみるために、学生支援にかかわるスタッフに限定した独自のSA比指標。
- ・「受給者割合(独自学生支援制度)」…学納金の分納・延納者を除いた独自の学生支援制度の受給者数(延べ人数)が、学生総数のうちのどの程度存在するかを示した独自の指標(受給者割合=独自の学生支援制度受給者数(分納・延納者を除いた延べ人数)/学生総数)。
- ・「費用負担率(独自学生支援制度)」…教育研究経費支出(医療経費支出除く)のうち、独自の学生支援制度にどの程度費用支出をしているのかを示した独自の指標(費用負担率=独自の学生支援制度に要した費用総額/教育研究経費支出(医療経費支出除く))。

図表8. 比較対象とした財務比率指標(独自の学生支援制度の取り組み方針)

教育研究経費比率	人件費依存率	基本金組入後収支比率	外部負債比率
管理経費比率	経常収支差額比率	経常補助金比率	運用資産余裕比率
人件費比率	事業活動収支差額比率	有形固定資産構成比率	収容定員充足率
経常収支差額(赤字回数)	経常寄付金比率	ST比	受給者割合(独自学生支援制度)
教育活動資金収支差額(赤字回数)	第3号基本金(対数変換)	学生支援担当SA比	費用負担率(独自学生支援制度)

(注) 比較対象とした財務比率指標は、財務比率指標に加えて、上記の新たな指標を加えた。

以上を踏まえ、独自の学生支援制度に対する取り組み方針を「拡充方向」と「縮小方向」の大学に分け、t検定を行ったところ、財務比率指標の平均値の差で有意な差が確認できた指標は図表9の通りであった。独自の学生支援制度を拡充するためには、財務的な安定度、もしくは財務的な余力がその実現性をより高めることができると思われるが、分析の結果、「拡充方向」の大学で、経常収支差額や教育活動資金収支差額における赤字抵触回数が相対的に少ないこと、そして、原資となり得る第3号基本金の多さが影響しているとみられることが明らかとなった。

図表9. 独自の学生支援制度の取り組み方針と財務比率

財務比率	大学群	n	平均値	標準偏差	t 値	有意確率
教育研究経費比率	拡充方向	112	1.23%	0.032	2.221	0.028**
	縮小方向	56	-0.09%	0.044		
経常補助金比率	拡充方向	112	2.63%	0.023	2.261	0.025**
	縮小方向	56	1.77%	0.023		
経常収支差額 (赤字回数)	拡充方向	111	1.09	1.218	-2.135	0.034**
	縮小方向	55	1.53	1.289		
教育活動資金収支差額 (赤字回数)	拡充方向	109	0.20	0.605	-2.110	0.038**
	縮小方向	55	0.49	0.920		
第3号基本金 (対数変換)	拡充方向	114	4.60	3.730	2.598	0.010**
	縮小方向	57	3.19	3.145		
学生支援担当 S A 比	拡充方向	115	469	518.197	2.704	0.008**
	縮小方向	52	314	221.625		
受給者割合 (独自学生支援制度)	拡充方向	115	9.82%	0.141	-3.942	0.000**
	縮小方向	56	28.02%	0.331		
費用負担率 (独自学生支援制度)	拡充方向	112	4.74%	0.056	-5.190	0.000**
	縮小方向	56	13.90%	0.126		

(注1) 「拡充方向」は、「奨学金等に関する現況調査」のQ15において「拡充させたい」、「やや拡充させたい」を選択した大学群を、「縮小方向」は「縮小させたい」、「やや縮小させたい」を選択した大学群が該当。

(注2) \*\*は5%水準で有意を表す。

一方で、教育研究経費比率が上昇傾向にある中で、現在の独自の学生支援制度の受給者割合や費用負担率が相対的に低い場合にも、独自の学生支援制度を拡充しようとする意向がみられる。教育研究経費は厳しいが、学生募集の観点から独自の学生支援制度が不十分であれば、さらに、これを拡充させていこうとする大学が存在しており、それは、とりわけ、中小規模大学よりも大規模大学で顕著にみられるように思われる(学生支援担当S A比が相対的に高いのは、大規模大学が多いことの証左の一つと考えられる)。そして、逆に、中小規模大学では、教育研究経費比率を抑制するなどの経営努力を重ねているものの、既に受給者割合、費用負担率が相対的に高いところも多く、財務状況を睨みながら、「縮小方向」に検討せざるを得ない大学も少なからず存在しているのではないかとみられる。

## 10. まとめ

このように、本章では、2022年9～10月に日本私立大学協会附置私学高等教育研究所が実施した「奨学金等に関する現況調査」の回答結果を踏まえ、私立大学をブロック別に分け、学校法人の財務データと関連付けながら、学納金の改定や、独自の学生支援制

度の構築を図ろうとする私立大学の財務的な特徴を明らかにした。学納金改定に大きな影響を与えた要因は、全国レベルで見れば、「施設・設備の拡充」や「教育研究費の増加（遠隔授業関係を除く）」が挙げられるが、「学生募集の状況」や「競合関係にある他大学の学費改定」の影響が大きくなっているブロックもみられる。しかし、現段階で「財政状況の悪化」を直接的な要因として学納金改定を行った大学は、一部のブロックを除けば、まだ少数派に属していることが明らかとなった。また、今後の学納金の改定は、全国レベルでいえば、6割弱の大学で検討・予定（もしくは既に実施済み）の意向を示しているが、一部のブロックでは改定の意向を持つ大学は少数派に属する。学納金の値上げを検討する要因としては、「物価の上昇」が大きな要因を占めているが、今後は、物価の上昇を起点に、教育研究費を始めとした、あらゆる経費に飛び火する可能性があり、財務状況の悪化につながる懸念もある。実際、管理経費比率などの固定費削減が進んでいるとみられる大学や、経常補助金比率の上昇がみられる大学では、現状、学納金改定の意向はみられない。

一方、独自の学生支援制度は、ある特定のブロックで、一人当たり金額や受給者割合が相対的に高くなっており、学生募集に際して、奨学金等の学生支援制度を活用している様子が見られる。今後の学生支援制度の取り組み方針についても、「拡充」よりも「縮小」の意向が強いブロックが存在するものの、3割を超える大学で「拡充」意向を示すブロックも存在するなど、二極化傾向がみられる。「拡充」を考えている大学では、経常収支差額などの財務状況の安定度を示す指標が良好なこと、また第3号基本金が相対的に多いなどの傾向がみられる。しかし、教育研究経費は厳しい状況にあるが、学生募集等の観点から、独自の学生支援制度の拡充を図ろうとしている大学もみられる一方、既に受給者割合や費用負担が高まっている大学では、財務状況を睨みながら「縮小」を検討せざるを得ない大学も存在していることが明らかとなった。

#### <参考文献>

- 水田健輔 2020, 「新たな修学支援制度への期待・対応と法人の財務状況」西井泰彦編『高等教育政策と私立大学の財務』日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所, 83-92頁.
- 山本清 2018, 「高等教育無償化政策と大学再編の可能性」独立行政法人労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』60(5), 39-47頁.

## 第5章. 私立大学における修学支援新制度の受給状況の現状と課題

白川 優治 (千葉大学)

### 1. 本章の目的

本章は、私学高等教育研究所が2022年9月から11月に、全国の私立大学を対象に実施した「奨学金等に関する現況調査」の調査データを用いて、私立大学における2020年度と2021年度の修学支援新制度の受給状況を検証することを目的とする。2020年度に導入された修学支援新制度は、国の新たな政策として、法令で規定する基準に基づいて、低所得家庭の出身の高等教育機関在学学生に対して授業料・入学金の減免と給付型奨学金の支給を行うこれまでにない経済的支援制度である。高等教育在学者の約7割が大学学部在学学生であり、学部在学学生の約8割が私立大学に在籍する日本の高等教育の構造のなかで、この修学支援新制度において私立大学在学学生がどのような受給状況となっているのかは、この制度の意味と効果を検討するためにも重要である。今回の調査では、私立大学に対して、各大学の修学支援新制度の受給者数等の実態を詳細に尋ねることで現状把握を試みている。本章は、その現状を検証するとともに、そこからみえてくる課題を整理することとした。

本章において主に用いるデータは次の通りである。今回の調査で大学名を含めた回答を得ることができた404大学のうち、修学支援新制度の対象者数に関する設問の有効回答（無回答及び当該年度に修学支援新制度の対象となっていない大学（機関要件の確認を受けていない大学）を除く回答）は、2020年度分は383大学、2021年度は389大学であった。以下では、これらの大学を分析対象とし、関連する設問を用いて検討する。

### 2. 修学支援新制度の受給率の全体状況

まず、本調査の結果から、修学支援新制度の受給率の全体状況を確認する。2020年度の有効回答383大学を対象に、受給者数と学生数の総計を計算し、全体としての受給率を算出したところ、学生数1,267,246人に対して、受給者数97,032人であり、受給率は7.66%であった。2021年度の有効回答389大学についても同様に算出したところ、学生数1,277,205人に対して、受給者数114,575人として受給率は8.97%であった。2020年度と2021年度で比較可能な383大学のみをもとに、2021年度の受給率を算出すると、学生数1,267,245人に対して、受給者数113,795人であり、受給率は8.98%であった。

公表されている情報から、2020年度と2021年度の四年制私立大学の修学支援新制度の受給率を推計すると、2020年度は、私立大学学部学生数2,048,716人に対して、受給者数148,728人として受給率7.26%、2021年度は、私立大学学部学生数2,050,749人に対して、受給者数176,105人として受給率8.59%であった<sup>4)</sup>。本調査から算出された前述の受給率は、公表資料による数値と0.4から0.3ポイント程度の差がみられるが、概ね同様の値を示しており、その違いは誤差の範囲としてみることができる。このことから、今回の調査データは信頼できる結果であるとみてよいだろう。

次に、回答結果をもとに個々の大学について、設問の中の「受給者の年間合計数」を分子、学生数を分母にして受給率を算出した結果の全体状況を示したものが表1である。

表1 調査データから算出した修学支援新制度の受給率

	2020年度 受給率	2021年度 受給率
有効回答(校数)	383	389
平均値	9.49%	10.89%
中央値	8.54%	9.92%
標準偏差	.048529483	.051226523
最小値	0.00%	0.55%
最大値	43.07%	39.81%
第1四分位	6.17%	7.30%
第2四分位	8.54%	9.92%
第3四分位	11.82%	13.66%

表1から、学校別にみた私立大学の修学支援新制度の受給率は、平均値をみると、2020年度は9.49%、2021年度は10.86%であり、中央値を見ると2020年度は8.54%、2021年度は9.92%となっている。2020年度と2021年度の第1四分位から第3四分位の値の比較を含め、2020年度から2021年度にかけて、全体として受給率が上昇していることが確認できる。この背景には、新制度が導入されて2年目となり低所得出身学生の進学が促進された可能性、学年進行により対象学生数が増加したことによる影響、新制度についての認知が進んだことなど、多様な要因を考えることができるが、私立大学を対象とした機関調査である本調査からはその要因を特定することはできない。2022年度以降の状況が分析可能になった時に、経年変化として受給率の上昇が続くのか、もしくは、横ばいもしくは低下傾向となるのか、今後の推移をみていくことが必要である。

このような2020年度と2021年度の受給率の状況について、各大学の受給者数の実人数と受給率の関係をみたものが図1-1、図1-2である。表1で示した受給率のみの検討では、学生数の少ない大学の状況に影響を受けている可能性があるため、実人数との関係を散布図で示した。

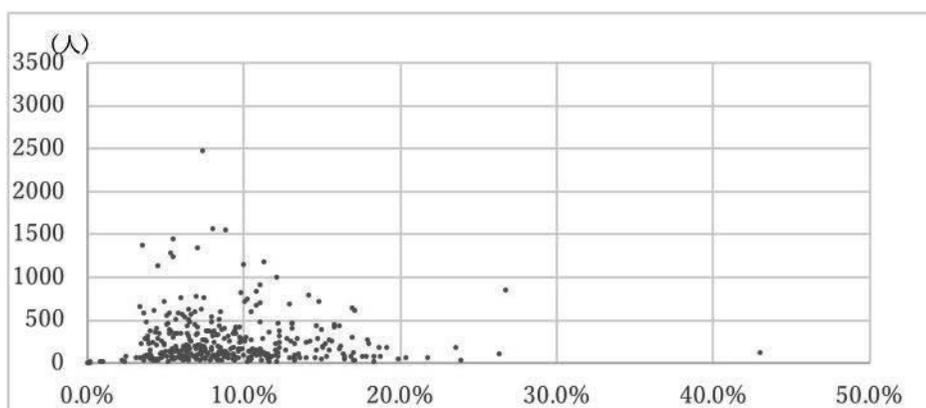


図1-1 2020年度の受給者数と受給率の分布

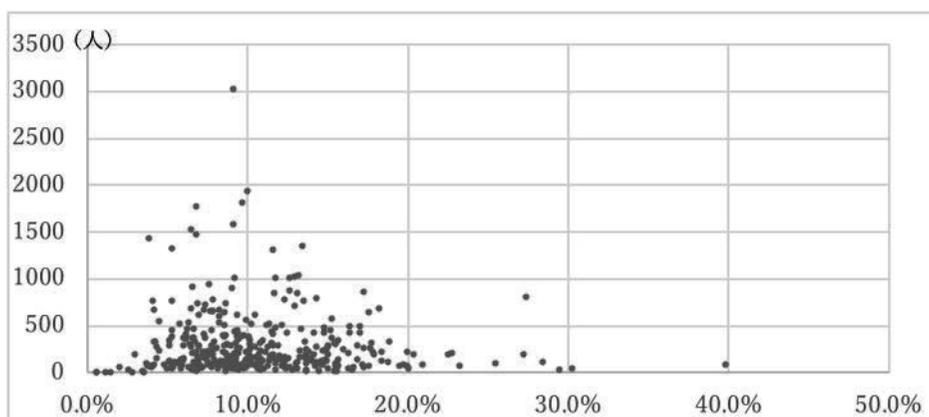


図 1-2 2021 年度の受給者数と受給率の分布

図 1-1、図 1-2 の結果から、2020 年度、2021 年度ともに全体として L 字型の分布を示しており、受給者の実人数が大きさにかかわらず 20% までの受給率のなかに大半の大学が分布していること、受給率が 20% をこえる大学は受給人数が相対的に小さい大学である傾向にあること、をみることができる。2021 年度は、2020 年度と比べて分布が広がっている傾向もあり、大学間での受給状況に差が生じていることを示唆している。

### 3. 受給状況の地域差

このような修学支援新制度の受給率について、地域差を確認するために、回答大学の所在地をもとに都道府県別の状況をみたものが表 2 である。同一都道府県内にある大学の回答を集計し、都道府県単位での私立大学の在学学生数と受給者数、受給率を算出した。

都道府県単位でみると、修学支援新制度の受給率が最も低い地域は 2 年連続して東京都であり、2020 年度は 4.98%、2021 年度は 6.02% となっている。2 番目に低いのは、愛知県である（2020 年度 5.51%、2021 年度 6.80%）。反対に、受給率が最も高い都道府県は、2020 年度は沖縄県 23.28%、2021 年度は高知県 29.55% であり、この 2 つの県のみが、両年ともに受給率が 20% を上回る結果となっていた。都道府県単位で受給率の状況をみると、最大と最小では 4 倍以上の差があることになる。

このような都道府県単位でみたときの修学支援新制度の受給率の違いは、各地域の大学・高等教育機関の立地状況や進学希望者の学校選択の状況、地域の経済状況などが背景にあると推定することができる。私立大学に対する機関調査である本調査からは、学生の進学行動の観点から分析することはできない。そこで、都道府県別にみた受給率の違いを地域の経済状況との関係から検討することとし、厚生労働省による賃金構造基本統計調査を用いて各都道府県の平均賃金と修学支援新制度の受給率の相関係数を算出した。その結果、この 2 つの変数の相関係数は、2020 年度では -0.537、2021 年度では -0.528 となり、いずれについても 1% 水準での統計的有意差が示された。このことから、都道府県単位でみると、地域の賃金水準と修学支援新制度の受給率には、負の相関関係があるといえる。修学支援新制度の受給要件を背景に、所得水準が高い地域においてその受給率が低く、また、所得水準が低い地域において受給率が高くなることは当然に想定さ

れることである。都道府県単位での受給率の違いと2変数の相関係数は、そのことが現実  
に生じていることを意味している<sup>②</sup>。

表2 都道府県別にみた私立大学の修学支援新制度の受給状況

都道府県		2020年度				2021年度				平均賃金 (月額・千円)	
		回答 校数	学生数 合計	受給者 合計	受給率	回答 校数	学生数 合計	受給者 合計	受給率	2020 年度	2021 年度
1	北海道	19	42329	4673	11.04%	20	43444	5811	13.38%	272.8	274.8
2	青森県	5	4772	781	16.37%	5	4734	916	19.35%	240.5	245.0
3	岩手県	3	3126	215	6.88%	3	3016	228	7.56%	245.9	249.6
4	宮城県	8	28207	2284	8.10%	8	28364	2756	9.72%	281.9	277.9
5	秋田県	0	-	-	-	0	-	-	-	246.7	247.5
6	山形県	2	2832	325	11.48%	2	2578	336	13.03%	251.9	259.6
7	福島県	4	2812	270	9.60%	4	2991	393	13.14%	267.3	269.5
8	茨城県	1	2892	234	8.09%	1	3068	311	10.14%	301.0	295.4
9	栃木県	6	18149	1334	7.35%	6	18238	1536	8.42%	291.5	289.4
10	群馬県	6	10549	1043	9.89%	7	13266	1317	9.93%	286.2	282.4
11	埼玉県	16	48034	3241	6.75%	16	47987	3808	7.94%	301.5	303.6
12	千葉県	19	45268	3400	7.51%	19	45164	4048	8.96%	302.0	300.9
13	東京都	70	390723	19473	4.98%	70	389369	23448	6.02%	373.6	364.2
14	神奈川県	15	46199	3398	7.36%	16	46946	3773	8.04%	335.2	336.2
15	新潟県	7	4482	421	9.39%	7	4424	462	10.44%	259.4	272.1
16	富山県	1	224	25	11.16%	1	231	27	11.69%	287.9	277.6
17	石川県	4	10772	707	6.56%	4	10536	694	6.59%	285.2	289.3
18	福井県	3	4210	363	8.62%	3	4160	380	9.13%	274.2	277.7
19	山梨県	1	962	103	10.71%	2	4891	375	7.67%	287.4	281.5
20	長野県	3	2833	212	7.48%	3	2999	307	10.24%	283.5	284.4
21	岐阜県	6	10356	765	7.39%	6	10646	895	8.41%	289.1	287.6
22	静岡県	6	13754	1012	7.36%	6	13696	1208	8.82%	290.4	285.3
23	愛知県	32	114519	6307	5.51%	32	113105	7696	6.80%	314.1	317.3
24	三重県	5	7839	670	8.55%	5	7724	730	9.45%	294.4	298.2
25	滋賀県	2	1408	196	13.92%	2	1373	201	14.64%	301.5	290.7
26	京都府	12	76060	5513	7.25%	12	76300	6878	9.01%	310.8	312.2
27	大阪府	31	138112	15402	11.15%	32	140459	17891	12.74%	320.4	326.9
28	兵庫県	19	76348	6161	8.07%	19	76283	7148	9.37%	310.5	307.9
29	奈良県	2	5702	1093	19.17%	2	5551	1082	19.49%	296.0	289.7
30	和歌山県	1	164	28	17.07%	1	230	38	16.52%	277.6	287.3
31	鳥取県	1	339	45	13.27%	1	326	49	15.03%	257.9	251.6
32	島根県	0	-	-	-	0	-	-	-	257.3	259.0
33	岡山県	11	17702	1867	10.55%	11	17665	2137	12.10%	277.4	277.6
34	広島県	11	26743	2336	8.74%	12	28469	2967	10.42%	294.5	290.9
35	山口県	4	3762	378	10.05%	4	3746	481	12.84%	279.7	282.5
36	徳島県	2	6706	708	10.56%	2	6632	863	13.01%	270.3	269.7
37	香川県	1	1205	145	12.03%	1	1149	160	13.93%	281.5	283.3
38	愛媛県	2	6021	655	10.88%	2	5934	796	13.41%	260.5	267.7
39	高知県	2	356	80	22.47%	2	538	159	29.55%	254.5	268.5
40	福岡県	18	51724	5118	9.90%	18	52066	5655	10.86%	282.9	288.2
41	佐賀県	1	1902	257	13.51%	1	1974	305	15.45%	255.0	255.2
42	長崎県	3	2454	394	16.06%	3	2521	474	18.80%	255.2	263.8
43	熊本県	5	12187	1562	12.82%	5	12068	1705	14.13%	262.4	262.4
44	大分県	2	4585	647	14.11%	2	4556	730	16.02%	262.1	261.3
45	宮崎県	4	3960	525	13.26%	4	3771	554	14.69%	248.5	244.6
46	鹿児島県	4	5936	797	13.43%	4	6054	897	14.82%	256.3	261.1
47	沖縄県	3	8027	1869	23.28%	3	7963	1950	24.49%	252.5	250.8
全体		383	1267246	97032	7.66%	389	1277205	114575	8.97%	307.7	307.4

注) 平均賃金は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」該当年度版の結果を用いている。

#### 4. 支援区分別の受給状況

修学支援新制度では、その支援額は、学生及びその生計維持者の所得合計額の状況によって、支援標準額の全額（3分の3）支援となる第Ⅰ区分、標準額の3分の2の支援となる第Ⅱ区分、標準額の3分の1の支援となる第Ⅲ区分の三段階に区分されている。公表されている既存資料では、2021年度の私立大学の支援区分別の状況は、第Ⅰ区分が57.46%（101,195人）、第Ⅱ区分が25.15%（44,298人）、第Ⅲ区分が17.38%（30,612人）となっている<sup>③</sup>。

今回の調査では、各大学に対して、各年度について前半期と後半期の区分別の内訳人数を尋ねている。そこで、2020年度前半期、後半期、2021年度前半期、後半期のそれぞれについて、すべての期間に回答がある4時点の状況が比較可能な380大学について、各大学の受給者に占める三段階の区分別の割合を示した結果が表3である。

表3 支援区分別の受給状況（n=380）

	2020年度 前半			2020年度 後半		
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
平均値	57.54%	25.46%	16.93%	57.99%	27.03%	14.75%
中央値	57.92%	25.46%	16.79%	57.92%	27.27%	14.29%
標準偏差	0.0640	0.0529	0.0506	0.0794	0.0615	0.0631
最小値	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
最大値	100.0%	46.8%	50.0%	100.0%	50.0%	100.0%
第1四分位	53.98%	22.73%	14.60%	54.38%	24.15%	12.31%
第2四分位	57.92%	25.46%	16.79%	57.92%	27.27%	14.29%
第3四分位	61.01%	28.30%	19.13%	61.97%	29.98%	16.44%

	2021年度 前半			2021年度 後半		
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
平均値	57.52%	26.13%	16.39%	59.00%	27.21%	13.89%
中央値	57.73%	26.01%	16.03%	58.74%	27.36%	13.89%
標準偏差	0.0612	0.0497	0.0486	0.0662	0.0492	0.0413
最小値	28.6%	0.0%	0.0%	31.8%	0.0%	0.0%
最大値	83.3%	43.8%	66.7%	100.0%	50.0%	50.7%
第1四分位	54.07%	23.55%	13.95%	55.41%	24.83%	11.71%
第2四分位	57.73%	26.01%	16.03%	58.74%	27.36%	13.89%
第3四分位	61.01%	28.57%	18.19%	62.13%	29.49%	15.55%

表3から、いずれの時期においても、第Ⅰ区分が占める割合が最も多く、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分と続いている。この結果は、前述の公開情報による全体傾向とほぼ同様の結果を示しており、2020年度と2021年度で変化はみられない。このことから、私立大学の

支援区別の受給状況は、大学を問わず、第Ⅰ区分が半数以上を占めており、受給者の中心であることがわかる。各支援区分の対象者が、特定の大学に偏って在籍しているわけではなく、全体として同様に分布していることが確認できる。

## 5. 受給者の認定取消しと警告の状況

修学支援新制度には、受給対象者の適格認定として、学業成績の基準に基づいた認定の取消し、警告の制度が組み込まれている（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下、施行規則）15条、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（以下、機構省令）23条の6）。具体的には、大学の設置者は、受給者が修業年限での卒業又は修了ができないことが確定した場合や修得単位数が標準単位数の5割以下である場合など、施行規則と機構省令が定める共通基準（施行規則 別表第二、機構省令 別表のそれぞれにおける上欄の廃止の区分）に基づいて受給者の学業成績を判定し、該当する受給者は認定が取り消されこととされている<sup>4)</sup>。同様に、共通基準（施行規則 別表第二、機構省令 別表のそれぞれにおける上欄の警告の区分）に基づいて、修得単位数が標準単位数の6割以下の場合やGPA等が下位四分の1の成績などの場合には、学業成績が不振である旨の警告を与えられることとされている<sup>5)</sup>。

今回の調査では、各私立大学に対して、これらの取消しと警告の対象者について個々の要件ごとの人数を尋ねている。その結果を用いて、各大学の2020年度・2021年度の取消しと警告の対象人数の合計値を算出し、当該大学の受給者に占める比率を算出した上で、全体の分布状況を示した結果が表4である。

表4 各私立大学の受給者に対する取消者・警告者の占める割合

	2020年度		2021年度	
	取消者の比率	警告者の比率	取消者の比率	警告者の比率
有効回答(校数)	376	376	383	383
平均値	2.17%	11.95%	5.35%	11.25%
中央値	0.97%	12.31%	5.43%	10.76%
標準偏差	.0382601	.0992246	.0435535	.0992884
最小値	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
最大値	42.86%	58.95%	25.00%	98.72%
第1四分位	0.00%	1.64%	1.49%	4.48%
第2四分位	0.97%	12.31%	5.43%	10.76%
第3四分位	2.73%	17.82%	8.20%	15.39%

表4の結果から、2020年度と2021年度を比較すると、取消者の比率は、平均値で2.17%から5.35%に大きく上昇し、四分位分布も第1四分位、第2四分位、第3四分位のいずれの数値も大きくなっていることがわかる。この背景には、2020年度は制度導入初年度として、学業成績を要件として取消しとなる受給学生が少なかった一方で、制度導入後2年目となる2021年度には学業成績による取消者が、各大学で一定数生じたことが推察できる。学業成績による取消者が、2022年度以降にも学年進行で増加するのかが

うか、今後の推移を注視することが求められる。他方、警告者の比率は、2020年度と2021年度では大きな変化はみられない。平均値・中央値の値から、学業成績により警告を受けている受給者は1割程度で推移していることがわかる。

このような取消対象者と警告対象者の状況については、表4の最小値の値が示すように、該当者がいない(0人)である大学も少なくない。そこで、2020年度と2021年度について、認定取消しと警告の該当者の有無の変化を示したものが表5、表6である。

表5 認定取消対象者の2020年度と2021年度の状況

		2021年度				合計	
		0人		1人以上			
2020年度	0人	59	15.8%	80	21.4%	139	37.3%
	1人以上	10	2.7%	224	60.1%	234	62.7%
合計		69	18.5%	304	81.5%	373	100.0%

p<0.001

表6 警告対象者の2020年度と2021年度の状況

		2021年度				合計	
		0人		1人以上			
2020年度	0人	52	13.9%	25	6.7%	77	20.6%
	1人以上	10	2.7%	286	76.7%	296	79.4%
合計		62	16.6%	311	83.4%	373	100.0%

p<0.001

認定取消しについては、2020年度には対象者がいなかった大学が37.3%として3分の1を超えていた一方で、2021年度には18.5%として減少していることが確認できる。また、両年度ともに対象者がいない大学は、認定取消しでは15.8%、警告では13.9%として少数であり、大半の大学においてこれらの対象者が発生していることも確認できる。

このような取消対象者と警告対象者の状況について、2021年度の状況を、比率と実人数との関係を示した結果が図2-1、図2-2である。

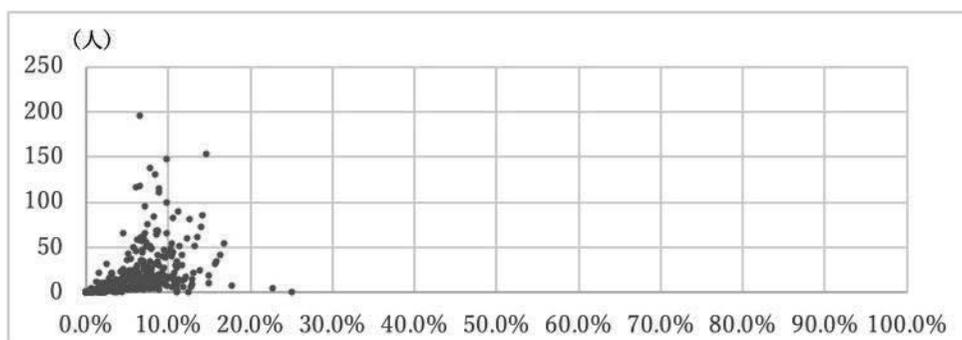


図2-1 認定取消対象者の人数と受給者に占める比率の分布 (2021年度)

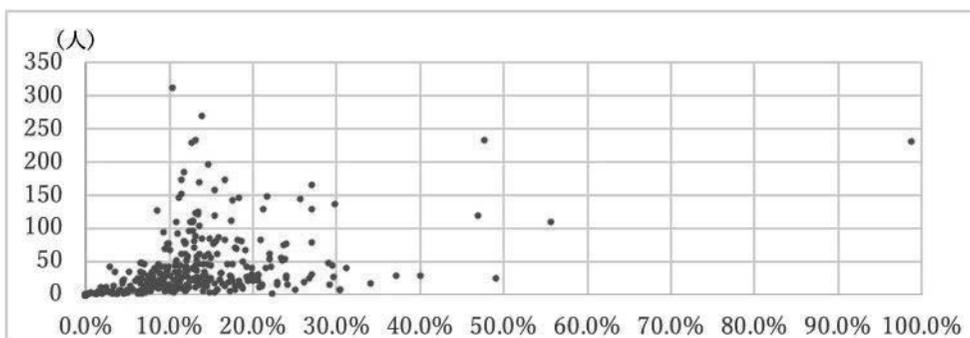


図 2-2 警告対象者の人数と受給者に占める比率の分布（2021 年度）

図 2-1 から、取消対象者の状況は、実人数の多さにかかわらず、比率として 20% をこえている大学はほとんどないこと、図 2-2 から、警告については 20% を超える大学も少なくないことがわかる。このことは、学業成績の状況をどのように管理し、学生への指導に用いているかは大学によって異なる可能性があることを示唆している（なお、表 4 において、2021 年度の警告者の比率の最大値として 98.72% の大学がみられるが、図 2-2 から全体のなかでは外れ値であることがわかる。当該大学の回答に間違いがある可能性もあるがそのまま用いている）。

## 6. 認定取消しになった学生への特例措置の対応状況

受給者の認定取消し（廃止）と警告については、共通基準として制度化されている施行規則 別表第二及び機構省令 別表において、「災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く」とされており、その対応には特例措置が含まれている。この特例措置は「斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置」と位置付けられており、各大学による判断で対応することとなっている。本調査では、各私立大学にこの特例措置を実施したことがあるかどうかを尋ねている。認定取消対象者の有無の状況とこの特例措置の実施状況を示した結果が表 7 である。

表 7 認定取消しになった学生への特例措置の実施状況と取消対象学生の有無

		認定取消者への特例措置の実施状況				合計	
		実施している		実施していない			
2020 年度・2021 年度のいずれかでの認定取消学生の有無	0 人	17	4.6%	42	11.3%	59	15.9%
	1 人以上	166	44.7%	146	39.4%	312	84.1%
合計		183	49.3%	188	50.7%	371	100.0%

$p < 0.01$

特例措置については、実施している大学としていない大学がほぼ同程度であり、また、

認定取消対象学生の有無によって、特例措置の実施状況に差があるわけではない。この特例措置については、各大学の判断が分かれているといえる。

さらに、今回の調査においては、修学支援新制度の認定が取り消され、廃止になった学生に対する取り扱い状況について自由記述で状況を尋ねている。そこには、199 大学からの記述回答がみられた。その回答をみると、85 大学 (42.7%) において、認定廃止 (取消し) になった学生に対して、日本学生支援機構の貸与型奨学金、大学独自の奨学金、社会福祉協議会の生活福祉資金 (教育支援資金)、日本政策金融公庫等の教育ローン、自治体の奨学金、民間団体の奨学金、その他公的支援など学費負担を支援する他の制度を紹介していることが記載されていた。修学支援新制度の受給者は、経済的困難を有することが前提であることから、各大学においてその認定が廃止された学生の学費負担をケアする対応がなされていることがわかる。また、認定の廃止が生じた場合には、対象学生との面談、保護者への丁寧な連絡、学内関係教員との連携など、丁寧に対応していることを記載している大学も 27 大学 (13.6%) みられた。修学支援新制度の認定廃止は、受給者にとってのみでなく、大学にとっても大きな意味を持つものであることがわかる。加えて、自由記述回答には、廃止になったあとの大学の対応負担についての言及もみられた。このことについて具体的な記載内容を示したものが表 8 である。

表 8 認定廃止に伴う対応の困難を示した記載内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止 (返還必要) となった場合、経済的に困窮している世帯に対して、授業料等減免費及び給付奨学金の返還を求めなくてはならず、大変な負担であった。認定区分を廃止 (返還なし) の認定までとして欲しい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止となった学生は、修学継続の意思がある場合、通常の学費納入に加え、遡及取消に伴う返還金の納入が必要となるが、両方の納入が滞るケースが大半である。本来、修学支援新制度は「修学の意思がある学生の経済的な面での支援」が目的であるが、遡及取消に伴う返還の発生により、修学継続がほぼ破綻する。一方、遡及取消者の追跡管理や長期に渡る督促など事務負担が大きい割に、返還金が納入されるケースはほぼない状況である。このため遡及自体をやめることを検討できないか</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還が必要となる廃止となった場合、遡り減免金額を還付してもらうこととなるが、学校で回収を行うことに煩雑を感じる。万が一、返還されない場合の催促についても同様である</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・返金が発生した場合の回収にかかる業務が負担となっている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象人数こそ多くはないが、廃止となった学生は中退を余儀なくされるケースが想定できる。特に遡及取消を伴う廃止によって「未払い分の学費回収」業務が発生するが、中退後の督促と回収は非常に困難であり、事務負担が増加する</li> </ul>

本調査からは、修学支援新制度への対応・運用について私立大学に負担感が大きいことが示されている<sup>6)</sup>。制度運用における大学の負担については、表 8 で示されている認定取消後の対応の在り方を含め、今後の検討課題として認識されるべき論点であろう。

## 7. まとめ

本章では、調査結果を用いて、私立大学の修学支援新制度の受給状況を整理した。2020 年度から 2021 年度にかけて、受給者数が増加し、受給率も上昇していることが確認された。修学支援新制度は、私立大学在学生の約 1 割、15 万人を超える学生が対象となる非常に大きな制度であり、重要な社会的意味を持つものとなっている。そして、その受給者は特定の大学に集中しているわけではなく、多くの私立大学に同じように在籍していることが示された。このことは、幅広く私立大学を制度の対象とすることが、低所得

世帯出身の学生への教育機会の拡充に重要であることを意味している。2022年度以降、受給者数と受給率の上昇が続くのかどうか、今後の動向の確認が引き続き重要となる。他方、この制度の受給状況を都道府県別にみると、地域差があることが具体的に示された。都道府県別にみた受給率が地域の所得水準に相関することから、地域の経済水準によって受給状況に差が生じている可能性がある。このことをどのように考えるかについて今後、議論が必要であろう。

さらに、学業成績を要因とする受給者の認定取消しと警告の状況を見ると、認定取消しは2020年度から2021年度にかけて増加傾向にあり、警告については受給者の1割程度として推移していた。認定取消しと警告の対象者の動向についても、2022年度以降の状況を引き続き確認することが重要である。また、認定取消しと警告の対象者に対する、大学の対応について、特に返還が必要となった場合の遡及対応の業務負担を指摘する意見がみられた。このような課題は、修学支援新制度が実際に運用されるなかで明確になってきた論点といえる。

本章の検討から、修学支援新制度の制度開始から2年目までの状況を尋ねた調査としての限界はありつつも、制度運用のなかで生じた実態と課題が示されている。修学支援新制度が、高等教育にとって重要な制度であるからこそ、学生の在学する現場での実態をもとに、制度の在り方、運用の在り方を見直していくことが求められる。

注)

- (1) 2020年度の受給者数については、日本学生支援機構『JASSO年報（令和2年度版）』に掲載の「第9表-1 給付奨学生採用状況」から私立大学の大学と通信教育の人数を足し合わせて算出。2021年度の受給者数については、文部科学省の高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議「参考資料集（令和4年12月）」のなかにある「新制度支援実績について」から私立大学分を利用。学生数は、文部科学省「学校基本調査」の各年度版を利用した。
- (2) 都道府県別にみた受給率について、各都道府県の該当年の最低賃金との相関係数も確認したところ、2020年度、2021年度ともに、 $-0.541$ の値であった。本文中で示した平均賃金だけでなく、最低賃金との関係でも同様に負の相関がみられることから、修学支援新制度の受給状況と地域の経済状況の関連が示唆される。
- (3) 文部科学省の高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議「参考資料集（令和4年12月）」のなかにある「新制度支援実績について」から2021年度の私立大学の内訳を利用した。
- (4) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則 別表第二、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令 別表において共通に規定されている廃止の学業成績の基準は下記の4つの要件とされている。

-----

次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。

- 一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。

- 二 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次項において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。
  - 三 履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
  - 四 次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
- (5) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則 別表第二、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令 別表において共通に規定されている警告の学業成績の基準は下記の3つの要件とされている。

-----

次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。

- 一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。（前項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）
- 二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 授業料等減免対象者の在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するまでに、その取得が当該確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしい資格等であって職業に密接に関連するものを取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。
  - ロ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者、同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者又は機構省令第三十九条に掲げる者であって、履修科目の授業への出席率が高いことその他の学修意欲が高い状況にあると認められること。
- 三 履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。）

(6) 本調査では、修学支援新制度の事務負担について、「学生の成績管理」「申請書類の作成」「会計上の処理」「個人情報の取扱い」の4項目について、「とても負担である」「やや負担である」「あまり負担でない」「まったく負担でない」の選択肢で尋ねている。その結果、「学生の成績管理」については87.8%（「とても負担である」50.7%＋「やや負担である」37.1%、以下同じ）、「申請書類の作成」については93.5%（65.8%＋27.7%）、「会計上の処理」については93.6%（67.1%＋26.5%）、「個人情報の取扱い」については73.2%（32.9%＋40.3%）が、「負担である」と回答している（N=404）。



## 第6章. 修学支援新制度が大学財務と学生生活・家計に及ぼす影響

浦田 広朗 (桜美林大学)

### 1. 修学支援新制度創設の経緯

高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）は、大学等における修学の支援に関する法律（2019年5月公布）にもとづき、2020年4月に開始された。低所得層の学生に限られるとはいえ、授業料のみならず入学金も減免し、生活費に相当する奨学金も給付する画期的なものである。

新制度創設の端緒の一つとして、2017年5月に当時の首相が憲法改正を推進する民間団体が主催したフォーラムに寄せたメッセージが挙げられる。メッセージの中で「高等教育についても、全ての国民に真に開かれたものとしなければならない」と、憲法改正との関連で高等教育無償化に言及していた（毎日新聞 2017a）。同じく2017年5月に自由民主党教育再生実行本部が発表した第8次提言の中では、高等教育授業料の全面無償化、または、低所得層に限った授業料全額免除など、いくつかの選択肢を示して授業料支援や奨学金の充実が提言された（自由民主党教育再生実行本部 2017）。

こうした提言は、同年10月の総選挙を経て発足した内閣が決定した「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月）において、高等教育の無償化として次のように具体化された。

- ① 住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。
- ②（同じく低所得世帯に限定する）給付型奨学金については、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。
- ③ 全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

進学後の単位修得状況や GPA 等を含む支援対象者の要件や、支援措置の対象となる高等教育機関の要件も示されていた（内閣 2017）。すなわち、首相メッセージや自由民主党教育再生実行本部（2017）にみられた「高等教育の無償化」は、限定された形で閣議決定されたのである。パッケージ策定時には、授業料減免と給付型奨学金拡充のために約 8,000 億円を配分する方針が固められたと報道されていた（毎日新聞 2017b）。

「新しい政策パッケージ」を踏まえた支援策の詳細は、2018年1月に文部科学省に設置された「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議」で議論され、2018年6月14日には同会議より「高等教育の負担軽減の具体的方策について（報告）」が公表された。報告は、負担軽減の対象範囲、支援対象者の要件、支援措置の対象となる大学等の要件などからなっており、2017年9月に首相を議長として設置された人生100年時代構想会議の基本構想（最終報告）にも盛り込まれた（2018年6月13日）。翌6

月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太方針）にも同様の内容が示されている。この内容は、関係閣僚による「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（2018 年 12 月 28 日関係閣僚合意）でさらに具体的に盛り込まれ、法制化に向けた検討を進めるとされた。法制化は少子化対策の一環であり、財源は 2019 年 10 月からの消費税率上昇による収入により確保するものとされた。

法案は「大学等における修学の支援に関する法律案」として 2019 年 2 月 12 日に国会に提出され、両院での審議を経て、2019 年 5 月 10 日に成立、同月 17 日に公布された（2020 年 4 月 1 日施行）。法案提出時の質問に対する答弁で、文部科学大臣は、支援対象者は（低所得世帯の進学率が全体と同程度になると仮定して）75 万人程度（高等教育段階の全学生の約 2 割）、所要額は最大 7,600 億円程度との試算を示していた（衆議院 2019）。この額は 2020 年度 GDP の 0.14%に相当し、この額が予算化され、執行されれば OECD 加盟国の中で最低水準（2019 年度は GDP の 0.45%）とされている我が国の公財政高等教育支出を押し上げ、OECD 加盟国の平均値（1.02%）の 2 分の 1 を超える水準に達する見込みであった。

しかし実際の 2020 年度予算額は 4,882 億円（内閣府予算に計上し、文部科学省で執行）であり、執行額は 2,789 億円であった（内閣府 2021）。この額は 2020 年度 GDP の 0.05%に相当する。GDP に対する公財政高等教育支出は 2000 年以降 0.5%前後で推移していたが、2016 年以降 5 年連続で 0.5%を下回っていた（OECD）。2019 年のこの値に上記 0.05%を加えると 0.5%を辛うじて上回るが、2000 年以降における最大値（2015 年 0.56%）は下回る。2020 年度の執行額は同年度の私立大学等経常費補助金の交付総額 3,078 億円よりも少なかった。

以下、本稿では、主に「学校法人基礎調査」（集計値の一部が日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』で公表）や私学高等教育研究所が全私立大学を対象に 2022 年 10 月～11 月に実施した「奨学金等に関する現況調査」（以下、現況調査）などにより、新制度が私立大学財務と学生生活・家計に及ぼした影響を明らかにすることを試みる。

## 2. 大学財務に及ぼした影響

新制度を具体化する会議で繰り返し指摘されたことは、この制度が経営難に陥っている大学等を救済するようなことがあってはならないということである。たとえば人生 100 年時代構想会議（2017 年 10 月 27 日）では、新制度が定員割れ・赤字の私立大学への「単なる経営支援にならないようにしてもらいたい」との発言が財務大臣からなされている（人生 100 年時代構想会議 2017）。高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議（2018 年 4 月 11 日）でも「経営難にある大学は、対象にすべきではないのではないか」との発言がみられた（高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議 2018a）。経済財政諮問会議（2018 年 11 月 12 日）では、有識者議員から「高等教育無償化は（中略）経営難の私大を支援対象から外すなど延命策にならないことを厳に担保すべき」とした資料が提出され（伊藤他 2018）、文部科学大臣も「経営に問題がある大学は対象外に」として、①「運用資産－外部負債」がマイナス、②経常収支

が3年連続マイナス、③在籍学生数が収容定員の8割未満である状態が3か年連続、の3つのいずれにも該当する大学は新制度の対象外とするという資料を示した（柴山2018）。この3つは、最終的に「大学等における修学の支援に関する法律施行規則」（2019年6月28日公布、2020年4月1日施行）で、①大学等の設置者（学校法人等）の前年度の経常収支差額が3年連続マイナス、②貸借対照表における「運用資産—外部負債」がマイナス、③収容定員充足率が3年連続8割未満、とされ、3つの全てに該当する場合は、新制度の対象要件を満たした確認大学等としないものとされたのである<sup>1)</sup>。

このような要件を満たした確認大学等を対象機関として開始された新制度は、大学財務にどのような影響を及ぼしただろうか<sup>2)</sup>。まず確認しておきたいことは、この制度は大学財務にはニュートラルであるということだ。対象機関には授業料等減免の対象となった学生数（支援区分別）に応じた資金が授業料等減免費交付金として国から交付されるが、それはそのまま、奨学費として支出される。私立大学（学校法人）の会計処理としては、交付された授業料等減免費交付金は国庫補助金（収入）とされ、同額が教育研究経費の中の奨学費（支出）となる（文部科学省高等教育局2019）。現況調査（Q9）によれば、独自の学生支援制度として、対象人数が多いのは学生納付金の分納・延納（学生総数の5.7%）、次いで授業料の減免（同2.6%）であるが<sup>3)</sup>、この分納・延納には、新制度適用を申請し、交付決定まで授業料等の納付を猶予されたものが含まれると考えられる。減免された学生からみると、授業料等を既定の期日までに納付する場合でも、猶予されて減免額決定後に納付する場合でも、最終的には学校法人から支出された奨学費を使って納付する形になる。したがって、学校法人の学生納付金収入は、新制度の有無に関わらず同じであり、国庫補助金収入が増加するが、増加分と同額が奨学費支出となるので、収支差額には変化がない。正味の収入増があるとすれば、学生数が増加したときであるが、厳格な定員管理が実施されている中、すでに収容定員と同程度以上の学生が在籍している大学では学生を増やすことができない。学生数を増加させる余地があるのは、新制度開始前において定員割れ状態になっていた大学に限られる。

財務省（2022）は、2019年度から2020年度にかけて私立大学1校当たり学生数が1.3%増加する中、2019年度時点の定員充足率70%未満の大学の学生数増加率が12.0%、70～80%の大学の学生数増加率が6.9%、80～90%の大学の学生数増加率が5.2%であったことを指摘しているが、定員充足率が低い大学で学生数が増えるのは厳格な定員管理下で新制度を導入したことの当然の結果である。

実際、私立学校振興・共済事業団（2022）によって私立大学1校当たり資金収支をみると、2020年の補助金収入は前年度より1億2,613万円増加しているが、それは授業料等減免費交付金1億3,692万円が交付されたことによるものである（従来からの補助金は1校当たり1,079万円減少している）。奨学費支出は、前年度より2億2,049万円増加しており、このうち授業料等減免費に相当する部分を除いた8,357万円は、コロナ対応で学生に給付した支援金等であったと推測される<sup>4)</sup>。

財務省（2022）はまた、2020年度の基本金組入前当収支差額が私立大学全体で前年度より228億円増加したことから、私立大学の収支が大幅に改善されたとしている。しかしこれは、新制度の直接の効果ではない。確かに私立大学全体でみると、経常費等

補助金は785.8億円増加しているが、このうち832.5億円は、そのまま奨学金となる授業料等減免費交付金である（したがって従来からの経常費等補助金は46.7億円減少している）。収支差額の増加は、学生納付金と寄付金が増加（それぞれ402億円と102億円の増加）したことにもよるが、それ以上に、奨学金を除く教育研究経費と管理経費の減少（それぞれ474億円と133億円の減少）による部分が多い。コロナ禍において、教育研究経費・管理経費のうちの旅費交通費と光熱水費が大幅に減少（それぞれ343億円と170億円の減少）したのである（私立学校振興・共済事業団 2022）。

このように、2020年度について私立大学全体でみると、コロナ禍によって減少した旅費交通費と光熱水費の一部が学生への支援金に充てられ、さらに収支差額（黒字額）の増を生み出したといえる。ただし、黒字額が増えたといっても、それは基本金組入前の値であり、基本金組入後すなわち資本的支出を控除した後の収支差額は、縮小したとは言え、私立大学全体全体で1,589億円の赤字であることに変わりない。

### 3. 学生生活と家計に及ぼした影響

新制度が始まる際、これにより一部であっても学生（家計）の学費負担能力が上昇することに着目した大学が、学納金を上げる機会と考え、実際に多くの大学が値上げすることが危惧された。しかし、文部科学省（2021a）によれば、最近5年間の私立大学初年度納付金の上昇率（前年度比）は2017年度0.8%、2018年度0.3%、2019年度0.4%、2020年度0.9%、2021年度0.2%となっており、新制度開始後の2020年度や2021年度に大幅な上昇はみられない。上昇率は、2019年10月からの消費税率上昇に比べるとむしろ小さいとも言える。現況調査でも、2020年度には回答した大学の21%（80校）が学納金を値上げしていることが示されており、2000年以降で最も高い比率になっているが（Q1）、学納金改定に大きな影響を与えた要因としては、施設・設備の拡充（18%）、消費税の引き上げ（15%）、教育研究費の増加（11%）が上位を占めており、国の高等教育無償化や奨学金の充実を第一の要因として挙げた大学は3%に過ぎなかった（Q2）。今後の学納金を改定する予定の大学も、検討中を含めて全体の22%にとどまっている（Q4）。コロナ禍という状況もあって、私立大学は家計負担を増加させないことに腐心している。

表1 独自奨学金の変化（2019年度と2020年度の比較）

		N	減少した	ほぼ変わらない	増加した
支給総額	経済状態基準	293	31%	54%	16%
	学業成績基準	327	14%	74%	12%
	スポーツ等部活動基準	218	10%	81%	9%
支給人員	経済状態基準	291	30%	54%	17%
	学業成績基準	325	13%	75%	11%
	スポーツ等部活動基準	217	9%	83%	9%

学納金値上げが危惧されたことと同様、新制度が導入されたことにより大学独自の奨学金が縮小されることが危惧された。この点について現況調査（Q11）で尋ねた結果は表1の通りである。支給総額と支給人員のいずれについても「ほぼ変わらない」大学が半数を超えるが、特に経済状態を基準とするものでは「増加した」大学より「減少した」大学が多くなっており、独自奨学金が縮小の方向へ傾いている。

では、新制度自体は、生徒・学生の進学行動や進学後の経済生活にどのような影響を及ぼしたのだろうか。まず、進学行動については、住民税非課税世帯の高等教育進学率が2019年度の40.4%から2020年度には51.2%と10.8%ポイント上昇したとの推計が文部科学省から発表された。ここで注目したいのは、同じく文部科学省が新制度利用者に対して実施した調査で、この制度による授業料減免・給付型奨学金が無ければ「進学をあきらめた」と回答した者の比率34.2%という値である（文部科学省2021b）。2020年度に新制度を利用した学生は27.1万人、うち新生は10.8万人であった報告されており、この値にもとづけば、新制度は全体の高等教育進学率を3.1%ポイント押し上げたと推計される<sup>5)</sup>。また、上記新生のうちの55%（5.9万人）が私立大学生とすると、そのうちの34.2%に相当する2.0万人は新制度がなければ私立大学に進学していなかったと推定される。文部科学省（2020）によれば、2020年度の私立大学入学者数は該当年齢人口の減少にも関わらず前年度より4,774人増加したが、この増加には新制度が相当に貢献しているということができ、新制度がなければ2020年度の私立大学入学者数は減少していた可能性がある。ただし、日本学生支援機構（JASSO）「学生生活調査」を分析した濱中（2022）は、2020年度大学入学者において低所得層の学生の割合が高くなっている傾向はみられないことから、大学進学の世界均等に対する新制度の貢献は少なくとも2020年度時点では限定的であったとしている。

世界均等に対する貢献は今のところ限定的であるにしても、新制度によって、従来であれば貸与奨学金を利用して進学していた層が給付奨学金を得て軽い家計負担で進学するようになったことには間違いない。濱中（2022）は、給付型奨学金と貸与型奨学金の両方を受給している者のうちの28%が「家庭からの給付はない」ことを示し、新制度により低所得層において家庭からの給付がなくても修学可能となったものを増えたことを意味するとしている。

同じく「学生生活調査」を分析した岩田（2022）も、大学生1人当たりJASSO給付奨学金受給額が2020年度は2018年度に比べて5.3万円増加していることを示し、これによりJASSO貸与奨学金およびそれ以外の貸与奨学金受給額の減少にも関わらず、奨学金受給額全体の増加（1人当たり1.5万円増）がもたらされたとしている。この増加額は、奨学金を受給していない者も含めた調査回答者全体についての平均値であるが、大学生全体で均した場合でも収入に対する新制度の影響がみられることを示すものである。

他方、家計支出への影響をみるために、在学者1人当たり授業料等を総務省「家計調査」から推計した値の推移を示すと図1のようになる。2000年以降について示したが、高校の授業料等については、公立高等学校授業料無償化および高等学校等就学支援金制度の影響が明瞭にみられ、2010年、2011年と家計の授業料等支出が減少している。幼児教育についても、2019年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響が明瞭である。こ

れらに対して、大学授業料等の家計支出は、新制度導入後でも、減少はみられない。奨学金収入とは異なり、学納金負担については、大学生の居る家計全体に新制度の影響が及んでいるとはいえない状況である。

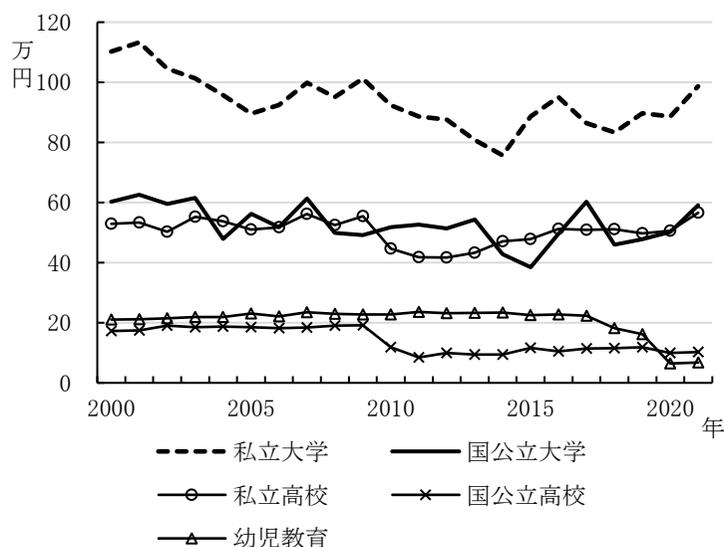


図1 授業料等家計支出の推移 (在学者1人当り、年額)  
出所: 総務省「家計調査」より筆者作成

#### 4. 制度の改善

このように、新制度は限定的な範囲で大学進学や進学後の経済的負担軽減に効果を上げた。逆に言えば、対象に含まれない学生には影響が及んでおらず、新制度以外による支援が求められる。前述のように大学独自の奨学金はやや縮小する傾向にあるが、新制度が拡充されない限り、維持・充実される必要がある。実際、現況調査でも、独自の学生支援制度については、「特に変更はしない」が回答校の過半数(53%)を占めるが、「縮小・やや縮小させたい」(14%)に比べると「拡充・やや拡充させたい」(29%)とする大学が多いことが示されている(Q15)。また、ホームページ(59%)、オープンキャンパス(58%)、パンフレット(55%)、入試説明会(52%)などで学生支援制度について積極的に説明している大学が多い(Q17;括弧内は、独自の学生支援制度の説明をそれぞれの媒体で「積極的に行っている」大学の比率)。

新制度は施行後4年を経過した時の見直しが法定されていることもあって、高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議が2022年12月14日に新制度の見直しについての報告を公表した。そこでは、新制度の対象の拡大が提言されており、拡大の対象として、中間所得層(現行の3段階の支援区分に、新たに加える4番目の区分)、多子世帯(子供の数3人以上)、理学・工学・農学分野が挙げられている(高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議2022)。この提言を超える拡充が実現すれば、大学独自奨学金の

必要性は低下するが、提言されている程度の拡充であれば、大学独自奨学金はなお重要な位置を占めると考えられる。

他方、高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（2022）は、確認大学等とされるための機関要件の見直しも提言している。特に、経営に係る要件について、これまで、①経常収支差額が3年連続マイナス、②「運用資産－外部負債」がマイナス、③収容定員充足率が3年連続8割未満のすべてに該当する場合に確認大学等としないとしていたものを、①と②、または③のどちらかに該当する場合に確認大学等としないとする厳格化の方向を示している。収容定員充足率が3年度続いていても「直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する」としているものの、定員割れを起こしているような大学の「単なる経営支援にならないように」するという方針が強化されるのである。しかし、2で述べたように、厳格な定員管理がなされている中、新制度によって進学可能となる者が増えると、「定員割れ」大学の学生数しか増えようがないというメカニズムを忘れてはならない。このような形で学生数が増えることは「単なる経営支援」ではなく、大学進学の手続き均等実現への一歩である。

<注>

- 1) ここに示した3点は、大学等における修学の支援に関する法律第7条にいう「大学等の経営基盤」に関する基準に相当する。同じく第7条にいう「大学等の教育の実施体制」に関する基準としては次の4点が施行規則に定められている。①標準単位数の1割以上が実務経験のある教員による授業科目であること。②役員に学外者が2名以上含まれること。③成績評価の適正な管理に関する事項が実施されていること。④財務情報や教育情報が公表されていること。
- 2) 要件を満たさず確認大学にならなかった場合、教育の質が確保されておらず、経営に問題があるとみなされ、入学者が十分に集まらなくなる恐れがある。しかし、実際に確認大学にならなかった大学の収容定員充足率の推移を検討した橋本（2023）によれば、充足率の低下は明瞭には認められない。現状では、確認大学とならないことが入学者確保にマイナスとなる状態は回避できている。
- 3) これに、学業状態を基準とする奨学金(学生総数の2.3%)、経済状態を基準とする給付型奨学金(同1.5%)、入学金の減免(同1.0%)、その他学納金の減免(同0.9%)、スポーツ等部活動を基準とする奨学金(同0.9%)、独自の貸与型奨学金(0.3%)、教育ローンの利子補填(同0.2%)が続く。
- 4) 私立大学資金収支を2019年度と2021年度と比較すると、2021年度の1校当たり補助金収入は2年前より1億2,852万円増加しているが、それは授業料等減免費交付金1億6,095万円が交付されたことによるものである（従来からの補助金は1校当たり3,242万円減少している）。奨学費支出は、2年前より1億4,574万円増加しているが、この額は授業料等減免分よりも少ない。すなわち2021年度の授業料等減免分を除いた奨学費支出は、2019年度よりも1校当たり1,521万円（2019年度奨学費支出の9%に相当）少なくなっている。新制度創設とコロナ禍初年を挟んで、大学独自の経済的學生支援が縮小したことを示して

いる。なお、現況調査によって、経済状態を基準とする大学独自奨学金の支給総額の増減と新制度との関係を見ると、支給総額を減らした大学の新制度による支援対象学生数の平均値（2020年度）は388人で、そうでない大学の平均値250人より多い。新制度による支援対象学生数が多い場合に独自奨学金の支給総額を減らす傾向があることが分かる。

- 5) 文部科学省調査に対する回答によれば、新制度を利用した新入生10.8万人の34.2%に相当する3.7万人は、新制度がなければ進学をあきらめていた。この人数は、2020年4月の18歳人口117.8万人の3.1%に相当する。

#### <文献>

- 伊藤元重・高橋進・中西宏明・新浪剛史, 2018, 「徹底した見える化を基礎とした教育・科学技術政策と予算のメリハリに向けて」平成30年第13回経済財政諮問会議資料  
岩田弘三, 2022, 「コロナ禍のなかでのアルバイト状況」日本学生支援機構『令和2年度学生生活調査結果』31-38  
高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議, 2018a, 「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議（第3回）議事要旨」（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/086/gijiroku/1406101.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/086/gijiroku/1406101.htm)）  
高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議, 2018b, 「高等教育の負担軽減の具体的方策について（報告）」（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm)）  
高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議, 2022, 「高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告）」  
財務省, 2022, 「文教・科学技術」財政制度等審議会財政制度分科会（2022年4月8日）配布資料  
柴山昌彦, 2018, 「経済・財政一体改革における教育・科学技術分野の取組について」平成30年第13回経済財政諮問会議資料  
自由民主党教育再生実行本部, 2017, 「第8次提言」（<https://www.jimin.jp/news/policy/134987.html>）  
衆議院, 2019, 「第198国会会議録」第12号, 3.14（[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000119820190314012.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000119820190314012.htm)）  
私立学校振興・共済事業団, 2022, 『今日の私学財政 大学・短期大学編（CD-ROM版）』学校経理研究会  
人生100年時代構想会議, 2017, 「第2回人生100年時代構想会議議事録」（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251721/www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsei100nen/dai2/gijiroku.pdf>）  
人生100年時代構想会議, 2018, 「人づくり革命基本構想」（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251721/www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsei100nen/index.html>）  
内閣, 2017, 「新しい経済政策パッケージ」（<https://www5.cao.go.jp/keizai1/package/package.html>）  
内閣, 2018, 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（<https://www5.cao.go.jp/keizai-shi>）

mon/kaigi/cabinet/2018/decision0615.html)

内閣府, 2021, 「令和3年度行政事業レビューシート」 ([https://www.cao.go.jp/yosan/review\\_3\\_4.html](https://www.cao.go.jp/yosan/review_3_4.html))

橋本侑樹, 2023, 「修学支援新制度の私立大学財務への影響」桜美林大学大学院提出修士学位論文

濱中義隆, 2022, 「修学支援新制度の導入による学生への経済的支援の変化」日本学生支援機構『令和2年度学生生活調査結果』23-30

毎日新聞, 2017a, 「安倍首相：憲法改正に関するビデオメッセージの発言（全文）」『毎日新聞』5.4, 5.

毎日新聞, 2017b, 「教育無償化：非課税世帯のみ」『毎日新聞』11.10, 6.

文部科学省, 2020, 『学校基本調査報告書 高等教育機関編』日経印刷

文部科学省, 2021a, 「私立大学等の入学者に係る学生納付金等調査結果について」 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/1412031\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1412031_00004.htm))

文部科学省, 2021b, 「萩生田光一文部科学大臣記者会見テキスト版」 ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/daijin/detail/mext\\_00153.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00153.html))

文部科学省高等教育局, 2019, 「高等教育の修学支援新制度説明会におけるお問合せと回答について（追加連絡）」

OECD, 各年, *Education at a Glance: OECD Indicators*



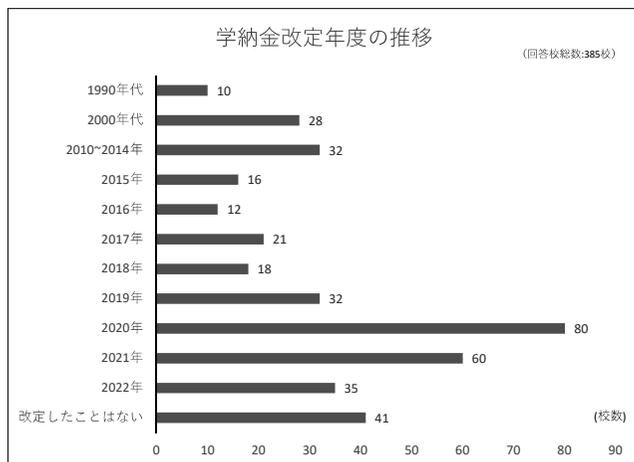
# 奨学金等に関する 現況調査

(基礎集計)

# 目 次

<p>Q1. 直近の学納金改定年 ..... 119</p> <p>Q2. 学納金改定に影響を与えた要因 ..... 120</p> <p>Q3. 直近の学納金の改定状況 ..... 121</p> <p>Q4. 今後の学納金の改定予定 ..... 122</p> <p>Q5. 今後の学納金の改定状況 ..... 123</p> <p>Q6. 学納金の値上げを検討する要因 ..... 124</p> <p>Q7. 修学支援新制度の開始による入学者数への影響 ..... 125</p> <p>Q8. 2021年度に実施した独自の学生支援制度 ..... 125</p> <p>Q9. 2021年度の独自の学生支援制度の該当者数 ..... 126</p> <p>Q10. 2021年度の独自の学生支援制度にかかった費用の総額と対象人数 ..... 127</p> <p>Q11. 2019年度と2021年度を比較して、独自の学生支援制度への影響 ..... 128</p> <p>Q12. 2019年度と2021年度を比較して、修学支援新制度が財務に与えた影響 ..... 129</p>	<p>Q13. 修学支援新制度開始に伴う独自の学生支援制度の見直し状況 ..... 129</p> <p>Q14. 独自の学生支援制度の見直しの予定 ..... 130</p> <p>Q15. 独自の学生支援制度の取り組み ..... 130</p> <p>Q16. 独自の学生支援制度を拡充させる財源の予定 ..... 131</p> <p>Q17. 独自の学生支援制度の説明を行っている媒体 ..... 131</p> <p>Q18. 奨学金に関する事務の状況 ..... 132</p> <p>Q19. 修学支援新制度と既存の奨学金制度の区分 ..... 133</p> <p>Q20. 修学支援新制度に関連する事務負担 ..... 134</p> <p>Q21. 学生支援（学生課等）を担当するスタッフ総数及び奨学金制度の担当者数 ..... 136</p> <p>Q22. 2019年度と2021年度の奨学金制度の担当者数の増減 ..... 136</p> <p>Q23. 2021年5月時点の自宅外通学者の割合 ..... 137</p>
<p>Q24. 2019年度と2021年度を比較した自宅外通学者の増減 ..... 137</p> <p>Q25～26. 2021年度、2022年度更新確認申請書の対象者数 ..... 138</p> <p>Q27～30. 2019年度～2022年度（春）の日本学生支援機構の貸与型奨学金採用決定者数 ..... 140</p> <p>Q31～32. 2021年度、2022年度更新確認申請書（別紙）の認定取消等の学生数 ..... 142</p> <p>Q33. 認定取消になった学生への特例措置 ..... 144</p> <p>Q34. 廃止となった学生の取り扱い ..... 145</p> <p>Q35. 経済的理由で中退する学生の増減 ..... 146</p> <p>Q36. 新型コロナウイルス感染症が修学支援新制度に与えた影響 ..... 147</p> <p>Q37. 設置主体（国公立）によって異なる授業料等の自己負担額 ..... 148</p> <p>Q38. 修学支援新制度についての意見 ..... 149</p>	

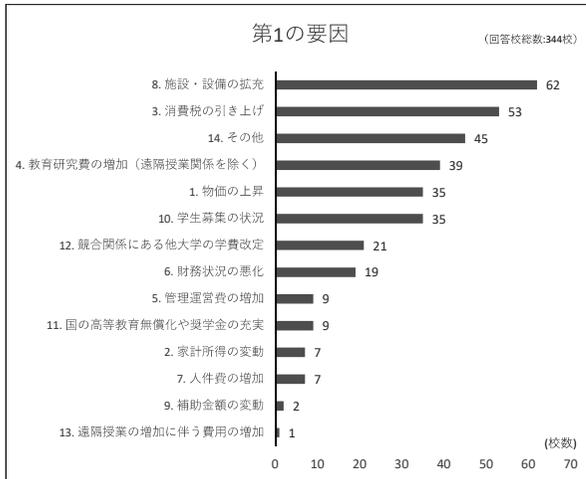
## Q1. 直近の学納金改定年（\*一部学部のみでも改定とする）



年度	校数	%
1990年代	10	2.6%
2000年代	28	7.3%
2010~2014年	32	8.3%
2015年	16	4.2%
2016年	12	3.1%
2017年	21	5.5%
2018年	18	4.7%
2019年	32	8.3%
2020年	80	20.8%
2021年	60	15.6%
2022年	35	9.1%
改定したことはない	41	10.6%

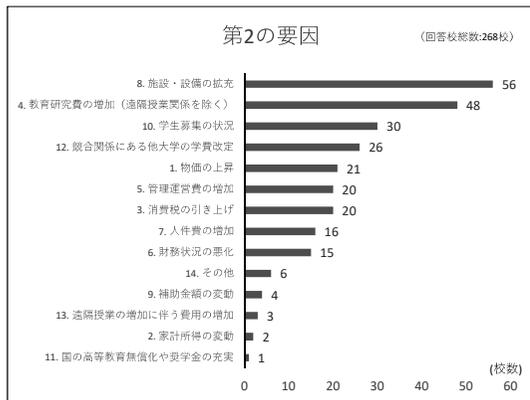
学納金を改定した大学数は、2020年が80校、2021年が60校で計140校、回答総数の36.4%と多い。2019年に消費税が10%に増加したことが影響を与えたと考えられる。

## Q2. 学納金改定に影響を与えた要因 (\*影響の大きい順に3つ)

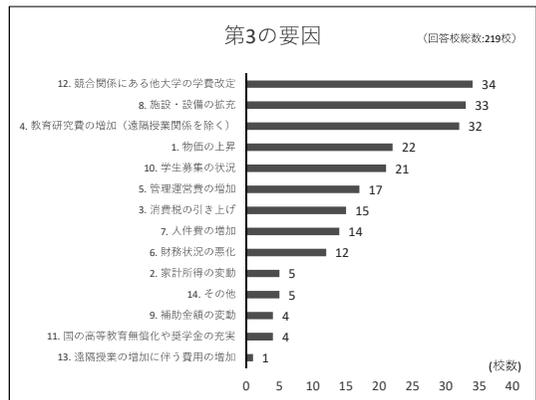


第1の要因	校数	%
8. 施設・設備の拡充	62	18.0%
3. 消費税の引き上げ	53	15.4%
14. その他	45	13.1%
4. 教育研究費の増加 (遠隔授業関係を除く)	39	11.3%
1. 物価の上昇	35	10.2%
10. 学生募集の状況	35	10.2%
12. 競合関係にある他大学の学費改定	21	6.1%
6. 財務状況の悪化	19	5.5%
5. 管理運営費の増加	9	2.6%
11. 国の高等教育無償化や奨学金の充実	9	2.6%
2. 家計所得の変動	7	2.0%
7. 人件費の増加	7	2.0%
9. 補助金額の変動	2	0.6%
13. 遠隔授業の増加に伴う費用の増加	1	0.3%

○学納金改定に影響を与えた要因を見ると、「施設・設備の拡充」が1、2番目に挙げられている。大学施設の改善整備と経営多角化のため、拡充しようとしている。  
 ○学生が大学を選択する際に施設・設備の状況を重視する傾向もある。  
 ○消費税の引き上げは、全般に影響を与えていると考えられる。  
 ○第3の要因として「競合関係にある他大学の学費改定」が一番多く挙げられている。他大学の学費と比較しながら改定できるかを検討している様子が見える。



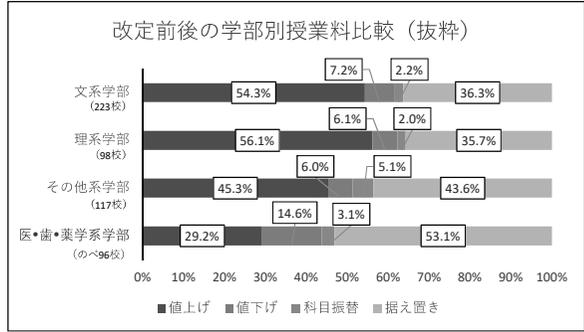
第2の要因	校数	%
8. 施設・設備の拡充	56	20.9%
4. 教育研究費の増加 (遠隔授業関係を除く)	48	17.9%
10. 学生募集の状況	30	11.2%
12. 競合関係にある他大学の学費改定	26	9.7%
1. 物価の上昇	21	7.8%
5. 管理運営費の増加	20	7.5%
3. 消費税の引き上げ	20	7.5%
7. 人件費の増加	16	6.0%
6. 財務状況の悪化	15	5.6%
14. その他	6	2.2%
9. 補助金額の変動	4	1.5%
13. 遠隔授業の増加に伴う費用の増加	3	1.1%
2. 家計所得の変動	2	0.7%
11. 国の高等教育無償化や奨学金の充実	1	0.4%



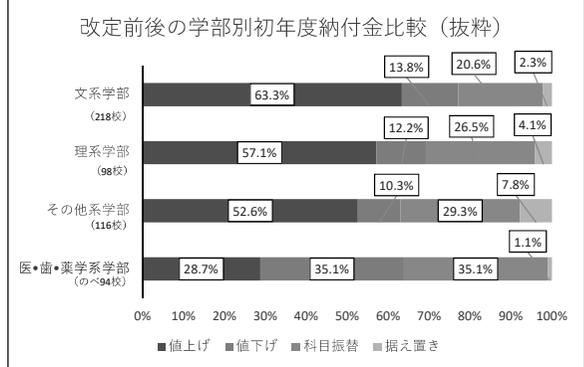
第3の要因	校数	%
12. 競合関係にある他大学の学費改定	34	15.5%
8. 施設・設備の拡充	33	15.1%
4. 教育研究費の増加 (遠隔授業関係を除く)	32	14.6%
1. 物価の上昇	22	10.0%
10. 学生募集の状況	21	9.6%
5. 管理運営費の増加	17	7.8%
3. 消費税の引き上げ	15	6.8%
7. 人件費の増加	14	6.4%
6. 財務状況の悪化	12	5.5%
2. 家計所得の変動	5	2.3%
14. その他	5	2.3%
9. 補助金額の変動	4	1.8%
11. 国の高等教育無償化や奨学金の充実	4	1.8%
13. 遠隔授業の増加に伴う費用の増加	1	0.5%

### Q3. 直近の学納金の改定状況

全学部の学納金				
学納金	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き
入学金(校)	52	95	3	375
%	9.9%	18.1%	0.6%	71.4%
授業料(校)	257	43	16	218
%	48.1%	8.1%	3.0%	40.8%
施設・設備費(校)	168	34	28	232
%	36.4%	7.4%	6.1%	50.2%
その他(校)	100	37	23	275
%	23.0%	8.5%	5.3%	63.2%
初年度納付金(校)	282	87	138	19
%	53.6%	16.5%	26.2%	3.6%
在学期間の納付金(校)	321	46	136	22
%	61.1%	8.8%	25.9%	4.2%



○文系・理系ともに50%以上の大学で授業料を値上げしている。  
 ○医・歯・薬系の授業料の値上げは30%弱であり、他学部と比較すると低い。据え置き含め多くが値上げできていない。  
 歯・薬系は、学生募集が厳しくなりつつあり、値上げによる学生回避を避けるためと考えられる。  
 ○医・歯・薬系は、初年度納付金の科目振替が35.1%と一定数見られる。授業料が値上げしづらいため、その他の名目で徴収していると思われる。



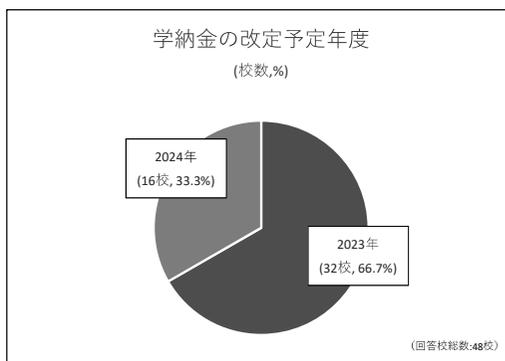
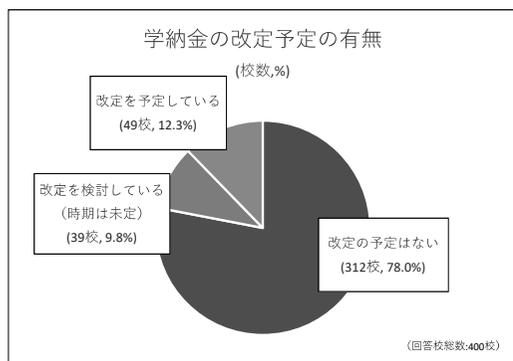
各学部の学納金								
学納金	文系学部				理系学部			
	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き
入学金(校)	25	43	1	153	8	19	0	70
%	11.3%	19.4%	0.5%	68.9%	8.2%	19.6%	0.0%	72.2%
授業料(校)	121	16	5	81	55	6	2	35
%	54.3%	7.2%	2.2%	36.3%	56.1%	6.1%	2.0%	35.7%
施設・設備費(校)	77	13	9	101	34	3	6	40
%	38.5%	6.5%	4.5%	50.5%	41.0%	3.6%	7.2%	48.2%
その他(校)	42	16	9	123	17	6	5	46
%	22.1%	8.4%	4.7%	64.7%	23.0%	8.1%	6.8%	62.2%
初年度納付金(校)	138	30	45	5	56	12	26	4
%	63.3%	13.8%	20.6%	2.3%	57.1%	12.2%	26.5%	4.1%
在学期間の納付金(校)	149	15	48	6	68	4	21	5
%	68.3%	6.9%	22.0%	2.8%	69.4%	4.1%	21.4%	5.1%

各学部の学納金								
学納金	その他系学部				医・歯・薬系学部			
	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き
入学金(校)	14	16	0	82	5	17	2	70
%	12.5%	14.3%	0.0%	73.2%	5.3%	18.1%	2.1%	74.5%
授業料(校)	53	7	6	51	28	14	3	51
%	45.3%	6.0%	5.1%	43.6%	29.2%	14.6%	3.1%	53.1%
施設・設備費(校)	34	3	6	40	19	12	7	42
%	41.0%	3.6%	7.2%	48.2%	23.8%	15.0%	8.8%	52.5%
その他(校)	27	4	5	56	14	11	4	50
%	29.3%	4.3%	5.4%	60.9%	17.7%	13.9%	5.1%	63.3%
初年度納付金(校)	61	12	34	9	27	33	33	1
%	52.6%	10.3%	29.3%	7.8%	28.7%	35.1%	35.1%	1.1%
在学期間の納付金(校)	64	7	35	9	40	20	32	2
%	55.7%	6.1%	30.4%	7.8%	42.6%	21.3%	34.0%	2.1%

## Q4. 今後の学納金の改定予定

改定予定の有無	校数	%
改定の予定はない	312	78.0%
改定を検討している（時期は未定）	39	9.8%
改定を予定している	49	12.3%

改定予定年度	校数	%
2023年	32	66.7%
2024年	16	33.3%



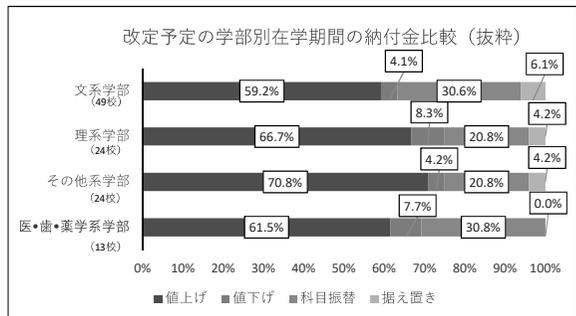
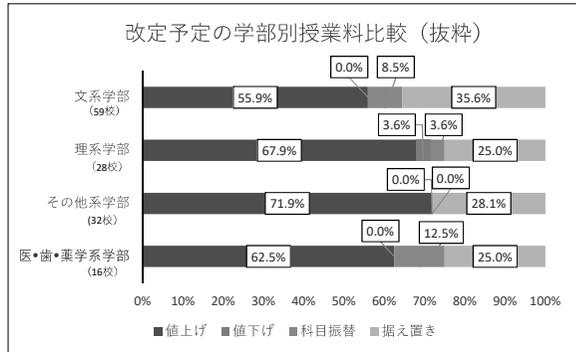
学納金改定の「予定はない」と答えた大学が312校78.0%である。学内で値上げへの理解を得るのは容易ではないこと、値上げにより学生に回避されることを避けることなどが要因と思われるが、光熱費などの急速な物価の値上がりにより、今後検討する可能性がある。

## Q5. 今後の学納金の改定状況

全学部の学納金				
学納金	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き
入学金(校)	16	18	2	94
%	12.3%	13.8%	1.5%	72.3%
授業料(校)	85	1	8	41
%	63.0%	0.7%	5.9%	30.4%
施設・設備費(校)	44	3	3	59
%	40.4%	2.8%	2.8%	54.1%
その他(校)	16	5	8	77
%	15.1%	4.7%	7.5%	72.6%
初年度納付金(校)	50	17	40	3
%	45.5%	15.5%	36.4%	2.7%
在学期間の納付金(校)	70	6	29	5
%	63.6%	5.5%	26.4%	4.5%

○文系で55.9%、理系67.9%、その他系71.9%、医・歯・薬系で62.5%と半数以上の大学が授業料の値上げを検討している。

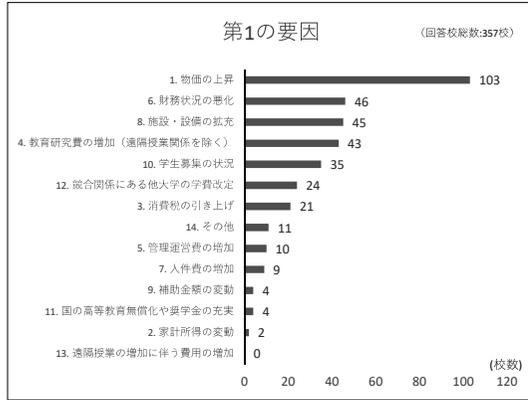
○コロナ禍で施設・設備費の在り方が問われ、他の科目に値上げの動きがある。



各学部の学納金								
学納金	文系学部				理系学部			
	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き
入学金(校)	10	8	2	37	2	2	0	24
%	17.5%	14.0%	3.5%	64.9%	7.1%	7.1%	0.0%	85.7%
授業料(校)	33	0	5	21	19	1	1	7
%	55.9%	0.0%	8.5%	35.6%	67.9%	3.6%	3.6%	25.0%
施設・設備費(校)	24	1	3	21	6	1	0	16
%	49.0%	2.0%	6.1%	42.9%	26.1%	4.3%	0.0%	69.6%
その他(校)	7	3	4	33	3	0	1	17
%	14.9%	6.4%	8.5%	70.2%	14.3%	0.0%	4.8%	81.0%
初年度納付金(校)	21	7	19	2	12	3	9	0
%	42.9%	14.3%	38.8%	4.1%	50.0%	12.5%	37.5%	0.0%
在学期間の納付金(校)	29	2	15	3	16	2	5	1
%	59.2%	4.1%	30.6%	6.1%	66.7%	8.3%	20.8%	4.2%

各学部の学納金								
学納金	その他系学部				医・歯・薬系学部			
	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き	値上げ	値下げ	科目振替	据え置き
入学金(校)	4	5	0	20	0	3	0	13
%	13.8%	17.2%	0.0%	69.0%	0.0%	18.8%	0.0%	81.3%
授業料(校)	23	0	0	9	10	0	2	4
%	71.9%	0.0%	0.0%	28.1%	62.5%	0.0%	12.5%	25.0%
施設・設備費(校)	11	1	0	14	3	0	0	8
%	42.3%	3.8%	0.0%	53.8%	27.3%	0.0%	0.0%	72.7%
その他(校)	5	2	1	17	1	0	2	10
%	20.0%	8.0%	4.0%	68.0%	7.7%	0.0%	15.4%	76.9%
初年度納付金(校)	12	5	6	1	5	2	6	0
%	50.0%	20.8%	25.0%	4.2%	38.5%	15.4%	46.2%	0.0%
在学期間の納付金(校)	17	1	5	1	8	1	4	0
%	70.8%	4.2%	20.8%	4.2%	61.5%	7.7%	30.8%	0.0%

## Q6. 学納金の値上げを検討する要因 (\* 影響が大きい順に3つ)



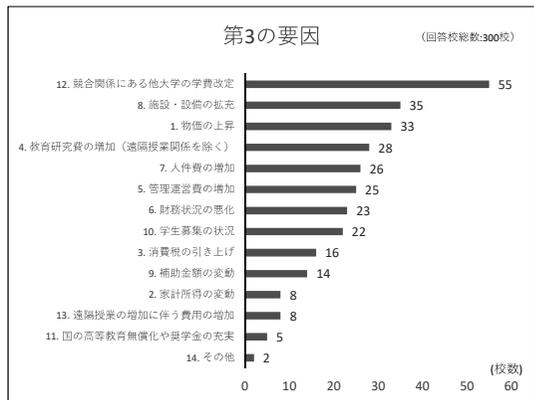
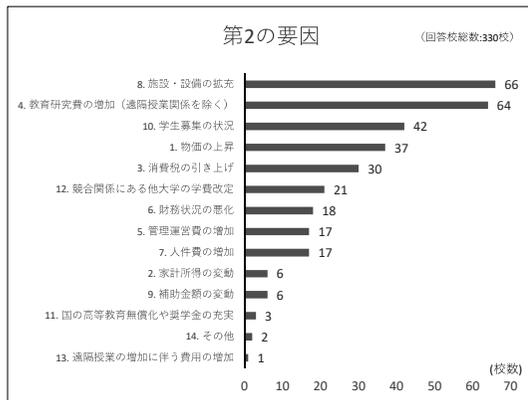
第1の要因	校数	%
1. 物価の上昇	103	28.9%
6. 財務状況の悪化	46	12.9%
8. 施設・設備の拡充	45	12.6%
4. 教育研究費の増加 (遠隔授業関係を除く)	43	12.0%
10. 学生募集の状況	35	9.8%
12. 競合関係にある他大学の学費改定	24	6.7%
3. 消費税の引き上げ	21	5.9%
14. その他	11	3.1%
5. 管理運営費の増加	10	2.8%
7. 人件費の増加	9	2.5%
9. 補助金額の変動	4	1.1%
11. 国の高等教育無償化や奨学金の充実	4	1.1%
2. 家計所得の変動	2	0.6%
13. 遠隔授業の増加に伴う費用の増加	0	0.0%

○物価の上昇が教育研究費を含む様々な経費に影響を与え、財務を悪化させる一因となり、値上げを検討する最大の要因となっている。

○施設・設備の拡充も学生獲得に欠かせない要素となっている。将来に渡って蓄えていかねばならないが、公立と異なり私学は独自財源で賄わねばならず、財務を圧迫している。

○遠隔授業の設備は概ね揃っており、値上げの要因にはなっていない。

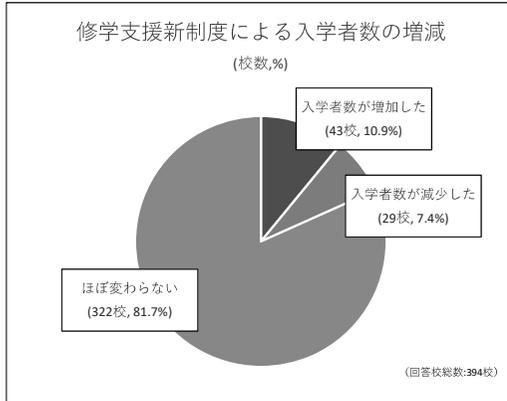
○第3の要因のトップに他大学の学費となっている。横並びを意識していることが見て取れる。



第2の要因	校数	%
8. 施設・設備の拡充	66	20.0%
4. 教育研究費の増加 (遠隔授業関係を除く)	64	19.4%
10. 学生募集の状況	42	12.7%
1. 物価の上昇	37	11.2%
3. 消費税の引き上げ	30	9.1%
12. 競合関係にある他大学の学費改定	21	6.4%
6. 財務状況の悪化	18	5.5%
5. 管理運営費の増加	17	5.2%
7. 人件費の増加	17	5.2%
2. 家計所得の変動	6	1.8%
9. 補助金額の変動	6	1.8%
11. 国の高等教育無償化や奨学金の充実	3	0.9%
14. その他	2	0.6%
13. 遠隔授業の増加に伴う費用の増加	1	0.3%

第3の要因	校数	%
12. 競合関係にある他大学の学費改定	55	18.3%
8. 施設・設備の拡充	35	11.7%
1. 物価の上昇	33	11.0%
4. 教育研究費の増加 (遠隔授業関係を除く)	28	9.3%
7. 人件費の増加	26	8.7%
5. 管理運営費の増加	25	8.3%
6. 財務状況の悪化	23	7.7%
10. 学生募集の状況	22	7.3%
3. 消費税の引き上げ	16	5.3%
9. 補助金額の変動	14	4.7%
2. 家計所得の変動	8	2.7%
13. 遠隔授業の増加に伴う費用の増加	8	2.7%
11. 国の高等教育無償化や奨学金の充実	5	1.7%
14. その他	2	0.7%

## Q7. 修学支援新制度の開始による入学者数への影響



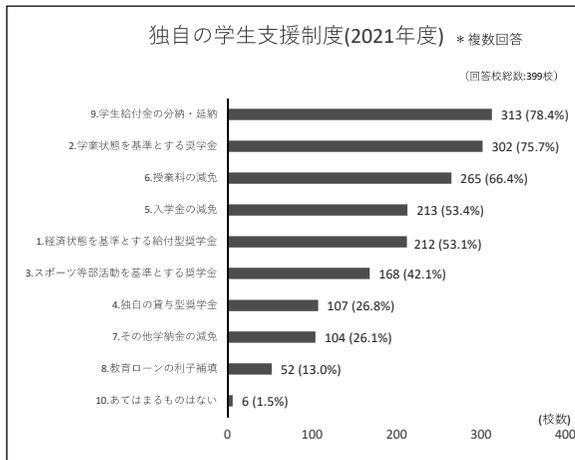
入学者増減	校数	%
入学者数が増加した	43	10.9%
入学者数が減少した	29	7.4%
ほぼ変わらない	322	81.7%

○新制度の開始が入学者数に影響したかについて、「ほぼ変わらない」とした大学が322校81.7%と最も多い。多くの大学では学生獲得のプラス要素として捉えられていない。

○新制度によって支弁者が学生の家計から国費になったが、納入金自体が増えているわけではない。1校あたりでは学生数が大幅に増えているわけではないことも要因であろう。

○一方で、増加したと答えた大学が43校10.9%ある。学生確保の恩恵を受けたと捉えている大学も一定数あることが認められる。

## Q8. 2021年度に実施した独自の学生支援制度 (\*複数回答可)



独自の学生支援制度 (2021年度)	回答校数	%
9.学生給付金の分納・延納	313	78.4%
2.学業状態を基準とする奨学金	302	75.7%
6.授業料の減免	265	66.4%
5.入学金の減免	213	53.4%
1.経済状態を基準とする給付型奨学金	212	53.1%
3.スポーツ等部活動を基準とする奨学金	168	42.1%
4.独自の貸与型奨学金	107	26.8%
7.その他学納金の減免	104	26.1%
8.教育ローンの利子補填	52	13.0%
10.あてはまるものはない	6	1.5%

○経済状況悪化が影響し、家計が逼迫する学生が増加している。

○78.4%と多くの大学で「分納・延納」を実施している。

○学業や経済状態を基準とした給付型奨学金や入学金の免除により、学生が学びを継続できるよう大学独自で努めていることがわかる。

○教育ローンの利子補填で貸与型奨学金で多大な借金を背負うことを忌避する学生へ手を差し伸べる手法も取られている。

## Q9. 2021年度の独自の学生支援制度の該当者数

大学規模	該当者数	学生総数	該当者/学生総数
0-999人	17,912	70,004	25.6%
1000-1999人	29,898	145,768	20.5%
2000-3999人	51,066	234,499	21.8%
4000-7999人	41,646	350,722	11.9%
8000人-	60,243	509,220	11.8%
全体	200,765	1,310,213	15.3%

学生総数0-999人	人数	回答校数	該当者総数のうちの割合
6. 授業料の減免	4,760	66	26.6%
9. 学生給付金の分納・延納	4,546	80	25.4%
2. 学業状態を基準とする奨学金	2,564	73	14.3%
5. 入学金の減免	1,959	61	10.9%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	1,363	22	7.6%
7. その他学納金の減免	1,263	35	7.1%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	1,131	30	6.3%
4. 独自の貸与型奨学金	304	15	1.7%
8. 教育ローンの利子補填	22	5	0.1%

○1校あたりの該当者数は、小規模大学ほど多い傾向がある。小規模ほど支援が必要な学生が多い可能性がある。

○また、小規模ほど学生募集の要素として奨学金が占める割合が高く、受給者の割合を高めている可能性がある。

○「分納・延納」は、規模に関わらず割合が高いが、大規模大学ほど高い傾向がある。学納金が入るまで猶予できる余裕資金があること、減免等が学生募集の要素として小規模校ほど高くないため、実施せずに済んでいる可能性がある。

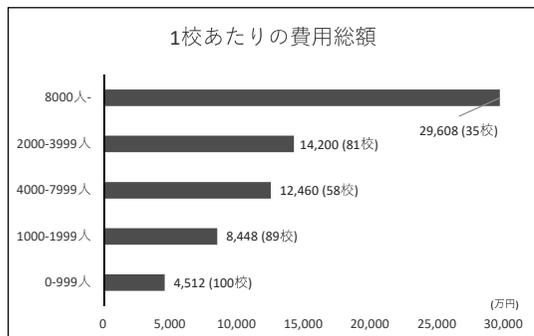
学生総数1000-1999人	人数	回答校数	該当者総数のうちの割合
9. 学生給付金の分納・延納	8,633	76	28.9%
6. 授業料の減免	7,999	55	26.8%
2. 学業状態を基準とする奨学金	4,587	60	15.3%
5. 入学金の減免	3,325	56	11.1%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	1,809	35	6.1%
7. その他学納金の減免	1,425	27	4.8%
4. 独自の貸与型奨学金	1,244	19	4.2%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	729	43	2.4%
8. 教育ローンの利子補填	147	10	0.5%

学生総数2000-3999人	人数	回答校数	該当者総数のうちの割合
9. 学生給付金の分納・延納	13,351	64	26.1%
2. 学業状態を基準とする奨学金	9,950	73	19.5%
6. 授業料の減免	9,069	54	17.8%
7. その他学納金の減免	6,668	27	13.1%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	4,291	42	8.4%
5. 入学金の減免	3,650	41	7.1%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	3,531	51	6.9%
4. 独自の貸与型奨学金	484	21	0.9%
8. 教育ローンの利子補填	72	10	0.1%

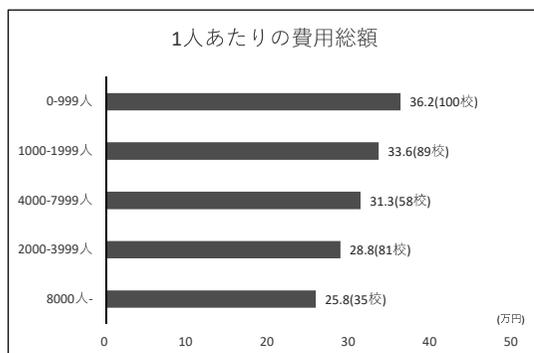
学生総数4000-7999人	人数	回答校数	該当者総数のうちの割合
9. 学生給付金の分納・延納	16,131	42	38.7%
2. 学業状態を基準とする奨学金	6,182	51	14.8%
6. 授業料の減免	6,092	38	14.6%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	3,320	41	8.0%
5. 入学金の減免	2,951	24	7.1%
8. 教育ローンの利子補填	2,853	13	6.9%
7. その他学納金の減免	2,207	19	5.3%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	1,723	27	4.1%
4. 独自の貸与型奨学金	187	13	0.4%

学生総数8000人-	人数	回答校数	該当者総数のうちの割合
9. 学生給付金の分納・延納	31,998	21	53.1%
1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	10,296	31	17.1%
2. 学業状態を基準とする奨学金	6,789	31	11.3%
6. 授業料の減免	5,991	22	9.9%
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	1,715	24	2.8%
5. 入学金の減免	1,472	14	2.4%
4. 独自の貸与型奨学金	1,099	15	1.8%
7. その他学納金の減免	837	6	1.4%
8. 教育ローンの利子補填	46	3	0.1%

## Q10. 2021年度の独自の学生支援制度にかかった費用の総額と対象人数（\*延べ数）



学生総数	独自の学生支援制度 費用総額 (万円)		有効回答 校数
	1校あたりの費用総額	1人あたりの費用総額	
0-999人	4,512	36.2	100
1,000-1,999人	8,448	33.6	89
2,000-3,999人	14,200	28.8	81
4,000-7,999人	12,460	31.3	58
8,000人-	29,608	25.8	35



○大規模校は独自の学生支援の対象とする学生が多く、1校あたりの総額が大きいものの、1人あたりの平均額は中小規模校のほうが高い傾向がある。

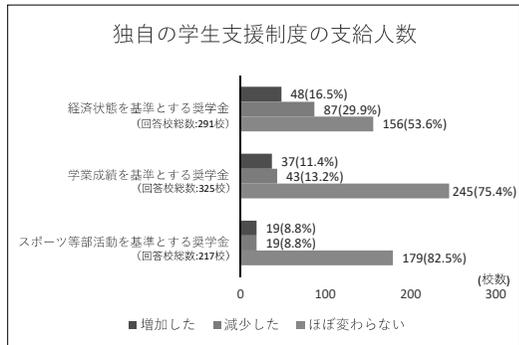
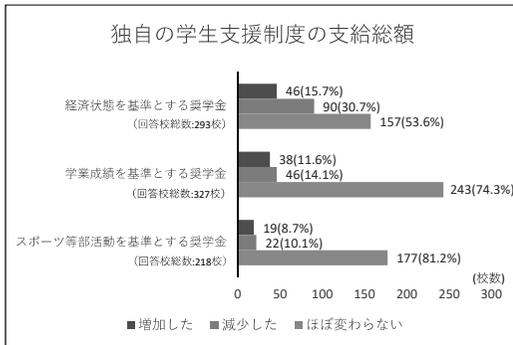
○中小規模大学のほうが、多くの支援を必要とする学生の割合が高いためと考えられる。

○経済状況が悪化している中、学生の学びの継続を、私立大学が自己努力で支援している。

Q11. 2019年度と2021年度を比較して、独自の学生支援制度への影響

奨学金区分	支給総額						計 (校)
	増加した	%	減少した	%	ほぼ変わらない	%	
経済状態を基準とする奨学金	46	15.7%	90	30.7%	157	53.6%	293
学業成績を基準とする奨学金	38	11.6%	46	14.1%	243	74.3%	327
スポーツ等部活動を基準とする奨学金	19	8.7%	22	10.1%	177	81.2%	218

奨学金区分	支給人数						計 (校)
	増加した	%	減少した	%	ほぼ変わらない	%	
経済状態を基準とする奨学金	48	16.5%	87	29.9%	156	53.6%	291
学業成績を基準とする奨学金	37	11.4%	43	13.2%	245	75.4%	325
スポーツ等部活動を基準とする奨学金	19	8.8%	19	8.8%	179	82.5%	217



○経済状態を基準とする独自奨学金の総額及び支給人数は、ほぼ同じような割合を示している。1人あたりの支給額は大きく変わっていないと思われる。

○修学支援新制度の導入で総額が「減少した」大学が90校30.7%である。

○一方、「ほぼ変わらない」と答えた大学が157校53.6%と半数以上を占めており、「増加した」大学も46校15.7%ある。中間所得層の支援など、支援対象外になった学生に振り替えたと考えられる。

○基準が学業成績とスポーツ等部活動は、「ほぼ変わらない」とした大学がそれぞれ243校74.3%と177校81.2%である。多くの大学では変更が見られず、新制度と独自の支援制度は切り離されていると見られるものの、増加もしくは減少もそれぞれ見られることから、新制度への誘導や新制度では足りない学生への奨学金の補填などが行われていると考えられる。

## Q12. 2019年度と2021年度を比較して、修学支援新制度が財務に与えた影響

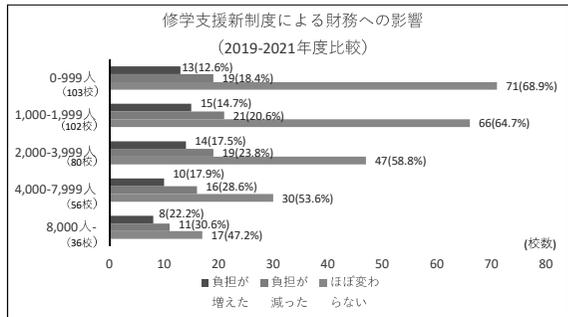
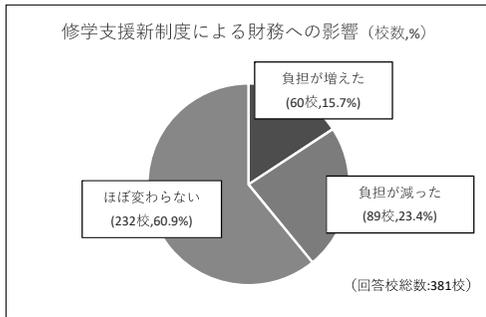
増減	校数	%
「独自の学生支援制度」の負担が増えた	60	15.7%
「独自の学生支援制度」の負担が減った	89	23.4%
ほぼ変わらない	232	60.9%

学生総数	負担が増えた	%	負担が減った	%	ほぼ変わらない	%	計(校数)
0-999人	13	12.6%	19	18.4%	71	68.9%	103
1,000-1,999人	15	14.7%	21	20.6%	66	64.7%	102
2,000-3,999人	14	17.5%	19	23.8%	47	58.8%	80
4,000-7,999人	10	17.9%	16	28.6%	30	53.6%	56
8,000人-	8	22.2%	11	30.6%	17	47.2%	36

○「ほぼ変わらない」とした大学が232校60.9%と多い。

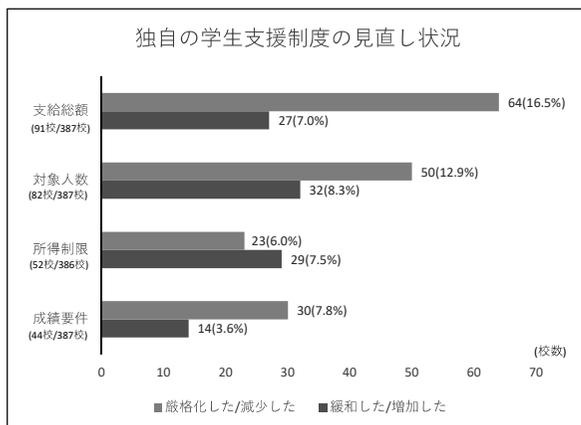
○学生総数別に見ると「変わらない」とした大学の割合が小規模校ほど高い。

○独自の学生支援制度の負担が増えたと答える割合が8,000名以上の大規模大学で22.2%と小規模大学より10ポイント近く割合が高い。中間所得層向け奨学金の助成がなくなり、自己資金で補わなければならない影響だと考えられる。



## Q13. 修学支援新制度開始に伴う独自の学生支援制度の見直し状況

独自の学生支援制度	緩和した/増加した	%	厳格化した/減少した	%	見直さなかった/変更しなかった	%	計(校数)
支給総額	27	7.0%	64	16.5%	296	76.5%	387
対象人数	32	8.3%	50	12.9%	305	78.8%	387
所得制限	29	7.5%	23	6.0%	334	86.5%	386
成績要件	14	3.6%	30	7.8%	343	88.6%	387



○独自の学生支援制度は、いずれの要素も高い割合で見直しや変更が行われていない。

○特に成績要件は多くが変更しておらず、新制度とは切り離れた運用となっていることがわかる。

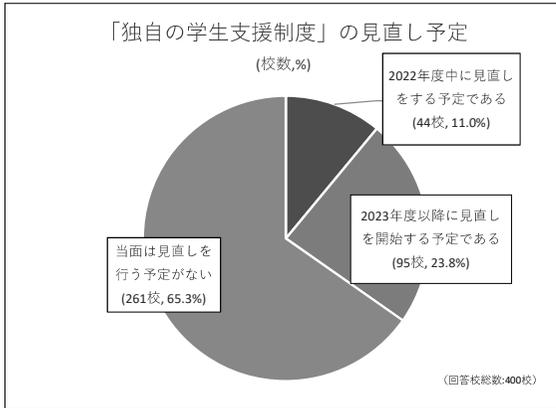
○但し、増加や減少した大学も一定数ある。支給総額と対象人数が減少した大学がそれぞれ64校16.5%と50校12.9%ある。従来は独自奨学金の対象となっていた学生が新制度を利用したためとみられる。

○増加した大学は成績要件で14校3.6%で、その他の要素でもそれぞれ30校前後ある。新制度の対象者以外への支援をしたことにより、増加したと考えられる。

○同時に昨今の学生の家計の悪化から、奨学金を増加し、学びの継続を各大学が独自で行っている状況を示している。

## Q14. 独自の学生支援制度の見直しの予定

「独自の学生支援制度」の見直し予定	校数	%
2022年度中に見直しをする予定である	44	11.0%
2023年度以降に見直しを開始する予定である	95	23.8%
当面は見直しを行う予定がない	261	65.3%



○独自の学生支援制度の「見直しを行う予定がない」大学が261校65.3%と過半数であるが、「2022年度中の見直し予定」が44校11.0%、「2023年度以降に見直しを開始予定」が95校23.8%で計139校が見直しを予定している。

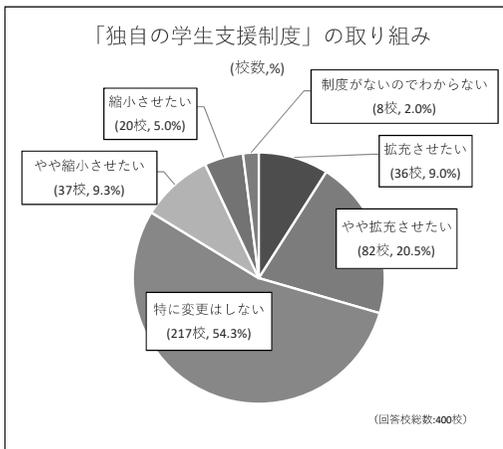
○新制度の対象者が限定されているが、奨学金が学生獲得の要素として大きくなっているため、中間所得層向けの拡充を各大学で行わざるを得なくなっている。

○一方で、財務状況にゆとりがないが独自奨学金を出さねば学生を獲得できず、経営状況が悪化するケースもあり得る。

○学生の学びの支援を社会全体で考えなければならない。

## Q15. 独自の学生支援制度の取り組み

「独自の学生支援制度」の取り組み	校数	%
拡充させたい	36	9.0%
やや拡充させたい	82	20.5%
特に変更はしない	217	54.3%
やや縮小させたい	37	9.3%
縮小させたい	20	5.0%
制度がないのでわからない	8	2.0%

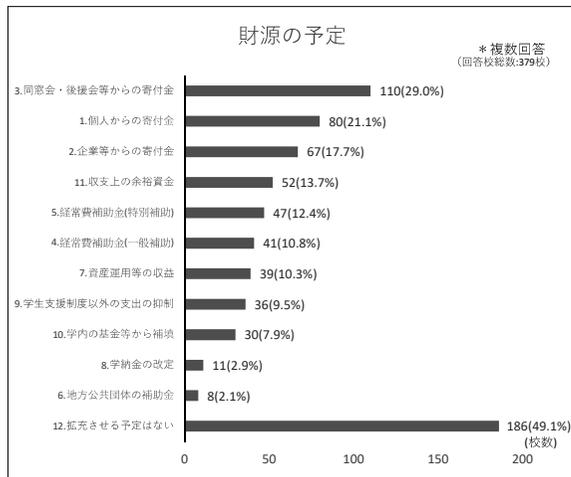


○「特に変更はしない」が217校54.3%と過半数を占めているが、「拡充」と「やや拡充」を併せて118校29.5%、「やや縮小」と「縮小」が合わせて57校14.3%と一定数ある。

○修学支援制度で低所得者層向けの奨学金は大学で負担しなくて済むが、中間所得層向けの奨学金を打ち切るわけにいかず独自に取り組む大学と、厳しい経営環境でそれが叶わない大学がある。

○また、独自奨学金が大学財務を圧迫しているため、縮小せざるを得ない大学もある。

## Q16. 独自の学生支援制度を拡充させる財源の予定（\*複数回答可）



財源の予定	校数	%
3.同窓会・後援会等からの寄付金	110	29.0%
1.個人からの寄付金	80	21.1%
2.企業等からの寄付金	67	17.7%
11.収支上の余裕資金	52	13.7%
5.経常費補助金(特別補助)	47	12.4%
4.経常費補助金(一般補助)	41	10.8%
7.資産運用等の収益	39	10.3%
9.学生支援制度以外の支出の抑制	36	9.5%
10.学内の基金等から補填	30	7.9%
8.学納金の改定	11	2.9%
6.地方公共団体の補助金	8	2.1%
12.拡充させる予定はない	186	49.1%

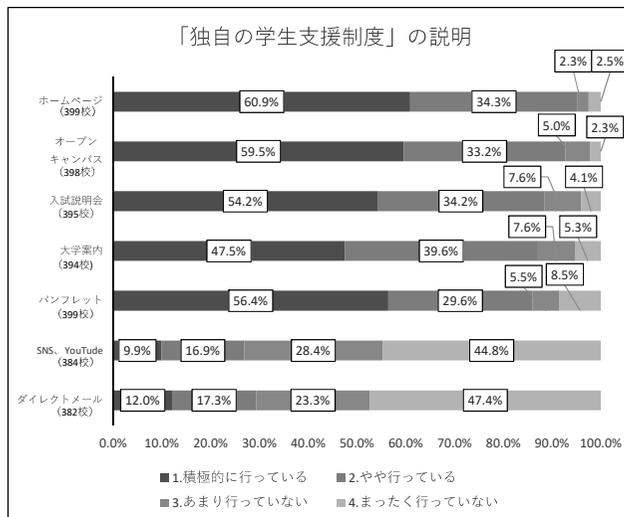
○「拡充させる予定がない」大学が186校49.1%と多いが、「同窓会・後援会」の支援を考えている大学が110校29.0%ある。個人や企業の寄付なども含め、団体・個人からの資金で奨学金制度を拡充することを予定している。

○余裕資金等、学内の資金を原資と考えている大学も大学規模に関わらずある。外部から資金を得られない大学や内部に余裕がある大学もある。

○様々な方策で奨学支援を継続しようと努力していることがわかる。

## Q17. 独自の学生支援制度の説明を行っている媒体

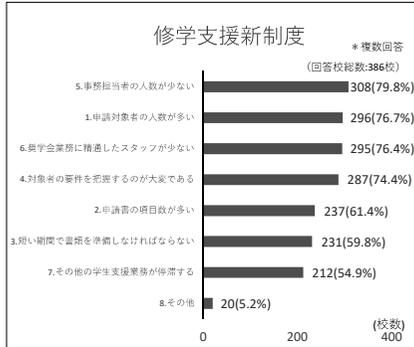
	ホームページ		オープンキャンパス		入試説明会		大学案内		パンフレット		SNS、YouTube		ダイレクトメール	
	校数	%	校数	%	校数	%	校数	%	校数	%	校数	%	校数	%
1.積極的に 行っている	243	60.9%	237	59.5%	214	54.2%	187	47.5%	225	56.4%	38	9.9%	46	12.0%
2.やや行っ ている	137	34.3%	132	33.2%	135	34.2%	156	39.6%	118	29.6%	65	16.9%	66	17.3%
3.あまり行っ ていない	9	2.3%	20	5.0%	30	7.6%	30	7.6%	22	5.5%	109	28.4%	89	23.3%
4.まったく 行っていない	10	2.5%	9	2.3%	16	4.1%	21	5.3%	34	8.5%	172	44.8%	181	47.4%



○独自の学生支援制度のアピールを、ホームページで「積極的に行っている」大学が60.9%、「やや行っている」大学と併せて95.2%と、ほとんどの大学がホームページを活用して告知していることがわかる。

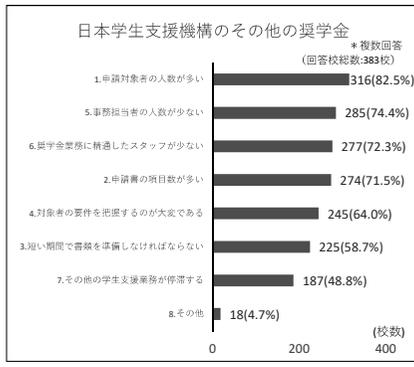
○オープンキャンパスも同様である。学生や保証人からの問い合わせが多いためと考えられるが、SNSやダイレクトメールでは70%以上が積極的に利用しておらず、独自奨学金のアピールのツールとしては有効に活用されていないと考えられる。

# Q18. 奨学金に関する事務の状況 (\*複数回答可)

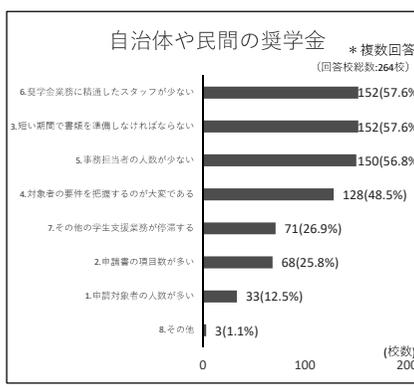


修学支援新制度	校数	%
5.事務担当者の人数が少ない	308	79.8%
1.申請対象者の人数が多い	296	76.7%
6.奨学金業務に精通したスタッフが少ない	295	76.4%
4.対象者の要件を把握するのが大変である	287	74.4%
2.申請書の項目数が多い	237	61.4%
3.短い期間で書類を準備しなければならない	231	59.8%
7.その他の学生支援業務が停滞する	212	54.9%
8.その他	20	5.2%

○新制度と日本学生支援機構のその他の奨学金について、「申請対象者の人数が多い」、「事務担当者の人数が少ない」が300校前後と負担に感じている大学が大多数である。  
○「奨学金業務に精通したスタッフが少ない」も300校近くある。複雑かつ膨大な奨学金業務をこなさねばならず、各大学の負担が過大になっていることがわかる。

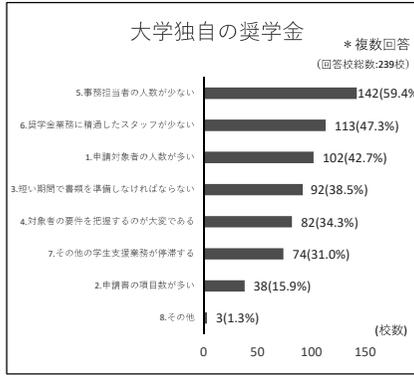


日本学生支援機構のその他の奨学金	校数	%
1.申請対象者の人数が多い	316	82.5%
5.事務担当者の人数が少ない	285	74.4%
6.奨学金業務に精通したスタッフが少ない	277	72.3%
2.申請書の項目数が多い	274	71.5%
4.対象者の要件を把握するのが大変である	245	64.0%
3.短い期間で書類を準備しなければならない	225	58.7%
7.その他の学生支援業務が停滞する	187	48.8%
8.その他	18	4.7%



自治体や民間の奨学金	校数	%
6.奨学金業務に精通したスタッフが少ない	152	57.6%
3.短い期間で書類を準備しなければならない	152	57.6%
5.事務担当者の人数が少ない	150	56.8%
4.対象者の要件を把握するのが大変である	128	48.5%
7.その他の学生支援業務が停滞する	71	26.9%
2.申請書の項目数が多い	68	25.8%
1.申請対象者の人数が多い	33	12.5%
8.その他	3	1.1%

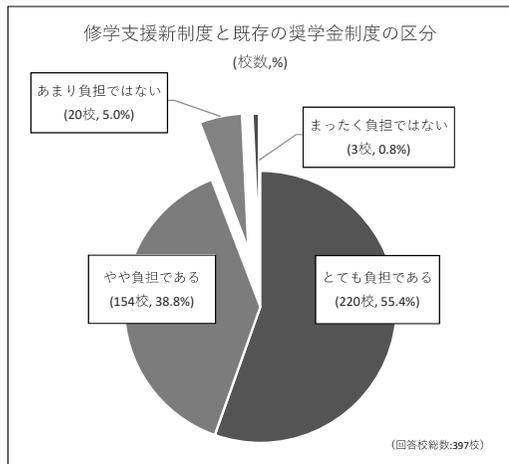
○自治体や民間の奨学金は対象者数は少ないものの、短期間での処理を求められているが、業務に精通したスタッフが少なく負担となっている。  
○奨学金担当者自体が少なく、苦慮している様子が見て取れる。  
○大学独自奨学金の事務状況も新制度と同じような状況に置かれており、複数の奨学制度の切り回しが各大学の重い負担となっている。



大学独自の奨学金	校数	%
5.事務担当者の人数が少ない	142	59.4%
6.奨学金業務に精通したスタッフが少ない	113	47.3%
1.申請対象者の人数が多い	102	42.7%
3.短い期間で書類を準備しなければならない	92	38.5%
4.対象者の要件を把握するのが大変である	82	34.3%
7.その他の学生支援業務が停滞する	74	31.0%
2.申請書の項目数が多い	38	15.9%
8.その他	3	1.3%

## Q19. 修学支援新制度と既存の奨学金制度の区分

	校数	%
とても負担である	220	55.4%
やや負担である	154	38.8%
あまり負担ではない	20	5.0%
まったく負担ではない	3	0.8%



○「とても負担である」が220校55.4%、「やや負担である」が154校38.8%で計94.2%と概ね全ての大学が区分に負担を感じている。

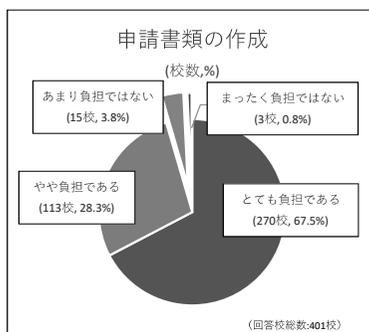
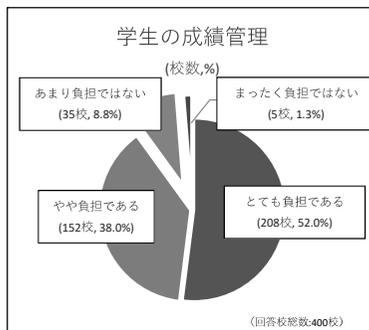
○学生の制度への理解が乏しいことや給付と貸与の申請手続きが別々に進むこと、特に新制度は家計審査や成績基準が煩雑なことなどによって、学生も大学も混乱している。

○学生と大学がともに負担がかからないよう、申込から振込まで一括して行えるシステムを国が構築することが望まれる。

## Q20. 修学支援新制度に関連する事務負担

	学生の成績管理		申請書類の作成		会計上の処理		個人情報の取扱い	
	校数	%	校数	%	校数	%	校数	%
とても負担である	208	52.0%	270	67.5%	275	68.8%	133	33.3%
やや負担である	152	38.0%	113	28.3%	107	26.8%	166	41.5%
あまり負担ではない	35	8.8%	15	3.8%	13	3.3%	94	23.5%
まったく負担ではない	5	1.3%	3	0.8%	5	1.3%	6	1.5%

- ほぼ全大学で事務処理が負担となっている。
- 特に申請書類の作成、会計上の処理は95%以上と高い割合で負担と回答している。
- 会計処理は、年度途中で対象学生の区分が変わることがあり、支援額も1/3と割り切れないことから端数処理の問題も発生し、業務を圧迫している。
- 「とても負担」「やや負担」とを合わせると、「成績管理」「申請書類作成」「会計処理」が90%以上の大学で負担となっている。新制度を円滑に遂行するための重大な問題である。
- 一括で扱えるシステムの構築を求めたい。



- ◎自由記述からは、新制度に関連する事務が、申込から採用まで、年間を通して認定、管理、支給、経理処理と手続きが多く、複雑で煩雑であることがわかる。
  - ◎また業務に精通している者が少ない。
  - ◎業務実施のため残業の増加やシステム導入・人員増加による経費負担が重くかかっている。
  - ◎学生と大学の負担を減少するための提案・要望として、日本学生支援機構の活用や事務作業への支援、過大な事務処理の簡素化と申込から振込までの統一システムを望む声が寄せられており、政府がこれらの現場の意見を採り入れ、学生と大学双方にとって望ましい制度へと改善することを望む。
- 主な意見を抜粋する。

### <管理>

- 申請書類（継続申請・新規申請）及び採用結果通知、区分変更が生じた学生への通知の根拠となる基礎資料の作成が緻密な作業でもあり時間がかかり、神経を使う。
- 支援区分が区分審査後も告知なく変更になる場合があり、全データの照合、区分管理が負担だ。
- 家計急変や資産基準超過による停止学生の異動（休学、退学、除籍）に伴う確認事項・事務手続き等が、学生個々の事情と申請時期によって異なり、管理が煩雑だ。
- 学業成績、授業料減免、奨学金では担当部署がそれぞれ違うため情報の連携や処理が負担である。
- 対象外になった学生が、大学の奨学金に申し込めるよう調整するため、申込時期と学内奨学金とのスケジュール調整が煩雑だ。

#### <会計>

- 家計急変及び適格認定の結果によっては3か月ごとに支援区分の見直しが行われ、減免額も変更となり、事務処理が負担だ。
- 支援区分が三分の一刻みで、学費を百円単位で算出することになり、小数点単位での作業が必要となる。特に、前期と後期で区分が変更すると、新たに小数点の繰り上げや繰り下げが生ることが多く、その対応が間違いのもとになる。
- 税の更生や遡及取消なども発生し、その度に学生への返金や返還の請求を行う必要があるため処理が煩雑である。補助金申請（返還）に伴う学生管理が複数年度にまたがることもあり、非常に煩雑である。
- 専攻するコースごとに学納金額が違うため、独自の減免と合わせるとパターンが多様（前期・後期で額が変更等）になり、管理が負担だ。
- 学納金が納付済みの学生への返還手続き業務や返還の振込手数料、郵送代等が増加している。

#### <学生>

- 日本学生支援機構と文部科学省の2つの機関が同じような手続きをそれぞれに行っており、学生も混乱している。手続きが複雑で、申請漏れや記入間違いなどが多発している。
- 授業料は、10月の決定減免額を確認して、授業料減免を適用してからの確定となり、学生も保証人も決定まで金額が不明瞭であるために照会が大学に来ることが多い。
- 奨学生各々で奨学金に対する認識度に大きな隔たりがあり、給付型利用者の年3回の在籍報告では、意識の低い奨学生の対応に苦慮している。

#### <日本学生支援機構>

- 給付型奨学金と授業料等免除が、同一基準を用いる別制度であることが問題。紙による申請が多く、郵送代の負担がかかることもあるため、給付・減免ともにスカラネットを利用できるとよい。
- 家計急変が学生によって時期がまちまちであるため、学生本人からスカラネットでの申込にしてほしい。
- 日本学生支援機構に対し、学生が年に数回各自在籍報告をしており、減免もそれをもって継続申請とし、結果もスカラネットで自分で確認すればよい。

#### <支援>

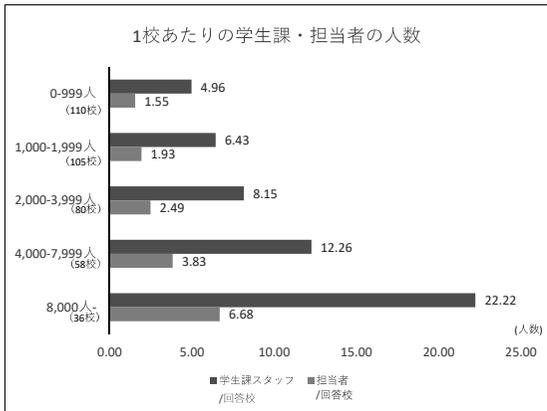
- 3区分のため、学費管理が複雑だ。会計処理システム導入と従事者に対する助成制度などの支援を設けてほしい。
- 管理簿、交付申請、変更交付申請、実績報告を一括して処理できるシステムを構築してほしい。
- 日本学生支援機構から奨学金担当者を大学に出していただきたい。
- 問い合わせ窓口がメールのみで返事が遅いため、対応が遅れる。

#### <事務処理の簡素化>

- 1年間は区分変更を行わずに運用するとともに、支援区分の制度設計を誰が見てもわかりやすいように変更されることを望む。
- 出席ではなく修得単位での管理とするべきだ。
- 経済困窮による支援なので本制度を辞退をする学生はいないに等しいと考えている。継続願を提出させる必要性について疑問だ。
- 休学及び復学は学生の願い出により起きる事象であり、学籍異動に対しての願い出は必ずなされ、また休学中の授業料は発生せず(減免が発生し得ない)、復学時は授業料を徴収する仕組みになっているため、様式9-1、9-2、6の手続きを省略してほしい。

Q21. 学生支援（学生課等）を担当するスタッフ総数及び奨学金制度の担当者数（兼担の場合は、小数点で扱う 例：2つの部門を担当している場合「0.5」）

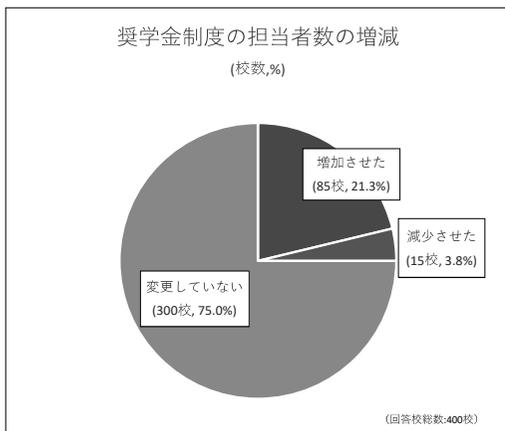
学生総数	学生課スタッフ 合計	担当者 合計	学生課スタッフ /回答校	担当者 /回答校	担当者 /学生課スタッフ
0-999人	546.00	170.80	4.96	1.55	31.3%
1,000-1,999人	675.60	202.50	6.43	1.93	30.0%
2,000-3,999人	652.00	198.80	8.15	2.49	30.5%
4,000-7,999人	711.00	222.00	12.26	3.83	31.2%
8,000人-	800.00	240.50	22.22	6.68	30.1%
全体	3,433.10	1,049.10	8.65	2.64	30.6%



○小規模大学では、担当者の平均人数が2名に達していない。既存の日本学生支援機構の奨学金に加え新制度の業務も発生したが、以前から職員数が少なく、人員を割くことができていないことがわかる。○大手大学は6.68名をあてているが、対象学生数も多いため、業務負担が軽いとは言い難い。○本来は学生と政府で行う作業であり、直接両者で行うことが望ましいが、大学が請け負っている。大学に委託する場合は、人件費等の間接経費の助成と一括で処理ができるシステムの構築が強く望まれる。

Q22. 2019年度と2021年度の奨学金制度の担当者数の増減

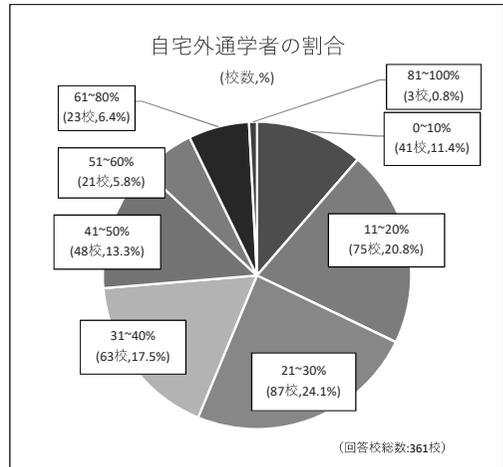
奨学金制度の担当者数の増減	校数	%
増加させた	85	21.3%
減少させた	15	3.8%
変更していない	300	75.0%



○85校21.3%の大学で奨学金担当者数を増加させているものの、「減少させた」と「変更していない」を併せた315校78.8%と多くの大学が人員を増加させることができていない。○間接経費の助成が出ておらず、奨学金業務者を増加できないため、担当職員個人に負担が重くし、事務処理をこなしている。○このような状態では働き方改革に反していることから、政府は、効率的なシステムの構築と間接経費の支給を早急に進めるべきである。

## Q23. 2021年5月時点の自宅外通学者の割合

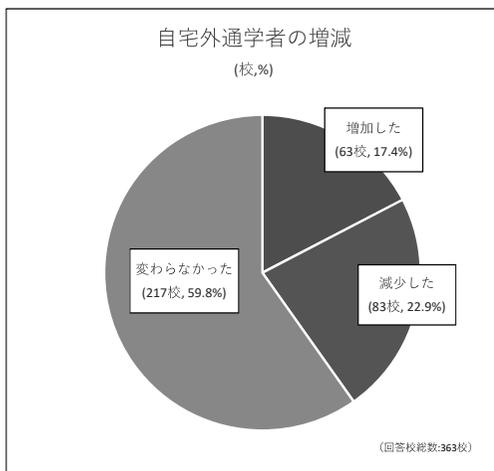
自宅外通学者の割合	校数	%
0~10%	41	11.4%
11~20%	75	20.8%
21~30%	87	24.1%
31~40%	63	17.5%
41~50%	48	13.3%
51~60%	21	5.8%
61~80%	23	6.4%
81~100%	3	0.8%



○自宅外通学者の割合は、21~30%がボリュームゾーンである。  
 ○新制度では、自宅と自宅外で支給額に差がある。新制度上の自宅外の定義はあるものの、自宅・自宅外の差が曖昧な部分も認められる。

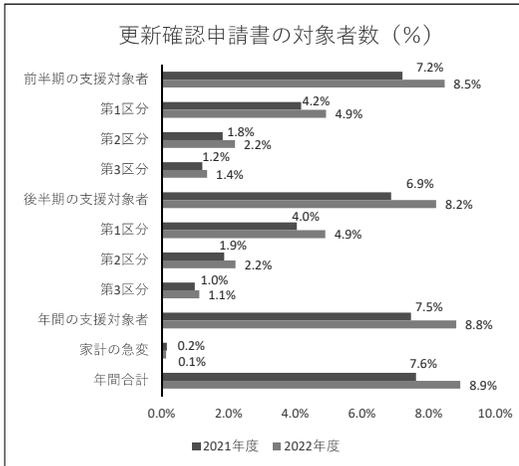
## Q24. 2019年度と2021年度を比較した自宅外通学者の増減

自宅外通学者の増減	校数	%
増加した	63	17.4%
減少した	83	22.9%
変わらなかった	217	59.8%



変わらなかったとする大学が59.8%と半数以上を占めるものの、増加した大学が17.4%と一定数ある。新制度で自宅から通えない大学に進学することができた層がいると見られる。学生にとっては学びの希望が叶う反面、地方においては都心への学生移動が促進される面もある。地方の大学が新たな取組を行い、首都圏の学生を呼び込めるような政府の助成があることが好ましい。

## Q25～26. 2021年度、2022年度更新確認申請書の対象者数 (2020年度、2021年度分の人数)



全体	2021年度(388校)		2022年度(391校)	
	合計人数	平均	合計人数	平均
前半期の支援対象者	91,721	7.2%	108,346	8.5%
第1区分	53,031	4.2%	62,921	4.9%
第2区分	23,181	1.8%	28,002	2.2%
第3区分	15,428	1.2%	17,262	1.4%
後半期の支援対象者	87,429	6.9%	105,097	8.2%
第1区分	51,452	4.0%	62,605	4.9%
第2区分	23,775	1.9%	28,211	2.2%
第3区分	12,562	1.0%	14,323	1.1%
年間の支援対象者	95,030	7.5%	112,790	8.8%
家計の急変	1,910	0.2%	1,647	0.1%
年間合計	96,927	7.6%	114,355	8.9%

○2022年は2021年より対象者総数が増加している。制度が周知されたことや経済状況が悪化したためとみられる。  
 ○小規模大学では、2022年の対象者数が学生総数の12.3%を占めており、新制度により支援される学生が多い。大規模大学ほど対象者の割合が少ない傾向がある。  
 ○前期と後期では、対象から外れる学生がいるため人数が減少する。  
 ○どの規模でも第2、3区分が第1区分よりも少ない。第1区分と比べ給付額に格差があり、大学進学を抑制している可能性がある。

0-999人	2021年度(117校)		2022年度(117校)	
	合計人数	平均	合計人数	平均
前半期の支援対象者	6,675	9.7%	7,983	11.8%
第1区分	3,812	5.5%	4,590	6.8%
第2区分	1,709	2.5%	2,090	3.1%
第3区分	1,110	1.6%	1,303	1.9%
後半期の支援対象者	6,330	9.2%	7,623	11.2%
第1区分	3,607	5.2%	4,488	6.6%
第2区分	1,783	2.6%	2,077	3.1%
第3区分	927	1.3%	1,061	1.6%
年間の支援対象者	6,911	10.0%	8,201	12.1%
家計の急変	113	0.2%	202	0.3%
年間合計	6,992	10.1%	8,375	12.3%

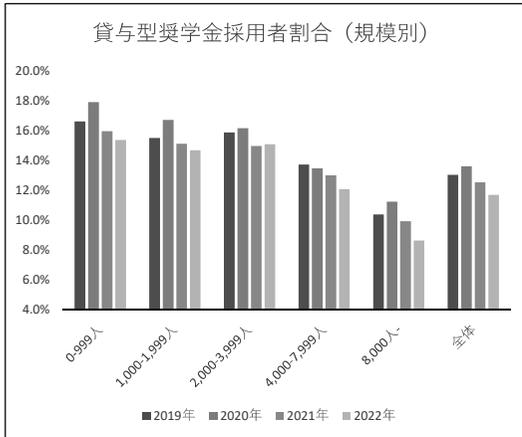
1,000-1,999人	2021年度(93校)		2022年度(97校)	
	合計人数	平均	合計人数	平均
前半期の支援対象者	12,050	9.0%	14,275	10.2%
第1区分	6,909	5.2%	8,167	5.8%
第2区分	3,107	2.3%	3,776	2.7%
第3区分	2,026	1.5%	2,307	1.6%
後半期の支援対象者	11,574	8.7%	13,955	10.0%
第1区分	6,679	5.0%	8,159	5.8%
第2区分	3,193	2.4%	3,832	2.7%
第3区分	1,730	1.3%	1,914	1.4%
年間の支援対象者	12,387	9.3%	14,855	10.6%
家計の急変	84	0.1%	116	0.1%
年間合計	12,467	9.3%	15,099	10.8%

2,000-3,999人	2021年度 (85校)		2022年度 (83校)		4,000-7,999人	2021年度 (55校)		2022年度 (60校)		8,000人-	2021年度 (38校)		2022年度 (34校)	
	合計 人数	平均	合計 人数	平均		合計 人数	平均	合計 人数	平均		合計 人数	平均	合計 人数	平均
前半期の 支援対象者	20,753	8.7%	23,793	10.1%	前半期の 支援対象者	22,544	7.3%	29,259	8.5%	前半期の 支援対象者	29,699	5.7%	33,036	6.7%
第1区分	12,017	5.0%	13,942	5.9%	第1区分	12,837	4.2%	16,870	4.9%	第1区分	17,456	3.3%	19,352	3.9%
第2区分	5,222	2.2%	6,080	2.6%	第2区分	5,818	1.9%	7,620	2.2%	第2区分	7,325	1.4%	8,436	1.7%
第3区分	3,485	1.5%	3,679	1.6%	第3区分	3,889	1.3%	4,725	1.4%	第3区分	4,918	0.9%	5,248	1.1%
後半期の 支援対象者	19,615	8.2%	22,761	9.7%	後半期の 支援対象者	21,342	6.9%	28,538	8.3%	後半期の 支援対象者	28,568	5.5%	32,220	6.6%
第1区分	11,550	4.8%	13,621	5.8%	第1区分	12,402	4.0%	17,002	4.9%	第1区分	17,214	3.3%	19,335	3.9%
第2区分	5,239	2.2%	6,006	2.6%	第2区分	5,830	1.9%	7,747	2.2%	第2区分	7,730	1.5%	8,549	1.7%
第3区分	2,739	1.1%	3,071	1.3%	第3区分	3,183	1.0%	3,941	1.1%	第3区分	3,983	0.8%	4,336	0.9%
年間の 支援対象者	21,314	8.9%	24,574	10.5%	年間の 支援対象者	23,328	7.5%	30,558	8.9%	年間の 支援対象者	31,090	5.9%	34,602	7.1%
家計の急変	279	0.1%	268	0.1%	家計の急変	826	0.3%	442	0.1%	家計の急変	608	0.1%	619	0.1%
年間合計	21,612	9.1%	24,655	10.5%	年間合計	24,158	7.8%	31,005	9.0%	年間合計	31,698	6.1%	35,221	7.2%

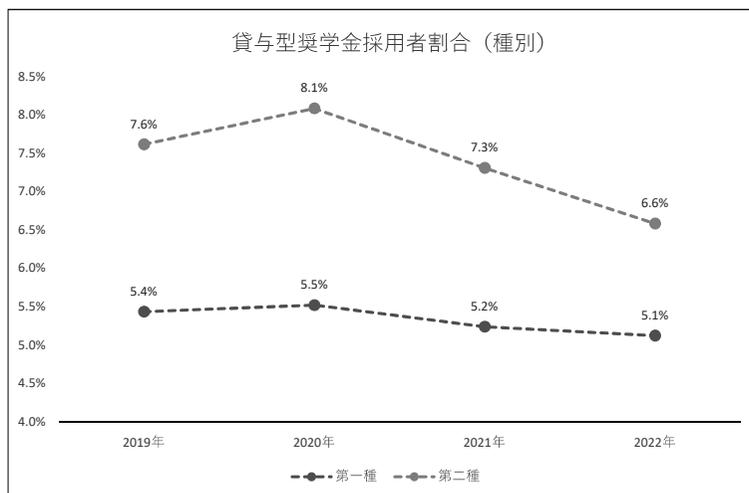
Q27～30. 2019年度～2022年度（春）の日本学生支援機構の貸与型奨学金採用決定者数

学生総数	2019年	2020年	2021年	2022年
0-999人	16.6%	17.9%	16.0%	15.4%
1,000-1,999人	15.5%	16.7%	15.1%	14.7%
2,000-3,999人	15.9%	16.2%	15.0%	15.1%
4,000-7,999人	13.7%	13.5%	13.0%	12.1%
8,000人-	10.4%	11.2%	9.9%	8.7%
全体	13.0%	13.6%	12.5%	11.7%

○学生総数における日本学生支援機構の貸与型奨学金対象者の割合は、規模が大きくなるにつれて減少している。  
 ○地域差や大学独自奨学金の対応等の要因がある。  
 ○2020年度はコロナ禍もあり、全体の件数が増加した。最近は落ち着いてきたと見られる。  
 ○1種奨学金は予算限度額があり増加していない。  
 ○2種奨学金の割合が下がってきている。有利子への忌避が働いている可能性がある。  
 ○学生が安心して学びを継続できる奨学制度の確立が急務である。



全体	2019年(380校)		2020年(387校)		2021年(390校)		2022年(391校)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	68,882	5.4%	71,343	5.5%	67,752	5.2%	66,496	5.1%
第二種	96,554	7.6%	104,500	8.1%	94,542	7.3%	85,472	6.6%
合計	165,436	13.0%	175,843	13.6%	162,294	12.5%	151,968	11.7%



0-999人	2019年(110校)		2020年(112校)		2021年(114校)		2022年(111校)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	4,452	7.3%	4,924	7.6%	4,711	7.1%	4,504	7.1%
第二種	5,655	9.3%	6,635	10.3%	5,903	8.9%	5,286	8.3%
合計	10,107	16.6%	11,559	17.9%	10,614	16.0%	9,790	15.4%

1,000-1,999人	2019年(94校)		2020年(96校)		2021年(99校)		2022年(106校)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	8,402	6.4%	9,107	6.7%	8,741	6.1%	9,451	6.3%
第二種	12,069	9.1%	13,707	10.0%	12,825	9.0%	12,715	8.4%
合計	20,471	15.5%	22,814	16.7%	21,566	15.1%	22,166	14.7%

2,000-3,999人	2019年(85校)		2020年(86校)		2021年(83校)		2022年(80校)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	14,911	6.4%	15,595	6.5%	14,574	6.2%	15,054	6.6%
第二種	22,152	9.5%	23,361	9.7%	20,535	8.8%	19,390	8.5%
合計	37,063	15.9%	38,956	16.2%	35,109	15.0%	34,444	15.1%

4,000-7,999人	2019年(54校)		2020年(54校)		2021年(59校)		2022年(58校)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	17,709	5.7%	16,686	5.5%	18,435	5.4%	17,778	5.3%
第二種	24,772	8.0%	24,555	8.0%	25,946	7.6%	22,572	6.8%
合計	42,481	13.7%	41,241	13.5%	44,381	13.0%	40,350	12.1%

8,000人-	2019年(37校)		2020年(39校)		2021年(35校)		2022年(36校)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
第一種	23,408	4.4%	25,031	4.6%	21,291	4.2%	19,709	3.8%
第二種	31,906	6.0%	36,242	6.7%	29,333	5.8%	25,509	4.9%
合計	55,314	10.4%	61,273	11.2%	50,624	9.9%	45,218	8.7%

Q31～32. 2021年度、2022年度（2020、2021年度分）更新確認申請書（別紙）の認定取消等の学生数

全体	2021年(380校)		2022年(383校)	
	合計人数	該当者/年間対象者合計(Q25)	合計人数	該当者/年間対象者合計(Q26)
認定取消:修業年限で卒業又は修了できないことが確定	777	0.8%	1,318	1.2%
認定取消:修得単位数が標準単位数の5割以下	890	0.9%	955	0.8%
認定取消:出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	320	0.3%	515	0.5%
認定取消:「警告」の区分に連続して該当	110	0.1%	4,174	3.7%
退学・停学:退学	262	0.3%	467	0.4%
退学・停学:3ヶ月以上の停学	1	0.0%	7	0.0%
警告:修得単位数が標準単位数の6割以下	445	0.5%	295	0.3%
警告:GPA等が下位1/4	10,964	11.5%	11,131	9.9%
警告:出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	1,760	1.8%	1,943	1.7%

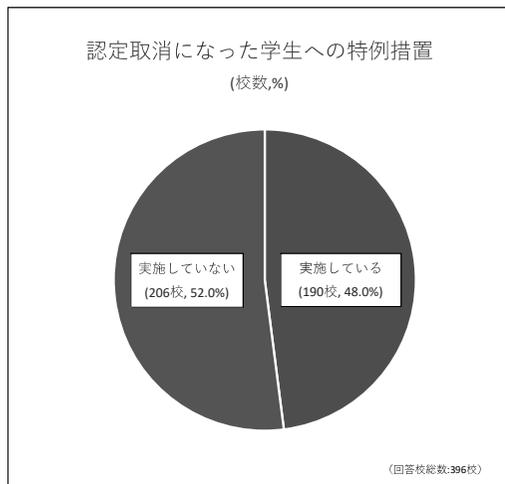
○「GPA等が下位1/4」に該当し警告となる割合が高い。連続して警告に該当すると認定取消になる。GPAは相対的なものであり、本人の努力だけではどうにもならない部分があるため、基準として適切ではない。  
○新制度は家計が厳しい学生の大学進学を支援するものであり、学業基準を導入することは適切ではない。公的奨学金であるため一定程度の成績基準が必要だとするならば、大学ごとの進級基準に合致していればよしとするべきである。

	0-999人				1,000-1,999人				2,000-3,999人			
	2021年(114校)		2022年(115校)		2021年(92校)		2022年(94校)		2021年(82校)		2022年(81校)	
	合計人数	該当者/年間対象者合計(Q25)	合計人数	該当者/年間対象者合計(Q26)	合計人数	該当者/年間対象者合計(Q25)	合計人数	該当者/年間対象者合計(Q26)	合計人数	該当者/年間対象者合計(Q25)	合計人数	該当者/年間対象者合計(Q26)
認定取消:修業年限で卒業又は修了できないことが確定	27	0.4%	79	1.0%	102	0.8%	133	0.9%	153	0.7%	273	1.1%
認定取消:修得単位数が標準単位数の5割以下	29	0.4%	25	0.3%	111	0.9%	129	0.9%	167	0.8%	242	1.0%
認定取消:出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	22	0.3%	30	0.4%	59	0.5%	89	0.6%	88	0.4%	171	0.7%
認定取消:「警告」の区分に連続して該当	13	0.2%	151	1.8%	44	0.4%	471	3.2%	26	0.1%	913	3.8%
退学・停学:退学	43	0.6%	69	0.8%	59	0.5%	118	0.8%	77	0.4%	102	0.4%
退学・停学:3ヶ月以上の停学	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
警告:修得単位数が標準単位数の6割以下	23	0.3%	16	0.2%	36	0.3%	43	0.3%	93	0.4%	100	0.4%
警告:GPA等が下位1/4	447	6.7%	608	7.4%	1,326	10.8%	1,308	8.9%	2,222	10.6%	2,267	9.4%
警告:出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	85	1.3%	128	1.5%	399	3.2%	352	2.4%	734	3.5%	943	3.9%

	4,000-7,999人				8,000人-			
	2021年(54校)		2022年(59校)		2021年(38校)		2022年(34校)	
	合計人数	該当者 /年間対象者 合計(Q25)	合計人数	該当者 /年間対象者 合計(Q26)	合計人数	該当者 /年間対象者 合計(Q25)	合計人数	該当者 /年間対象者 合計(Q26)
認定取消:修業年限で卒業又は修了できないことが確定	201	0.8%	383	1.3%	294	0.9%	450	1.3%
認定取消:修得単位数が標準単位数の5割以下	336	1.4%	271	0.9%	247	0.8%	288	0.8%
認定取消:出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	63	0.3%	121	0.4%	88	0.3%	104	0.3%
認定取消:「警告」の区分に連続して該当	25	0.1%	1,256	4.1%	2	0.0%	1,383	3.9%
退学・停学:退学	37	0.2%	113	0.4%	46	0.1%	65	0.2%
退学・停学:3ヶ月以上の停学	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.0%
警告:修得単位数が標準単位数の6割以下	227	1.0%	77	0.3%	66	0.2%	59	0.2%
警告:GPA等が下位1/4	2,706	11.4%	3,342	11.0%	4,263	13.4%	3,606	10.2%
警告:出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	248	1.0%	382	1.3%	294	0.9%	138	0.4%

### Q33. 認定取消になった学生への特例措置

特例措置の有無	校数	%
実施している	190	48.0%
実施していない	206	52.0%



○特例措置を「実施している」大学が190校48%、「実施していない」大学が206校52%である。大学によって対応が分かれている。

○学生が継続して学べるよう配慮をした大学があることは望ましいが、特例の判断は大学がすることになっており、基準が明確でなく、機械的に認定を取り消した大学もある。

## Q34. 廃止となった学生の取り扱い

- ◎学生が学業を継続できるよう、各種貸与型奨学金などを紹介するケースが多い。
- ◎経済的に大学進学が困難な家庭の学生の進学支援の制度に厳しい学業判定基準を導入することに疑問の声が少なくない。
- ◎廃止になった学生が、退学にいたる現状もある。学生にとって有意義な援助となるよう、基準を再考するべきである。
- ◎なお、一部であるが廃止となるのは学生の責任であるとの意見もあった。

### <学生への対応>

- 学生、保証人が廃止になることを理解していないケースが少なくない。高校の予約採用者において特に多く見られる。
- 日本学生支援機構や自治体や民間の貸与型奨学金等を紹介している。
- 学内基準に合致した場合は、独自奨学金で対応する。
- 減免や分納、延納制度を案内する。
- 廃止にならないよう、教職員で情報を共有し、学生に連絡、面談を実施する。
- 学生、保証人に注意喚起の文章を郵送する。

### <判定基準>

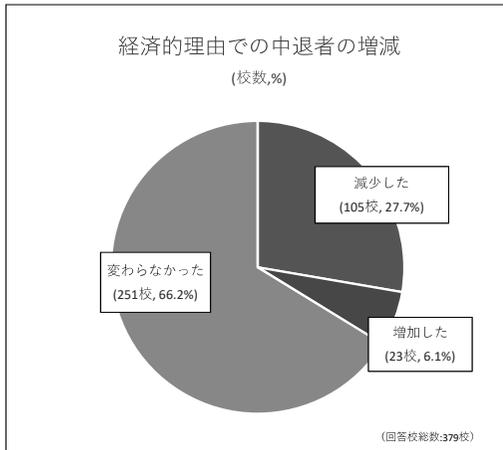
- 経済支援なのだから、途中で支援が途切れるのは厳しすぎる。
- 復活や減免などの救済手段を設けてほしい。
- GPAは他人の成績にも左右され、自分の努力だけではどうしようもない部分がある。廃止は貸与型奨学金のように2度留年した場合などにすべきだ。
- 判定は、標準修業年限で卒業することを重視すべきだ。
- 出席率や単位取得基準を満たせばよいのではないか。
- 廃止になったため、アルバイトを増やさざるを得ず、却って学業に専念出来なくなっている。

### <未回収学納金>

- 遡及取消は厳しすぎる。支払えない学生は退学に至るケースが多い。
- 遡及して学納金を回収することは現実的には難しく、5年に渡って行うことも業務として煩雑だ。
- 遡及取消になる前に休止などの措置が取られる制度にしたほうがよい。

### Q35. 経済的理由で中退する学生の増減

経済的理由での中退者数	校数	%
減少した	105	27.7%
増加した	23	6.1%
変わらなかった	251	66.2%



○経済的理由で中退する学生数は「変わらなかった」と答えた大学が**251校66.2%**と多数を占めている。「増加した」大学は**23校6.1%**である。修学支援制度だけでは家計の悪化を補え切れない現状が見える。

○一方で「減少した」と答えた大学は**105校27.7%**であることから、新制度で退学を回避できた学生がいることがわかる。

○新制度が一定の役割を話している反面、一部の学生のみが対象となっていることから、学生全体が経済面の不安を抱えずに学べる奨学金制度の拡充が望まれる。

## Q36. 新型コロナウイルス感染症が修学支援新制度に与えた影響

- ◎コロナ禍で家計が悪化し、新制度に申し込む学生が増加したとする回答が多い。本制度で救済された学生も多くいることがわかる。
- ◎但し、制度上の不備や事務負担増加の訴えも多く見られており、今後の改善が望まれる。
- ◎なお、コロナの影響はなかったとする意見も少数だがあった。主な意見を抜粋する。

### <事務処理>

- 家計急変制度の応募者が増加、3か月ごとの区分見直しもあり、事務負担が急増し、通常業務を圧迫している。
- 学生や保証人からの問い合わせ対応に忙殺された。
- コロナ禍で学生と対面できないため、申請手続きを円滑に進められず、書類提出が書留やレターパック等に限定されたため、郵送代、通信費も増加した。

### <学生・保証人>

- 家計急変制度の申込者が増加した。
- コロナ禍の家計の悪化で退学する学生が増加したが、給付型奨学金を得ている学生から退学者は出ていない。制度の基準には満たないが収入が減少し、家計が厳しい学生もいる。
- 学生・保証人に貸与よりも給付への意識が強くなっており、「返還必要」や「貸付」に嫌悪感を待つようになった層がいるように感じる。

### <制度>

- 特に自営業において家計急変の証明が困難である。
- コロナ関連の給付金が所得扱いになり、廃止になった学生がいた。
- 昨年の住民税を反映することや減収額が急変とまでいかず支援対象にならないが慢性的に困窮している学生がいる。
- 審査から決定まで3か月もかかり、保証人からクレームが来る。
- 日本学生支援機構の問い合わせ窓口にも連絡しても繋がらない。

### Q37. 設置主体（国公立）によって異なる授業料等の自己負担額

- ◎国公立で支援額が異なることにより、学生が学びたいことを諦めることのないよう、学生への支援の格差をなくし、自己負担額が同一となることを求める回答が多い。
  - ◎中間層への支援や学部の特性、地域性への配慮も望まれる。
  - ◎一方で、少数ながら現状維持でよいとする意見もあった。
- 主な意見を抜粋する。

#### <負担額>

- 学生が負担額のために望む大学に進学できないことが考えられる。意欲のある学生の進学を支援するために、負担額は一律であるべきだ。
- 国立は無償になるケースがあり、国私の違いが広がったも同然である。
- 教育充実費や施設設備費など授業料以外も減免してほしい。
- 学問分野によって学納金が異なっていることを考慮した制度が望ましい。
- 多子世帯やひとり親世帯など条件的に減額費を増やせるとよい。

#### <支援区分・対象>

- 支援の崖をなだらかにするべきだ。
- 中間層の学生でも家計が厳しい場合がある。対象にしてほしい。
- 奨学生と非対象学生の不公平感をなくすような制度が望ましい。
- 学業を基準とする支援制度の拡充が必要だ。

#### <学生・保証人>

- 制度を理解していない場合がある。対象者なのだから無償だと思っていることがあり、問い合わせが来る。文部科学省で適切に周知するべきだ。

### Q38. 修学支援新制度についての意見

- ◎新制度は、低所得家庭の学生に進学の機会を与える画期的な政策という評価がある反面、判定基準の厳しさが学生を追い詰めている。大学ごとに設定している進級基準など別の基準にするべきだとの意見が多い。
- ◎給付対象外の学生との不平等さも問題としている。
- ◎従前の日本学生支援機構の奨学金関連の事務処理だけでも負担だったところに、新制度が開始されたことにより、大学の事務処理量がさらに膨大化し、働き方改革が謳われているにも関わらず、年間を通して処理に忙殺されている様子が見える。
- ◎文部科学省と日本学生支援機構で別々に行っている奨学金システムを統一し、申込から採用までシステム上で簡素化して行えるよう再構築し、学生と大学がともに事務負担を減少できるような施策を取ることが望まれる。
- ◎なお、学生自身の意欲が乏しいまま給付を受けているケースも見られる。
- ◎本当に進学したい学生を支援する、現実に沿ったシステムに制度を修正するべきだ。

#### <事務処理>

- 手続きが膨大で複雑、様式も毎年のように変更される中、短期間での処理を求められ担当部署が疲弊している。給付と減免のシステムを統一して構築し、審査から振り込みまで一括で行えるようにしてほしい。
- 膨大な処理をこなすことが大変な負担となっている。間接経費への助成を望む。
- 日本学生支援機構と文部科学省とで二重に処理しなければならず、その様式も微妙に異なっているため、統一したほうがよい。
- 年度途中、年度を跨いでの区分変更等が発生し、還付や追加徴収が発生、学校にも学生にも負担がかかっており、こうした複雑な処理がミスにつながっている。年度ごとの見直しとすべきだ。
- 様々な通知が来るのが遅く、作業スケジュールが厳しい。
- 通知内容の簡略化を願う。事務負担が重く、他の業務を圧迫している。
- 機関要件は各年などとし毎年行わなくてもいいのではないか。
- 日本学生支援機構と文部科学省で回答が異なる場合がある。窓口を統一し、迅速に回答いただきたい。

#### <財務>

- 第1種奨学金と給付型奨学金の併用調整は行う意味がなくなっている。なくすべきだ。
- 大学に授業料等の猶予を求めているが、学費確定が遅れるため、大学の資産管理に支障を来す。
- 1/3支援は端数が発生するため、改善してほしい。

<判定基準>

- 年度内での家計基準による区分変更は学生・保証人及び大学の年間の資金計画を狂わせる。年度内は変えるべきではない。
- 下位1/4では、毎年警告、廃止が発生する。大学ごとの基準に合致すればよいとすべきである。

<学生・保証人>

- 中間層への支援がなく、受給対象となっても崖問題が発生することもある。受給対象者でないのでアルバイトを多くしなければならない学生と対象者の間に不平等感がある。
- 高校での説明が十分になされておらず、廃止や遡及取消を理解せずに入学し、クレームになるケースが散見する。
- 給付・減免は利用するが貸与は利用しない学生が増えている。
- 支援を途中で打ち切られた学生は経営状況が悪化、アルバイトを多くせねばならず勉強に集中できない。精神的にも追い詰められる。
- 支援制度を受けることができたため、未納で除籍となる学生が減った。
- 個人への奨学金なのだから、国と学生で直接行うべきで大学が仲介するものではない。





- 1.物価の上昇 2.家計所得の変動 3.消費税の引き上げ  
 4.教育研究費の増加（遠隔授業関係を除く） 5.管理運営費の増加 6.財務状況の悪化  
 7.人件費の増加 8.施設・設備の拡充 9.補助金額の変動 10.学生募集の状況  
 11.国の高等教育無償化や奨学金の充実 12.競合関係にある他大学の学費改定  
 13.遠隔授業の増加に伴う費用の増加 14.その他（ ）

Q7. 貴学では、修学支援新制度の開始により入学者数にどのような影響がありましたか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 入学者数が増加した 2. 入学者数が減少した 3. ほぼ変わらない

Q8. 貴学では、独自の取り組みとしてどのような学生への経済的支援（以下、「独自の学生支援制度」）を2021年度に実施していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 経済状態を基準とする給付型奨学金 2. 学業状態を基準とする奨学金  
 3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金 4. 独自の貸与型奨学金  
 5. 入学金の減免 6. 授業料の減免 7. その他学納金の減免  
 8. 教育ローンの利子補填 9. 学生納付金の分納・延納 10. あてはまるものはない

<Q8で独自の学生支援制度を実施していると答えた方に伺います>

Q9. 2021年度の「独自の学生支援制度」の該当者数をそれぞれ記入してください。（半角数字のみで記入してください。）

1. 経済状態を基準とする給付型奨学金	人	2. 学業状態を基準とする奨学金	人
3. スポーツ等部活動を基準とする奨学金	人	4. 独自の貸与型奨学金	人
5. 入学金の減免	人	6. 授業料の減免	人
7. その他学納金の減免	人	8. 教育ローンの利子補填	人
9. 学生納付金の分納・延納	人		

Q10. 貴学において、2021年度「独自の学生支援制度」にかかった費用の総額と対象人数（延べ数）を記入してください。（半角数字のみで記入してください。）

総額	円	対象人数	人
----	---	------	---

Q11. 貴学では、修学支援新制度の開始により、2019年度と2021年度を比較して、「独自の学生支援制度」にどのような影響がありましたか。あてはまるものを1つずつ選択してください。

	支給総額	支給人数
経済状態を基準とする奨学金		
学業成績を基準とする奨学金		
スポーツ等部活動を基準とする奨学金		

選択肢：

1. 増加した 2. 減少した 3. ほぼ変わらない

Q12. 貴学では、修学支援新制度の開始により、2019年度と2021年度を比較して、大学の財務にどのような影響がありましたか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 「独自の学生支援制度」の負担が増えた  
2. 「独自の学生支援制度」の負担が減った 3. ほぼ変わらない

Q13. 貴学では、修学支援新制度開始に伴い「独自の学生支援制度」の見直しを行いましたか。また、見直した場合どのように制度を変更しましたか。あてはまるものを1つずつ選択してください。

	緩和した／ 増加した	厳格化した／ 減少した	見直さなかった／ 変更しなかった
成績要件	1	2	3
所得制限	1	2	3
対象人数	1	2	3
支給総額	1	2	3

Q14. 貴学では、「独自の学生支援制度」を今後見直しする予定がありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 2022年度中に見直しをする予定である  
2. 2023年度以降に見直しを開始する予定である 3. 当面は見直しを行う予定がない

Q15. 貴学では、「独自の学生支援制度」について、今後どのように取り組みたいと考えていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 拡充させたい 2. やや拡充させたい 3. 特に変更はしない  
4. やや縮小させたい 5. 縮小させたい 6. 制度がないのでわからない

Q16. 貴学では、「独自の学生支援制度」を拡充させるにあたって、どのような財源を予定していますか。あてはまるものをすべて選択してください

- |                   |                 |                   |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| 1. 個人からの寄付金       | 2. 企業等からの寄付金    | 3. 同窓会・後援会等からの寄付金 |
| 4. 経常費補助金（一般補助）   | 5. 経常費補助金（特別補助） |                   |
| 6. 地方公共団体の補助金     | 7. 資産運用等の収益     | 8. 学納金の改定         |
| 9. 学生支援制度以外の支出の抑制 | 10. 学内の基金等から補填  |                   |
| 11. 収支上の余裕資金      | 12. 拡充させる予定はない  |                   |

Q17. 貴学では、受験生や保護者、高校等にオープンキャンパスやホームページ等で「独自の学生支援制度」について説明を行っていますか。あてはまるものを1つずつ選択してください。

	積極的に 行っている	やや 行っている	あまり行っ ていない	まったく行 っていない
1. ホームページ	1	2	3	4
2. オープンキャンパス	1	2	3	4
3. 入試説明会	1	2	3	4
4. 大学案内(出版社などの雑誌)	1	2	3	4
5. パンフレット(大学が自ら作成)	1	2	3	4
6. SNS、YouTube	1	2	3	4
7. ダイレクトメール	1	2	3	4
8. その他 ( )	1	2	3	4

Q18. 貴学では、奨学金に関してどのような状況ですか。あてはまるものをすべて選択してください。

	修学支援 新制度	日本学生支援 機構のその他 の奨学金	自治体や 民間の奨学金	大学独自の 奨学金
1. 申請対象者の人数が多い				
2. 申請書の項目数が多い				
3. 短い期間で書類を準備しなければならない				
4. 対象者の要件を把握するのが大変である				
5. 事務担当者の人数が少ない				
6. 奨学金業務に精通したスタッフが少ない				

7. その他の学生支援業務が停滞する				
8. その他 ( )				

Q19. 貴学では、修学支援新制度と既存の奨学金制度の区分をどのように感じていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- |              |            |             |
|--------------|------------|-------------|
| 1. とても負担である  | 2. やや負担である | 3. あまり負担でない |
| 4. まったく負担でない |            |             |

Q20. 貴学では、修学支援新制度に関連する事務負担をどのように感じていますか。あてはまるものを1つずつ選択してください。また、事務負担についてご意見がありましたら、自由にご記入ください（1000字以内）。

	とても負担である	やや負担である	あまり負担でない	まったく負担でない
学生の成績管理	1	2	3	4
申請書類の作成	1	2	3	4
会計上の処理	1	2	3	4
個人情報への取扱い	1	2	3	4

ご意見：

--

Q21. 貴学において、学生支援（学生課等）を担当するスタッフ総数は何名ですか。そのうち、奨学金制度を担当しているのは何名ですか。それぞれ記入してください。（兼担の場合は、少数で記入してください。例：2つの部門を担当している場合は「0.5」を記入してください。）

総数	人	うち奨学金制度の担当	人
----	---	------------	---

Q22. 貴学では、修学支援新制度の開始に伴い、2019年度と2021年度を比較して、奨学金制度を担当するスタッフ数を変更しましたか。あてはまるもの1つを選択してください。

- |          |          |            |
|----------|----------|------------|
| 1. 増加させた | 2. 減少させた | 3. 変更していない |
|----------|----------|------------|

Q23. 貴学では、2021年5月1日時点の自宅外通学者の割合はおよそどの程度ですか。数値を記入してください。

約	%
---	---

Q24. 貴学では、2019年度と2021年度を比較して、自宅外通学者は増加しましたか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 増加した	2. 減少した	3. 変わらなかった
---------	---------	------------

Q. 貴学では、修学支援新制度の授業料減免対象者及び給付奨学生の人数は何人でしたか。各要件に該当する年度別人数をそれぞれ記入してください。（申請様式第2号の別紙に記載の数値を参考に記入してください。1桁の場合も実数を記入してください。）

Q25. 2021年度更新確認申請書の対象者（2020年度分の人数）（半角数字のみで記入してください。）

A：前半期の支援対象者（家計急変による者を除く）	人
A-a：（内訳）第1区分	人
A-b：（内訳）第2区分	人
A-c：（内訳）第3区分	人
B：後半期の支援対象者（家計急変による者を除く）	人
B-a：（内訳）第1区分	人
B-b：（内訳）第2区分	人
B-c：（内訳）第3区分	人
C：年間の支援対象者（家計急変による者を除く）	人
D：家計急変による支援対象者（年間）	人
E：年間合計（C+D）	人

Q26. 2022年度更新確認申請書の対象者（2021年度分の人数）（半角数字のみで記入してください。）

A：前半期の支援対象者（家計急変による者を除く）	人
A-a：（内訳）第1区分	人
A-b：（内訳）第2区分	人
A-c：（内訳）第3区分	人
B：後半期の支援対象者（家計急変による者を除く）	人

B-a : (内訳) 第 1 区分	人
B-b : (内訳) 第 2 区分	人
B-c : (内訳) 第 3 区分	人
C : 年間の支援対象者 (家計急変による者を除く)	人
D : 家計急変による支援対象者 (年間)	人
E : 年間合計 (C+D)	人

Q. 貴学では、日本学生支援機構の貸与型奨学金採用決定者は何人でしたか。各要件に該当する年度別延べ人数をそれぞれ記入してください。(第 1 種・第 2 種併用の場合は、それぞれにカウントしてください。)

Q27. 2019 年度の採用決定者 (半角数字のみで記入してください。)

第一種	人	第二種	人
-----	---	-----	---

Q28. 2020 年度の採用決定者 (半角数字のみで記入してください。)

第一種	人	第二種	人
-----	---	-----	---

Q29. 2021 年度の採用決定者 (半角数字のみで記入してください。)

第一種	人	第二種	人
-----	---	-----	---

Q30. 2022 年度(春・第 1 次募集)の採用決定者 (半角数字のみで記入してください。)

第一種	人	第二種	人
-----	---	-----	---

Q31. 貴学では、修学支援新制度における 2021 年度 (2020 年度分の人数) 更新確認申請書 (別紙) の退学など進路を変更する学生は何人でしたか。該当者数をそれぞれ記入してください。(半角数字のみで記入してください。)(申請様式第 2 号の別紙に記載の数値を参考に記入してください。1 桁の場合も実数を記入してください。)

認定取消 : 修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人
認定取消 : 修得単位数が標準単位数の 5 割以下	人
認定取消 : 出席率が 5 割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人

認定取消：「警告」の区分に連続して該当	人
退学・停学：退学	人
退学・停学：3か月以上の停学	人
警告：修得単位数が標準単位数の6割以下	人
警告：GPA等が下位1/4	人
警告：出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人

Q32. 貴学では、修学支援新制度における2022年度（2021年度分の人数）更新確認申請書（別紙）の退学など進路を変更する学生は何人でしたか。該当者数をそれぞれ記入してください。（半角数字のみで記入してください。）（申請様式第2号の別紙に記載の数値を参考に記入してください。1桁の場合も実数を記入してください。）

認定取消：修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人
認定取消：修得単位数が標準単位数の5割以下	人
認定取消：出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人
認定取消：「警告」の区分に連続して該当	人
退学・停学：退学	人
退学・停学：3か月以上の停学	人
警告：修得単位数が標準単位数の6割以下	人
警告：GPA等が下位1/4	人
警告：出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人

Q33. 貴学では、修学支援新制度において認定取消になった学生への特例措置（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置）を実施したことがありますか。あてはまるものの1つを選択してください。

1. 実施している 2. 実施していない
----------------------

Q34. 修学支援新制度が廃止となった学生に対する取り扱いについて、自由にご記入ください（1000字以内）。

--

Q35. 貴学では、修学支援新制度の導入以降、経済的理由で中退する学生は減少しましたか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 減少した 2. 増加した 3. 変わらなかった

Q36. 新型コロナウイルス感染症が修学支援新制度に与えた影響について、自由にご記入ください（1000字以内）。

--

Q37. 修学支援新制度では、授業料等減免において、学生が在籍する大学の設置主体（国公立）によって、授業料等の自己負担額が異なります。学生の自己負担のあり方について、どのような内容が望ましいと考えていますか。自由にご記入ください（1000字以内）。

--

Q38. 修学支援新制度についてご意見がございましたら、自由にご記入ください（1000字以内）。

--

Q39. 最後に、回答者さまの情報をご記入ください。

\* 個別名称は出さず、私学全体を客観的な視点から分析します。

大学名		入学定員（2022年度）	
入学者数（2022年5月1日時点）		学部数	
ご担当者氏名		部署名	
役職		電話番号	
メールアドレス			



日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所  
私学高等教育研究叢書令和 5(2023)年 3 月  
『高等教育の修学支援新制度と私立大学』

著 者 小林 雅之 (研究代表者)  
浦田 広朗 (研究代表者)  
編 者 西井 泰彦 (私学高等教育研究所 主幹)  
発行所 日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所  
小原 芳明 (私学高等教育研究所 所長)  
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-9  
私学会館別館第二ビル四階  
電話 : 03-5211-5090  
FAX : 03-5211-5334

印 刷 社会保険研究所